令和5年度
（2023年度）

# 学 生 便 覧

広 島 大 学

広島大学医学部

# 『学生便覧』について

１．この『履修の手引』は，医学部令和５（2023）年度入学生を対象とする大学・学部の諸規則，教育課程，履修要領及び修学上の諸注意等を記載したものです。

２．「Ⅰ 教育課程」では，前半部に医学部の教育科目履修基準（教養教育科目及び専門教育科目）等を記載し，後半部に，主として，全学部に共通した教育プログラム及び教養教育に関する内容が記載してあります。

３．「Ⅱ 教務・学生生活関係」では，学生生活における注意事項が記載してあります。

４．「Ⅲ 諸規則」では，学部生に必要な大学の規則等を記載してあります。

５．令和５（2023）年度入学生は，卒業するまでこの『学生便覧』に従って履修等を行わなければならないので，紛失しないよう大切に扱ってください。

６．令和５（2023）年度入学生は，この『学生便覧』と『もみじ（広島大学学生情報システム）』で閲覧できる各授業科目の授業内容等を記載した『講義概要（シラバス）』を活用して，遺漏なく各自の履修計画を立ててください。

# 注　　意

大学から学生のみなさんへの伝達事項は，「もみじ」電子掲示板により行いますので，**１日１度は必ず「もみじ」電子掲示板を確認**するよう心掛けてください。

ただし，「もみじ」が正常に稼働しない場合などは，学部の掲示板にも掲示されます。

また，重要な事項につきましても同様に掲示します。「もみじ」及び掲示を確認しなかったために思いもかけない不利益を被る場合があるので，注意してください。

## 広島大学の理念

○平和を希求する精神
○新たなる知の創造
○豊かな人間性を培う教育
○地域社会・国際社会との共存
○絶えざる自己変革

# 広島大学憲章

広島大学は、人類史上初めての原子爆弾が投下された被爆地広島に 1949 年に創設された国立の総合研究大学である。

広島大学は、平和を希求する精神、新たなる知の創造、豊かな人間性を培う教育、地域社会・国際社会との共存、絶えざる自己変革、という理念 5 原則の下、自由で平和な社会を実現し、人類の幸福に貢献することを使命とする。

**１．人権の尊重**

広島大学は、そのあらゆる活動において、民族、国籍、宗教、信条、ジェンダー、経済的・社会的地位、障がいの有無などに関わるあらゆる差別やハラスメントを許さず、一人ひとりの人権と人格を尊重し、擁護する。

**２．教育**

広島大学は、個々の学生が主体的で柔軟な学びを実践できる環境を構築し、豊かな人間性と幅広い教養、秀でた専門的知識と自ら課題を発見し解決する能力を備え、自由で平和な持続的発展を可能とする社会の実現に貢献する人材を育成する。

**３．研究**

広島大学は、研究者の自由な発想に基づく高度で革新的な研究により、深い真理の探究と新たな知の創造に邁進するとともに、その成果を広く社会に提供することにより、地域、国及び国際社会が抱える課題の解決に向けたイノベーションを持続的に創出する。

**４．社会貢献**

広島大学は、自らの活動を積極的に公開し、社会に開かれた大学、社会から信頼される大学として、地域や産業界、関係する諸機関とも連携・協働し、教育、研究、医療等の全ての活動を通じて、地域社会及び国際社会に貢献する。

**５．持続可能な社会の実現**

広島大学は、持続可能な社会を実現するための世界最高水準の活動に取り組む大学として、貧困や紛争、人権の抑圧、感染症、環境や資源・エネルギー問題など、地球規模の課題に対する先端的な解決策を世界に先駆けて実践する。

広島大学の全構成員及び卒業生・修了生は、各々が矜持を持ち、国民及び世界から期待される役割をたゆまず省察し、コンプライアンスを徹底の上、相互に信頼・尊重しあいながら、その個性と能力を十分に発揮して各々の使命を果たし続ける。

（2021 年 12 月 27 日　制定）

# Hiroshima University Charter

Hiroshima University is a national research university established in 1949 in Hiroshima, which is the first atomic-bomb stricken city in the history of humankind.

Hiroshima University's mission is to contribute to the well-being of humankind by realizing a free and peaceful society based on the following five guiding principles: The Pursuit of Peace; The Creation of New Forms of Knowledge; The Nurturing of Well-Rounded Human Beings; Collaboration with the Local, Regional and International Community; and Continuous Self-Development.

## 1. Respect for human rights

In all its activities, Hiroshima University will not tolerate discrimination or harassment of any kind in relation to ethnicity, nationality, religion, belief, gender, economic or social status, or disability, and will respect and protect the human rights and individuality of each person.

## 2. Education

Hiroshima University will create an environment in which each student can learn independently and flexibly, while nurturing individuals with a rich sense of humanity, broad education, excellent specialized knowledge, and the ability to discover and solve problems on their own, who will contribute to the realization of a society that enables free and peaceful sustainable development.

## 3. Research

Hiroshima University will strive for an in-depth search for the truth and the creation of new knowledge through advanced and innovative research based on the free thinking of its researchers, and will share the fruits of such endeavors with the wider community, in order to continuously create innovations to solve the problems faced by the local, national and international communities.

## 4. Social Contributions

As a university aspiring to be open to and trusted by society, Hiroshima University is determined to contribute to local and international society by actively publicizing its activities, securing cooperation and collaboration with local communities, industry and other organizations concerned, and engaging itself in all activities including education, research, and medical care.

## 5. Realization of a sustainable society

Hiroshima University, as a university engaged in world-class activities for the realization of a sustainable society, will strive to lead the world in providing cutting-edge solutions to global issues such as poverty, conflict, the suppression of human rights, infectious diseases, and environmental, resource and energy problems.

The members of Hiroshima University will take pride in their work, reflect tirelessly on the role expected of them by the nation and the world, and continue to fulfill each member's mission by fully demonstrating his/her individuality and abilities, while ensuring full compliance and showing mutual trust and respect.

(Enacted on December 27, 2021)

# 広島大学行動規範

広島大学は、国立の総合研究大学として、自由で平和な社会を実現し、人類の幸福に貢献するという使命を果たすと同時に、その活動に関して高い倫理性と社会に対する透明性を持った十分な説明責任が求められています。社会からのこれらの負託に応えるために、私たち広島大学の全構成員が常に意識し、実行すべき指針として、「広島大学行動規範」を定めます。

**１．人権と多様性の尊重**

私たちは、一人ひとりの人権と人格を尊重し、あらゆる差別やハラスメントを許さず、全ての構成員がその個性と能力を十分に発揮できるキャンパスを実現します。

**２．自主性・自律性の堅持**

私たちは、社会的規範や倫理、個々の活動に対するインテグリティに十分配慮しつつ、学問の自由や教育・研究の自主性・自律性を堅持し、世界最高水準の教育・研究を実施・発展させ、その成果を社会に還元します。

**３．法令等の遵守**

私たちは、広島大学の構成員として活動するにあたり、社会的規範・ルール、関係法令及び学内諸規則を遵守します。

**４．情報の公開・保護**

私たちは、社会に対する透明かつ公正な説明責任を果たすため、その活動の内容や結果など本学が保有する情報について適時適切な方法で社会に公開し、その情報の利用にあたっては、高い倫理規範を自らに課すとともに、個人情報の保護を図ります。

**５．情報の管理**

私たちは、広島大学の情報資産の価値を把握し、その安全性及び信頼性を確保するために、情報セキュリティ上の脅威を十分に認識し、それぞれの業務に応じて、適切な管理と運用を行います。

**６．経費・資産の適正な管理**

私たちは、活動のための経費及び資産の多くが税金その他社会からの支援等によるものであることを常に自覚し、大学の経費及び資産を適正かつ効率的に管理し、使用します。

**７．安全・安心な環境の整備**

私たちは、業務の遂行にあたり、安全に対する意識を高め、安全・安心かつ快適な教育、学修、研究及び労働の環境を整備します。

**８．環境問題への取組**

私たちは、気候変動や大規模災害、環境汚染や資源・エネルギー問題などの世界的な環境問題に率先して取り組み、安定した環境を将来の世代に引き継ぎます。

（2021 年 12 月 27 日　制定）

# Hiroshima University Code of Conduct

As a national research university established in Hiroshima, Hiroshima University is committed to fulfilling its mission of contributing to the well-being of humankind by realizing a free and peaceful society, and at the same time, it is required to be highly ethical, transparent and fully accountable for its activities. In order to live up to this responsibility, the University has established the “Hiroshima University Code of Conduct” as a guideline that all members should always be aware of and follow.

## 1. Respect for human rights and diversity

We will respect the human rights and personality of each individual, will not tolerate discrimination or harassment of any kind, and will realize a campus where all members can fully demonstrate their individuality and abilities.

## 2. Upholding independence and autonomy

While giving due consideration to social norms, ethics, and the integrity of our individual activities, we will uphold academic freedom and the autonomy and independence of education and research. We will aspire to conduct and develop research and education that are of the highest international standard, and return the fruits of such research and education to society.

## 3. Compliance with laws and regulations

In our activities as members of Hiroshima University, we will comply with social norms and rules, relevant laws and regulations, and university regulations.

## 4. Disclosure/Protection of Information

In order to fulfill our accountability to society in a transparent and fair manner, we will disclose to society the content and results of our activities and other information held by the University in a timely and appropriate manner, and will hold ourselves to high ethical standards in the use of that information, as well as in the protection of personal information.

## 5. Information Management

In order to ascertain the value of Hiroshima University's information assets and to ensure their safety and reliability, we shall fully recognize the threats to information security, and shall manage and operate information appropriately in accordance with our respective duties.

## 6. Appropriate management of expenses and assets

We will manage and use the university’s expenses and assets in an appropriate and efficient manner, always being aware that most of the expenses and assets for our activities come from taxes and other forms of social support.

## 7. Maintenance of a safe and secure environment

We will raise awareness of safety in the conduct of our operation and provide a safe, secure and comfortable environment for education, study, research and work.

## 8. Addressing environmental issues

We will take the initiative in addressing global environmental issues such as climate change, large-scale disasters, environmental pollution, and resource and energy problems, to hand over a stable environment to future generations.

(Enacted on December 27, 2021)

## 広島大学歌

一

光あり
遠き山なみ　輝きて
新たなる日は　ひらけたり
ああわれら
はてなき空に　かたちなす
真(まこと)をぞ　きはめん望みなり

二

流あり
古き歴史は　七筋に
わかれてとはに　伝へたり
ああわれら
移らふ時に　かはらざる
善(よ)きをこそ　努めん集ひなり

三

緑あり
つよき不死の樹　廣ごりて
葉末は風に　そよぎたり
ああわれら
明るき道に　影しるす
美(は)しきもの　求めん願ひなり

## 広島大学医学部学生歌

一

東海の孤島にわれら
生を享く
ひたすらに
生命の神秘けふも究むる
青春の日の希望抱きて

二

ギリシヤの歴史は遠し
いまもなほ
尊きは
人の生命ぞわれら護らむ
アスクレピオスの神前に悔なく

三

人の世の栄誉は虚し
みはるかす
天と地を
貫く線に立ちて歩まむ
永遠に変わらぬ
真理もとめて

# 総　　目　　次

広島大学学期区分，授業時間割
医学部　学部教育の理念とディプロマ・ポリシー

Ⅰ　教育課程
1　教育科目履修基準について
・教養教育科目・専門教育科目・養護教諭一種免許取得に必要な履修科目（保健学科看護学専攻）履修基準表…… 課程１
・医学科進級判定基準…… 課程11
・広島大学既修得単位等の認定に関する細則の広島大学医学部における取り扱いについて・課程13
・外国語技能検定試験等による単位認定の取り扱いについて…… 課程13
・外国の大学等で履修した授業科目の単位の認定に関する申合せ…… 課程14
・成績評価に対する異議申立制度について…… 課程15
・学位授与の判定基準及び卒業論文の評価基準（保健学科各専攻）…… 課程17
・大学院授業科目の早期履修制度について…… 課程20

2　到達目標型教育プログラム「HiPROSPECTS(R)」について…… ハイプロ１
3　教養教育について…… 教養１

Ⅱ　教務・学生生活関係
1　諸手続について…… 手続等１
※事件・事故発生時の対応マニュアル…… 手続等３
2　「賞罰」及び「除籍」について…… 手続等５
3　学生生活注意事項について…… 手続等６
4　国家試験について…… 手続等７
5　保健管理センターについて…… 手続等８

Ⅲ　諸規則
1　広島大学通則…… 規則２
2　広島大学医学部細則…… 規則11
3　広島大学学生交流規則…… 規則14
4　広島大学学位規則…… 規則17
5　広島大学授業料等免除及び猶予規則…… 規則20
6　広島大学既修得単位等の認定に関する細則…… 規則23
7　広島大学転学部の取扱いに関する細則…… 規則24
8　広島大学科目等履修生規則…… 規則25
9　広島大学学生表彰規則…… 規則26

※広島大学医学部学生表彰内規に関する申合せ…… 規則27
10　広島大学学生表彰基準…… 規則29
11　広島大学学生懲戒規則…… 規則30
12　広島大学学生生活に関する規則…… 規則33
13　広島大学学生証取扱細則…… 規則34
14　広島大学障害学生の修学等の支援に関する規則…… 規則36
15　身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置について（申合せ）…… 規則37
16　社会貢献活動に従事したことに関する証明書発行要項…… 規則38
17　課外活動を行ったことに関する証明書発行要項…… 規則39
18　期末試験等における不正行為の取扱いについて…… 規則40
19　広島大学研究生規則…… 規則40
※広島大学研究生規則医学部取扱内規…… 規則42
20　広島大学外国人研究生規則…… 規則42
21　広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する細則…… 規則44
22　広島大学東千田キャンパスの構内交通に関する細則…… 規則48
23　広島大学におけるハラスメントの防止等に関する規則…… 規則52
24　広島大学学部生の大学院授業科目の履修に関する細則…… 規則53
25　学業に関する評価の取扱いについて…… 規則54
26　気象警報の発表，公共交通機関の運休又は事件・事故等の場合における
授業等の取扱いについて…… 規則56
27　広島大学霞地区体育館使用細則…… 規則57
28　広島大学医学部自治会会則…… 規則58
広島大学医学部自治会細則…… 規則60
広島大学医学部自治会運動部および文化部細則…… 規則61

Ⅳ　職員・配置図

1　組織及び職員…… その他１
2　霞地区建物配置図…… その他４

# 広 島 大 学 学 期 区 分

| 期 | 区　　分 | 期　　間 |
|---|---|---|
| 前期 | 春　季　休　業 | ４月　１日　～　４月　７日 |
| | 授　業　期　間 | ４月　８日　～　８月１０日 |
| | 夏　季　休　業 | ８月１１日　～　９月３０日 |
| 後期 | 授　業　期　間 | １０月　１日　～　１２月２５日 |
| | 創 立 記 念 日 | １１月　５日 |
| | 冬　季　休　業 | １２月２６日　～　１月　５日 |
| | 授　業　期　間 | １月　６日　～　２月１５日 |
| | 学 年 末 休 業 | ２月１６日　～　３月３１日 |

（注）学期区分は，広島大学通則に基づく期間であり，授業スケジュールとは異なる場合があります。

# 授　業　時　間　割

昼間授業時間（全学共通）

| 時　限 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 時　刻 | ８：４５<br>～<br>１０：１５ | | １０：３０<br>～<br>１２：００ | | １２：５０<br>～<br>１４：２０ | | １４：３５<br>～<br>１６：０５ | | １６：２０<br>～<br>１７：５０ | |

昼間授業時間（医学科専門科目※2年次以降）

| 時　限 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 時　刻 | 8：40<br>～<br>9：25 | 9:30<br>～<br>10：15 | 10：25<br>～<br>11：10 | 11:15<br>～<br>12：00 | 12：50<br>～<br>13：35 | 13:40<br>～<br>14：25 | 14：35<br>～<br>15：20 | 15:25<br>～<br>16：10 | 16：20<br>～<br>17：05 | 17:10<br>～<br>17：55 |

夜間授業時間

| 時　限 | 1 | 2 | 3 | 4 |
|---|---|---|---|---|
| 時　刻 | １８：００<br>～<br>１９：３０ | | １９：４０<br>～<br>２１：１０ | |

# 医学部　学部教育の理念とディプロマ・ポリシー

医学部の学部教育においては，医学・医療，保健，福祉の実践者にふさわしい豊かな人間性と幅広い教養を身につけ，専門職となるための基礎的知識，技能，態度を修得し，さらには科学的思考力と創造性に富み、地域の医療にも関心が深く、かつ国際性豊かな人材を育成することを共通の理念とする。

## 1.　医学科・医学プログラム

医学科において，卒業までに身につけるべき資質・能力は以下のとおりである。

１）　医療専門職としての責任感，使命感，倫理観，誠実さ，熱意を備え，患者に共感し思いやりをもっていること。
２）　人体の正常構造と機能，ヒトの健康を正しく理解し，疾患の病因，経過，診断・治療法について十分な知識をもち，医師として診療にあたるうえで必要な医学的知識基盤を備えていること。
３）　基本的診察技能を身につけ，必要な情報を適切に聞き出し要約できる問診技能や問題志向型診療録を記載する技能を備えていること。
４）　自ら問題点をみつけてそれを解決する能力を有すること。また，自身の知識や技能の限界を把握し，生涯にわたって自らの努力で向上し続ける意欲と学習の習慣を身につけていること。
５）　患者や家族，周囲の医療スタッフと良好な関係を構築できるコミュニケーション能力を備えていること。
６）　地域社会における健康の保持・増進のために医師の果たすべき社会的役割と責務を正しく理解していること。また，保健医療制度を正しく理解し，地域および行政と連携して地域医療に貢献する能力を有していること。
７）　医学・医療の発展のために生命科学としての医学研究が重要であることを認識し，研究の計画，実施，結果の解析，発表までの具体的な過程を経験し，そのために必要な手法を修得していること。また，自ら医学の発展に寄与しようとする気概を有していること。
８）　医学のグローバル化に対応した実践的な英語能力，国際交流能力を有すること。

６年間にわたる必修科目すべての履修と所定の単位修得を通してこれらの能力を身につけ，卒業試験に合格した者に対し，学士（医学）の学位を授与する。

## 2.　保健学科・看護学プログラム

看護学プログラムでは，看護専門職者としての基礎的知識，技能，態度を修得し，さらには科学的思考力と創造性を発揮できる人材を養成する。そのため，本プログラムでは，以下の能力を身につけ，教育課程の定める基準となる単位数を修得した学生に「学士（看護学)」の学位を授与する。

１）看護の基盤となる人間・健康・環境・看護実践理論を理解し，必要な知識を習得する。
２）援助的関係を形成するために必要な能力を習得する。
３）看護実践において科学的に判断し，計画的に実施する能力を習得する。
４）看護実践において生命や人の尊厳を重視し，人権を擁護する倫理的判断能力を習得する。
５）看護職者として，特定の健康課題に対応する実践能力を習得する。
６）他職種と連携・協働し，保健医療福祉組織における看護職者としての役割を果たす実践基礎能力を習得する。
７）看護学の発展に寄与する専門職者として研鑽し続けるための基本姿勢を習得する。

## 保健学科・理学療法学プログラム

理学療法学プログラムでは，専門職の理学療法士としての基礎知識，技能，態度を修得し，さらには科学的思考力と創造性を発揮しうる人材を養成する。
そのため，本プログラムでは，以下の能力を身につけ，教育課程の定める基準となる 146 単位を修得した学生に「学士（保健学)」の学位を授与する。

プログラムの到達目標
１）理学療法の基礎となる基礎医学の理解により，理学療法の土台を築くことができる。
２）その土台の上に立ち，理学療法の対象疾患・患者を理解できる。
３）それらの知識を活用し，自ら問題を発見し追求・解決することができる。
４）それらの知識を活用し，理学療法士として必要な実践的な解決能力・技能が身についている。
５）安全性や倫理性に配慮した患者中心の理学療法を実践することができる。
６）患者や医師，メディカルスタッフに信頼される人間関係を構築できる。

## 3.　保健学科・作業療法学プログラム

作業療法学プログラムでは，専門職の作業療法士としての基礎知識，技能，態度を修得し，さらには科学的思考力と創造性を発揮しうる人材を養成します。
そのため，本プログラムでは，幅広く深い教養と平和を希求するグローバルな視野や総合的な判断能力を培い，豊かな人間性を涵養することを目指した教養教育課程の定める基準となる単位数を修得し，且つ以下の能力を身につけ，専門教育課程の定める基準となる単位数を修得した学生に「学士（保健学)」の学位を授与します。

１）　作業的存在としての人間を探求し, ひとが作業を通して健康で幸福な生活を行うための種々の理論や技術を獲得している。
２）作業療法の実践に必要な基本的知識と技能を修得することに加え，作業遂行の課題を的確に捉え，その解決のために広範な知識を統合できる能力を身につけている。
３）専門職として，人々の権利や主体性を尊重し，臨床における倫理的，誠実的，共感的，献身的な態度を有し, 他職種との協力や専門職発展への献身などにも対応できる能力を身につけている。
４）国際社会および地域社会の変化に対して対応できる，また常に科学的な思考を持って臨床場面で生じる課題と向き合う基礎的な能力を備えている。
５）変化する社会的ニーズを的確に捉え, 生涯にわたって自らの知識, 技術, 態度を評価し，自ら学び続ける創造的な姿勢と習慣を身につけることができる。

# Ⅰ　教育課程


1　教育科目履修基準について

・教養教育科目・専門教育科目・養護教諭一種免許取得に必要な履修科目（保健学科看護学専攻）履修基準表…… 課程１

・医学科進級判定基準…… 課程11

・広島大学既修得単位等の認定に関する細則の広島大学医学部における取り扱いについて …… 課程13

・外国語技能検定試験等による単位認定の取り扱いについて…… 課程13

・外国の大学等で履修した授業科目の単位の認定に関する申合せ…… 課程14

・成績評価に対する異議申立制度について…… 課程15

・学位授与の判定基準及び卒業論文の評価基準（保健学科各専攻）…… 課程17

・大学院授業科目の早期履修制度について…… 課程20

2　到達目標型教育プログラム「HiPROSPECTS(R)」について…… ハイプロ１

3　教養教育について…… 教養１

# 1　教育科目履修基準について

# 教養教育科目履修基準表

**医学部医学科**

| 区分 | 科目区分 | | | 要修得単位数 | 授業科目等 | 単位数 | 履修区分 | 履修年次（注1） | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | 1年次 | | 2年次 | | 3年次 | | 4年次 | |
| | | | | | | | | 前 | 後 | 前 | 後 | 前 | 後 | 前 | 後 |
| 教養教育科目 | 平和科目 | | | 2 | | 2 | 選択必修 | | | ○ | | | | | |
| | 基礎教育科目 | 大学教育入門 | | 2 | 大学教育入門 | 2 | 必修 | ○ | | | | | | | |
| | | 教養ゼミ | | 2 | 教養ゼミ | 2 | 必修 | ○ | | | | | | | |
| | | 展開ゼミ | | 0 | | 1 | 自由選択 | ○ | ○ | | | | | | |
| | 共通科目 | 領域科目 | | 8 | 人文社会科学系科目群から2科目4単位以上<br>自然科学系科目群から2科目4単位以上 | 1又は2 | 選択必修 | ○ | ○ | | | | | | |
| | | 外国語科目 | 英語（注2） コミュニケーション演習 | 2 | コミュニケーション演習Ⅰ | 1 | 必修 | ○ | | | | | | | |
| | | | | | コミュニケーション演習Ⅱ | 1 | | | ○ | | | | | | |
| | | | 英語（注2） コミュニケーションⅠ | 2 | コミュニケーションⅠA | 1 | 必修 | ○ | | | | | | | |
| | | | | | コミュニケーションⅠB | 1 | | ○ | | | | | | | |
| | | | 英語（注2） コミュニケーションⅡ | 2 | コミュニケーションⅡA | 1 | 必修 | | ○ | | | | | | |
| | | | | | コミュニケーションⅡB | 1 | | | ○ | | | | | | |
| | | | 初修外国語(注2)（ドイツ語，フランス語，中国語のうちから１言語選択） | 4 | ベーシック外国語Ⅰ | 1 | 選択必修 | ○ | | | | | | | |
| | | | | | ベーシック外国語Ⅱ | 1 | | ○ | | | | | | | |
| | | | | | ベーシック外国語Ⅲ | 1 | | | ○ | | | | | | |
| | | | | | ベーシック外国語Ⅳ | 1 | | | ○ | | | | | | |
| | | 情報・データサイエンス科目（注3） | | 2 | 情報・データ科学入門 | 2 | 必修 | ○ | | | | | | | |
| | | | | 2 | ゼロからはじめるプログラミング | 2 | 選択必修 | | ○ | | | | | | |
| | | | | | データサイエンス基礎 | 2 | | | ○ | | | | | | |
| | | 健康スポーツ科目 | | 2 | | 1又は2 | 選択必修 | ○ | ○ | | | | | | |
| | 基盤科目（注5） | | | 6 | 細胞科学 | 2 | 必修 | ○ | | | | | | | |
| | | | | | 医療従事者のための心理学（注4） | 2 | | | ○ | | | | | | |
| | | | | | 人間理解のための人体解剖学Ⅰ | 1 | | | ○ | | | | | | |
| | | | | | 人間理解のための人体解剖学Ⅱ | 1 | | | ○ | | | | | | |
| | | | | 2 | 初修物理学 | 2 | 選択必修（注6） | ○ | | | | | | | |
| | | | | | 初修生物学 | 2 | | ○ | | | | | | | |
| | | | | 2 | 統計学 | 2 | 選択必修 | | ○ | | | | | | |
| | | | | | 基礎微分積分学 | 2 | | ○ | | | | | | | |
| 教養教育科目計 | | | | 40 | | | | | | | | | | | |

注1：○印は標準履修セメスターを表している。なお，当該セメスターで単位を修得できなかった場合はこれ以降に履修することも可能である。授業科目により実際に開講するセメスターが異なる場合があるので，毎年度発行する教養教育科目授業時間割等で確認すること。

注2：短期語学留学等による「英語圏フィールドリサーチ」又は自学自習による「オンライン英語演習Ⅱ・Ⅲ」の履修により修得した単位を，卒業に必要な英語の単位（6単位）に代えることが可能である。また，外国語技能検定試験，語学研修による単位認定制度もある。詳細は，学生便覧の教養教育の外国語に関する項及び「外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて」を参照すること。

注3：「情報・データ科学入門」の単位を修得できなかった場合のみ，「ゼロからはじめるプログラミング」「データサイエンス基礎」の修得した単位のうち2単位を，「情報・データ科学入門」の単位として卒業に必要な単位に算入できる。
また「情報・データ科学入門」の単位を修得した場合に，「ゼロからはじめるプログラミング」「データサイエンス基礎」のうち2単位を超えて修得した場合は，領域科目（自然科学系科目群）の卒業に必要な単位（2単位）に算入することができる。

注4：「医療従事者のための心理学」の単位を修得できなかった場合のみ，「心理学概論A」又は「心理学概論B」の履修により修得した単位を，卒業に必要な単位（2単位）に算入することができる。

注5：「統計学」「基礎微分積分学」両方を修得した場合は，うち2単位を領域科目（自然科学系科目群）の卒業に必要な単位に算入することができる。

注6：「初修物理学」，「初修生物学」から，履修すべき初修科目を医学科において指定する。指定された科目以外の初修科目は修得しても卒業に必要な単位にはならない。

別表第2

# 専門教育科目履修基準表

**医学部医学科**

| 区分 | 科目区分 | 要修得単位数 | 授業科目 | 単位数 | 履修指定 | 履修年次 1年次 前 | 1年次 後 | 2年次 前 | 2年次 後 | 3年次 前 | 3年次 後 | 4年次 前 | 4年次 後 | 5年次 前 | 5年次 後 | 6年次 前 | 6年次 後 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 専門教育科目 | 専門関連科目 | 17 | 医療者プロフェッショナリズム | 2 | 必修 | 2 | | | | | | | | | | | |
| | | | 医学研究序論 | 2 | | 2 | | | | | | | | | | | |
| | | | 生命・医療倫理学Ⅰ | 1 | | 1 | | | | | | | | | | | |
| | | | 生命・医療倫理学Ⅱ | 1 | | | | | | | | 1 | | | | | |
| | | | 医療行動学 | 2 | | | 2 | | | | | | | | | | |
| | | | グローバルリーダー概論 | 2 | | 2 | | | | | | | | | | | |
| | | | コミュニケーション学 | 2 | | | 2 | | | | | | | | | | |
| | | | 放射線生物学・放射線健康リスク科学 | 2 | | | | 2 | | | | | | | | | |
| | | | 人類遺伝学 | 2 | | | | 2 | | | | | | | | | |
| | | | 医学英語 | 1 | | | | | | 1 | | | | | | | |
| | | 専門関連科目計 | | 17 | | 11 | | 4 | | 1 | | 1 | | | | | |
| | 専門科目 | 190 | 脳神経医学Ⅰ | 2 | 必修 | | 2 | | | | | | | | | | |
| | | | 人体構造学 | 7 | | | | 7 | | | | | | | | | |
| | | | 脳神経医学Ⅱ | 4 | | | | 4 | | | | | | | | | |
| | | | 組織細胞機能学 | 10 | | | | 10 | | | | | | | | | |
| | | | 生体反応学 | 12 | | | | | 12 | | | | | | | | |
| | | | 病因病態学 | 5 | | | | | 5 | | | | | | | | |
| | | | 器官・システム病態制御学Ⅰ | 12 | | | | | | 12 | | | | | | | |
| | | | 器官・システム病態制御学Ⅱ | 13 | | | | | | 13 | | | | | | | |
| | | | 脳神経医学Ⅲ | 7 | | | | | | 7 | | | | | | | |
| | | | 全身性疾患制御学 | 12 | | | | | | 12 | | | | | | | |
| | | | 臨床病理学 | 2 | | | | | | | 2 | | | | | | |
| | | | 社会医学 | 11 | | | | | | | 11 | | | | | | |
| | | | 医学研究実習 | 10 | | | | | | | | 10 | | | | | |
| | | | 症候診断治療学 | 9 | | | | | | | | 9 | | | | | |
| | | | 臨床実習入門プログラム | 4 | | | | | | | | | 4 | | | | |
| | | | 臨床実習Ⅰ | 40 | | | | | | | | | 40 | | | | |
| | | | 臨床実習Ⅱ | 30 | | | | | | | | | | | 30 | | |
| | | 専門科目（必修）計 | | 190 | | 2 | | 38 | | 57 | | 23 | | 70 | | | |
| | 選択科目 | 0 | 先端基盤医学方法論 | 0 | 選択 | 1 | | | | | | | | | | | |
| 専門教育科目計 | | | | 207 | | | | | | | | | | | | | |

注： MD-PhDコースの学生は5年次に休学し大学院へ進学するため，臨床実習の開始時期などが一般の学生とは異なる。
なお、授業科目や卒業要件単位数は一般の学生と同様である。

| 卒業要件 | 単位数 |
|---|---|
| 教養教育科目 | 40 |
| 専門教育科目 | 207 |
| 専門関連科目 | 17 |
| 専門科目（必修） | 190 |
| 合計 | 247 |

# 教養教育科目履修基準表

**医学部保健学科看護学専攻**

| 区分 | 科目区分 | | | 要修得単位数 | 授業科目等 | 単位数 | 履修区分 | 履修年次（注１） 1年次 前 | 1年次 後 | 2年次 前 | 2年次 後 | 3年次 前 | 3年次 後 | 4年次 前 | 4年次 後 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 教養教育科目 | 平和科目 | | | 2 | | 2 | 選択必修 | | | ○ | | | | | |
| | 基礎教育科目 | 大学教育入門 | | 2 | 大学教育入門 | 2 | 必修 | ○ | | | | | | | |
| | | 教養ゼミ | | 2 | 教養ゼミ | 2 | 必修 | ○ | | | | | | | |
| | | 展開ゼミ | | (0) | | 1 | 自由選択 | ○ | ○ | | | | | | |
| | 共通科目 | 領域科目 | | 8 | 人文社会科学系科目群から2科目4単位以上<br>自然科学系科目群から2科目4単位以上 | 1又は2 | 選択必修 | ○ | ○ | | | | | | |
| | | 外国語科目 | 英語（注2） コミュニケーション基礎 | 2 | コミュニケーション基礎Ⅰ | 1 | 必修 | ○ | | | | | | | |
| | | | | | コミュニケーション基礎Ⅱ | 1 | | | ○ | | | | | | |
| | | | 英語（注2） コミュニケーションⅠ | 2 | コミュニケーションⅠA | 1 | 必修 | ○ | | | | | | | |
| | | | | | コミュニケーションⅠB | 1 | | ○ | | | | | | | |
| | | | 英語（注2） コミュニケーションⅡ | 2 | コミュニケーションⅡA | 1 | 必修 | | ○ | | | | | | |
| | | | | | コミュニケーションⅡB | 1 | | | ○ | | | | | | |
| | | | 初修外国語（注2）（ドイツ語，フランス語，中国語，のうちから１言語選択） | (0) | ベーシック外国語Ⅰ | 1 | 自由選択 | ○ | | | | | | | |
| | | | | | ベーシック外国語Ⅱ | 1 | | ○ | | | | | | | |
| | | | | | ベーシック外国語Ⅲ | 1 | | | ○ | | | | | | |
| | | | | | ベーシック外国語Ⅳ | 1 | | | ○ | | | | | | |
| | | 情報・データサイエンス科目（注3） | | 2 | 情報・データ科学入門 | 2 | 必修 | ○ | | | | | | | |
| | | | | 2 | ゼロからはじめるプログラミング | 2 | 選択必修 | | ○ | | | | | | |
| | | | | | データサイエンス基礎 | 2 | | | ○ | | | | | | |
| | | 健康スポーツ科目 | | (0) | | 1又は2 | 自由選択 | ○ | ○ | | | | | | |
| | | 社会連携科目 | | (0) | | 1又は2 | 自由選択 | ○ | ○ | | | | | | |
| | 基盤科目 | | | 2 | 医療従事者のための心理学(注4) | 2 | 必修 | | ○ | | | | | | |
| | | | | 2 | 統計学 | 2 | 選択必修 | | ○ | | | | | | |
| | | | | | ヘルスサイエンスのための基盤数学 | 2 | | ○ | | | | | | | |
| | | | | 2 | 初修物理学 | 2 | 選択必修（注5） | ○ | | | | | | | |
| | | | | | 初修生物学 | 2 | | ○ | | | | | | | |
| 計 | 必修・選択必修科目小計 | | | 30 | | | | | | | | | | | |
| | 自由選択科目小計 | | | 8 | （注6） | | | | | | | | | | |
| | 教養教育科目合計 | | | 38 | | | | | | | | | | | |

注１：○印は標準履修セメスターを表している。なお，当該セメスターで単位を修得できなかった場合はこれ以降に履修することも可能である。授業科目により開設期が異なる場合があるので，学生便覧の教養教育開設授業科目一覧で確認すること。

注２：短期語学留学等による「英語圏フィールドリサーチ」又は自学自習による「オンライン英語演習Ⅰ」，「オンライン英語演習Ⅱ」，「オンライン英語演習Ⅲ」：各1単位（同一科目を重複して単位を修得することは不可）の履修により修得した単位を，卒業に必要な英語の単位（6単位）に代えることが可能である。また，外国語技能検定試験，語学研修による単位認定制度もある。詳細は，学生便覧の教養教育の外国語に関する項及び「外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて」を参照すること。

注３：「情報・データ科学入門」の単位を修得できなかった場合のみ，「ゼロからはじめるプログラミング」「データサイエンス基礎」の修得した単位のうち2単位を，「情報・データ科学入門」の単位として卒業に必要な単位に算入できる。

注４：「医療従事者のための心理学」の単位を修得できなかった場合のみ，「心理学概論A」又は「心理学概論B」の履修により修得した単位を，「医療従事者のための心理学」の単位の修得として卒業に必要な単位（2単位）に算入することが可能である。

注５：「初修物理学」，「初修生物学」の単位を修得すべき者は，保健学科において卒業要件科目として指定する。なお，指定のない者は，各自でいずれか1科目を選択し，履修すること。

注６：自由選択科目は，展開ゼミ，要修得単位数を超えて修得した領域科目，初修外国語，情報・データサイエンス科目，健康スポーツ科目，及び履修基準表に記載されていない基盤科目，社会連携科目の中から合計8単位以上を修得すること。「初修物理学」「初修生物学」のうち卒業要件科目以外の科目を修得しても，自由選択科目の単位に算入することはできない。

（注）養護教諭一種免許状を取得しようとする者は，領域科目の「日本国憲法」2単位，及び健康スポーツ科目から2単位を修得すること。

別表第２

専門教育科目履修基準表

**医学部保健学科看護学専攻**

| 区分 | 科目区分 | 授業科目 | 単位数 | 履修指定 | 履修年次 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 1年次 | | 2年次 | | 3年次 | | 4年次 | |
| | | | | | 前 | 後 | 前 | 後 | 前 | 後 | 前 | 後 |
| 専門教育科目 | 専門基礎科目 | 人間発達学 | 2 | 必修 | | ② | | | | | | |
| | | 解剖生理学Ⅰ | 2 | 必修 | ② | | | | | | | |
| | | 解剖生理学Ⅱ | 2 | 必修 | | ② | | | | | | |
| | | 微生物学・免疫学 | 2 | 必修 | | | ② | | | | | |
| | | 栄養学 | 2 | 必修 | | | ② | | | | | |
| | | 病理学 | 2 | 必修 | | | ② | | | | | |
| | | 臨床薬理学 | 2 | 必修 | | | ② | | | | | |
| | | 臨床生化学 | 1 | 必修 | | | | ① | | | | |
| | | 臨床病態学Ⅰ | 2 | 必修 | | | ② | | | | | |
| | | 臨床病態学Ⅱ | 1 | 必修 | | | ① | | | | | |
| | | 健康管理論 | 2 | 必修 | | | ② | | | | | |
| | | 社会福祉学 | 2 | 必修 | | | | ② | | | | |
| | | 保健英語 | 1 | (選択) | | | 1 | | | | | |
| | | Introduction to Epidemiology and Population Sciences | 2 | (選択) | | | | 2 | | | | |
| | | Global Health and Current Public Health Issues | 2 | (選択) | | | | | 2 | | | |
| | 専門科目 | 成人健康障害看護 | 2 | 必修 | | | | | ② | | | |
| | | 老年健康障害看護 | 2 | 必修 | | | | ② | | | | |
| | | 小児健康障害看護 | 2 | 必修 | | | | ② | | | | |
| | | 周産期健康障害看護 | 1 | 必修 | | | | ① | | | | |
| | | 精神健康障害看護 | 2 | 必修 | | | | | ② | | | |
| | | 看護実践学原論 | 2 | 必修 | ② | | | | | | | |
| | | 看護技術学・基礎演習 | 2 | 必修 | | | ② | | | | | |
| | | 看護技術学・応用演習 | 2 | 必修 | | | | ② | | | | |
| | | ヘルスアセスメント | 1 | 必修 | | | ① | | | | | |
| | | 看護診断方法論演習 | 1 | 必修 | | | | ① | | | | |
| | | 臨床看護シミュレーション演習 | 1 | 必修 | | | | | ① | | | |
| | | 看護管理学概論 | 2 | 必修 | | | | | | | ② | |
| | | チーム医療と医療安全 | 1 | 必修 | | | | ① | | | | |
| | | 災害医療と看護 | 1 | 必修 | | | | ① | | | | |
| | | Nursing in Global Health | 2 | 必修 | | | | ② | | | | |
| | | 基礎看護学実習Ⅰ | 1 | 必修 | | | ① | | | | | |
| | | 基礎看護学実習Ⅱ | 2 | 必修 | | | | ② | | | | |
| | | 総合実習 | 2 | 必修 | | | | | | | ② | |
| | | 多職種間連携教育 | 1 | (選択) | | | | | | | 1 | |
| | | カウンセリング演習 | 1 | (選択) | | | | | 1 | | | |
| | | 成人看護学概論 | 2 | 必修 | | | ② | | | | | |
| | | 成人看護方法演習 | 2 | 必修 | | | | | ② | | | |
| | | 老年看護学概論 | 2 | 必修 | | | ② | | | | | |
| | | 老年看護方法演習 | 1 | 必修 | | | | | ① | | | |
| | | 小児保健学 | 1 | 必修 | | | ① | | | | | |
| | | 小児看護学概論 | 1 | 必修 | | | ① | | | | | |
| | | 小児看護方法演習 | 1 | 必修 | | | | | ① | | | |
| | | 母性看護学概論 | 1 | 必修 | | ① | | | | | | |
| | | リプロダクティブヘルスとセクシュアリティ | 1 | 必修 | | ① | | | | | | |
| | | 母性看護方法演習 | 1 | 必修 | | | | ① | | | | |
| | | 精神看護学概論 | 2 | 必修 | | | ② | | | | | |
| | | 精神看護方法演習 | 1 | 必修 | | | | | ① | | | |
| | | 地域保健看護学概論 | 1 | 必修 | | ① | | | | | | |
| | | 地域包括ケア論 | 2 | 必修 | | | ② | | | | | |
| | | 地域・在宅看護論 | 1 | 必修 | | | | ① | | | | |
| | | 地域・在宅看護方法演習 | 2 | 必修 | | | | | | | ② | |
| | | 地域・在宅看護実習Ⅰ | 2 | 必修 | | | | ② | | | | |
| | | 地域・在宅看護実習Ⅱ | 2 | 必修 | | | | | | | ② | |
| | | 成人看護学実習Ⅰ(急性期・クリティカルケア) | 2 | 必修 | | | | | | ② | | |
| | | 成人看護学実習Ⅱ(慢性期) | 2 | 必修 | | | | | | | ② | |
| | | リハビリテーション看護実習 | 2 | 必修 | | | | | | ② | | |
| | | 老年看護学実習 | 2 | 必修 | | | | | | ② | | |
| | | 小児看護学実習 | 2 | 必修 | | | | | | ② | | |
| | | 母性看護学実習 | 2 | 必修 | | | | | | ② | | |
| | | 精神看護学実習 | 2 | 必修 | | | | | | ② | | |
| | | Independent Study | 2 | (選択) | | | | | | | 2 | |
| | | 研究方法論 | 1 | 必修 | | | | | | | ① | |
| | | 卒業研究 | 3 | 必修 | | | | | | | ③ | |

| 区分 | 科目区分 | 授業科目 | 単位数 | 履修指定 | 履修年次 1年次 前 | 1年次 後 | 2年次 前 | 2年次 後 | 3年次 前 | 3年次 後 | 4年次 前 | 4年次 後 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 専門教育科目 | 専門科目 | 保健統計学 | 2 | (選択) | | | | | 2 | | | |
| | | 疫学 | 2 | (選択) | | | | | 2 | | | |
| | | 保健政策論 | 2 | (選択) | | | | | | 2 | | |
| | | 公衆衛生看護学概論 | 1 | (選択) | | | | 1 | | | | |
| | | 公衆衛生看護学Ⅰ | 2 | (選択) | | | | | 2 | | | |
| | | 公衆衛生看護学Ⅱ | 2 | (選択) | | | | | 2 | | | |
| | | 公衆衛生看護学Ⅲ | 2 | (選択) | | | | | | | 2 | |
| | | 学校保健概論 | 1 | (選択) | | | 1 | | | | | |
| | | 学校保健演習 | 2 | (選択) | | | | | | 2 | | |
| | | 基礎助産学 | 2 | (選択) | | | | | 2 | | | |
| | | 地域子育て支援論 | 2 | (選択) | | | | | 2 | | | |
| | 専門基礎科目　開設単位数　必修：22単位　選択：5単位　要履修単位数　必修：22単位 | | | | | | | | | | | |
| | 専門科目　開設単位数　必修：73単位　選択：24単位　要履修単位数　必修：73単位 | | | | | | | | | | | |
| | | 専門教育科目計 | 95 | | | | | | | | | |
| 卒業要件単位数 | | | 133 | | | | | | | | | |

注1：実習科目の履修は，所定の授業科目の単位を取得していない場合，許可されないことがある。
注2：保健師国家試験を受けようとする者は，専門基礎科目及び専門科目に掲げる必修科目のほか，以下に示す保健師国家試験受験資格取得に必要な履修科目にある選択科目を全て履修しなければならない。

注3：助産師国家試験を受けようとする者は，専門基礎科目及び専門科目に掲げる必修科目のほか，以下に示す助産師国家試験受験資格取得に必要な履修科目にある選択科目を全て履修しなければならない。
注4：養護教諭の免許状を取得しようとする者は，「養護教諭免許取得に必要な履修科目（保健学科看護学専攻）」を参照のこと。

## 保健師国家試験受験資格取得に必要な履修科目　（保健学科看護学専攻）

| 区分 | 科目区分 | 授業科目 | 単位数 | 履修指定 | 履修年次 1年次 前 | 1年次 後 | 2年次 前 | 2年次 後 | 3年次 前 | 3年次 後 | 4年次 前 | 4年次 後 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 専門教育科目 | 専門科目 | 保健統計学 | 2 | (選択) | | | | | 2 | | | |
| | | 疫学 | 2 | (選択) | | | | | 2 | | | |
| | | 保健政策論 | 2 | (選択) | | | | | | 2 | | |
| | | 公衆衛生看護学概論 | 1 | (選択) | | | | 1 | | | | |
| | | 公衆衛生看護学Ⅰ | 2 | (選択) | | | | | 2 | | | |
| | | 公衆衛生看護学Ⅱ | 2 | (選択) | | | | | 2 | | | |
| | | 公衆衛生看護学Ⅲ | 2 | (選択) | | | | | | | 2 | |
| | | 公衆衛生看護方法演習 | 1 | (選択) | | | | | | | 1 | |
| | | 保健活動評価演習 | 1 | (選択) | | | | | | | | 1 |
| | | 公衆衛生看護管理 | 2 | (選択) | | | | | | | | 2 |
| | | 公衆衛生看護学実習Ⅰ | 3 | (選択) | | | | | | | 3 | |
| | | 公衆衛生看護学実習Ⅱ | 2 | (選択) | | | | | | | 2 | |
| | | 学校保健概論 | 1 | (選択) | | | 1 | | | | | |
| | | 学校保健演習 | 2 | (選択) | | | | | | 2 | | |

注1：保健学科看護学専攻学生で，保健師国家試験受験資格を取得しようとする者は，教育課程に掲げた履修基準（教養教育科目，専門教育科目）の必修科目を含めて，上記科目を必ず履修しなければならない。
注2：上記の保健師課程科目については，公衆衛生看護方法演習，保健活動評価演習，公衆衛生看護学実習Ⅰ・Ⅱ及び公衆衛生看護管理を除いて，保健師課程以外の学生も履修できる。

## 助産師国家試験受験資格取得に必要な履修科目　（保健学科看護学専攻）

| 区分 | 科目区分 | 授業科目 | 単位数 | 履修指定 | 履修年次 1年次 前 | 1年次 後 | 2年次 前 | 2年次 後 | 3年次 前 | 3年次 後 | 4年次 前 | 4年次 後 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 専門教育科目 | 専門科目 | 基礎助産学 | 2 | (選択) | | | | | 2 | | | |
| | | 地域子育て支援論 | 2 | (選択) | | | | | 2 | | | |
| | | 助産診断学 | 4 | (選択) | | | | | | 4 | | |
| | | 助産実践論Ⅰ（妊娠・産褥・新生児期） | 2 | (選択) | | | | | | | 2 | |
| | | 助産実践論Ⅱ（分娩期基本） | 2 | (選択) | | | | | | | 2 | |
| | | 助産実践論Ⅲ（分娩期応用） | 2 | (選択) | | | | | | | 2 | |
| | | 助産疾病論 | 2 | (選択) | | | | | | 2 | | |
| | | 助産管理 | 1 | (選択) | | | | | | | 1 | |
| | | 助産学実習 | 11 | (選択) | | | | | | | | 11 |

注1：保健学科看護学専攻学生で，助産師国家試験受験資格を取得しようとする者は，教育課程に掲げた履修基準（教養教育科目，専門教育科目）の必修科目を含めて，上記科目を必ず履修しなければならない。
注2：上記の助産師課程科目については，基礎助産学及び地域子育て支援論を除いて，助産師課程以外の学生は履修できない。

養護教諭一種免許取得に必要な履修科目　（保健学科看護学専攻）

2023

| 科目区分 | | 授業科目 | 単位数 | 必要単位数 | 履修年次 | 開講キャンパス |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 教養教育科目 | 外国語科目(英語) | コミュニケーションⅠA | 1 | 2 | 1年次 | 霞 |
| | | コミュニケーションⅠB | 1 | | | |
| | | コミュニケーションⅡA | 1 | | | |
| | | コミュニケーションⅡB | 1 | | | |
| | 情報・データサイエンス科目 | 情報・データ科学入門（又は情報活用演習） | 2 | 2 | 1年次 | 霞（東広島） |
| | 領 域 科 目 | 日本国憲法 | 2 | 2 | 1年次 | 霞又は東広島 |
| | 健康スポーツ科目 | | 2 | 2 | 1年次 | 霞又は東広島 |
| 専門教育科目 | 教職に関する専門科目 | 教職入門 | 2 | 2 | 1～2年次 | 霞 |
| | | 教育の思想と原理 | 2 | 2 | | 霞 |
| | | 児童・青年期発達論 | 2 | 2 | | 霞 |
| | | 教育と社会・制度 | 2 | 2 | | 霞 |
| | | 教育課程論 | 2 | 2 | | 霞 |
| | | 教育方法・技術論及び情報活用教育論 | 2 | 2 | | 霞 |
| | | 道徳教育指導法 | 2 | 2 | 1年次＊ | 奇数年に霞で開講 |
| | | 特別活動指導法 | 2 | 2 | 2年次＊ | 偶数年に霞で開講 |
| | | 生徒・進路指導論 | 2 | 2 | 1～2年次 | 霞 |
| | | 教育相談 | 2 | 2 | | 霞 |
| | | 特別支援教育 | 1 | 1 | 2年次＊ | 偶数年に霞で開講 |
| | | 総合的な学習の時間の指導法 | 1 | 1 | 1年次＊ | 奇数年に霞で開講 |
| | | 養護実習 | 5 | 5 | 4年次 | 広島大学の附属学校で実習 |
| | | 教職実践演習　（注） | 2 | 2 | 4年次 | 霞(医学部）で開講 |
| | 専門基礎科目 | 臨床薬理学 | 2 | 2 | 2年次 | 霞(医学部）で開講 |
| | | 微生物学・免疫学 | 2 | 2 | 2年次 | 霞(医学部）で開講 |
| | 専門科目 | 公衆衛生看護学Ⅱ | 2 | 2 | 3年次 | 霞(医学部）で開講 |
| | | 学校保健概論 | 1 | 1 | 2年次 | 霞(医学部）で開講 |
| | | 学校保健演習 | 2 | 2 | 3年次 | 霞(医学部）で開講 |
| | | 学校保健技術論 | 1 | 選択科目 | 4年次 | 霞(医学部）で開講 |

1. 保健学科看護学専攻学生で，養護教諭一種免許単位を取得しようとする者は，教育課程に掲げた履修基準（教養教育科目，専門教育科目）の必修科目を含めて，上記科目を必ず履修しなければならない。
2. 「教職に関する専門科目」については，夏季休業期間等に霞キャンパスで医学部保健学科生用の昼間集中講義で開講する。2年次終了までに履修すること。履修できないことが判明した時点で，できるだけ早く担当教員に相談すること。

＊ 2023年度（奇数年度）入学生適用年次

(注) 教職実践演習（養護教諭）（4年次後期集中）の履修条件は，4年次前期に養護実習の履修手続を済ませ，教職実践演習の開始までに養護実習の単位を修得又は修得見込みであること。
4年次前期終了時点で養護実習が履修できておらず，4年次後期で教職実践演習と並行して養護実習を履修することとなった場合，教職実践演習の単位は，養護実習の単位が認定されることを条件として認定する。

# 教養教育科目履修基準表

**医学部保健学科理学療法学専攻**

| 区分 | 科目区分 | | | 要修得単位数 | 授業科目等 | 単位数 | 履修区分 | 履修年次（注１） 1年次 前 | 1年次 後 | 2年次 前 | 2年次 後 | 3年次 前 | 3年次 後 | 4年次 前 | 4年次 後 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 教養教育科目 | 平和科目 | | | 2 | | 2 | 選択必修 | | | ○ | | | | | |
| | 基礎教育科目 | 大学教育入門 | | 2 | 大学教育入門 | 2 | 必修 | ○ | | | | | | | |
| | | 教養ゼミ | | 2 | 教養ゼミ | 2 | 必修 | ○ | | | | | | | |
| | | 展開ゼミ | | (0) | | 1 | 自由選択 | ○ | ○ | | | | | | |
| | 共通科目 | 領域科目 | | 2 | 倫理学 | 2 | 必修 | ○ | | | | | | | |
| | | | | 6 | 人文社会科学系科目群から1科目2単位以上<br>自然科学系科目群から2科目4単位以上 | 1又は2 | 選択必修 | ○ | ○ | | | | | | |
| | | 外国語科目 | 英語(注2) コミュニケーション基礎 | 2 | コミュニケーション基礎Ⅰ | 1 | 必修 | ○ | | | | | | | |
| | | | | | コミュニケーション基礎Ⅱ | 1 | | | ○ | | | | | | |
| | | | 英語(注2) コミュニケーションⅠ | 2 | コミュニケーションⅠA | 1 | 必修 | ○ | | | | | | | |
| | | | | | コミュニケーションⅠB | 1 | | ○ | | | | | | | |
| | | | 英語(注2) コミュニケーションⅡ | 2 | コミュニケーションⅡA | 1 | 必修 | | ○ | | | | | | |
| | | | | | コミュニケーションⅡB | 1 | | | ○ | | | | | | |
| | | | 初修外国語（注2）（ドイツ語，フランス語，中国語，のうちから１言語選択） | (0) | ベーシック外国語Ⅰ | 1 | 自由選択 | ○ | | | | | | | |
| | | | | | ベーシック外国語Ⅱ | 1 | | ○ | | | | | | | |
| | | | | | ベーシック外国語Ⅲ | 1 | | | ○ | | | | | | |
| | | | | | ベーシック外国語Ⅳ | 1 | | | ○ | | | | | | |
| | | 情報・データサイエンス科目（注3） | | 2 | 情報・データ科学入門 | 2 | 必修 | ○ | | | | | | | |
| | | | | 2 | ゼロからはじめるプログラミング | 2 | 選択必修 | | ○ | | | | | | |
| | | | | | データサイエンス基礎 | 2 | | | ○ | | | | | | |
| | | 健康スポーツ科目 | | 2 | 健康スポーツ科学 | 2 | 必修 | ○ | | | | | | | |
| | | 社会連携科目 | | (0) | | 1又は2 | 自由選択 | ○ | ○ | | | | | | |
| | 基盤科目 | | | 4 | 医療従事者のための心理学（注4） | 2 | 必修 | | ○ | | | | | | |
| | | | | | 統計学 | 2 | | | ○ | | | | | | |
| | | | | 0 | 初修物理学 | 2 | (注5) | ○ | | | | | | | |
| | | | | 0 | 初修生物学 | 2 | (注5) | ○ | | | | | | | |
| | | | | 0 | ヘルスサイエンスのための基盤数学 | 2 | (注5) | ○ | | | | | | | |
| 計 | 必修・選択必修科目小計 | | | 30 | | | | | | | | | | | |
| | 自由選択科目小計 | | | 8 | (注6) | | | | | | | | | | |
| | 教養教育科目合計 | | | 38 | | | | | | | | | | | |

注１：○印は標準履修セメスターを表している。なお，当該セメスターで単位を修得できなかった場合はこれ以降に履修することも可能である。授業科目により開設期が異なる場合があるので，学生便覧の教養教育開設授業科目一覧で確認すること。

注２：短期語学留学等による「英語圏フィールドリサーチ」又は自学自習による「オンライン英語演習Ⅰ」，「オンライン英語演習Ⅱ」，「オンライン英語演習Ⅲ」：各1単位（同一科目を重複して単位を修得することは不可）の履修により修得した単位を，卒業に必要な英語の単位（6単位）に代えることが可能である。また，外国語技能検定試験，語学研修による単位認定制度もある。詳細は，学生便覧の教養教育の外国語に関する項及び「外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて」を参照すること。

注３：「情報・データ科学入門」の単位を修得できなかった場合のみ，「ゼロからはじめるプログラミング」「データサイエンス基礎」の修得した単位のうち2単位を，「情報・データ科学入門」の単位として卒業に必要な単位に算入できる。

注４：「医療従事者のための心理学」の単位を修得できなかった場合のみ，「心理学概論A」又は「心理学概論B」の履修により修得した単位を，「医療従事者のための心理学」の単位の修得として卒業に必要な単位（2単位）に算入することが可能である。

注５：「初修物理学」，「初修生物学」，「ヘルスサイエンスのための基盤数学」の単位を修得すべき者は，保健学科において指定する。ただし，これらの単位は卒業要件単位には含まない。

注６：自由選択科目は，展開ゼミ，要修得単位数を超えて修得した領域科目および情報・データサイエンス科目，初修外国語，履修基準表に記載されていない基盤科目，社会連携科目の中から合計8単位以上を修得すること。

別表第２

専門教育科目履修基準表

**医学部保健学科理学療法学専攻**

○数字は必修科目

| 区分 | 科目区分 | 授業科目 | 単位数 | 履修指定 | 履修年次 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | １年次 | | ２年次 | | ３年次 | | ４年次 | |
| | | | | | 前 | 後 | 前 | 後 | 前 | 後 | 前 | 後 |
| 専門教育科目 | 専門基礎科目 | 解剖学Ⅰ | 2 | 必修 | ② | | | | | | | |
| | | 解剖学Ⅱ | 2 | 必修 | | ② | | | | | | |
| | | 解剖学実習Ⅰ | 1 | 必修 | | | ① | | | | | |
| | | 解剖学実習Ⅱ | 1 | 必修 | | | | ① | | | | |
| | | 生理学Ⅰ | 2 | 必修 | ② | | | | | | | |
| | | 生理学Ⅱ | 2 | 必修 | | ② | | | | | | |
| | | 生理学実習 | 1 | 必修 | | | ① | | | | | |
| | | 基礎運動学 | 2 | 必修 | | | ② | | | | | |
| | | 運動学実習 | 1 | 必修 | | | | ① | | | | |
| | | リハビリテーション科学入門 | 1 | 必修 | ① | | | | | | | |
| | | 病理学 | 2 | 必修 | | | ② | | | | | |
| | | リハビリテーション概論 | 1 | 必修 | | ① | | | | | | |
| | | 社会福祉学 | 2 | 必修 | | | | ② | | | | |
| | | 多職種間連携教育 | 1 | 必修 | | | | | | | ① | |
| | | リハビリテーション内科学Ⅰ | 2 | 必修 | | | ② | | | | | |
| | | リハビリテーション内科学Ⅱ | 2 | 必修 | | | | ② | | | | |
| | | リハビリテーション整形外科学総論 | 2 | 必修 | | | ② | | | | | |
| | | リハビリテーション整形外科学各論 | 2 | 必修 | | | | ② | | | | |
| | | リハビリテーション神経内科学 | 2 | 必修 | | | ② | | | | | |
| | | リハビリテーション精神医学総論 | 2 | 必修 | | | | ② | | | | |
| | | リハビリテーション精神医学各論 | 2 | 必修 | | | | | ② | | | |
| | | 栄養学 | 2 | 必修 | | | ② | | | | | |
| | | 臨床薬理学 | 2 | 必修 | | | ② | | | | | |
| | | 発達障害学 | 2 | 必修 | | ② | | | | | | |
| | | 保健統計学 | 2 | 選択 | | | | | 2 | | | |
| | | 保健英語 | 1 | 選択 | | | 1 | | | | | |
| | | Introduction to Epidemiology and Population Sciences | 2 | 選択 | | | | 2 | | | | |
| | | Global Health and Current Public Health Issues | 2 | 選択 | | | | | 2 | | | |
| | | 研究プロジェクト演習Ⅰ | 1 | 選択 | | 1 | | | | | | |
| | | 研究プロジェクト演習Ⅱ | 1 | 選択 | | | 1 | | | | | |
| | | 研究プロジェクト演習Ⅲ | 1 | 選択 | | | | 1 | | | | |
| | | 研究プロジェクト演習Ⅳ | 1 | 選択 | | | | | 1 | | | |
| | | 研究プロジェクト演習Ⅴ | 1 | 選択 | | | | | | 1 | | |
| | 専門科目 | 理学療法概論 | 2 | 必修 | ② | | | | | | | |
| | | 基礎理学療法学 | 2 | 必修 | | | ② | | | | | |
| | | 臨床運動学 | 2 | 必修 | | | | | ② | | | |
| | | 救命救急法及びリスク管理 | 1 | 必修 | | | | ① | | | | |
| | | 職業倫理・職場管理学 | 1 | 必修 | | | | | | ① | | |
| | | 機能能力診断学 | 2 | 必修 | | | | ② | | | | |
| | | 機能能力診断学特論 | 2 | 必修 | | | ② | | | | | |
| | | 機能能力診断学実習 | 1 | 必修 | | | | | ① | | | |
| | | リハビリテーション診断学 | 1 | 必修 | | | | | | ① | | |
| | | 運動系理学療法学 | 2 | 必修 | | | | ② | | | | |
| | | 運動系理学療法学実習 | 1 | 必修 | | | | | ① | | | |
| | | こころとからだの発達科学 | 2 | 必修 | | | | ② | | | | |
| | | 神経系理学療法学 | 2 | 必修 | | | | ② | | | | |
| | | 神経系理学療法学演習 | 1 | 必修 | | | | | ① | | | |
| | | 内部障害リハビリテーション学 | 2 | 必修 | | | | | ② | | | |
| | | 内部障害リハビリテーション学実習 | 1 | 必修 | | | | | | ① | | |
| | | 物理療法学 | 2 | 必修 | | ② | | | | | | |
| | | 物理療法学実習 | 1 | 必修 | | | ① | | | | | |
| | | 補装具学 | 2 | 必修 | | | | ② | | | | |
| | | 補装具学演習 | 1 | 必修 | | | | | ① | | | |
| | | スポーツ医学 | 1 | 必修 | | | | | ① | | | |
| | | スポーツ外傷理学療法学総論 | 1 | 必修 | | | | | ① | | | |
| | | スポーツ外傷理学療法学各論 | 1 | 必修 | | | | | ① | | | |
| | | スポーツ外傷理学療法学実習 | 1 | 必修 | | | | | | ① | | |
| | | 理学療法研究法 | 2 | 必修 | | | | | | ② | | |
| | | コンディショニング科学 | 1 | 選択 | | | | | 1 | | | |
| | | トレーニング科学 | 1 | 選択 | | | | | 1 | | | |
| | | 地域理学療法学 | 2 | 必修 | | | | | ② | | | |
| | | 日常生活活動学 | 2 | 必修 | | | | | ② | | | |
| | | 日常生活活動学実習 | 1 | 必修 | | | | | | ① | | |
| | | 臨床実習Ⅰ | 2 | 必修 | | | ② | | | | | |
| | | 臨床実習Ⅱ | 5 | 必修 | | | | | | ⑤ | | |
| | | 臨床実習Ⅲ | 14 | 必修 | | | | | | | ⑭ | |
| | | 卒業研究 | 4 | 必修 | | | | | | | | ④ |
| | 専門基礎科目　開設単位数　必修：41単位　選択：12単位　要履修単位数　必修：41単位 | | | | | | | | | | | |
| | 専門科目　開設単位数　必修：67単位　選択：2単位　要履修単位数　必修：67単位 | | | | | | | | | | | |
| | 専門教育科目計 | | 108 | | | | | | | | | |
| 卒業要件単位数 | | | 146 | | | | | | | | | |

注1：「臨床実習Ⅱ」の履修は，「機能能力診断学」及び「機能能力診断学実習」の単位を取得していることを条件とする。
注2：実習及び演習科目の履修は，履修条件を満たしていない場合，許可されないことがある。
注3：「臨床実習Ⅲ」の履修は，全ての専門基礎科目及び専門科目の単位を修得していることを条件とする。

# 教養教育科目履修基準表

**医学部保健学科作業療法学専攻**

| 区分 | 科目区分 | | | 要修得単位数 | 授業科目等 | 単位数 | 履修区分 | 履修年次（注１） | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | １年次 | | ２年次 | | ３年次 | | ４年次 | |
| | | | | | | | | 前 | 後 | 前 | 後 | 前 | 後 | 前 | 後 |
| 教養教育科目 | 平和科目 | | | 2 | | 2 | 選択必修 | | | ○ | | | | | |
| | 基礎科目 大学教育 | 大学教育入門 | | 2 | 大学教育入門 | 2 | 必修 | ○ | | | | | | | |
| | | 教養ゼミ | | 2 | 教養ゼミ | 2 | 必修 | ○ | | | | | | | |
| | | 展開ゼミ | | (0) | | 1 | 自由選択 | ○ | ○ | | | | | | |
| | 共通科目 | 領域科目 | | 8 | 人文社会科学系科目群から2科目4単位以上<br>自然科学系科目群から2科目4単位以上 | 1又は2 | 選択必修 | ○ | ○ | | | | | | |
| | | 外国語科目 | 英語（注2） コミュニケーション基礎 | 2 | コミュニケーション基礎Ⅰ | 1 | 必修 | ○ | | | | | | | |
| | | | | | コミュニケーション基礎Ⅱ | 1 | | | ○ | | | | | | |
| | | | コミュニケーションⅠ | 2 | コミュニケーションⅠA | 1 | 必修 | ○ | | | | | | | |
| | | | | | コミュニケーションⅠB | 1 | | ○ | | | | | | | |
| | | | コミュニケーションⅡ | 2 | コミュニケーションⅡA | 1 | 必修 | | ○ | | | | | | |
| | | | | | コミュニケーションⅡB | 1 | | | ○ | | | | | | |
| | | | 初修外国語（注2）（ドイツ語，フランス語，中国語，のうちから１言語選択） | (0) | ベーシック外国語Ⅰ | 1 | 自由選択 | ○ | | | | | | | |
| | | | | | ベーシック外国語Ⅱ | 1 | | ○ | | | | | | | |
| | | | | | ベーシック外国語Ⅲ | 1 | | | ○ | | | | | | |
| | | | | | ベーシック外国語Ⅳ | 1 | | | ○ | | | | | | |
| | | 情報・データサイエンス科目（注3） | | 2 | 情報・データ科学入門 | 2 | 必修 | ○ | | | | | | | |
| | | | | 2 | ゼロからはじめるプログラミング | 2 | 選択必修 | | ○ | | | | | | |
| | | | | | データサイエンス基礎 | 2 | | | ○ | | | | | | |
| | | 健康スポーツ科目 | | 2 | 健康スポーツ科学 | 2 | 必修 | ○ | | | | | | | |
| | | 社会連携科目 | | (0) | | 1又は2 | 自由選択 | ○ | ○ | | | | | | |
| | 基盤科目 | | | 4 | 医療従事者のための心理学（注4） | 2 | 必修 | | ○ | | | | | | |
| | | | | | 統計学 | 2 | | | ○ | | | | | | |
| | | | | 2 | 初修物理学 | 2 | 選択必修（注5） | ○ | | | | | | | |
| | | | | | 初修生物学 | 2 | | ○ | | | | | | | |
| | | | | | ヘルスサイエンスのための基盤数学 | 2 | | ○ | | | | | | | |
| 計 | 必修・選択必修科目小計 | | | 32 | | | | | | | | | | | |
| | 自由選択科目小計 | | | 6 | （注6） | | | | | | | | | | |
| | 教養教育科目合計 | | | 38 | | | | | | | | | | | |

注１：○印は標準履修セメスターを表している。なお，当該セメスターで単位を修得できなかった場合はこれ以降に履修することも可能である。授業科目により実際に開講するセメスターが異なる場合があるので，毎年度発行する教養教育科目授業時間割等で確認すること。

注２：短期語学留学等による「英語圏フィールドリサーチ」又は自学自習による「オンライン英語演習Ⅰ」，「オンライン英語演習Ⅱ」，「オンライン英語演習Ⅲ」：各1単位（同一科目を重複して単位を修得することは不可）の履修により修得した単位を，卒業に必要な英語の単位（6単位）に代えることが可能である。また，外国語技能検定試験，語学研修による単位認定制度もある。詳細は，学生便覧の教養教育の外国語に関する項及び「外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて」を参照すること。

注３：「情報・データ科学入門」の単位を修得できなかった場合のみ，「ゼロからはじめるプログラミング」「データサイエンス基礎」の修得した単位のうち2単位を，「情報・データ科学入門」の単位として卒業に必要な単位に算入できる。

注４：「医療従事者のための心理学」の単位を修得できなかった場合のみ，「心理学概論A」又は「心理学概論B」の履修により修得した単位を，「医療従事者のための心理学」の単位の修得として卒業に必要な単位（2単位）に算入することが可能である。

注５：「初修物理学」，「初修生物学」，「ヘルスサイエンスのための基盤数学」については，保健学科において指定された科目を履修すること。2科目以上指定された場合はすべて履修すること。但し，選択必修科目の卒業要件単位として算入されるのは1科目とする。

注６：自由選択科目は，展開ゼミ，要修得単位数を超えて修得した領域科目，初修外国語，情報・データサイエンス科目，社会連携科目，履修基準表に記載されているもの以外の基盤科目の中から合計6単位以上を修得すること。「初修物理学」「初修生物学」「ヘルスサイエンスのための基盤数学」のいずれの科目も、自由選択科目の単位として算入されないので注意すること。

別表第２

専門教育科目履修基準表

**医学部保健学科作業療法学専攻**

○数字は必修科目

| 区分 | 科目区分 | 授業科目 | 単位数 | 履修指定 | 履修年次 1年次 前 | 1年次 後 | 2年次 前 | 2年次 後 | 3年次 前 | 3年次 後 | 4年次 前 | 4年次 後 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 専門教育科目 | 専門基礎科目 | 解剖学Ⅰ | 2 | 必修 | ② | | | | | | | |
| | | 解剖学Ⅱ | 2 | 必修 | | ② | | | | | | |
| | | 解剖学実習Ⅰ | 1 | 必修 | | | ① | | | | | |
| | | 解剖学実習Ⅱ | 1 | 必修 | | | | ① | | | | |
| | | 生理学Ⅰ | 2 | 必修 | ② | | | | | | | |
| | | 生理学Ⅱ | 2 | 必修 | | ② | | | | | | |
| | | 生理学実習 | 1 | 必修 | | | ① | | | | | |
| | | 基礎運動学 | 2 | 必修 | | | ② | | | | | |
| | | 運動学実習 | 1 | 必修 | | | | ① | | | | |
| | | 発達障害学 | 2 | 必修 | | ② | | | | | | |
| | | 生理学的心理学 | 2 | 選択 | | | | | | | | 2 |
| | | リハビリテーション科学入門 | 1 | 必修 | ① | | | | | | | |
| | | 病理学 | 2 | 必修 | | | ② | | | | | |
| | | リハビリテーション内科学Ⅰ | 2 | 必修 | | | ② | | | | | |
| | | リハビリテーション内科学Ⅱ | 2 | 必修 | | | | ② | | | | |
| | | 内部障害リハビリテーション学 | 2 | 必修 | | | | | ② | | | |
| | | リハビリテーション整形外科学総論 | 2 | 必修 | | | ② | | | | | |
| | | リハビリテーション整形外科学各論 | 2 | 必修 | | | | ② | | | | |
| | | リハビリテーション神経内科学 | 2 | 必修 | | | ② | | | | | |
| | | リハビリテーション精神医学総論 | 2 | 必修 | | | | ② | | | | |
| | | リハビリテーション精神医学各論 | 2 | 必修 | | | | | ② | | | |
| | | 精神障害学特論 | 2 | 必修 | | | | | ② | | | |
| | | 栄養学 | 2 | 必修 | | | ② | | | | | |
| | | 臨床薬理学 | 2 | 必修 | | | ② | | | | | |
| | | リハビリテーション概論 | 1 | 必修 | | ① | | | | | | |
| | | 多職種間連携教育 | 1 | 必修 | | | | | | | ① | |
| | | 保健政策論　※ | 2 | 選択必修 | | | | | | ② | | |
| | | 社会福祉学　※ | 2 | | | | | ② | | | | |
| | | 老年期障害学 | 1 | 選択 | | | | 1 | | | | |
| | | 保健英語 | 1 | 選択 | | | 1 | | | | | |
| | | 保健統計学 | 2 | 選択 | | | | | 2 | | | |
| | | Introduction to Epidemiology and Population Sciences | 2 | 選択 | | | | 2 | | | | |
| | | Global Health and Current Public Health Issues | 2 | 選択 | | | | | 2 | | | |
| | | 研究プロジェクト演習Ⅰ | 1 | 選択 | | 1 | | | | | | |
| | | 研究プロジェクト演習Ⅱ | 1 | 選択 | | | 1 | | | | | |
| | | 研究プロジェクト演習Ⅲ | 1 | 選択 | | | | 1 | | | | |
| | | 研究プロジェクト演習Ⅳ | 1 | 選択 | | | | | 1 | | | |
| | | 研究プロジェクト演習Ⅴ | 1 | 選択 | | | | | | 1 | | |
| | 専門科目 | 作業療法学概論 | 1 | 必修 | ① | | | | | | | |
| | | 職業倫理・職場管理学 | 1 | 必修 | | | | | | ① | | |
| | | 作業技術学実習Ⅰ | 2 | 必修 | | | ② | | | | | |
| | | 作業技術学実習Ⅱ | 2 | 必修 | | | | ② | | | | |
| | | 基礎作業学 | 1 | 必修 | | ① | | | | | | |
| | | 作業療法学理論 | 1 | 必修 | | | | ① | | | | |
| | | 救命救急法及びリスク管理 | 1 | 必修 | | | | ① | | | | |
| | | 日常生活活動評価学演習 | 1 | 必修 | | | | | ① | | | |
| | | 在宅日常生活活動学演習 | 1 | 必修 | | | | | | ① | | |
| | | 余暇関連活動学演習 | 1 | 必修 | | | | | | ① | | |
| | | 仕事関連活動学演習 | 1 | 必修 | | | | | | ① | | |
| | | 地域作業療法学演習 | 1 | 必修 | | | | | | ① | | |
| | | 身体障害作業療法評価学実習Ⅰ | 2 | 必修 | | | | ② | | | | |
| | | 身体障害作業療法評価学実習Ⅱ | 2 | 必修 | | | | | ② | | | |
| | | 動作解析学実習 | 2 | 必修 | | | | ② | | | | |
| | | 身体障害作業療法学演習Ⅰ（上肢） | 1 | 必修 | | | | | ① | | | |
| | | 身体障害作業療法学演習Ⅱ（中枢） | 1 | 必修 | | | | | | ① | | |
| | | 身体障害作業療法学演習Ⅲ（運動器・内部障害） | 1 | 必修 | | | | | ① | | | |
| | | 老年期障害作業療法評価学 | 1 | 必修 | | | | ① | | | | |
| | | 老年期障害作業療法学演習 | 1 | 必修 | | | | | | ① | | |
| | | 高次脳機能障害作業療法学演習Ⅰ | 1 | 必修 | | | | | ① | | | |
| | | 高次脳機能障害作業療法学演習Ⅱ | 1 | 必修 | | | | | | ① | | |
| | | 精神障害作業療法学 | 1 | 必修 | | | | ① | | | | |
| | | 精神障害作業療法評価学 | 1 | 必修 | | | | | ① | | | |
| | | 精神障害作業療法学演習Ⅰ | 1 | 必修 | | | | | ① | | | |
| | | 精神障害作業療法学演習Ⅱ | 1 | 必修 | | | | | | ① | | |
| | | 発達障害作業療法評価学 | 1 | 必修 | | | | ① | | | | |
| | | 発達障害作業療法学演習Ⅰ | 1 | 必修 | | | | | ① | | | |
| | | 発達障害作業療法学演習Ⅱ | 1 | 必修 | | | | | | ① | | |
| | | 国際作業療法学　※ | 1 | 選択必修 | | | | | | ① | | |
| | | 応用地域作業療法学演習　※ | 1 | | | | | | | ① | | |
| | | 作業療法科学　※ | 1 | | | | | | | ① | | |
| | | 作業療法学研究法Ⅰ | 1 | 必修 | | | | | ① | | | |
| | | 作業療法学研究法Ⅱ | 1 | 必修 | | | | | | ① | | |
| | | 卒業研究 | 4 | 必修 | | | | | | | | ④ |
| | | 地域実習 | 1 | 必修 | | | | ① | | | | |
| | | 評価実習Ⅰ（身体障害） | 2 | 必修 | | | | | | ② | | |
| | | 評価実習Ⅱ（精神障害） | 2 | 必修 | | | | | | ② | | |
| | | 総合臨床実習Ⅰ | 9 | 必修 | | | | | | | ⑨ | |
| | | 総合臨床実習Ⅱ | 9 | 必修 | | | | | | | ⑨ | |
| | 専門基礎科目　開設単位数　必修：43単位　選択必修：4単位　選択：15単位　要履修単位数　必修：43単位　選択必修：2単位 | | | | | | | | | | | |
| | 専門科目　開設単位数　必修：63単位　選択必修：3単位　要履修単位数　必修：63単位　選択必修：1単位 | | | | | | | | | | | |
| | 専門教育科目計 | | 109 | | | | | | | | | |
| 卒業要件単位数 | | | 147 | | | | | | | | | |

注1：　実習および演習科目の履修は，所定の授業科目の単位を取得していない場合，許可されないことがある。（シラバス参照）
注2：　選択必修科目は，「専門基礎科目」から2単位以上を，「専門科目」からは作業療法学専攻において指定する科目1単位を修
注3：　選択科目については，作業療法学専攻において指定する科目を履修することが望ましい。
注4：　保健政策論，社会福祉学（※）の2科目から，1科目を修得すること。
注5：　国際作業療法学，応用地域作業療法学演習，作業療法科学（※）の3科目から，1科目を修得すること。

# ＜医学科進級判定基準＞

＜令和３年３月 25 日　医学科会議承認＞

医学科の学生が，各年次に進級するときは下記の基準を基に判定します。

１．２年次の授業科目を履修するためには、１年次に履修すべきすべての専門関連科目（医療者プロフェッショナリズム，医学研究序論，生命・医療倫理学 Ⅰ，医療行動学，グローバルリーダー概論，コミュニケーション学）および専門科目（脳神経医学 Ⅰ）の単位を修得していることを必要とする。

２．１年次で領域科目，健康スポーツ科目の 10 単位のうちの１科目２単位，英語科目（コミュニケーションⅠ，Ⅱ，コミュニケーション演習Ⅰ，Ⅱ）６単位のうちの１単位，初修外国語４単位のうちの１単位のうち計３単位までの未修得者は２年次の授業科目の履修を認める。

３．１年次で「医療従事者のための心理学」の単位を修得できなかった者は、2 年次の授業科目の履修を認める。

４．上記２，３以外の教養教育科目の単位未修得者は未修得単位を修得した年の翌年度から，２年次の授業科目の履修を認める。

５．上記２，３で履修を認められた者は，霞キャンパスでの 2 年次の授業科目の履修と並行して，東広島キャンパス又は東千田キャンパスで行われる授業科目を履修し，2 年次終了時までに未修得単位を修得するものとする。

６．2 年次以降は，各学年で履修すべきすべての授業科目の単位を修得していることを進級の要件とする。

７．2 年次以降の専門教育科目の単位認定は，原則としてその科目で行われるすべての試験等に合格していることを要件とする。進級については医学科の教授会（医学科会議）で協議し，決定する。

８．履修基準表の授業科目が変更または閉講された場合の履修科目は，医学科の教授会（医学科会議）で協議し，決定する。

９．この基準は 2021 年度入学生から適用する。

## 医学部生の東千田キャンパス開設授業科目の受講について

| 対象学部・学科 | | 夜間授業時間帯に開設する授業科目 | | 昼間授業時間帯に開設する授業科目 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 外国語科目 | 外国語科目以外の教養教育科目 | | |
| 医学部 | 全　学　科<br>１ 年 次 生 | 不可 | 不可 | 可 | |
| | 全　学　科<br>２年次生以上 | 可 | 可 | 可 | |

※平成28年度から適用

（注１）「可」は，当該科目を受講できることを示しています。

（注２）転学部生については，２年次生と同じ扱いとします。

## 広島大学既修得単位等の認定に関する細則の
## 広島大学医学部における取扱いについて

（平成 5. 4. 22
教授会承認）

1．広島大学医学部における医学科及び保健学科に係る既修得単位等の認定に関しては，広島大学既修得単位等の認定に関する細則に定めるもののほか，この取扱いの定めるところによる。

2．認定できる科目及び単位数は，次のとおりとする。

**医学科**

**（1）共通科目**

| | | |
|---|---|---|
| 外国語科目 | | 6 単位以内 |
| 英語 | 4 単位以内 | |
| ドイツ語，フランス語，中国語 | 2 単位以内 | |
| 情報・データサイエンス科目 | | 2 単位以内 |

**（2）共通科目及び基盤科目**

| | |
|---|---|
| 領域科目，健康スポーツ科目及び基盤科目 | １０単位以内 |

**保健学科**

**（1）共通科目**

| | | |
|---|---|---|
| 外国語科目 | | 8 単位以内 |
| 英語 | 4 単位以内 | |
| ドイツ語，フランス語，中国語の中から 1 か国語 | 4 単位以内 | |
| 情報・データサイエンス科目 | | 2 単位以内 |

**（2）共通科目及び基盤科目**

| | |
|---|---|
| 領域科目及び基盤科目 | 8 単位以内 |
| 健康スポーツ科目 | 2 単位以内 |

3．「2.」により認定を受けた者は，原則としてその単位に相当する他の授業科目を履修することが望ましい。

4．この取扱いに定めるもののほか，既修得単位等の認定に関し必要な事項は，教授会が別に定める。

5．この取扱いは，令和 5 年度入学生から適用する。

## 外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて

認定の対象となる外国語技能検定試験等及び単位認定の申請方法等は，
「教養教育について」の教養 33 ページを参照してください。

# 外国の大学等で履修した授業科目の単位の認定に関する申合せ

平成18.4.1 制定

（趣旨）

第１　この申合せは，広島大学医学部（以下「学部」という。）に在学中の学生が外国の大学又は短期大学（大学以外の高等教育機関を含む。以下「外国の大学等」という。）に留学した場合の単位の認定に関し，必要な事項を定めるものとする。

（留学の願い出）

第２　単位の認定を受けようとする者は，あらかじめチューターと相談の上，留学願に外国の大学等における留学申請書（別記様式第１）を添えて学部長に願い出なければならない。

２　学部長は，前項の規定による願い出があったときは，教授会の議を経て，承認するものとする。

（単位の認定の願い出）

第３　単位の認定を受けようとする者は，評価依頼状（別記様式第２）に評価表（別記様式第３）を添えて，外国の大学等に対し評価を依頼するものとする。

２　単位の認定を受けようとする者は，帰国後１月以内に，外国の大学等における留学単位認定願（別記様式第４）に評価表（別記様式第３）を添えて，学部長に願い出るものとする。

（単位の認定）

第４　学部長は，前条の規定による願い出があったときは，教授会の議を経て，単位の認定を行うものとする。

２　学部長は，前項の審査の結果について，単位の認定を行ったときは単位等認定通知書（別記様式第５）により，認定を行わなかったときは適宜の方法により，速やかに願い出た者に通知するものとする。

３　認定できる単位数は，６０単位を超えない範囲とする。

（研修の総時間数）

第５　学部長は，外国の大学等で履修した授業科目の単位の認定を行ったときは，チューターに対して，認定した単位に代えて他の選択科目等の履修を行わせるなどの適切な指導を行わせるものとする。

附　則

この申合せは，平成18年4月1日から施行する。

# 成績評価に対する異議申立制度について

本学では，厳正な成績評価に努めていますが，学生への説明責任を果たすことを通じて，成績評価の厳正さを高めるため，成績評価に対する異議申立制度を設けています。申立てを行う場合は，次の手順に従ってください。ただし，理由・根拠が不十分な申立てには対応できませんので注意してください。

**１．　申立手続**

別紙の「成績評価に対する異議申立書」に必要事項を記入し，学業成績証明書を添付の上，該当科目の開講学部・研究科等の担当事務窓口（以下の「４．担当事務窓口一覧」を参照）に異議申立てを行ってください。

**２．　申立期間**

各学部・研究科等が定める当該科目の正式な成績発表日から次のタームの履修登録期間終了日までを原則とします。

**３．　申立への回答**

原則 My もみじの掲示板で回答しますので，確認を怠らないようにしてください。なお，申立日から２週間以内に回答がない場合は，担当事務にご連絡ください。

**４．　担当事務窓口一覧**

(1)　**教養教育科目**：
- 教育推進グループ【総合科学部事務棟１F】
- 東千田地区支援室（学生支援担当）

※法学部（昼間コース・夜間主コース），経済学部（夜間主コース）の学生は東千田地区支援室（学生支援担当）に申し出ること。

(2)　**大学院共通科目**：教育推進グループ【総合科学部事務棟１F】

(3)　**専門教育科目**

| 該当科目の開講学部／研究科／学位プログラム等 | | 担当事務窓口 |
|---|---|---|
| 総合科学部 | | 総合科学系支援室（学士課程担当） |
| 文学部 | | 人文社会科学系支援室（文学事務室）（学士課程担当） |
| 教育学部／特別支援教育特別専攻科 | | 教育学系総括支援室（学士課程担当） |
| 法学部（昼間コース／夜間主コース） | | 東千田地区支援室（法学部昼間コース担当・法学部夜間主コース担当） |
| 経済学部（昼間コース） | | 人文社会科学系支援室（経済学部担当） |
| 経済学部（夜間主コース） | | 東千田地区支援室（経済学部夜間主コース担当） |
| 理学部 | | 理学系支援室（学士課程担当） |
| 医学部 ※2／歯学部／薬学部／医系科学研究科 | | 霞地区学生支援グループ（医学部担当・歯学部担当・薬学部担当・大学院担当） |
| 工学部／情報科学部 | | 工学系総括支援室（工学部担当・情報科学部担当） |
| 生物生産学部 | | 生物学系総括支援室（学士課程担当） |
| 人間社会科学研究科 | 人文学プログラム | 人文社会科学系支援室（文学事務室）（大学院課程担当） |
| | 法学・政治学プログラム | 東千田地区支援室（法学・政治学プログラム担当） |
| | 経済学プログラム | 人文社会科学系支援室（経済学プログラム担当） |
| | マネジメントプログラム | 東千田地区支援室（夜間大学院担当） |
| | 国際平和共生プログラム<br>国際経済開発プログラム<br>国際教育開発プログラム | 国際協力学系支援室 |
| | 人間総合科学プログラム | 総合科学系支援室（大学院課程担当） |
| | 心理学プログラム<br>教師教育デザイン学プログラム<br>教育学プログラム<br>日本語教育学プログラム<br>教職開発プログラム | 教育学系総括支援室（大学院課程担当） |
| | 実務法学プログラム ※2 | 東千田地区支援室（法科大学院担当） |
| | 広島大学・グラーツ大学国際連携サステイナビリティ学専攻 | 国際協力学系支援室 |
| 先進理工系科学研究科 | 数学プログラム<br>物理学プログラム<br>地球惑星システム学プログラム<br>化学プログラム | 理学系支援室（大学院課程担当） |
| | 量子物質科学プログラム | 理学系支援室（先端）（学生支援担当） |
| | 理工学融合プログラム | 総合科学系支援室（大学院課程担当） |
| | 情報科学プログラム<br>応用化学プログラム<br>化学工学プログラム<br>電気システム制御プログラム<br>機械工学プログラム<br>輸送・環境システムプログラム<br>建築学プログラム<br>社会基盤環境工学プログラム | 工学系総括支援室（大学院課程担当） |
| | 広島大学・ライプツィヒ大学国際連携サステイナビリティ学専攻 | 国際協力学系支援室 |
| 統合生命科学研究科 ※3 | 生物工学プログラム | 理学系支援室（先端）（学生支援担当） |
| | 食品生命科学プログラム<br>生物資源科学プログラム | 生物学系総括支援室（大学院課程担当） |
| | 生命環境総合科学プログラム | 総合科学系支援室（大学院課程担当） |
| | 基礎生物学プログラム<br>数理生命科学プログラム<br>生命医科学プログラム | 理学系支援室（大学院課程担当） |
| スマートソサイエティ実践科学研究院 | | 国際協力学系支援室 |
| 森戸国際高等教育学院 | | グローバル化推進グループ【学生プラザ３F】 |
| 上記に該当しない専門教育科目 ※1 | | 教育推進グループ【学生プラザ３F】 |

※1　特定プログラムなど，森戸国際高等教育学院以外のセンター等が開講する専門教育科目を示す。
※2　別途申立制度を定めている学部・研究科等を示す。
※3　プログラム専門科目の場合，統合生命科学研究科学生便覧に掲載されている履修基準表で，当該科目が属する学位プログラムを確認し，上表の対応する担当事務窓口へ提出すること。研究科共通科目の場合は担当事務窓口のいずれかへ提出すること。

別紙

成績評価に対する異議申立書

申立日：　　年　　月　　日

| | |
|---|---|
| 所属学部・研究科等名称 | |
| 学生番号 | |
| 氏名 | |

以下の授業科目の成績評価について異議申立てを行います。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 開講年度 | | 講義コード | |
| 開講学部・研究科等 | | | |
| 授業科目名 | | | |
| 授業担当教員名 | | | |
| 現在の成績評価 | | | |
| 申立内容・理由 | | | |
| | | | |

※　本申立書と併せて学業成績証明書を提出すること。
※　回答は，原則 My もみじの個人掲示により連絡する。
※　申立日から２週間以内に回答がない場合は，該当の担当事務窓口に連絡すること。

## 広島大学医学部保健学科看護学専攻　学位授与の判定基準及び卒業論文の評価基準

【学士課程】

広島大学医学部保健学科看護学専攻では，学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき，学士の学位審査を行い，適当と認められる者に対して，学士（看護学）の学位を授与する。

卒業論文の評価は，次に定める評価基準に基づいて評価するとともに，関連する科目の成績評価基準に含める。

（卒業論文の評価基準）

Ⅰ　論文の審査項目

(1) 看護学専門領域における学士としての基礎的知識を修得しており，問題を把握し解明する基本的な能力を身につけているか。

(2) テーマの設定が学士として妥当なものであり，論文作成にあたっての問題意識が明確であるか。

(3) 論文の記述（本文，図，表，引用など）が適切であり，論理的に妥当な結論が導かれているか。

(4) 設定したテーマに際して，適切な調査・実験方法，あるいは論証方法を採用し，それに則って具体的な分析・考察がなされているか。

## 広島大学医学部保健学科理学療法学専攻　学位授与の判定基準及び卒業論文の評価基準

【学士課程】

広島大学医学部保健学科理学療法学専攻では，学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき，学士の学位審査を行い，適当と認められる者に対して，学士（保健学）の学位を授与する。

１．卒業論文は次に定める「卒業論文の評価基準」に基づき評価されるとともに，当該専門分野の発表会で学術研究に相応しい研究発表を行い，質疑に対し論理的かつ明解に応答すること。

２．卒業論文の評価は，関連する科目の成績評価基準に含める。

（卒業論文の評価基準）

Ⅰ　論文の審査項目

(1) 当該専門領域における学士としての基礎的知識を修得しており，問題を把握し解明する基本的な能力を身につけているか。

(2) テーマの設定が学士として妥当なものであり，論文作成にあたっての問題意識が明確であるか。

(3) 論文の記述（本文，図，表，引用など）が適切であり，論理的に妥当な結論が導かれているか。

(4) 設定したテーマに際して，適切な調査・実験方法，あるいは論証方法を採用し，それに則って具体的な分析・考察がなされているか。

## 広島大学医学部保健学科作業療法学専攻　学位授与の判定基準及び卒業論文の評価基準

【学士課程】

広島大学医学部保健学科作業療法学専攻では，学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき，学士の学位審査を行い，適当と認められる者に対して，学士（保健学）の学位を授与する。

１．卒業論文は次に定める「卒業論文の評価基準」に基づき評価されるとともに，当該専門分野の発表会で学術研究に相応しい研究発表を行い，質疑に対し論理的かつ明解に応答すること。

２．卒業論文の評価は，卒業研究の成績評価基準に含める。

（卒業論文の評価基準）

Ⅰ　論文の審査項目

(1) 当該専門領域における学士としての基礎的知識を修得しており，問題を把握し解明する基本的な能力を身につけているか。

(2) テーマの設定が学士として妥当なものであり，論文作成にあたっての問題意識が明確であるか。

(3) 論文の記述（本文，図，表，引用など）が適切であり，論理的に妥当な結論が導かれているか。

(4) 設定したテーマに際して，適切な調査・実験方法，あるいは論証方法を採用し，それに則って具体的な分析・考察がなされているか。

# 「広島大学学部生の大学院授業科目の履修に関する細則」による履修（早期履修）制度について

早期履修は，本学大学院に進学を志望する学業優秀な学部生に対して本学大学院教育課程の授業科目を履修する機会を提供するとともに，修得した単位については，早期履修者が卒業後当該研究科等に入学した場合に限り，15単位の範囲内で当該研究科等が定める単位数を限度として修了要件単位に含めることができる制度で，大学院教育との連携を図ることを目的として実施しています。

※令和5年度入学の学部生の申請手続に関するお知らせは，令和6年度後期終了時に「Myもみじ」で掲示します。

## ○実施予定研究科等・専攻・プログラム（令和5年4月現在）

**人間社会科学研究科**

| | |
|---|---|
| 人文社会科学専攻 | 人文学プログラム，法学・政治学プログラム，経済学プログラム，マネジメントプログラム，国際平和共生プログラム，国際経済開発プログラム，人間総合科学プログラム |
| 教育科学専攻 | 日本語教育学プログラム，国際教育開発プログラム |
| 教職開発専攻 | 教職開発プログラム |
| 実務法学専攻 | 実務法学プログラム |

**先進理工系科学研究科**

| | |
|---|---|
| 先進理工系科学専攻 | 数学プログラム，物理学プログラム，地球惑星システム学プログラム，化学プログラム，応用化学プログラム，化学工学プログラム，電気システム制御プログラム，機械工学プログラム，輸送・環境システムプログラム，建築学プログラム，社会基盤環境工学プログラム，情報科学プログラム，スマートイノベーションプログラム，量子物質科学プログラム，理工学融合プログラム |

**統合生命科学研究科**

| | |
|---|---|
| 統合生命科学専攻 | 生物工学プログラム，食品生命科学プログラム，生物資源科学プログラム，生命環境総合科学プログラム，基礎生物学プログラム，数理生命科学プログラム，生命医科学プログラム |

**医系科学研究科**

| | |
|---|---|
| 総合健康科学専攻 | 保健科学プログラム，薬科学プログラム，公衆衛生学プログラム，医学物理士プログラム，生命医療科学プログラム |

**スマートソサイエティ実践科学研究院**

## ○履修資格

(1)　履修時に，所属する学部の3年次以上に在籍する者

(2)　本学大学院に進学を志望する者

(3)　履修しようとする年度の前年度（後期）までのGPAが，進学を志望する研究科等（専攻・プログラム）が定める値を上回る者

## ○早期履修に関する情報の掲載場所

「もみじTop」 － 「学びのサポート」 － 「学士課程」のページに掲載しています。

# ２　到達目標型教育プログラム「HiPROSPECTS（R）」について

ハイプロスペクツ

# 目次

Ⅰ．**広島大学の到達目標型教育プログラム「HiPROSPECTS®（ハイプロスペクツ）」**……ハイプロ２
１．HiPROSPECTS® とは……ハイプロ２
２．卒業までの主な流れ……ハイプロ２

Ⅱ．**HiPROSPECTS® の構成**……ハイプロ３
１．主専攻プログラム……ハイプロ３
２．副専攻プログラム・特定プログラム……ハイプロ４
■HiPROSPECTS® をより良く理解するための３つの資料……ハイプロ６

Ⅲ．**評価の方法**……ハイプロ７
１．授業科目の成績評価……ハイプロ７
２．本学共通の平均評価点（GPA：Grade Point Average）……ハイプロ７
３．プログラム毎に定められた到達目標に対する到達度の評価……ハイプロ９
■成績評価，GPA 及び到達度の評価の確認方法……ハイプロ９

Ⅳ．**副専攻プログラム一覧**……ハイプロ10

Ⅴ．**特定プログラム一覧**……ハイプロ11
■特定プログラムに関係する資格……ハイプロ11

Ⅵ．**HiPROSPECTS® 関係規則等**……ハイプロ13
１．広島大学教育プログラム規則……ハイプロ13
２．広島大学副専攻プログラム履修細則……ハイプロ17
３．広島大学特定プログラム履修細則……ハイプロ19

Ⅶ．**副専攻プログラム及び特定プログラムに関する問い合わせ先**……ハイプロ22

Ⅷ．**TOEIC® L&R IP テストの全学実施について**……ハイプロ23

Ⅸ．**情報科学パッケージ科目について**……ハイプロ24

Ⅹ．**初年次インターンシップ（社会体験）の全学実施について**……ハイプロ26

# Ⅰ．広島大学の到達目標型教育プログラム「HiPROSPECTS®（ハイプロスペクツ）」

## 1．HiPROSPECTS® とは

広島大学では，みなさん一人ひとりに応じたきめ細かい学習サポートの実現と，卒業生の質の確保及び教育の質の向上を目指し，「到達目標型教育プログラム『HiPROSPECTS®』」という独自の教育システムを実施しています。HiPROSPECTS® は，広島大学の到達目標型教育プログラムの愛称です。

HiPROSPECTS® では，

○まず入学時に，卒業までに身につけておくべき知識や能力を「到達目標」という形で示します。みなさんはその到達目標の実現に向けて，所定のカリキュラム（教育課程）に従い学習を進めてください。

○到達目標に対してみなさん一人ひとりが今どのくらい到達しているのか，定期的に確認してみなさんにお伝えし，その確認結果に基づいた学習サポートを行います。
例えば，確認の結果，弱い点が見つかれば，それを克服するためにどういう学習をすれば良いかアドバイスする，といったことです。

以上を踏まえ，みなさんは到達目標の実現はもちろんのこと，それ以上の知識や能力を身につけられるようにがんばってください。

## 2．卒業までの主な流れ

授業を受けるためには，学期の始めに履修手続を行います。授業を受けて学期末試験等に合格すれば，単位を修得することができます。

そして，主専攻プログラム（p. ハイプロ３参照）で示されている卒業要件を満たせば，学士号を取得して卒業することができます。

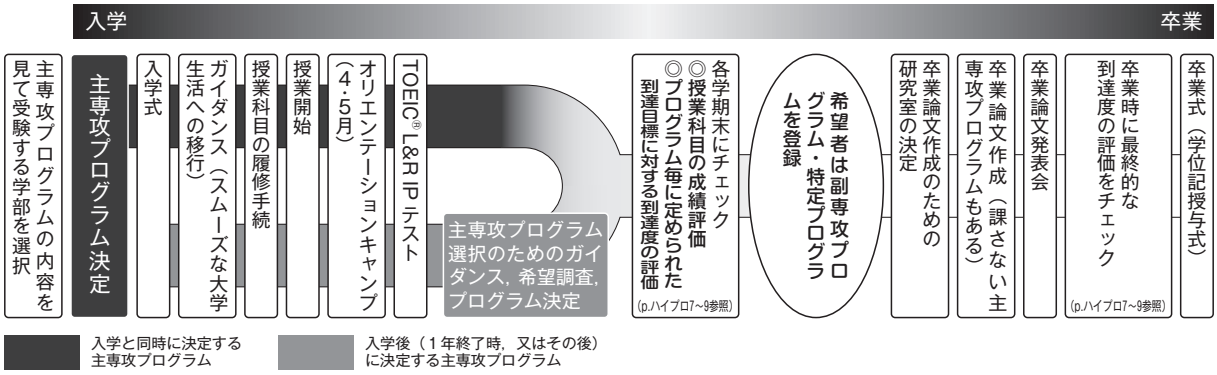

# Ⅱ．HiPROSPECTS® の構成

HiPROSPECTS® は，**主専攻プログラム**，**副専攻プログラム**及び**特定プログラム**の３種類のプログラムで構成されています。

主専攻プログラムは，学士号を取得して卒業するために全員が登録します。一方，副専攻プログラム及び特定プログラムは，その履修を希望する学生のみ登録します。

以下に示すように，各プログラムの内容を理解して，学習を進めてください。

## １．主専攻プログラム

### １）目　的

主専攻プログラムとは，所属する学部・学科等を卒業するために履修するカリキュラム（教育課程）のことをいい，学士号の取得を目的として，教養教育及び専門教育が一貫して編成されたプログラムです。

したがって，所属する学部・学科等が提供する主専攻プログラムを全員１つ登録します。

なお,所属する学部・学科等以外が提供する主専攻プログラムを登録したい場合は,その主専攻プログラムを提供する学部・学科等へ，転学部・転学科等を行う必要があります。

### ２）学期毎の評価，卒業

主専攻プログラムでは，学期毎に履修した各授業科目で評価（p.ハイプロ７～９参照）が行われ，自らの到達度のチェックができるようになっています。また，主専攻プログラムで示されている卒業要件を満たせば，学士号を取得して卒業することができます。

### ３）その他

主専攻プログラムの詳細については，専門教育に関するページをご覧ください。

## ２．副専攻プログラム・特定プログラム

### １）目　的

副専攻プログラム及び特定プログラムとは，主専攻プログラムと並行して異なる分野を学習することを目的として編成されたプログラムです。なお，その履修を希望する学生のみ登録します。

| プログラム | 目　　的 |
|---|---|
| **副専攻プログラム** | 主専攻プログラムの基礎又は概要の学習を目的として編成されたプログラムです。 |
| **特定プログラム** | ①主専攻プログラムでは専門的に扱わない分野の学習（高度な英語能力を養成するものなど），又は，②資格（学芸員や学校図書館司書教諭など）の取得を目的として編成されたプログラムです。 |

### ２）共通点・相違点

副専攻プログラムと特定プログラムには，その他，次のような共通点・相違点があります。

**①共通点**

| 項目 | 副専攻プログラムと特定プログラムの共通点 |
|---|---|
| **主専攻プログラムとの関係** | **主専攻プログラムの履修基準によっては**，副専攻プログラムや特定プログラムで修得した単位を主専攻プログラムの卒業要件単位に算入することができる場合があります。各自の主専攻プログラムの履修基準を確認してください。 |
| **プログラムの登録手続** | 説明書に記載されている「履修開始時期」に合わせ，毎年１月上旬から２月上旬（※）にプログラムの登録を申請し，登録許可を受けた場合に，翌年度から履修を開始します。申請方法については，「Myもみじ」の掲示で確認してください。 |
| **授業科目の履修** | ○副専攻プログラム・特定プログラムの授業科目のうち，入学から当該プログラムの登録前までに修得した単位があれば，その単位は当該プログラムの修了要件単位に算入されます。<br>○授業時間割の関係で，副専攻プログラム・特定プログラムの授業科目の一部が履修できない場合があります。<br>○副専攻プログラム・特定プログラムの授業科目も本学共通の平均評価点（GPA）（p. ハイプロ７～９参照）の計算対象に含まれます。 |
| **成績証明書への記載** | 副専攻プログラム・特定プログラムに登録されると「履修中」である旨，記載されます。プログラムの修了条件を満たすと，「修了」した旨，記載されます。 |

※一部の特定プログラムでは，登録申請時期が異なります。詳しくはHiPROSPECTS®公式ウェブサイト内の特定プログラムのページをご覧ください。（p. ハイプロ６参照）

②相違点

| 項目 | 副専攻プログラム | 特定プログラム |
|---|---|---|
| 登録できるプログラム数 | １プログラムのみ登録できます。 | 複数のプログラムを登録できます。 |
| プログラムの選択範囲 | 自身の主専攻プログラムが提供するプログラム以外から選択することができます。 | 原則，全てのプログラムから選択することができます。 |
| プログラムの修了条件 | 副専攻プログラムの修了要件単位を修得し，卒業の認定を受けた場合に修了することができます。 | 特定プログラムの修了要件単位を修得し，卒業又は離籍（退学など）した場合に修了することができます。 |
| 修了証書の交付 | 交付されます。 | 一部のプログラムでのみ修了証書が交付されます。 |

## ３）履修開始までの流れ

副専攻プログラムと特定プログラムの履修を始めるまでの流れは，次のとおりです。

| 時　期 | 詳　　細 |
|---|---|
| １月上旬から２月上旬 | ○副専攻プログラム・特定プログラムのプログラム登録申請方法等を「Myもみじ」で確認<br>○登録のための要件，時期等希望するプログラムの詳細を説明書で確認<br>↓<br>○必要に応じて事前にチューター又は指導教員に相談<br>↓<br>○副専攻プログラム・特定プログラムの登録を申請<br>↓<br>○登録許可の審査結果を確認 |
| 翌年度前期 | ○登録許可を受けた場合，副専攻プログラム・特定プログラムの履修を開始 |

## ４）その他

登録を希望するプログラムの説明書を必ずよく読み，到達目標などをしっかり理解した上で学習しましょう。また，登録する際に不明な点等があれば，チューターや所属する学部の学生支援担当に相談してください。

## ■HiPROSPECTS® をより良く理解するための３つの資料

HiPROSPECTS® の各プログラムの内容についての資料を，次のとおり公開しています。

| | 記載内容 | 確認方法 |
|---|---|---|
| 詳 述 書 | **各主専攻プログラム**の詳細<br>（プログラムの概要，ディプロマポリシー（学位授与の方針・プログラムの到達目標），カリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針），学修の成果，取得可能な資格　等） | HiPROSPECTS® 公式ウェブサイト |
| 説 明 書 | **各副専攻プログラム**，**各特定プログラム**の詳細<br>（プログラムの概要，到達目標，登録時期，登録要件，授業科目　等） | |
| シラバス | **プログラムを構成する各授業科目**の詳細<br>（授業計画，予習・復習へのアドバイス，テキスト，成績評価の基準　等） | 「My もみじ」で閲覧できます。 |

※ HiPROSPECTS® 公式ウェブサイト URL

（主専攻プログラム）

https://www.hiroshima-u.ac.jp/prog/program/syusenkou

（副専攻プログラム）

https://www.hiroshima-u.ac.jp/prog/program/hukusenkou

（特定プログラム）

https://www.hiroshima-u.ac.jp/prog/program/tokutei

# Ⅲ．評価の方法

HiPROSPECTS® の大きな特徴の一つは，これまでにない新しい学習成果の評価方法を導入したことです。

広島大学は，HiPROSPECTS® を導入し，プログラム毎に到達目標を定めることにより，各主専攻プログラムのみなさん一人ひとりに対し，従来から行われている**授業科目の成績評価**に加えて，**プログラム毎に定められた到達目標に対する到達度の評価**を行います。

これにより，みなさんは自分自身が身につけた力をより分かりやすく知ることができ，今後の学習方法についてのヒントを得ることができるのです。

## 1．授業科目の成績評価

みなさんは，履修基準に従って授業科目を履修し，試験を受けて，必要な単位を修得していきますが，みなさんの学習成果の評価は，まずその授業科目毎に行われます。それが授業科目の成績評価です。

成績評価は，秀（S），優（A），良（B），可（C），不可（D）の５段階評価とし，秀，優，良，可を合格とします。成績評価の結果は，学期毎に通知します。

なお，各授業科目で行われる成績評価の基準等は，シラバスに明示されています。

## 2．本学共通の平均評価点（GPA：Grade Point Average）

授業科目の成績評価をまとめた指標として，全学的に算出方法を統一した平均評価点（GPA：Grade Point Average）を通知します。算出公式は次のとおりです。

このGPAは，履修指導に活用する他，奨学金，授業料免除，成績優秀者及び学生表彰等の選定基準としても用いられます。

**【本学共通の平均評価点（GPA）算出公式】**

$$\mathrm{GPA} = \frac{\text{秀の単位数}\times 4 + \text{優の単位数}\times 3 + \text{良の単位数}\times 2 + \text{可の単位数}\times 1}{\text{総登録単位数}\times 4}\times 100$$

（注）分母が「総登録単位数」に基づくものであることに注意してください。むやみに多くの授業を履修登録すると，履修しきれなくなりGPAが下がってしまうことがあります。

GPA の具体的な計算事例は次のとおりです。

**Aさんの場合** **適正な履修計画に基づき授業科目を登録した場合**

登録した単位：20単位（10科目（各２単位））
前期成績：秀／10単位，優／４単位，良／２単位，可／４単位

$$\frac{10(秀)\times 4+4(優)\times 3+2(良)\times 2+4(可)\times 1}{20\times 4}\times 100=75.00$$

**Bさんの場合** **無理な履修計画で多くの授業科目を登録した場合**

登録した単位：30単位（15科目（各２単位））
前期成績：秀／０単位，優／10単位，良／２単位，可／12単位，（不可／６単位）

$$\frac{0(秀)\times 4+10(優)\times 3+2(良)\times 2+12(可)\times 1}{30\times 4}\times 100=38.33$$

**【GPA の計算対象となるもの】**

**５段階評価（欠席を含む。）が付された授業科目**について GPA の計算対象になります。なお，**副専攻プログラムや特定プログラムとして履修した授業科目も** GPA の計算対象になります。

**【GPA の計算対象とならないもの】**

**成績評価欄が「認定」となっている授業科目**は，５段階評価が付されていないことから，GPA の計算対象となりません。また，履修手続の際に，**履修届出区分を「単位不要」とした授業科目**については，そもそも単位が出ませんので **GPA の計算対象となりません**。

**【参考：「認定」の授業科目について】**

他大学等で行った学修又は修得した単位（外国語技能検定試験等を含む。）を本学の授業科目の履修と見なして，単位認定するが，５段階評価を付さない場合，当該授業科目の成績欄は，「認定」となります。その取扱いは，下記のとおりです。

・入学前に他大学等で行った学修又は修得した単位（英語以外の外国語技能検定試験等及び編入学した場合を含む。）を本学の授業科目の履修と見なして単位認定する場合，５段階評価は付さない。
・入学後に他大学等で行った学修又は修得した単位（外国語技能検定試験等を含む。）を本学の授業科目の履修と見なして単位認定する場合，原則として５段階評価は付さないが，協定等により５段階評価を付す根拠がそれ相応にある場合に限り，５段階評価を付すことができる。（各学部で取扱いが異なり，５段階評価を付す場合は，GPA の計算対象となる。）

## ３．プログラム毎に定められた到達目標に対する到達度の評価

主専攻プログラムでは，詳述書に明示された到達目標の具体的な項目について，到達度の評価を行っています。

到達度の評価は，「極めて優秀（Excellent）」，「優秀（Very Good）」，「良好（Good）」の３段階で評価し，その結果は，学期毎に通知します。

「優」や「可」などの成績評価からは，その授業科目の履修の成果は分かりますが，プログラムが掲げる到達目標に対して，自分が今どの程度達成できているかは分かりづらいと思います。到達度の評価を知ることで，到達目標の実現に向けて，具体的にどういう能力がどの程度身につき，何が足りないのかを把握でき，またそれに基づいて，次のタームの学習に向けた履修計画にも役立てることができます。

到達度の評価は，学期毎に更新され，卒業時に通知される評価内容が，最終の到達度を表します。したがって，例えばある段階で「良好（Good）」という評価を一旦受けても，その後がんばって学習を続けた結果，卒業時には「極めて優秀（Excellent）」という評価を受けることもありますし，逆にある段階で「極めて優秀（Excellent）」という評価を受けていても，その後の努力を怠った結果，評価が下がる可能性もあります。学期毎に通知される到達度の評価を参考にしながら，卒業までがんばって学習を続けるようにしてください。

### ■成績評価，GPA 及び到達度の評価の確認方法

成績評価，GPA 及び到達度の評価は，「My もみじ」で確認することができます。

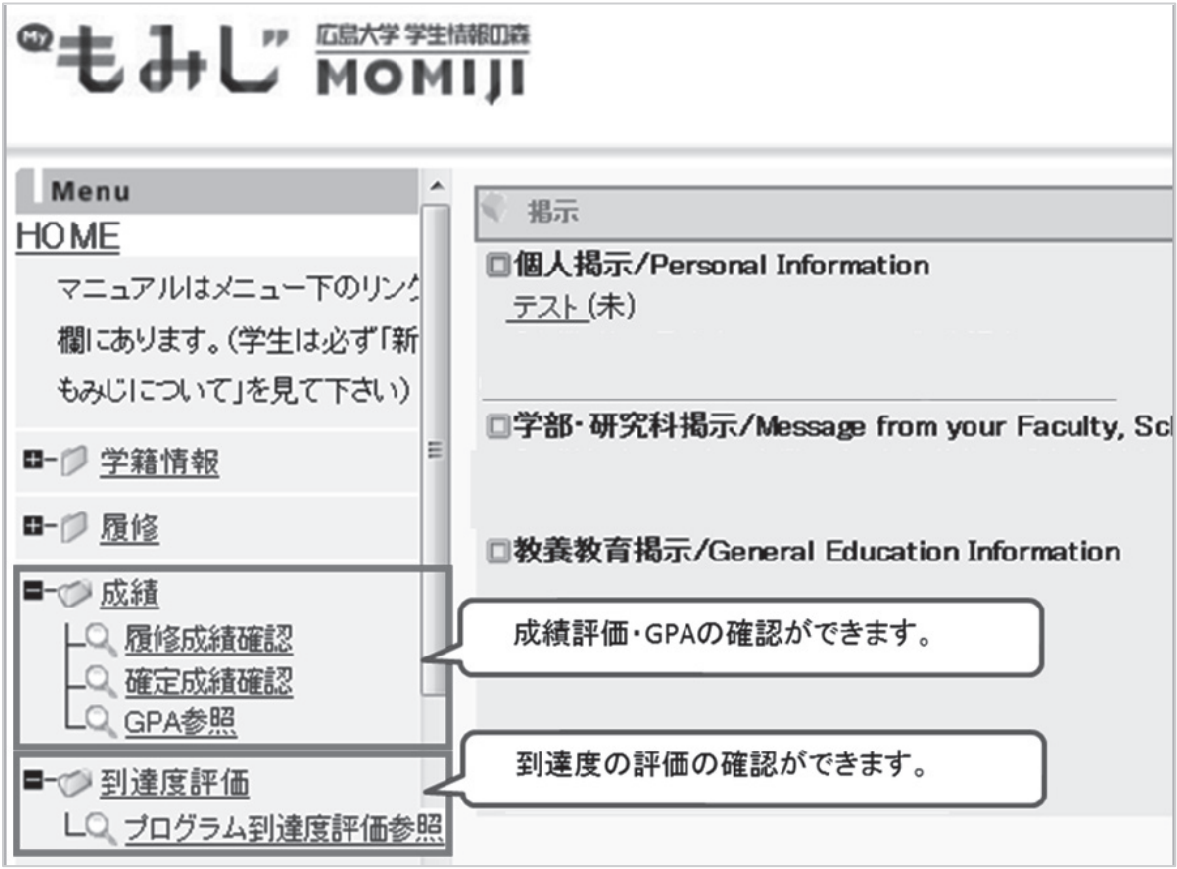

# Ⅳ．副専攻プログラム一覧

| 開設キャンパス | 副専攻プログラムの名称 | 開設学部 |
|---|---|---|
| 東広島キャンパス | 総合科学副専攻プログラム | 総合科学部 |
| | 国際共創副専攻プログラム | |
| | 哲学・思想文化学副専攻プログラム | 文学部 |
| | 歴史学副専攻プログラム | |
| | 地理学・考古学・文化財学副専攻プログラム | |
| | 日本・中国文学語学副専攻プログラム | |
| | 欧米文学語学・言語学副専攻プログラム | |
| | 初等教育教員養成副専攻プログラム | 教育学部 |
| | 特別支援教育教員養成副専攻プログラム | |
| | 中等教育科学（理科）副専攻プログラム | |
| | 中等教育科学（数学）副専攻プログラム | |
| | 中等教育科学（技術・情報）副専攻プログラム | |
| | 中等教育科学（社会・地理歴史・公民）副専攻プログラム | |
| | 中等教育科学（国語）副専攻プログラム | |
| | 中等教育科学（英語）副専攻プログラム | |
| | 日本語教育副専攻プログラム | |
| | 健康スポーツ教育副専攻プログラム | |
| | 人間生活教育副専攻プログラム | |
| | 音楽文化教育副専攻プログラム | |
| | 造形芸術教育副専攻プログラム | |
| | 教育学副専攻プログラム | |
| | 心理学副専攻プログラム | |
| | 公共政策副専攻プログラム | 法学部 |
| | ビジネス法務副専攻プログラム | |
| | 現代経済副専攻プログラム | 経済学部 |
| | 数学副専攻プログラム | 理学部 |
| | 化学副専攻プログラム | |
| | 地球惑星システム学副専攻プログラム | |
| | 機械システム副専攻プログラム | 工学部 |
| | 輸送システム副専攻プログラム | |
| | 材料加工副専攻プログラム | |
| | エネルギー変換副専攻プログラム | |
| | 電気システム情報副専攻プログラム | |
| | 電子システム副専攻プログラム | |
| | 応用化学副専攻プログラム | |
| | 化学工学副専攻プログラム | |
| | 生物工学副専攻プログラム | |
| | 社会基盤環境工学副専攻プログラム | |
| | 建築副専攻プログラム | |
| | 水圏統合科学副専攻プログラム | 生物生産学部 |
| | 応用動植物科学副専攻プログラム | |
| | 食品科学副専攻プログラム | |
| | 分子農学生命科学副専攻プログラム | |
| | 計算機科学副専攻プログラム | 情報科学部 |
| | データ科学副専攻プログラム | |
| | 知能科学副専攻プログラム | |

副専攻プログラムの登録・履修にあたっては，必ず事前に副専攻プログラムの説明書（p. ハイプロ６参照）に目を通し，到達目標等を理解しておいてください。

# Ⅴ．特定プログラム一覧

**【主専攻プログラムでは専門的に扱わない分野の学習を目的とするプログラム】**

| 開設キャンパス | 特定プログラムの名称 | 開設学部等 |
|---|---|---|
| 東広島キャンパス | Global Peace Leadership Program | 教育本部 |
| | ひろしま平和共生リーダー育成特定プログラム | |
| | グローバル教員養成特定プログラム | 教育学部 |
| | AI・データサイエンス応用基礎特定プログラム | AI・データイノベーション教育研究センター |
| | 英語プロフェッショナル養成特定プログラム | 外国語教育研究センター |
| | トライリンガル養成特定プログラム | |
| | アクセシビリティリーダー育成特定プログラム | アクセシビリティセンター |
| | 基本統計学特定プログラム | 情報科学部<br>情報メディア教育研究センター |
| | 基本情報処理特定プログラム | |
| | ダイバーシティ特定プログラム | ダイバーシティ研究センター |
| | 科学コミュニケーター養成特定プログラム | 理学部 |
| 霞キャンパス | 食品臨床試験プロフェッショナル特定プログラム | 薬学部 |

**【資格の取得を目的とするプログラム】**

| 開設キャンパス | 特定プログラムの名称 | 開設学部等 |
|---|---|---|
| 東広島キャンパス | 学芸員資格取得特定プログラム | 総合博物館<br>総合科学部<br>文学部<br>教育学部<br>理学部<br>生物生産学部 |
| | 社会調査士資格取得特定プログラム | 総合科学部<br>文学部<br>教育学部<br>法学部 |
| | 学校図書館司書教諭資格取得特定プログラム | 教育学部 |
| | 社会教育士（社会教育主事基礎資格）特定プログラム | |

特定プログラムの登録・履修にあたっては，必ず事前に特定プログラムの説明書（p. ハイプロ６参照）に目を通し，到達目標等を理解しておいてください。

## ■特定プログラムに関係する資格

特定プログラムには，前述のとおり，主専攻プログラムでは専門的に扱わない分野の学習を目的としたもの, 及び, 資格の取得を目的として編成されたものの２種類があります。そのうち，資格の取得を目的として編成されたプログラム及びその資格の概要は次表のとおりです。

なお，**プログラムを修了するだけでは，その資格を取得することはできません。**修了に必要な授業科目の単位を修得した後に所定の手続等を経る必要がありますので，説明書等で確認してください。

| 資　格<br>（関連する特定プログラム） | 資格の概要等 |
|---|---|
| **学芸員**<br>（学芸員資格取得<br>特定プログラム） | 学芸員は，博物館法に基づき博物館に置かれる専門的職員で，博物館資料の収集，保管，展示及び調査研究その他これと関連する事業に従事する職務です。博物館法上の博物館には，いわゆる歴史博物館，考古館，美術館のほかに，動物園，植物園，水族館，科学館などがあります。<br>学芸員の資格を得るためには，学士の学位を有し，文部科学省令で定められた博物館に関する科目の単位を取得する必要があり，これらの科目を取得できるよう編成されたのが学芸員資格取得特定プログラムです。<br>なお，本プログラムを修了しただけでは学芸員になることはできません。学芸員の資格とは，免許状のようなものが与えられるようなものではなく，博物館に任用されることによって初めて学芸員となることができるものです。 |
| **社会調査士**<br>（社会調査士資格取得<br>特定プログラム） | 社会調査士は，社会調査の知識や技術を用いて，世論や市場動向，社会事象等を捉えることのできる能力を有する調査の専門家のことです。<br>社会調査士の資格を得るためには，社会調査協会が定める「社会調査士のための必修科目」の単位を修得する必要があり，これらの科目で編成されたものが，社会調査士資格取得特定プログラムです。 |
| **学校図書館司書教諭**<br>（学校図書館司書教諭資格取得<br>特定プログラム） | 学校図書館は，児童生徒に今日求められる「確かな学力」「豊かな人間性」などの［生きる力］の育成に，学習情報センターや読書センターなどの機能を果たす学校に不可欠な施設です。司書教諭は，この学校図書館の専門的職務をつかさどります。<br>司書教諭の資格を得るには，まず，教員免許状を取得し教諭であること，そして，学校図書館法に規定する司書教諭の講習（以下，「講習」という）を修了する必要があります。学校図書館司書教諭講習規程で定められた，この講習で修得する必要のある科目で編成されたものが，学校図書館司書教諭資格取得特定プログラムです。 |
| **社会教育士**<br>（社会教育士（社会教育主事基礎資格）<br>特定プログラム） | 社会教育士とは，令和２年度から始まった，学びを通じて，人づくり・つながりづくり・地域づくりに中核的な役割をはたす専門人材の称号です。専門性を活かしながら，地域の思いに寄り添った長期的な地域づくりのビジョンを持ち，地域活動や市民活動が持続的に展開していく支援をします。世間における社会教育士の認知度は未だ低いですが，社会教育士には，公的機関だけでなく，NPO，企業，学校などの他，地域活動やボランティア活動などにおいても活躍することが期待されています。<br>社会教育士の称号取得者は同時に，社会教育主事基礎資格の取得者となります。都道府県及び市町村の教育委員会の事務局には，社会教育法に基づき社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導をすることを職務とする専門職員として，社会教育主事が置かれています。社会教育主事に任用されるには，社会教育主事基礎資格の取得者であることが必要です。なお，本プログラムを修了しただけでは社会教育主事として任用される条件を満たすことにはなりません。社会教育主事基礎資格を取得した後，都道府県・市町村などに職を得て社会教育関連の職務を一定期間経験するなどした上ではじめて，社会教育主事として任用される条件を満たすことになります。 |

# Ⅵ．HiPROSPECTS® 関係規則等

## １．広島大学教育プログラム規則

平成18年２月14日
規則第５号

（趣旨）

第１条　この規則は，広島大学通則（平成16年４月１日規則第２号。以下「通則」という。）第19条第５項の規定に基づき，広島大学（以下「本学」という。）の教育プログラムに関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　本学の教育プログラムは，到達目標を明示し，その到達度の評価を組み込んだ体系的なカリキュラムを構築するとともに，学生に多様な学習の機会を提供することを目的とする。

（名称）

第３条　本学の教育プログラムは，到達目標型教育プログラム（HiPROSPECTS（ハイプロスペクツ））と称する。

（種類）

第４条　プログラムの種類は，その教育目的により，主専攻プログラム，副専攻プログラム及び特定プログラムとする。

第５条　主専攻プログラムとは，学位の取得を目的として，教養教育及び専門教育を全学年間に一貫的及び調和的に複合させるように編成するプログラムをいう。

第６条　副専攻プログラムとは，学士課程教育の多様性を確保するとともに，学生の多様な能力，適性及び学習意欲に応え，学生に主専攻プログラムの学習と併行して異なる分野の主専攻プログラムの基礎又は概要等を学習する機会を提供することを目的として編成するプログラムをいう。

第７条　特定プログラムとは，主専攻プログラムでは専門的に扱わない分野の学習又は資格の取得を目的として編成するプログラムをいう。

（開設及び編成）

第８条　主専攻プログラム及び副専攻プログラムは，単一の学部で，又は学部をまたがって開設することができる。

２　特定プログラムは，単一の学部等（学部，研究科，附置研究所，全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設をいう。以下同じ。）で，又は学部等をまたがって開設することができる。

３　プログラムを新規に開設しようとするときは，第12条から第14条までに規定する担当教員会は，原則として開設する前年度の７月末までに第15条に規定する詳述書等を作成し，プログラムを開設しようとする学部等を通じて，理事（教育担当）の承認を得るものとする。

第９条　主専攻プログラムは，到達目標とその意義，育成しようとする人材像を明示して編成するものとし，修了要件単位は通則第44条第１項に示す単位数とする。

２　主専攻プログラムの履修に関し必要な事項は，学部が定める。

第10条　副専攻プログラムは，一つの主専攻プログラムを構成する授業科目のうちから，そのプログラムの基礎又は概要等を学ぶためのものとして，到達目標を明示して編成するものとし，修了要件単位は16単位以上で，30単位を超えない範囲とする。

２　副専攻プログラムの履修に関し必要な事項は，別に定める。

第11条　特定プログラムは，主専攻プログラムを構成する授業科目又は新規に開設した授業科目により，主専攻プログラムでは専門的に扱わない分野の学習や資格の取得を目的として，到達目標を明示して編成するものとし，修了要件単位は10単位程度を目安とする。

２　特定プログラムの履修に関し必要な事項は，別に定める。

（実施体制）

第12条　プログラムの責任ある実施体制を保証するための教員組織として，各プログラムに担当教員会を置く。

２　副専攻プログラムの提供の基礎となっている主専攻プログラムの担当教員会は，当該副専攻プログラムの責任ある実施体制を保証するための教員組織を兼ねるものとする。

３　第１項の規定にかかわらず，特定プログラムを開設する学部等が支障がないと判断したときは，責任者を置き特定プログラム担当教員会を置かないことができるものとする。

第13条　主専攻プログラム担当教員会は，当該主専攻プログラムを担当する教員のうち，専門教育科目を担当する本学専任教員によって組織するものとし，その業務を総括するため，主任を置く。

２　二つ以上の主専攻プログラムの専門教育科目を担当する教員は，原則として一つの主たるプログラムを選び，その担当教員会の構成員となる。

第14条　特定プログラム担当教員会は，当該特定プログラムの授業科目担当教員で組織するものとし，その業務を総括するため，主任を置く。

（詳述書等）

第15条　前３条に規定する担当教員会は，プログラムごとに，その到達目標並びにプログラム選択に必要な情報及び履修方法等を定め，次に掲げる詳述書等に明記するものとする。

(1) 主専攻プログラム　主専攻プログラム詳述書（別記様式第１号）

(2) 副専攻プログラム　副専攻プログラム説明書（別記様式第２号）

(3) 特定プログラム　特定プログラム説明書（別記様式第３号）

（シラバス）

第16条　教員は，担当する授業科目について，履修する上で必要な情報をまとめたものとして，シラバスを作成するものとする。

（登録）

第17条　主専攻プログラムは，入学と同時に決定され登録するもの並びに入学後に選択及び登録するものがあり，学生は一つの主専攻プログラムに登録するものとする。

２　副専攻プログラム及び特定プログラムは，学生がその履修を希望し，許可された場合に登録するものとする。

（主専攻プログラムの変更）

第18条　学生が，他の主専攻プログラムに変更することを志望するときは，次の各号により取り扱うものとする。

(1) 他学部が開設する主専攻プログラムを志望するときは，通則第36条の規定により，転学部の許可を受けた上で変更するものとする。

(2) 所属学部が開設する他の主専攻プログラムを志望するときは，転学科等を伴う場合は，通則第37条の規定により転学科等の許可を受けた上で変更するものとし，転学科等を伴わない場合は，当該学部が定める方法により変更するものとする。

（学生の評価）

第19条　平均評価点（GPA：Grade Point Average）は，授業科目の成績評価に基づき算出し，総合的な成績評価の指標として，学期ごとに学生に通知するものとする。

２　授業科目の成績評価のほか，主専攻プログラムにおいては，プログラムごとに定められた到達目標に対する到達度の評価を行い，学期ごとに学生に通知するものとする。

３　前２項に定めるもののほか，学生の評価に関し必要な事項は，別に定める。

（点検・評価）

第20条　担当教員会は，到達度の評価結果その他プログラムの実施状況等を基にプログラムの点検・評価を行うものとする。

（改善）

第21条　担当教員会は，前条の点検・評価を基に，プログラムの改善を行うものとする。

２　担当教員会が，プログラムの改善を実施しようとするときは，軽微な改善を除き，当該学部等を通じて理事（教育担当）の承認を得るものとする。

（廃止）

第22条　学部等は，第20条の点検・評価を基にプログラムを廃止しようとするときは，理事（教育担当）の承認を得なければならない。

（雑則）

第23条　この規則に定めるもののほか，プログラムの実施に関し必要な事項は，学部等の定めるところによる。

## 主専攻プログラム詳述書

別記様式第１号（第15条第１号関係）

主専攻プログラム詳述書

開設学部(学科)名〔　　〕

| | |
|---|---|
| プログラムの名称 | (和文)<br>(英文) |
| 1　取得できる学位 | |
| 2　概要 | |
| 3　ディプロマ・ポリシー（学位授与方針・プログラムの到達目標） | |
| 4　カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針） | |
| 5　開始時期・受入条件 | |
| 6　取得可能な資格 | |
| 7　授業科目及び授業内容 | |
| 8　学習の成果 | |
| 9　卒業論文（卒業研究） | |
| 10　責任体制 | |

## 副専攻プログラム説明書

別記様式第２号（第15条第２号関係）

副専攻プログラム説明書

開設学部(学科)名〔　　〕

| | |
|---|---|
| プログラムの名称 | (和文)<br>(英文) |
| 1　概要 | |
| 2　到達目標 | |
| 3　登録時期 | |
| 4　登録要件 | |
| 5　受入上限数 | |
| 6　授業科目及び授業内容 | |
| 7　修了要件 | |
| 8　責任体制 | |
| 9　既修得単位等の認定単位数等<br>(1) 他大学等における既修得単位等の認定単位数等<br>(2) 広島大学における既修得単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）の認定単位数等 | |

## 特定プログラム説明書

別記様式第３号（第15条第３号関係）

特定プログラム説明書

開設学部等名〔　　〕

| | |
|---|---|
| プログラムの名称 | (和文)<br>(英文) |
| 1　概要 | |
| 2　到達目標 | |
| 3　登録時期 | |
| 4　登録要件 | |
| 5　受入上限数 | |
| 6　授業科目及び授業内容 | |
| 7　修了要件 | |
| 8　責任体制 | |
| 9　既修得単位等の認定単位数等<br>(1) 他大学等における既修得単位等の認定単位数等<br>(2) 広島大学における既修得単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）の認定単位数等 | |

## ２．広島大学副専攻プログラム履修細則

平成18年３月14日
副学長（教育・研究担当）決裁

（趣旨）

第１条　この細則は，広島大学教育プログラム規則（平成18年２月14日規則第５号。以下「規則」という。）第10条第２項の規定に基づき，広島大学（以下「本学」という。）の教育プログラムのうち，副専攻プログラムの履修に関し必要な事項を定めるものとする。

（名称及び開設学部）

第２条　副専攻プログラムの名称及びその開設学部は，別表のとおりとする。

（授業科目及び履修方法）

第３条　副専攻プログラムの授業科目及び履修方法は，規則第15条第２号に定める副専攻プログラム説明書（以下「説明書」という。）に明記するものとする。

（登録）

第４条　学生は，副専攻プログラムが定める基準を満たしている場合は，一つに限り副専攻プログラムを登録することができる。ただし，登録している主専攻プログラムが提供の基礎となっている副専攻プログラムは，登録することができない。

２　前項の登録に関する手続は，各学年次終了時の所定の時期に行うものとし，その登録の可否は当該プログラムの担当教員会が決定するものとする。

３　学生は，第１項の登録をする前に修得した副専攻プログラムの授業科目の単位を当該プログラムの修了要件単位に算入することができる。

４　副専攻プログラムの登録に関し必要な事項は，当該プログラムの担当教員会が定める。

５　所属する学部の長は，学生が副専攻プログラムに登録している間，成績証明書に副専攻プログラムを履修中である旨記載するものとする。

（履修手続）

第５条　各学期に開講する授業科目及びその担当教員名等は，開設学部がその学期の始めに公示する。

第６条　学生は，履修しようとする授業科目について，各学期の開設学部が指定する期間内に所定の手続を行わなければならない。

（第１年次に入学した者の既修得単位等の認定）

第７条　副専攻プログラムに係る既修得単位等（広島大学通則（平成16年４月１日規則第２号）第31条第１項及び第２項に規定するものに限る。）の認定単位数等は，当該プログラムの担当教員会の議に基づき，要修得単位数の２分の１未満の範囲内で定め，当該プログラムに係る説明書に明記するものとする。

２　副専攻プログラムに係る既修得単位等（本学における既修得単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）に限る。）の認定単位数等は，当該プログラムの担当教員会の議に基づき定め，当該プログラムに係る説明書に明記するものとする。

（修了の判定等）

第８条　副専攻プログラムの担当教員会は，卒業の認定を受け，かつ，当該プログラムに係る説明書に記載した授業科目の単位を修得した者について，修了の判定を行う。

２　開設学部の長は，副専攻プログラムを修了した者に，副専攻プログラム修了証書（別

記様式）を授与する。

３　所属する学部の長は，学生が副専攻プログラムを修了した場合，成績証明書に副専攻プログラムを修了した旨記載するものとする。

（単位数の計算の基準）

第９条　各授業科目の単位数の計算は，教養教育科目にあっては広島大学教養教育科目履修規則（平成18年２月14日規則第６号），専門教育科目にあっては各学部細則の定めるところによる。

（試験及び追試験）

第10条　試験及び追試験の実施については，教養教育科目にあっては広島大学教養教育科目履修規則，専門教育科目にあっては各学部細則の定めるところによる。

（単位の取扱い）

第11条　副専攻プログラムで修得した単位は，主専攻プログラムの履修基準により，主専攻プログラムの修了要件単位に重複して算入することができる。

（雑則）

第12条 この細則に定めるもののほか，副専攻プログラムの履修に関し必要な事項は，それぞれの担当教員会の定めるところによる。

別表（第２条関係）

（略）

別記様式（第８条第２項関係）

第　　号

副専攻プログラム　修了証書

学部・学科等
氏　　名
生 年 月 日

本学○○学部の○○副専攻プログラムを修了したことを認める

年　月　日

広島大学　　長　　印

## ３．広島大学特定プログラム履修細則

平成18年３月14日
副学長（教育・研究担当）決裁

（趣旨）

第１条　この細則は，広島大学教育プログラム規則（平成18年２月14日規則第５号。以下「規則」という。）第11条第２項の規定に基づき，広島大学（以下「本学」という。）の教育プログラムのうち，特定プログラムの履修に関し必要な事項を定めるものとする。

（名称及び開設学部等）

第２条　特定プログラムの名称及び開設する学部等（学部，研究科，附置研究所，全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設をいう。以下同じ。）（以下「開設学部等」という。）は，別表のとおりとする。

（授業科目及び履修方法）

第３条　特定プログラムの授業科目及び履修方法は，規則第15条第３号に定める特定プログラム説明書（以下「説明書」という。）に明記するものとする。

（登録）

第４条　学生は，特定プログラムが定める基準を満たしている場合は，当該プログラムを登録することができる。

２　前項の登録に関する手続は，各ターム末又は各学期末の所定の時期に行うものとし，登録時期及び登録の可否は当該プログラムの担当教員会又は責任者が決定するものとする。

３　学生は，第１項の登録をする前に修得した特定プログラムの授業科目の単位を当該プログラムの修了要件単位に算入することができる。

４　特定プログラムの登録に関し必要な事項は，当該プログラムの担当教員会又は責任者が定める。

５　所属する学部の長は，学生が特定プログラムに登録している間，成績証明書に特定プログラムを履修中である旨記載するものとする。

（履修手続）

第５条　各学期に開講する授業科目及びその担当教員名等は，開設学部等がその学期の始めに公示する。

第６条　学生は，履修しようとする授業科目について，各学期の開設学部等が指定する期間内に所定の手続を行わなければならない。

（第１年次に入学した者の既修得単位等の認定）

第７条　特定プログラムに係る既修得単位等（広島大学通則（平成16年４月１日規則第２号）第31条第１項及び第２項に規定するものに限る。）の認定単位数等は，当該プログラムの担当教員会の議（担当教員会を置かない場合は，責任者の意見。次項において同じ。）に基づき，要修得単位数の２分の１未満の範囲内で定め，当該プログラムに係る説明書に明記するものとする。

２　特定プログラムに係る既修得単位等（本学における既修得単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）に限る。）の認定単位数等は，当該プログラムの担当教員会の議に基づき定め，当該プログラムに係る説明書に明記するものとする。

（修了の判定等）

第８条　特定プログラムの担当教員会又は責任者は，卒業の認定を受け，かつ，当該プログラムに係る説明書に記載した授業科目の単位を修得した者について，修了の判定を行う。ただし，卒業の認定を受けていない者であっても，所属する学部の長が認め，かつ，当該プログラムに係る説明書に記載した授業科目の単位を修得したものについても，修了の判定を行う。

２　開設学部等の長は，特定プログラムを修了した者に，特定プログラム修了証書（別記様式）を授与することができる。

３　所属する学部の長は，学生が特定プログラムを修了した場合，成績証明書に特定プログラムを修了した旨記載するものとする。

（単位数の計算の基準）

第９条　各授業科目の単位数の計算は，教養教育科目にあっては広島大学教養教育科目履修規則（平成18年２月14日規則第６号），専門教育科目にあっては各学部細則の定めるところによる。

２　前項の規定にかかわらず，開設学部等が特定プログラムのために新規に開設した授業科目の単位数の計算は，広島大学通則第19条の３第１項に規定する基準に基づき，当該プログラムの担当教員会又は責任者が定め，当該プログラムに係る説明書に明記するものとする。

（試験及び追試験）

第10条　試験及び追試験の実施については，教養教育科目にあっては広島大学教養教育科目履修規則，専門教育科目にあっては各学部細則の定めるところによる。

第11条　前条の規定にかかわらず，開設学部等が特定プログラムのために新規に開設した授業科目の試験は，原則として当該授業科目の授業の終了したターム末に行う。ただし，授業科目によりレポート又は平常の成績をもって試験の成績に代えることがある。

２　試験の方法及び期日は，開設学部等があらかじめ発表する。

３　授業実施時数の３分の２以上の出席を満たさない場合は，受験を認めない。ただし，所定の手続を経て欠席した場合で，その欠席が病気その他のやむを得ない事由によると認められるときは，当該授業科目担当教員の判断によるものとする。

第12条　第10条の規定にかかわらず，開設学部等が特定プログラムのために新規に開設した授業科目について，次の各号のいずれかにより試験を受けることができなかった者は，追試験を受けることができる。

(1)　配偶者又は３親等内の親族の死亡による忌引

(2)　負傷又は疾病（入院又はこれに準ずる場合に限る。）

(3)　天災その他の非常災害

(4)　交通機関の突発事故

(5)　その他やむを得ない事情

２　追試験を受けようとする者は，原則として当該授業科目の試験実施後１週間以内に，所定の追試験受験願にその理由証明書を添えて開設学部等の長に願い出なければならない。

３　追試験受験を許可された者は，原則として担当教員の指定する日時に追試験を受験しなければならない。

４　追試験の実施期間は，当該授業科目の試験実施後３週間以内とする。

（単位の取扱い）

第13条　特定プログラムで修得した単位は，主専攻プログラムの履修基準により，主専攻プログラムの修了要件単位に重複して算入することができる。

（雑則）

第14条　この細則に定めるもののほか，特定プログラムの履修に関し必要な事項は，それぞれの担当教員会又は責任者の定めるところによる。

別表（第２条関係）

（略）

別記様式（第８条第２項関係）

第　　号

特定プログラム　修了証書

学部・学科等
氏　　名
生 年 月 日

本学の○○特定プログラムを修了したことを認める

年　月　日

広島大学　　長　　印

# Ⅶ．副専攻プログラム及び特定プログラムに関する問い合わせ先

## ■副専攻プログラムに関する問い合わせ先

| 提供学部 | 問い合わせ先 | 電話番号 | E-mail アドレス |
|---|---|---|---|
| 総合科学部 | 総合科学系支援室<br>（学士課程担当） | (082)424-6315 | souka-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp |
| 文学部 | 人文社会科学系支援室<br>（文学事務室）<br>（学士課程担当） | (082)424-6613 | bun-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp |
| 教育学部 | 教育学系総括支援室<br>（学士課程担当） | (082)424-6725 | kyoiku-gakusi@office.hiroshima-u.ac.jp |
| 法学部昼間コース | 東千田地区支援室<br>（法学部昼間コース担当） | (082)542-7071 | senda-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp |
| 経済学部昼間コース | 人文社会科学系支援室<br>（経済学事務室）<br>（学士課程担当） | (082)424-7217 | syakai-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp |
| 理学部 | 理学系支援室<br>（学士課程担当） | (082)424-7315 | ri-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp |
| 工学部 | 工学系総括支援室<br>（工学部担当） | (082)424-7524 | kou-gaku-gakubu@office.hiroshima-u.ac.jp |
| 生物生産学部 | 生物学系総括支援室<br>（学士課程担当） | (082)424-7915 | sei-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp |
| 情報科学部 | 工学系総括支援室<br>（情報科学部担当） | (082)424-7611 | kou-gaku-gakubu@office.hiroshima-u.ac.jp |

## ■特定プログラムに関する問い合わせ先

| プログラム名 | 問い合わせ先 | 電話番号 | E-mail アドレス |
|---|---|---|---|
| Global Peace Leadership Program | 教育推進グループ<br>（学生プラザ内） | (082)424-6156 | gsyugakukm-group@office.hiroshima-u.ac.jp |
| AI・データサイエンス応用基礎特定プログラム | | | |
| 英語プロフェッショナル養成特定プログラム | | | |
| トライリンガル養成特定プログラム | | | |
| アクセシビリティリーダー育成特定プログラム | | | |
| 学芸員資格取得特定プログラム | | | |
| 社会調査士資格取得特定プログラム | | | |
| ひろしま平和共生リーダー育成特定プログラム | 学術・社会連携部<br>（地域連携部門） | (082)424-5871 | chiikirenkei@office.hiroshima-u.ac.jp |
| グローバル教員養成特定プログラム | 教育学系総括支援室<br>（学士課程担当） | (082)424-6725 | kyoiku-gakusi@office.hiroshima-u.ac.jp |
| 学校図書館司書教諭資格取得特定プログラム | | | |
| 社会教育士（社会教育主事基礎資格）特定プログラム | | | |
| 基本統計学特定プログラム | 工学系総括支援室<br>（情報科学部担当） | (082)424-7611 | kou-gaku-gakubu@office.hiroshima-u.ac.jp |
| 基本情報処理特定プログラム | | | |
| ダイバーシティ特定プログラム | ダイバーシティ研究センター | (082)424-4559 | diversity-center@hiroshima-u.ac.jp |
| 科学コミュニケーター養成特定プログラム | 理学系支援室<br>（学士課程担当） | (082)424-7317 | ri-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp |
| 食品臨床試験プロフェッショナル特定プログラム | 霞地区運営支援部学生支援グループ<br>（薬学部担当） | (082)257-5777 | kasumi-gaku-p@office.hiroshima-u.ac.jp |

その他，HiPROSPECTS® に関する質問は，教育推進グループ（学生プラザ３Ｆ）へ問い合わせてください。なお, E-mailを送るときには, 必ず学生番号と名前を書いてください。

# Ⅷ．TOEIC® L&R IP テストの全学実施について

広島大学では，グローバル化に対応した人材の育成に取り組んでいます。その一環として，TOEIC® L&R IP テストの全学一斉実施を行っており，学部生全員が受験します。受験期は，１年次５月及び３年次以降の２回です。（２回目の受験期は所属学部・学科等によって異なるので，以下の「学生向けの情報」で確認してください。）

入学してすぐの，広島大学における英語学習のスタート時と言えるスコア，そして卒業時のスコアとして，英語力を確認することになります。

また，スコアは，教育を充実させるためだけではなく，みなさんにとっても次のように役立ちますので，積極的に活用しましょう。

○自分の力を，一般的に通用するスコアで知ることができる。
○社会的に認められるテスト結果で，就職や大学院入学に際して自己PRに使用できる。
○高スコアを得ると，教養教育科目の外国語科目（英語）の単位認定を受けることができる。

**学生向けの情報**

最新の情報はもみじのトップページから「学びのサポート」→「TOEIC® L&R IP 情報」（https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/learning/toeicip.html）で確認してください。

# Ⅸ．情報科学パッケージ科目について

広島大学情報科学部では，さまざまな学問領域において必要とされる体系的な分析手法や情報処理技術に関し，情報科学部開設専門教育科目の中からそれぞれの学問領域に応じた計算機科学，データ科学，知能科学教育を「情報科学パッケージ科目」として設定しています。

情報科学部が推奨する情報科学パッケージ科目により修得された皆さんの知識は，それぞれの学問領域での卒業研究，大学院での学習，就職後の業務等さまざまな場面で活用されるはずです。

多くの学生の皆さんが，情報科学パッケージ科目を受講されることを期待しています。

## 情報科学パッケージ科目として推奨する授業科目表

| 科目区分 | 授業科目 | 単位数 | 履修期（開講ターム） | パッケージ | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 総合科学系 | デジタル・ヒューマニティーズ系 | 心理学系 | 情報と社会系 | 経済学系 | 生物生命系 | 地球惑星系 | 医療系 | 機械・輸送工学系 | 情報工学系 | 応用化学・生物工学・化学工学系 | 社会基盤環境工学系 | 建築系 | 生物生産系 |
| 情報科学部専門教育科目 | 確率論基礎 | 2 | 2セメ(4T) | ○ | | | | ○ | | | | | | | | | |
| | 推測統計学 | 2 | 3セメ(1T) | | | | | ○ | | | | | | | | ○ | |
| | カテゴリカル・データ分析（CDA） | 2 | 3セメ(2T) | | ○ | ○ | | | | | | | | | | | |
| | 線形モデル | 2 | 3セメ(2T) | ○ | | | | | | | | ○ | | | ○ | | |
| | ソフトウェア工学Ⅰ | 2 | 5セメ(2T) | | | | | | | | | | ○ | | | | |
| | システム最適化 | 2 | 4セメ(3T) | ○ | | | | ○ | | | | ○ | | | ○ | ○ | |
| | 多変量解析 | 2 | 4セメ(3T) | ○ | ○ | ○ | | ○ | | | | ○ | | ○ | | | |
| | ディジタル回路設計 | 2 | 4セメ(3T) | | | | | | | | | | ○ | | | | |
| | アルゴリズムとデータ構造 | 2 | 4セメ(3T) | | | | | | | | | | ○ | | | | |
| | データベース | 2 | 4セメ(4T) | | ○ | | | ○ | ○ | | | | ○ | | | | |
| | プログラムが動く仕組み | 2 | 4セメ(4T) | | | | | | | | | | ○ | | | | |
| | 数値計算 | 2 | 4セメ(4T) | ○ | | | | | | ○ | | | | | ○ | | |
| | 確率モデリング | 2 | 4セメ(4T) | ○ | | | | | | | | | | | | | |
| | プログラミング言語 | 2 | 4セメ(4T) | ○ | | | | | | ○ | | | | | ○ | | |
| | データマイニング | 2 | 5セメ(1T) | | | | | ○ | | | ○ | | | | ○ | | |
| | ソフトウェアマネジメント | 2 | 5セメ(2T) | | | | | ○ | | | | | | | | | |
| | 計量経済学 | 2 | 5セメ(2T) | | | | | ○ | | | | | | | | | |
| | 画像処理 | 2 | 5セメ(2T) | | | | | | | | | | | | | | |
| | 情報社会とセキュリティ | 2 | 5セメ(2T) | | | | ○ | | | | | | | | | | |
| | 自然言語処理 | 2 | 5セメ(2T) | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | |
| | ビジュアルコンピューティング | 2 | 6セメ(3T) | | | | | | | | | | | | | ○ | |
| | 人工知能と機械学習 | 2 | 6セメ(3T) | | | | | ○ | | ○ | | ○ | ○ | | | | |
| | 並列分散処理 | 2 | 6セメ(3T) | ○ | | | | | | | | | | | | | |
| | 時系列分析 | 2 | 6セメ(3T) | | | | | ○ | | ○ | | | | | | | |
| | 確率過程論 | 2 | 6セメ(4T) | ○ | | | | | | | | | | | | | |
| | ビッグデータ | 2 | 6セメ(4T) | | | | | ○ | | | ○ | | | | ○ | | |
| | 数理解析 | 2 | 3セメ(2T) | | | | | | | | | | | | | | |
| | 生物・医療統計 | 2 | 6セメ(4T) | | | | | | ○ | | | | | | | | ○ |
| | 情報処理と産業 | 2 | 3セメ(1T) | | | | ○ | | | | | | | | | | |
| | データ科学とマネジメント | 2 | 4セメ(3T) | | | | ○ | | | | | | | | ○ | | |

（注）　○を付した授業科目がパッケージ別に推奨する授業科目を示す。なお，履修期は変更される場合があるため，履修年度の時間割を確認すること。

それぞれの主専攻プログラムが推奨するパッケージを以下に示します。なお，所属（又は希望）する主専攻プログラム名の記載がない場合も，授業科目の履修は可能なので，積極的に履修してください。

| 主専攻プログラム | パッケージ |
|---|---|
| **（総合科学部）**総合科学プログラム | 総合科学系 |
| **（文学部）**欧米文学語学・言語学プログラム | デジタル・ヒューマニティーズ系 |
| **（教育学部）**心理学プログラム | 心理学系 |
| **（法学部）**公共政策プログラム，ビジネス法務プログラム，法曹養成プログラム | 情報と社会系 |
| **（経済学部）**現代経済プログラム | 経済学系 |
| **（理学部）**生物学プログラム | 生物生命系 |
| **（理学部）**地球惑星システム学プログラム | 地球惑星系 |
| **（医学部・歯学部・薬学部）**医学プログラム，看護学プログラム，理学療法学プログラム，作業療法学プログラム，歯学プログラム，口腔保健学プログラム，口腔工学プログラム，薬学プログラム，薬科学プログラム | 医療系 |
| **（工学部）**機械システムプログラム，輸送システムプログラム，材料加工プログラム，エネルギー変換プログラム | 機械・輸送工学系 |
| **（工学部）**電気システム情報プログラム，電子システムプログラム | 情報工学系 |
| **（工学部）**応用化学プログラム，生物工学プログラム，化学工学プログラム | 応用化学・生物工学・化学工学系 |
| **（工学部）**社会基盤環境工学プログラム | 社会基盤環境工学系 |
| **（工学部）**建築プログラム | 建築系 |
| **（生物生産学部）**水圏統合科学プログラム，応用動植物科学プログラム，食品科学プログラム，分子農学生命科学プログラム | 生物生産系 |

# X．初年次インターンシップ（社会体験）の全学実施について

広島大学では，学部１年次生全員が学外の企業・団体等での社会体験，就業体験，ボランティア等を行う「初年次インターンシップ（社会体験）」を実施しています。これは，大学における学修と社会での経験を結びつけることで，今後，みなさんが大学生活をより有意義に送るよう喚起するとともに，将来の進路選択・自己の職業適性等について考える契機とするものです。

体験内容や受入先，実施方法等は所属学部・学科等によって異なるので下表を参照してください。

| 学　　部 | | 初年次インターンシップ（社会体験）実施方法 |
|---|---|---|
| 総合科学部 | | 「教養ゼミ」の一部で実施します。内容については「教養ゼミ」のガイダンスで説明します。 |
| 文学部 | | 学生便覧の「初年次インターンシップ（社会体験）の実施について」を参照してください。 |
| 教育学部 | | 内容については各授業科目のシラバスを参照してください。 |
| | 教初 | 「小学校教育実習入門」の一部で実施 |
| | 教特 | 「小学校教育実習入門」,「特別支援学校教育実習入門」,「教養ゼミ」の一部で実施 |
| | 教二<br>教三<br>教四<br>教教 | 「中・高等学校教育実習入門」の一部で実施<br>※教日，教造，教教は「教養ゼミ」も活用して実施 |
| | 教心 | 「教養ゼミ」の一部で実施 |
| 法学部 | | 内容については，ガイダンスや My もみじ等を通じてお知らせします。 |
| 経済学部 | | 「教養ゼミ」の一部で実施します。内容については「教養ゼミ」のガイダンスで説明します。 |
| 理学部 | | 内容については，ガイダンスや My もみじ等を通じてお知らせします。 |
| 医学部 | | 夏季休業期間中，医学部・歯学部・薬学部３学部合同で，医療機関等での合同早期体験実習を実施します（医学部医学科及び薬学部は授業の一環として実施します）。詳細は My もみじで通知します。 |
| 歯学部 | | |
| 薬学部 | | |
| 工学部 | | 詳細は，各類のガイダンスで説明します。なお，工学特別コースは各類に組み入れて実施します。 |
| | 工一 | 「教養ゼミ」の一部で，工場見学（ディスカッション等を含む）を実施 |
| | 工二 | 企業インターンシップ，又は，施設・工場見学（ディスカッション含む）を実施 |
| | 工三 | 施設・工場見学（ディスカッション含む）を実施。状況に応じてオンラインツールを使用する。 |
| | 工四 | 「教養ゼミ」の一部で，社会基盤施設または建築物の見学（ディスカッション含む）を実施 |

| 学　　部 | 初年次インターンシップ（社会体験）実施方法 |
|---|---|
| 生物生産学部 | 「教養ゼミ」の一部で実施します。内容についてはシラバスを参照してください。 |
| 情報科学部 | 学生便覧の「『学部教育』初年次インターンシップ（社会体験）」を参照してください。 |

**表中における教育学部，工学部の各類・学科等の略号一覧**

| 略号 | 類・学科等 | 略号 | 類・学科等 |
|---|---|---|---|
| 教初 | 第一類（学校教育系）初等教育教員養成コース | 教教 | 第五類（人間形成基礎系）教育学系コース |
| 教特 | 第一類（学校教育系）特別支援教育教員養成コース | 教心 | 第五類（人間形成基礎系）心理学系コース |
| 教二 | 第二類（科学文化教育系） | 工一 | 第一類（機械・輸送・材料・エネルギー系） |
| 教三 | 第三類（言語文化教育系） | 工二 | 第二類（電気電子・システム情報系） |
| 教日 | 第三類（言語文化教育系）日本語教育系コース | 工三 | 第三類（応用化学・生物工学・化学工学系） |
| 教四 | 第四類（生涯活動教育系） | 工四 | 第四類（建設・環境系） |
| 教造 | 第四類（生涯活動教育系）造形芸術系コース | | |

# ３　教養教育について

## 注　　意

1．教養教育科目は東広島，霞及び東千田の各キャンパスで開講されます。履修を希望する科目がどこのキャンパスで開講される科目なのかを別途配付する冊子「教養教育科目授業時間割」などで確認の上，履修手続等を行ってください。
2．授業に関する連絡事項，時間割変更，休講・補講・教室変更，期末試験情報等の講義情報は「学生情報の森　もみじ」で通知します。「学生情報の森　もみじ」は学外者も閲覧可能な「もみじ Top」と，ID とパスワードを使って利用する「My もみじ」で構成されています。確認を怠ったために，思いもよらない不利益を被る場合がありますので，**一日に一度は必ず両方の「もみじ」を確認してください。**
3．記載事項等に不明な点や疑問な点があれば，この学生便覧を持参の上，直接関係窓口で確認してください。

TOEFL 及び TOEIC はエデュケーショナル・テスティング・サービス（ETS）の登録商標です。この印刷物は ETS の検討を受けまたはその承認を得たものではありません。

# 目　　次

**Ⅰ．教養教育の理念と目的**……教養２
**Ⅱ．用語解説と一般的な履修上の注意事項**……教養４
**Ⅲ．授業科目の履修**……教養６
１．平和科目……教養６
２．大学教育入門……教養６
３．教養ゼミ……教養７
４．展開ゼミ……教養７
５．領域科目……教養８
６．外国語科目……教養９
（1）英　語……教養９
（2）初修外国語……教養11
７．情報・データサイエンス科目……教養13
８．健康スポーツ科目……教養14
９．社会連携科目……教養14
10．基盤科目……教養15
**Ⅳ．履修に関する手続・相談等**……教養16
**Ⅴ．試験及び成績**……教養19
**Ⅵ．令和５(2023)年度教養教育開設授業科目一覧**……教養21
１．昼間授業時間帯に開設する授業科目……教養21
２．夜間授業時間帯に開設する授業科目……教養28
**Ⅶ．教養教育関係規則等**……教養30
１．広島大学教養教育科目履修規則……教養30
２．外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて……教養33
**Ⅷ．配置図等**……教養40
１．東広島キャンパス配置図……教養40
２．総合科学部付近配置図……教養41
３．総合科学部講義室配置図……教養42
４．教養教育に関する掲示板位置図（東広島キャンパス）……教養46
５．霞キャンパス配置図……教養47
６．東千田キャンパス配置図……教養49
７．教養教育担当及び各学部学生支援担当の連絡先……教養53

# Ⅰ．教養教育の理念と目的

広島大学は，人類史上初めての原子爆弾が投下された被爆地広島に1949年に創設されました。森戸辰男初代学長は，1950年11月５日の広島大学開学式において，「平和な一つの世界」を実現するために，まず民主的で平和な「一つの祖国」を建設すべきであること，そして「一つの祖国」の精神的基礎をなす自由で平和な「一つの大学」として，広島大学が世界と日本の平和的再建という責任を果たす決意を表明されました。この建学の精神に基づき，広島大学では教養教育における理念と目的を次のように立てています。

## 教養教育の理念

広島大学は，我が国有数の規模をもつ総合大学として社会の要請にこたえるため，幅広く深い教養と総合的な判断力を培い，豊かな人間性を涵養することを目指す教養教育を行い，専門的知識・技術の修得とあいまって，人間の尊厳と人類愛に基づく国際理解と世界平和への寄与を通して，国際社会に貢献する人材を育成することを目指します。

## 教養教育の目的

教養教育の目的は，幅広い教養に支えられた豊かな人間性を培うことにあります。そのためには，いわゆる専門に直結する基礎知識・技術を修得するだけでなく，その枠を超えて広く学問への関心を高め，ものごとを学際的・総合的にとらえられる能力を養うことが必要となります。ぜひ，教養教育で得たものを，みなさんの人間としての成長と人類の未来に活かしてください。

## 【教養教育の学習イメージ】

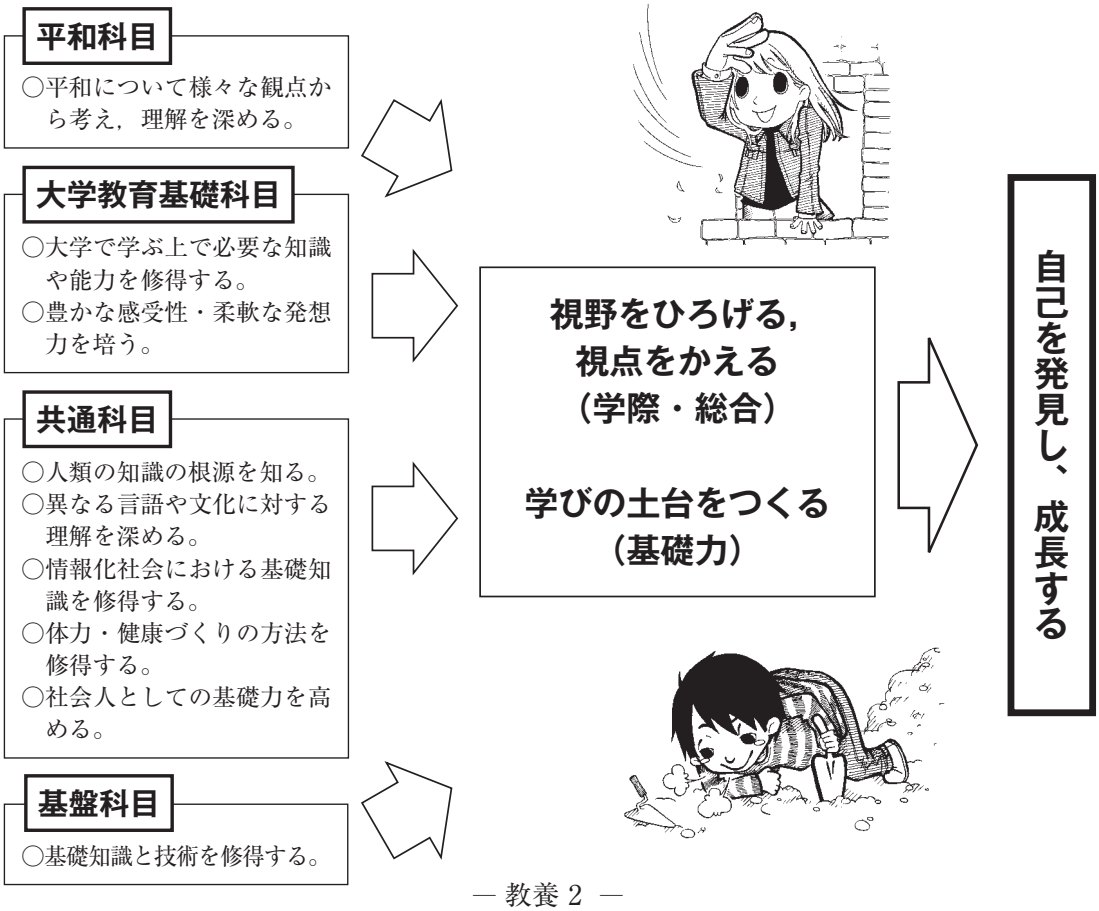

## 教養教育の科目区分

教養教育の理念と目的を達成するため,「平和科目」「大学教育基礎科目」「共通科目」「基盤科目」の４つの大科目区分から学びます。さらに，大学教育基礎科目と共通科目は複数の小科目区分から構成されています。

【科目区分構成】

**平和科目**

**大学教育基礎科目**
- 大学教育入門
- 教養ゼミ
- 展開ゼミ

**共通科目**
- 領域科目
- 外国語科目（英語・初修外国語）
- 情報・データサイエンス科目
- 健康スポーツ科目
- 社会連携科目

**基盤科目**

【各科目区分の教育目標】

| 科目区分 | | 教育目標 |
|---|---|---|
| 平和科目 | | 戦争・紛争，核廃絶，貧困，飢餓，人口増加，環境，教育，文化等の様々な観点から平和について自ら考え，理解を深めることを目標にしています。 |
| 大学教育基礎科目 | 大学教育入門 | 大学で学ぶことの意義と目標を理解し，大学で学ぶ上で基本となる技能や態度を身につけることを目標にしています。 |
| | 教養ゼミ | 人類や社会が抱えてきた歴史的，現代的な課題に対して，証拠に基づき論理的に考え批判的に自身の思考を吟味する能力と，適切に自己表現を行う能力を身につけることを目標にしています。 |
| | 展開ゼミ | 最先端のテーマについて学び討論したり，体験型の学習を行うことを通じて問題発見・解決能力を涵養するとともに，チャレンジ精神，プレゼンテーション力，リーダーシップ力などの向上を図ることを目標にしています。 |
| 共通科目 | 領域科目 | 人間が蓄積してきた知識がどのようにして生まれ，育ってきたのか，その根本の考え方は何であるのかについて，文化的・社会的・自然科学的な視点を踏まえながら，専門分野の枠を超えて共通に求められる知的な技法を学ぶことを目標にしています。 |
| | 外国語科目<br>・英語<br>・初修外国語 | グローバル化時代に対応するため，様々な外国語で情報を受信し，発信できるコミュニケーション能力を養成し，知識・技能を修得するとともに，異なる言語や文化に対する理解を深めることを目標にしています。 |
| | 情報・データサイエンス科目 | 高度情報化社会の中でデータを活用していくのに必要となる基礎的な知識や技能を修得し，その有用性と問題点，情報倫理上の課題を理解し，活用する能力を身につけさらに，将来，新しく現れる技術にも対応しようとする態度を養うことを目標にしています。 |
| | 健康スポーツ科目 | 体力・健康づくりのための科学的理論を修得するとともに，自己の特性やスポーツの技能水準に適合したスポーツの実践を通じて，生涯にわたってスポーツを楽しむ態度・マナーや協調性などの社会的技能を修得することを目標にしています。 |
| | 社会連携科目 | 社会における多様性を理解し，実践することを通して，社会で生き，活躍するために必要な力を高めることを目標にしています。 |
| 基盤科目 | | 専門教育との有機的関連性を持つ前専門教育として，それぞれの専門分野を学ぶために必要な基礎的知識の学習により，基礎学問の論理的骨格や体系及び学問形成に必要な知識・技術を修得することを目標にしています。 |

# Ⅱ．用語解説と一般的な履修上の注意事項

## １．学期，ターム及びセメスターについて

広島大学では，１年間を前期（４月１日から９月30日まで）と後期（10月１日から３月31日まで）の２学期に分け，原則学期ごとに履修する授業科目を選択します。さらに，各学期の授業期間がそれぞれ２つの期間に分けられた「第１タームから第４ターム」が設けられます。各授業科目は実施方法に応じて，原則ターム内で週２回の授業を行う「ターム科目」と，学期を通じて週１回の授業を行う「セメスター科目」の２種類があります。

なお，一般的に，１年次前期を１期（１セメスター），後期を２期（２セメスター），２年次前期を３期（３セメスター），後期を４期（４セメスター）・・・というように呼んでいます。

| 年　次 | １年次 | | | | ２年次 | | | | … |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 学　期 | 前期 | | 後期 | | 前期 | | 後期 | | |
| ターム | １ターム | ２ターム | ３ターム | ４ターム | １ターム | ２ターム | ３ターム | ４ターム | |
| セメスター | １セメスター | | ２セメスター | | ３セメスター | | ４セメスター | | |

## ２．授業科目と単位について

### (1) 授業科目

本年度の教養教育の開設授業科目は「令和５(2023)年度教養教育開設授業科目一覧」（p. 教養21～p. 教養29）に記載しています。なお，法学部・経済学部夜間主コースの学生は，昼間授業時間帯に開設される授業科目も，開講キャンパスを問わず定められた単位数まで履修することができます。また，夜間授業時間帯に開設される授業科目は，許可された特定の学部の学生しか履修することができません。

### (2) 単位と単位の修得

卒業するためには，所属学部が履修基準表などで定めている一定の「単位」を修得する必要があります。

単位は，各授業科目において実施する試験に合格した場合などに修得することができます。各授業科目で修得できる単位数は，予習・復習の時間も考慮して，別に定める算定基準により決定されます。詳細は，「令和５(2023)年度教養教育開設授業科目一覧」（p. 教養21～p. 教養29）の「開設単位数」欄を参照してください。

【修得できる単位数と学修時間（例）】

| 授業の方法（単位数） | 学修時間 | 学修時間の内訳 |
|---|---|---|
| 講　　義（２単位） | 90時間 | （授業２時間＋予習・復習４時間）×15回 |
| 演習・実習（１単位） | 45時間 | （授業２時間＋予習・復習１時間）×15回 |
| 実　　験（１単位） | 45時間 | （授業３時間＋予習・復習０時間）×15回 |

※法令の定めるところにより，いずれの授業科目も１単位の修得に45時間の学修が必要となります。

※一部の授業科目については，算定基準が異なる場合があります。詳しくは広島大学教養教育科目履修規則（p. 教養30～p. 教養32）を参照してください。

なお，原則として**同一授業科目を重複して履修することはできません。**ただし，以下の授業科目については，繰り返し履修し，一定の単位数まで単位を修得することができます。

【重複して履修可能で単位が認められる科目】

| | |
|---|---|
| 大学教育基礎科目 | 展開ゼミ |
| 外国語科目 | コミュニケーションⅠ，コミュニケーションⅡ，<br>英語圏フィールドリサーチ，コミュニケーション上級英語，<br>海外語学演習，ベーシック外国語（夜間授業時間帯），<br>ベーシック日本語 |
| 健康スポーツ科目 | スポーツ実習，スポーツ演習 |
| 社会連携科目 | 海外フィールドスタディ，<br>海外フィールドスタディ・アドバンスト，<br>実践フロントランナープログラム，<br>国際交流スキルアップ演習A，国際交流スキルアップ演習B，<br>国際交流スキルアップ演習C，<br>オンライン国際協働演習（e-START）A，<br>オンライン国際協働演習（e-START）B |

## ３．その他

### (1) 開設年次

授業科目ごとに設定される対象学年のことを，「開設年次」といいます。これは，学生にとって履修可能となる年次を意味します。例えば，開設年次「２」の授業科目の場合，３セメスターまたは４セメスターから履修することができます。

各授業科目により開設年次・開講学期が異なりますので，「令和５(2023)年度教養教育開設授業科目一覧」(p. 教養21～p. 教養29)，当該年度「教養教育科目授業時間割」または「My もみじ」などで確認してください。

### (2) 指定授業時間

各学部，学科・類（系），コース・専攻，プログラム（以下「各学部等」といいます。）が履修基準表などで定めている必修科目，選択必修科目，履修することが望ましいとする一部の科目は，「教養教育科目授業時間割」の「指定授業時間割表」に示されています。これらの科目を履修する場合は，指定された曜日・時限に履修してください。

同一の指定授業科目を複数の教員が担当する場合は，「My もみじ」の「履修登録・参照」画面にある「教養教育科目指定クラス情報」により担当教員を確認してください。

### (3) 修学上特別な配慮を必要とする学生の履修

修学上特別な配慮を必要とする学生は，総合科学部事務棟１階の教育推進グループ教養教育担当または所属学部の学生支援担当で履修の仕方について相談してください。

### (4) ２年次生以降の履修上の注意点

次年度以降において，授業科目名が変更されることがあるので，「もみじ Top」の中にある教養教育ホームページ（https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/learning/kyouyou/）などで「教養教育科目新旧対応表」を確認してください。

# Ⅲ．授業科目の履修

## １．平和科目

### １）授業の目標

戦争・紛争，核廃絶，貧困，飢餓，人口増加，環境，教育，文化等の様々な観点から平和について自ら考え，理解を深めることを目標にしています。

＊平和科目群設置の目的：広島大学の理念５原則に「平和を希求する精神」が掲げられているように，学生には平和に対する意識の涵養が求められている。平和については，戦争の悲惨さを直視し，核廃絶を含む軍縮を展望する視点を育む必要性があることはいうまでもない。しかし，それ以外にも「貧困」,「飢餓」,「人口増加」,「環境」,「教育」,「文化」など多様な観点から広く平和を捉え直していくことも必要である。このような観点から「平和を考える」場を提供するために平和科目群を提示する。

### ２）授業の内容

それぞれの教員が，専門とする学問分野や視点から講義し，平和について考える場を提供します。すべての科目において，平和に関するモニュメントの見学や，平和に関する映像作品の視聴等を行った上で，授業担当教員から提示されるテーマ等に沿った「平和を考えるレポート」を提出することが義務付けられています。

### ３）履修上の注意事項

ａ．学部ごとに指定された時間帯から科目を選択して履修してください。

なお，指定時間帯，開講科目については，「教養教育科目授業時間割」または「Myもみじ」などで確認してください。

ｂ．修得可能な単位数は２単位（１科目）までです。

## ２．大学教育入門

### １）授業の目標

大学で学ぶことの意義と目標を理解し，大学で学ぶ上で基本となる技能や態度を身につけることを目標にしています。

### ２）授業の内容

大学で何を学ぶのか，自分の目標を明確にするとともに，レポートの作成方法や，情報収集・発信をする時の倫理規範，他者との交流やかかわり方，大学の施設や各種制度などについて学習する科目です。

### ３）履修上の注意事項

学部ごとに指定された時間帯で履修してください。

なお，指定時間帯については，「教養教育科目授業時間割」または「My もみじ」で確認してください。

## ３．教養ゼミ

### １）授業の目標

人類や社会が抱えてきた歴史的，現代的な課題に対して，証拠に基づき論理的に考え批判的に自身の思考を吟味する能力と，適切に自己表現を行う能力を身につけることを目標にしています。

### ２）授業の内容

高等学校までの受身の講義ではなく，大学生らしく自主的に学習し，積極的に発言していく態度を育む科目です。自主学習の姿勢，討論への参加，質疑応答などが評価されます。

全学生２単位必修です。原則として10名程度の少人数クラスで行いますが，多人数クラスで行う学部もあります。

### ３）履修上の注意事項

大学生としての自覚を持ち，自学自習とそこでの十分な思考と理解をもって教養ゼミに臨み，積極的に授業に参加してください。

授業の詳細については所属学部の指示に従ってください。

## ４．展開ゼミ

### １）授業の目標

最先端のテーマについて学び討論したり，体験型の学習を行うことを通じて問題発見・解決能力を涵養するとともに，チャレンジ精神，プレゼンテーション力，リーダーシップ力などの向上を図ることを目標にしています。

### ２）授業の内容

「教養ゼミ」での学びを土台とし，社会における新たな価値創出や課題解決のための「総合知」を実践的に活用する場を提供します。テーマ別にゼミ形式の授業を開講し，学部・学年の枠を超えた少人数のクラスにおいて，最先端のテーマについて学び討論したり，体験型の学習を行います。

### ３）履修上の注意事項

a.　履修セメスターは学部によって異なります。また，テーマによっては対象学年が限定される場合があります。

b.　実施時期やテーマは授業ごとに異なります。詳細は「学生情報の森　もみじ」等でお知らせします。

c.　原則として10人以内のクラスで実施します。受講希望者多数の場合は，抽選又は受講動機による選抜を行うことがあります。

d.　修得した単位を卒業に必要な単位数（要修得単位数）に含めることができる場合があります。詳細は所属学部が定める履修基準表などを参照してください。

## ５．領域科目

### １）授業の目標

人間が蓄積してきた知識がどのようにして生まれ，育ってきたのか，その根本の考え方は何であるのかについて，文化的・社会的・自然科学的な視点を踏まえながら，専門分野の枠を超えて共通に求められる知的な技法を学ぶことを目標にしています。

### ２）授業の内容

文明の継承と知的創造のために必要な基礎的知識を伝え，さまざまな学問領域についての知的関心を喚起する科目です。

それぞれの学問分野に基づいて，人文社会科学系科目群と自然科学系科目群の２つの科目群で構成されています。さらに，各科目群には，以下のとおり分類を設けています。

| 科目群 | 分　　類 |
|---|---|
| 人文社会科学系科目群 | 「哲学・倫理学・宗教学・芸術学」「人類学・地理学・歴史学」<br>「文学・言語学」「法学・政治学・社会学・経済学・教育学」「心理学」 |
| 自然科学系科目群 | 「数学・情報学」「自然環境・社会基盤」<br>「物理・天文・応用物理」「化学」「生物」「健康科学・医学情報」 |

### ３）履修上の注意事項

a．全学生共通して，人文社会科学系科目群４単位及び自然科学系科目群４単位の計８単位を修得する必要があります。より幅広い教養を身に付けるため，できるだけ異なる分類の科目を履修することが望まれます。領域科目では，各学部等に指定時間帯を設けており，指定時間帯で開講されている科目を，１科目（２単位）ずつ履修していけば，計８単位修得することが可能です。なお，他学部・他学科指定の時間帯を除き，所属学部・学科の指定時間帯以外で開講される領域科目を履修することも可能です。

b．卒業に必要な単位数が８単位を超える学部もあります。また，必修科目，選択必修科目または履修することが望ましい科目は学部によって異なりますので，所属学部が定める履修基準等を参照してください。

c．要修得単位数を超えて修得した領域科目のうち，使用言語が「英語」の授業科目の単位を外国語科目（英語）の単位数に算入できる場合があります。詳細は所属学部が定める履修基準表等を参照してください。

d．指定時間帯，開講科目については，「教養教育科目授業時間割」または「Myもみじ」で確認してください。

## ６．外国語科目

### 授業の目標

グローバル化時代に対応するため，様々な外国語で情報を受信し，発信できるコミュニケーション能力を養成し，知識・技能を修得するとともに，異なる言語や文化に対する理解を深めることを目標にしています。

### （1）英　語

#### 1）授業の内容

授業は原則として習熟度別のクラス編成になっています。

**①　コミュニケーション基礎**

WBT（Web-Based Training）による自学自習により，英語での日常生活に必要となる語彙や文法（TOEIC（R）L＆Rテスト600点相当）を身に付けます。

**a．コミュニケーション基礎Ⅰ（原則１セメスターに開講）**

**b．コミュニケーション基礎Ⅱ（原則２セメスターに開講）**

**②　コミュニケーションⅠ・Ⅱ**

**a．コミュニケーションⅠA，コミュニケーションⅠB（原則１セメスターに開講）**

ⅠAでは「話す」，ⅠBでは「読む」を中心とした基礎的運用能力を養います。

**b．コミュニケーションⅡA，コミュニケーションⅡB（原則２セメスターに開講）**

ⅡAでは「書く」，ⅡBでは「聴く」を中心とした基礎的運用能力を養います。

**③　コミュニケーション演習**

日常的・国際的な場面において英語でコミュニケーションを行うための英語運用能力を養います。

コミュニケーション演習は，総合科学部国際共創学科，医学部医学科，歯学部歯学科，薬学部薬学科，薬学部薬科学科の学生を対象とした，コミュニケーション基礎に代わる科目です。

**a．コミュニケーション演習Ⅰ**

**b．コミュニケーション演習Ⅱ**

**④　英語圏フィールドリサーチ**

英語圏の大学への海外語学研修に参加し，そこでの実生活を通して英語や英語圏文化を学び，これを単位として認定するものです。原則として研修先での30時間の研修をもって１単位（上限４単位）とし，研修先の評価に基づいて単位が認定されます。学年に関係なく履修できます。

また，海外語学研修をコミュニケーション基礎・演習・Ⅰ・Ⅱの授業科目の単位として認定する学部もあります。所属学部の学生支援担当などで確認してください。なお，一度認定された授業科目名と成績評価の変更は認められません。

研修の案内と履修手続方法についてはシラバスを確認してください。

【海外語学研修の単位認定の流れ】

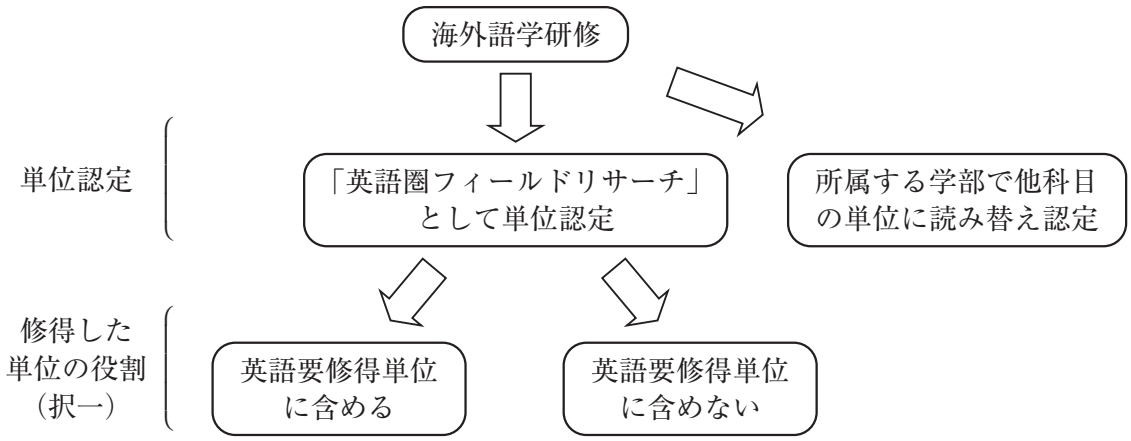


※ガイダンス等で指示される所定の手続を必ず行ってください。

**⑤　オンライン英語演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ**

コンピュータを利用し，速読訓練や聴解訓練，語彙・文法学習など特定のテーマに沿って自学自習し，30時間分の学修を１単位とし，期末試験などにより単位の認定を行います。

履修手続の方法などの詳細は，シラバスを確認してください。

**⑥　コミュニケーション上級英語**

さまざまな言語活動を通じて，より高度な英語運用能力を養成することを目的とした授業です。

## ２）履修上の注意事項

**①　英語の履修基準**

所属学部が定める履修基準表などで，必修単位数と履修科目を確認してください。

また，学部等によっては，「英語圏フィールドリサーチ」，「オンライン英語演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」及び要修得単位数を超えて修得した領域科目及び社会連携科目のうち，使用言語が「英語」の授業科目の単位を英語の要修得単位数などに算入することができます。詳細は，所属学部が定める履修基準表などを参照してください。

**②　正規の授業科目以外での単位の認定**

TOEIC（R），TOEFL（R），IELTS 及び英検の外国語技能検定試験で一定の成績以上に達している場合は，別に定める基準により単位が認定されます。（p. 教養33～p. 教養39「外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて」を参照してください。）

また，放送大学を利用した単位の認定も一部の学部で可能です。詳細は所属学部の学生支援担当で確認してください。

## （2）初修外国語

「初修外国語」として，７つの言語－**アラビア語，ロシア語，中国語，韓国語，スペイン語，フランス語，ドイツ語**－を開設しています。

### １）授業の内容

#### ①　授業科目の種類

**ａ．ベーシック外国語Ⅰ・Ⅱ（それぞれ１・２タームに開講，週２回）**

発音・表記の基礎，基礎的な文法・文型，初歩的なコミュニケーション能力の修得を目標としています。

**ｂ．ベーシック外国語Ⅲ・Ⅳ（それぞれ３・４タームに開講，週２回）**

ベーシック外国語Ⅰ・Ⅱに引き続き，基礎的な文型・文法を学び，視聴覚教材などを活用して，初級レベルのコミュニケーション能力の修得を目標としています。

**ｃ．初修外国語をさらに深く学びたい場合は,「ベーシック外国語」と合わせて「インテンシブ外国語」を履修することができます。**

**インテンシブ外国語ⅠＡ（１タームに開講，週２回）**
**インテンシブ外国語ⅠＢ（２タームに開講，週２回）**
**インテンシブ外国語ⅡＡ（３タームに開講，週２回）**
**インテンシブ外国語ⅡＢ（４タームに開講，週２回）**

「インテンシブ外国語」と「ベーシック外国語」は連動しており，週４回の集中的な学習を行うことにより，「話す」「聞く」「読む」「書く」の実用的な４技能の修得を目標としています。インテンシブ外国語は，中国語，韓国語，スペイン語，フランス語，ドイツ語で開講しています。学部によっては，時間割の都合上，履修できないことがあるので注意してください。

週４回の授業を履修するので，集中的に実践的な外国語能力が身につきますが，それだけに受講生には積極的な授業への参加が求められます。

※インテンシブ外国語は開講クラスが限られており定員があります。希望者が多い場合には抽選を行うことがあります。必要に応じて説明会を開きますので，必ず出席してください。

【参考】初修外国語の学習モデル

・ベーシック・コース（アラビア語，ロシア語，中国語，韓国語，スペイン語，フランス語，ドイツ語）

| １年次前期 | | １年次後期 | | |
|---|---|---|---|---|
| 第１ターム | 第２ターム | 第３ターム | 第４ターム | |
| ベーシックⅠ（週２回） | ベーシックⅡ（週２回） | ベーシックⅢ（週２回） | ベーシックⅣ（週２回） | ➡ 初級レベル修了 |

・インテンシブ・コース（中国語，韓国語，スペイン語，フランス語，ドイツ語）

| １年次前期 | | １年次後期 | |
|---|---|---|---|
| 第１ターム | 第２ターム | 第３ターム | 第４ターム |
| ベーシックⅠ<br>インテンシブⅠA<br>（週４回） | ベーシックⅡ<br>インテンシブⅠB<br>（週４回） | ベーシックⅢ<br>インテンシブⅡA<br>（週４回） | ベーシックⅣ<br>インテンシブⅡB<br>（週４回） |

➡ 中級レベル到達

・２年次以降「トライリンガル養成特定プログラム」➡ 中級レベル修了・上級レベルへ

ロシア，中国，韓国，スペイン，フランス，ドイツにおいて，本学又はその国の教育機関が運営する当該言語の語学研修に参加し，一定の条件を満たした場合は，「海外語学演習」の単位に読み替えることができます。詳細については，「海外語学演習」のシラバスを確認してください。

**２）履修上の注意事項**

**①　初修外国語の履修基準**

各学部等によっては，選択可能な言語や修得すべき言語，単位数が指定されている場合があるので，所属学部が定める履修基準表などを確認してください。

**②　正規の授業科目以外での単位の認定**

各言語の外国語技能検定試験で一定の成績以上に達している場合は，別に定める基準により単位が認定されます。（p. 教養33～p. 教養39「外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて」を参照してください。）詳細は所属学部の学生支援担当で確認してください。

**③　その他の注意事項**

a．ベーシック外国語Ⅰで選んだものと同じ外国語を，ベーシック外国語Ⅱ・Ⅲ・Ⅳでも履修してください。

b．開講時間帯は「教養教育科目授業時間割」の「指定授業時間割表」などを参照してください。

c．留学などを通じて，すでに以下のレベルに到達している場合は，別の言語の履修にチャレンジすることを期待しています。

| 言語 | 外国語技能検定試験等 | 級位・得点 |
|---|---|---|
| ドイツ語 | ドイツ語技能検定 | 2級以上 |
| | Österreichisches Sprachdiplom Deutsch | A2以上 |
| | Goethe-Zertifikat | A2以上 |
| フランス語 | フランス語技能検定 | 3級以上 |
| | DELE/DALF | A1以上 |
| | TCF フランス語能力テスト | 100以上 |
| | TEF パリ商工会議所フランス語能力認定試験 | 69以上 |
| 中国語 | 中国語検定試験 | 3級以上 |
| | HSK | 4級以上 |
| 韓国語 | 韓国語能力試験（TOPIK） | 5級以上 |
| スペイン語 | スペイン語技能検定 | 4級以上 |
| | DELE | A2以上 |

## ７．情報・データサイエンス科目

### １）授業の目標

高度情報化社会の中でデータを活用していくのに必要となる基礎的な知識や技能を修得し，その有用性と問題点，情報倫理上の課題を理解し，活用する能力を身につけさらに，将来，新しく現れる技術にも対応しようとする態度を養うことを目標にしています。

### ２）授業の内容

「情報・データ科学入門」

全ての科目受講の基礎となる，情報科学とデータサイエンスに関する基礎的知識・技能を解説します。

「データサイエンス基礎」

標本と母集団，確率分布や統計的手法などのデータサイエンスに関する初歩的な内容を解説し，簡単なデータ分析を行います。

「ゼロからはじめるプログラミング」

プログラミングの基礎を学び，コンピュータを活用する知識や技能を解説します。

「コンピュータ・プログラミング」

プログラミング初学者を想定し，プログラミングの基本を解説します。

「知能とコンピュータ」

人工知能の構成とその特性を考察することにより，人間の知識，創造性，思考力とは何かという問いに対する各自の解答作成を試みます。

「教育のためのデータサイエンス」

教育現場におけるデータの扱い方を通じて，教員を目指している人が学ぶべきリテラシーレベルのデータサイエンスについて解説します。

### ３）履修上の注意事項

**①　情報・データサイエンス科目の履修基準**

ａ．各学部等によって，履修基準（必修科目，選択科目，卒業に必要な単位数等）が異なりますので，所属学部が定める履修基準表などを参照してください。

ｂ．法学部・経済学部夜間主コースの学生は東千田キャンパスで開講される「情報活用概論」を履修してください。

**②　その他の注意事項**

ａ．「情報・データ科学入門」は１週目から授業を行います。

日時，教室はあらかじめ教養教育ホームページまたは「My もみじ」に掲示します。各学部等によって日時，教室が異なりますので注意してください。（「教養教育科目授業時間割」の「指定授業時間割表」も参照してください）

また，初回授業時に，コンピュータ利用経験についてアンケートを行い，その結果に基づいて，クラス編成を行う場合があります。この場合，クラスによって，２週目に行くべき教室が異なりますので，教養教育ホームページまたは「My もみじ」の掲示を必ず確認してください。

b．情報メディア教育研究センターが後期に開講する「情報活用演習」は再履修生を対象としており，人数制限を行うため，受講できないことがあります。

## ８．健康スポーツ科目

### １）授業の目標

体力・健康づくりのための科学的理論を修得するとともに，自己の特性やスポーツの技能水準に適合したスポーツの実践を通じて，生涯にわたってスポーツを楽しむ態度・マナーや協調性などの社会的技能を修得することを目標にしています。

### ２）授業の内容

生涯にわたり健康を考える科目として，講義科目と実習科目と演習科目をまとめて１つの科目区分として提供します。講義科目には「健康スポーツ科学」，実習科目には「スポーツ実習Ａ」,「スポーツ実習Ｂ（主として障害のある学生及び有疾患学生対象)」，実習と講義を合わせた演習科目には「スポーツ演習」があります。

### ３）履修上の注意事項

a．各学部等によって，履修基準（必修科目，選択科目，卒業に必要な単位数等）が異なりますので，所属学部が定める履修基準表などを参照してください。

b．「スポーツ実習Ａ」,「スポーツ実習Ｂ」及び「スポーツ演習」は，同じ教員や種目，授業科目名であっても繰り返し履修することができます。ただし，１年次については，１・２タームで１科目のみ，３・４タームで１科目のみしか履修することができません（集中講義を除く)。

c．「スポーツ実習Ａ」,「スポーツ実習Ｂ」及び「スポーツ演習」は，初回にガイダンスを行います。ガイダンスの場所，服装，シューズの準備などについては，各科目のシラバス及び教養教育ホームページなどにより指示します。

d．集中講義のガイダンス日程は別途掲示等で指示します。

## ９．社会連携科目

### １）授業の目標

社会における多様性を理解し，実践することを通して，社会で生き，活躍するために必要な力を高めることを目標にしています。

### ２）授業の内容

職場や地域社会で多様な人々と連携し協同するために必要な「社会人基礎力」を育む科目です。ボランティア教育やキャリア教育に関する科目などがあります。

### ３）履修上の注意事項

各学部等によって，履修基準（必修科目，選択科目，卒業に必要な単位数等）が異なりますので，所属学部が定める履修基準表などを参照してください。

また，要修得単位数を超えて修得した社会連携科目のうち，使用言語が「英語」の授業科目の単位を外国語科目（英語）の単位数に算入できる場合があります。詳細は所属学部が定める履修基準表等を参照してください。

## 10. 基盤科目

### 1）授業の目標

専門教育との有機的関連性を持つ前専門教育として，それぞれの専門分野を学ぶために必要な基礎的知識の学習により，基礎学問の論理的骨格や体系及び学問形成に必要な知識・技術を修得することを目標にしています。

### 2）授業の内容

各専門分野における論理的骨格や学問形成に必要不可欠な基礎的知識と技術を修得する科目です。高等学校などで学んでいない学生を対象とした基礎的な内容を含む科目も開設しています（「初修物理学」,「初修生物学」など）。

### 3）履修上の注意事項

基盤科目として卒業に必要な授業科目と単位数は，所属学部が定める履修基準表などに記載されています。それら以外の基盤科目については，卒業に必要な単位数に含まれない場合があります。

# Ⅳ．履修に関する手続・相談等

## １．履修手続

所属学部が定める履修基準表などに基づき，「教養教育科目授業時間割」及びシラバスなどを参照しながら履修計画を作成し，履修を希望する授業科目は履修手続期間内に履修手続を完了してください。なお，同学期（１タームと２ターム，３タームと４ターム）で開講されている同一授業科目を重複して履修することはできません。また，受講者定員を超過した授業科目については受講者抽選を行いますので，その結果を必ず「My もみじ」で確認してください。

**履修手続を行っていない授業科目については，授業に全て出席し期末試験を受験しても，単位を修得することはできません。**

**各授業科目の履修手続の詳細については，各ターム開始前に「My もみじ」で通知しますので，確認してください。**

## ２．履修相談

教養教育科目の履修に関する質問・相談は，教育推進グループ教養教育担当及び霞地区運営支援部学生支援グループ（学生生活・教養担当）で受け付けています。また，学部が定める履修基準などに関する質問・相談については，所属学部の学生支援担当に相談してください。

連絡先などは p. 教養53を参照してください。

**※病気等で授業を欠席する場合について**

教養教育において病気その他のやむを得ない事由により２週間以上欠席する場合は，所属学部の学生支援担当に事由を証明する書類（診断書など）を添えて，欠席届を提出してください。２週間未満の場合は，各授業担当教員へ申し出てください。

なお，教育実習・介護等体験により欠席する場合の欠席届は別に定めています。

また，病気等で試験を欠席する場合の対応は，p. 教養20の「４．追試験」の項を参照してください。

これら履修手続など，教養教育に関する様々な情報は，教養教育ホームページ（https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/learning/kyouyou/）でも確認できます。

## ●「学生情報の森　もみじ」について

「学生情報の森　もみじ」は広島大学で学び，生活するために必要な情報を提供するシステムです。イベント情報やサークル情報，その他手続きに関する情報など，誰でも自由に閲覧可能な「もみじ Top」と，広大 ID・広大パスワードでログイン後に利用する「My もみじ」から構成されています。

### (1) 広大 ID と広大パスワード

広大 ID と広大パスワードの認証を受けて利用する「My もみじ」のサービスには，住所や成績等の個人情報の参照，履修科目の登録・変更等の手続が含まれます。第三者によるなりすましを防ぎ，安全な学生生活を送るためにも，広大 ID と広大パスワードは適切に管理してください。

### (2) 掲示，休講補講教室変更，試験情報

各種通知やお知らせ掲示，休講・補講，試験情報やその他授業に関する連絡事項など，学生生活に関する多くの情報は「My もみじ」に掲示されます。重要な情報を見逃さないよう，毎日「My もみじ」にログインして確認してください。

### (3) 履修

学生は設定された期間に「My もみじ」から履修する科目を登録します。設定された期間以外は登録できません。登録可能な期間は「もみじ Top」でお知らせします。一部の授業では履修学生の調整を行うこともあるので，その指示に従ってください。「My もみじ」からシラバスを参照することもできます。（p. 教養16参照）

### (4) 学籍情報

所属，住所，父母等の住所，電話番号などの情報が掲載されています。これらの情報はチューターの学生指導，事務職員による緊急を要する場合の連絡などに利用するため，変更などがあった際には所属学部の学生支援室へ速やかに届け出てください。なお，メールアドレス，携帯電話番号，電話番号は，学内ネットワーク（HINET）からアクセスしている場合「My もみじ」から変更可能です。

### (5) 成績

学生は各自の成績を参照することができます。学部によっては，チューター，指導教員による面談及び承認が必要になります。（p. 教養20参照）

### (6) アンケート

「My もみじ」から簡単に回答できるアンケート機能があり，授業改善につながる授業改善アンケートなどが行われます。

### (7)「My もみじ」へのアクセス

「My もみじ」は，学内外のネットワークに繋がったパソコン，タブレット端末及びスマートフォンからアクセスできます。なお，学生情報，成績情報等，個人情報が含まれる情報は学内ネットワークを利用してアクセスした時のみ参照可能です。

### (8)「学生情報の森　もみじ」の利用可能時間について

「学生情報の森　もみじ」は24時間利用できますが，メンテナンス等によりシステムを一時停止することがあります。その場合は，「もみじ Top」の「システム運用のお知らせ」で通知します。

**(9) その他の注意について**

その他「My もみじ利用上の注意」を下記 URL に掲載しています。必ず一読した上でご利用ください。

https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/information/attention.html

なお，もみじやＥメールなどのネットワークを利用する上でのモラルや注意点については，「大学教育入門」の授業の中で説明があります。

また，学生生活の手引「コンピュータ関係のトラブル防止」にも記載されています。これらの内容をよく理解した上でパソコンやネットワークを利用してください。

# Ⅴ．試験及び成績

## １．期末試験

ａ．通常，15回の授業が実施された後に期末試験が行われます。すべての授業に出席することを心がけてください。

ｂ．出席回数が授業実施時数の３分の２に満たない学生は，期末試験の受験を認めません。ただし，所定の手続を経て欠席した場合で，その理由が病気その他やむを得ない事情のときは，授業担当教員の判断により受験が認められることがあります。

ｃ．試験実施日程や時間等の詳細については別途通知されます。

## ２．試験時の主な注意事項

［対面による試験について］

ａ．受験に際しては，必ず学生証を机上に掲示してください。

ｂ．学生証を携帯していない学生は受験できませんので，試験開始前に所定の手続きを行ってください。

ｃ．遅刻した学生は，試験室の入室を許可されない場合があります。

ｄ．試験開始後30分を経過しなければ，試験室からの退室は許可されません。

ｅ．答案用紙は，試験室外へ持ち出すことはできません。

ｆ．携帯電話・スマートフォン等のモバイル機器は電源を切り，カバンの中に入れておいてください。時計代わりに使用することはできません。

ｇ．携帯電話・スマートフォン等試験に必要ないものを机上に置いている，または使用している場合は**不正行為**と認定する場合があります。

ｈ．その他，試験中は監督の指示に従ってください。

［オンラインによる試験について］

ａ．受験に際しては，本人確認のため，学生番号が必要となる場合があるので学生証を準備しておいてください。

ｂ．受験時に，システム等のログイン操作を求められた場合は，必ず，本学で発行される自身のIDやアカウントでログインしてください。

ｃ．試験開始前に，周囲に人がいないことを確認してください。

ｄ．遅刻した学生は，受験が認められない場合があります。

ｅ．受験に必要ないものを周囲に置いている，または使用している場合は不正行為と認定する場合があります。

ｆ．その他，試験中は監督者の指示に従ってください。

## ３．不正行為

**教養教育科目の期末試験等で不正行為を行った学生は，その期に履修している教養教育科目（教養ゼミを除く）の評価をすべて「不可（Ｄ）」とし，あわせて「広島大学学生懲戒規則」により厳正な措置がとられます。**

## ４．追試験

病気その他やむを得ない事情により，期末試験等の一部ないし全部を受験できなかった場合は，追試験を受験することができます。追試験の受験を希望する場合は，所定の**追試験受験願**とその理由を客観的に証明する書類（診断書等）を添えて，当該授業科目の試験実施後１週間以内に所属学部の学生支援担当へ申請してください（法学部昼間コース，医学部，歯学部，薬学部の１年次生は教育推進グループ（教養教育担当）及び霞地区運営支援部学生支援グループ（学生生活・教養担当）でも手続可能です。）。**追試験受験願**の受理以降は，授業担当教員の指示に従ってください。

詳細は，**広島大学教養教育科目履修規則**の第８条（p. 教養31）を参照してください。

## ５．試験等の特別措置

身体等の障害のために期末試験等を通常の条件のもとで受けることが難しい学生は，所属学部の学生支援担当に特別措置を申請することができます。

詳細については，**「身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置について」**（学部規則）を参照してください。

## ６．成績

a．学業成績の評価は，試験，レポート及び授業への参加態度等によって判定します。成績は，別に定めるガイドラインに基づき，秀（S），優（A），良（B），可（C）及び不可（D）の５段階で厳格に評価され，秀，優，良，可を合格とします。

b．成績の発表については，所属学部等の指示に従ってください。なお，ターム科目であってもセメスター科目と同時期に発表されます。

c．成績評価に疑義のある場合は，該当科目の授業担当教員に問い合わせるか，異議申立書を提出することで確認ができます。異議申立書を提出する場合は，成績発表日から次のタームの履修登録期間終了日までに「成績評価に対する異議申立書」に必要事項を記入し，学業成績証明書を添付の上，教育推進グループ教養教育担当（法学部昼間コース・医学部・歯学部・薬学部の学生は霞地区運営支援部学生支援グループ（学生生活・教養担当），法学部・経済学部夜間主コースの学生は東千田地区支援室（学生支援担当））に申し出てください。

なお，詳細は下記 URL に掲載しています。

https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/learning/post_4.html

# Ⅵ．令和5(2023)年度教養教育開設授業科目一覧

各科目の開講時期，開講キャンパス，授業内容等の詳細は，「教養教育科目授業時間割」及びシラバスなどで確認してください。

なお，最新の教養教育開設授業科目一覧は教養教育ホームページ（https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/learning/kyouyou/）に掲載していますので，そちらも参考にしてください。

## 1．昼間授業時間帯に開設する授業科目

| 科目区分 | | | | 授業科目 | 開設単位数 | 開設年次 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 平和科目 | | | | 広島と平和 | 2 | 1 | |
| | | | | ヒロシマ発平和学 | 2 | 1 | 令和5(2023)年度は開講しません。 |
| | | | | 平和と人間Ａ－環境と生物の未来へ－ | 2 | 1 | |
| | | | | 平和と人間Ｂ－人間と文化の未来へ－ | 2 | 1 | |
| | | | | 平和と人間Ｃ－広島で学ぶ(原爆とは何だったか)－ | 2 | 1 | |
| | | | | 文学と芸術から考える核時代 | 2 | 1 | |
| | | | | New Technology and Ethics: Global Perspectives (新技術と倫理：グローバルな視点) | 2 | 1 | |
| | | | | 戦争と平和に関する学際的考察 | 2 | 1 | |
| | | | | 飢餓・貧困・環境問題からみた平和学 | 2 | 1 | |
| | | | | 環境と平和 | 2 | 1 | |
| | | | | 国際関係論 | 2 | 1 | |
| | | | | 医学からみた戦争と平和 | 2 | 1 | |
| | | | | 世界の紛争と平和 | 2 | 1 | |
| | | | | 国際政治と地球環境から見る平和 | 2 | 1 | |
| | | | | 暴力の比較宗教学 | 2 | 1 | 令和5(2023)年度は開講しません。 |
| | | | | 核時代の科学と社会 | 2 | 1 | |
| | | | | 放射線と自然科学 | 2 | 1 | |
| | | | | 安全な社会環境の構築をめざして | 2 | 1 | |
| | | | | Global Issues Towards Peace | 2 | 1 | |
| | | | | 広島の歴史と国際社会 | 2 | 1 | |
| | | | | 霞キャンパスからの平和発信 | 2 | 2 | |
| | | | | ひろしま平和共生リーダー概論 | 2 | 1 | |
| | | | | 国際平和への記憶学 | 2 | 1 | |
| | | | | 広島から考える戦争・平和・ジェンダー | 2 | 1 | |
| | | | | ポストコロニアルと平和 | 2 | 1 | 令和5(2023)年度は開講しません。 |
| | | | | 広島大学のめざす国際平和 | 2 | 1 | |
| | | | | 平和の人類学 | 2 | 1 | |
| | | | | 沖縄と平和 | 2 | 1 | |
| | | | | Visualization of War | 2 | 1 | |
| 大学教育基礎科目 | 大学教育入門 | | | 大学教育入門 | 2 | 1 | |
| | 教養ゼミ | | | 教養ゼミ | 2 | 1 | |
| | 展開ゼミ | | | 展開ゼミ | (1) | 1 | |
| 共通科目 | 領域科目 | 人文社会科学系科目群 | 哲学・倫理学・宗教学・芸術学 | 哲学Ａ | 2 | 1 | |
| | | | | 哲学Ｂ | 2 | 1 | |
| | | | | Aesthetics, Philosophy of Sensibility | 2 | 1 | |
| | | | | 哲学の世界 | 2 | 1 | |
| | | | | 東洋の思想 | 2 | 1 | |
| | | | | Introduction to Japanese Thought | 2 | 1 | |
| | | | | 倫理学 | 2 | 1 | |
| | | | | 南アジア宗教論 | 2 | 1 | 令和5(2023)年度は開講しません。 |
| | | | | キリスト教学Ａ | 2 | 1 | |
| | | | | キリスト教学Ｂ | 2 | 1 | 令和5(2023)年度は開講しません。 |
| | | | | 比較宗教学 | 2 | 1 | 令和5(2023)年度は開講しません。 |
| | | | | Japanese Religion A | 2 | 1 | 令和5(2023)年度は開講しません。 |
| | | | | Japanese Religion B | 2 | 1 | |

（注１）開設単位数（修得可能な上限単位数）と開講単位数（1科目当たりの単位数）が異なる授業科目については，(　) で開講単位数を表示している。なお，展開ゼミ，スポーツ実習Ａ，スポーツ実習Ｂ及びスポーツ演習については，開講単位数のみ設定している（上限単位数の設定なし）。

（注２）各授業科目は，開設年次欄に記載する年次から履修することが可能である。なお，実際に開講する時期については，毎年度発行する教養教育科目授業時間割等に示す。

| 科目区分 | | | | 授業科目 | 開設単位数 | 開設年次 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 共通科目 | 領域科目 | 人文社会科学系科目群 | 哲学・倫理学・宗教学・芸術学 | 芸術学A | 2 | 1 | |
| | | | | 芸術学B | 2 | 1 | |
| | | | | 合唱A | 1 | 1 | |
| | | | | 合唱B | 1 | 1 | |
| | | | | 吹奏楽Ⅰ | 1 | 1 | |
| | | | | 吹奏楽Ⅱ | 1 | 1 | |
| | | | 人類学・地理学・歴史学 | アジアの近現代 | 2 | 1 | |
| | | | | アジアの社会史 | 2 | 1 | |
| | | | | アジア史A | 2 | 1 | |
| | | | | アジア史B | 2 | 1 | |
| | | | | Politics and Society in Europe | 2 | 1 | |
| | | | | ヨーロッパ史 | 2 | 1 | |
| | | | | 広島大学の歴史 | 2 | 1 | |
| | | | | 西アジア近現代史 | 2 | 1 | |
| | | | | 中東・イスラームの世界 | 2 | 1 | |
| | | | | 日本の歴史と文化 | 2 | 1 | |
| | | | | 日本現代史 | 2 | 1 | |
| | | | | アメリカ現代史 | 2 | 1 | |
| | | | | 日本史A | 2 | 1 | |
| | | | | 日本史B | 2 | 1 | 令和5(2023)年度は開講しません。 |
| | | | | 科学史A | 2 | 1 | 令和5(2023)年度は開講しません。 |
| | | | | 科学史B | 2 | 1 | |
| | | | | 技術史A | 2 | 1 | |
| | | | | 技術史B | 2 | 1 | |
| | | | | 環境観と環境問題 | 2 | 1 | |
| | | | | 観光地理学 | 2 | 1 | |
| | | | | 人文地理学 | 2 | 1 | |
| | | | | 地域地理学 | 2 | 1 | |
| | | | | Regional Geography of Japan | 2 | 1 | |
| | | | | 地理・考古・文化財の世界 | 2 | 1 | |
| | | | | 文化人類学A | 2 | 1 | |
| | | | | 文化人類学B | 2 | 1 | |
| | | | | Cultural Anthropology | 2 | 1 | |
| | | | | Introduction to Media Studies | 2 | 1 | |
| | | | | Contemporary World Issues | 2 | 1 | |
| | | | | Contemporary Issues of Japan | 2 | 1 | |
| | | | | Anthropology of Media | 2 | 1 | |
| | | | | Introduction to Tourism Studies | 2 | 1 | |
| | | | 文学・言語学 | 人文学入門A | 2 | 1 | |
| | | | | 人文学入門B | 2 | 1 | |
| | | | | Introduction to British and American Culture I | 1 | 1 | |
| | | | | Introduction to British and American Culture II | 1 | 1 | |
| | | | | Introduction to British and American Culture III | 1 | 2 | |
| | | | | Introduction to British and American Culture IV | 1 | 2 | |
| | | | | 中国語圏の現代文化 | 2 | 1 | |
| | | | | 中国語圏の伝統文化 | 2 | 1 | |
| | | | | 英語圏の文学と社会 | 2 | 1 | |
| | | | | 西欧語圏の文学 | 2 | 1 | |
| | | | | 日本の文学(古典) | 2 | 1 | |
| | | | | 日本の文学(近現代) | 2 | 1 | |
| | | | | 日本の言語(古典) | 2 | 1 | |
| | | | | 文学の世界 | 2 | 1 | |
| | | | 法学・政治学・社会学・経済学・教育学 | 自動車産業と日本経済 | 2 | 1 | |
| | | | | 現代社会と経済 | 2 | 1 | |
| | | | | 現代社会と産業 | 2 | 1 | |
| | | | | グローバル経済と環境権 | 2 | 1 | |
| | | | | 社会経済統計論 | 2 | 1 | |
| | | | | Contemporary Economic Issues I | 2 | 1 | |
| | | | | Contemporary Economic Issues II | 2 | 1 | |
| | | | | 現代社会と福祉 | 2 | 1 | |

(注1) 各授業科目は，開設年次欄に記載する年次から履修することが可能である。なお，実際に開講する時期については，毎年度発行する教養教育科目授業時間割等に示す。

| 科目区分 | | | | 授業科目 | 開設単位数 | 開設年次 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 共通科目 | 領域科目 | 人文社会科学系科目群 | 法学・政治学・社会学・経済学・教育学 | 現代社会学A | 2 | 1 | |
| | | | | 現代社会学B | 2 | 1 | |
| | | | | 社会的なものと人間 | 2 | 1 | |
| | | | | 社会福祉と貧困 | 2 | 1 | |
| | | | | 生活をとりまく家族・地域・産業 | 2 | 1 | |
| | | | | Introduction to Statistics and Quantitative Sociology | 2 | 1 | |
| | | | | 現代社会と農山村 | 2 | 1 | |
| | | | | 政治の世界 | 2 | 1 | |
| | | | | 人の生と死をめぐる法と社会 | 2 | 1 | |
| | | | | 日本国憲法 | 2 | 1 | |
| | | | | Law and Politics I | 2 | 1 | |
| | | | | Law and Politics II | 2 | 1 | |
| | | | | Introduction to Japanese Legal System | 1 | 1 | 令和5(2023)年度は開講しません。 |
| | | | | Introduction to International Cooperation | 2 | 1 | |
| | | | | 教育と人間 | 2 | 1 | |
| | | | | 教育と制度 | 2 | 1 | |
| | | | | 大学と学生 | 2 | 1 | |
| | | | | 大学と社会 | 2 | 1 | |
| | | | | Multiculturalism in Education | 2 | 1 | |
| | | | | Learning Hiroshima: projects with Japanese students | 2 | 1 | |
| | | | | 持続可能な開発と教育 | 2 | 1 | |
| | | | | 教養としての金融 | 2 | 1 | |
| | | | 心理学 | 行動の科学 | 2 | 1 | |
| | | | | 心と社会A | 2 | 1 | |
| | | | | 心と社会B | 2 | 1 | |
| | | | | 心の健康 | 2 | 1 | |
| | | | | 心理学概論A | 2 | 1 | |
| | | | | 心理学概論B | 2 | 1 | |
| | | | | 睡眠の科学 | 2 | 1 | |
| | | | | 心理学の最前線 | 2 | 1 | |
| | | | | 学問と社会 | 2 | 1 | |
| | | 自然科学系科目群 | 法学・政治学・社会学・経済学・教育学 | 知識基盤社会における情報検索入門 | 2 | 1 | |
| | | | 数学・情報学 | 思考と情報のデザイン | 2 | 1 | 令和5(2023)年度は開講しません。 |
| | | | | 数学の世界 | 2 | 1 | |
| | | | | 数理科学で考える | 2 | 1 | |
| | | | 自然環境・社会基盤 | 自然環境形成論 | 2 | 1 | |
| | | | | 自然災害と防災 | 2 | 1 | |
| | | | | 水・物質循環の科学 | 2 | 1 | |
| | | | | 物質循環と地球環境 | 2 | 1 | |
| | | | | 地球と生物 | 2 | 1 | |
| | | | | 地球科学A | 2 | 1 | |
| | | | | 地球科学B | 2 | 1 | |
| | | | 物理・天文・応用物理 | 天文学 | 2 | 1 | |
| | | | | 物質とエネルギー | 2 | 1 | |
| | | | | 物理の視点A | 2 | 1 | |
| | | | | 物理の視点B | 2 | 1 | |
| | | | | 物理入門 | 2 | 1 | |
| | | | | Introduction to physical mathematics | 2 | 1 | |
| | | | | Principles of Physics | 2 | 1 | |
| | | | | Methods of Physics | 2 | 1 | |
| | | | | Introduction to Mechanical Engineering | 2 | 1 | |
| | | | | Introduction to Applied Chemistry, Chemical Engineering, and Biotechnology | 2 | 1 | |
| | | | | 産業と技術 | 2 | 1 | |
| | | | | 乗り物と輸送の科学 | 2 | 1 | |
| | | | | 機械システムの設計と最適化 | 2 | 1 | |
| | | | | 社会の中における工学 | 2 | 1 | |

（注１）各授業科目は，開設年次欄に記載する年次から履修することが可能である。なお，実際に開講する時期については，毎年度発行する教養教育科目授業時間割等に示す。

| 科目区分 | | | | 授業科目 | 開設単位数 | 開設年次 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 共通科目 | 領域科目 | 自然科学系科目群 | 物理・天文・応用物理 | 燃料・燃焼と現代社会 | 2 | 1 | |
| | | | | 原発の哲学 | 2 | 1 | |
| | | | 化学 | いのちを支える酵素－生命科学への招待－ | 2 | 1 | |
| | | | | 環境と化学 | 2 | 1 | |
| | | | | 文理科学コラボレーション | 2 | 1 | |
| | | | | Modern Chemistry | 2 | 1 | |
| | | | | Fundamental Chemistry A | 2 | 1 | |
| | | | | Fundamental Chemistry B | 2 | 1 | 令和５(2023)年度は開講しません。 |
| | | | 生物 | 生物の世界 | 2 | 1 | |
| | | | | 生物学からみたストレス | 2 | 1 | |
| | | | | 釣りの科学－魚と人間のインターラクション－ | 2 | 1 | |
| | | | | 適応の生理 | 2 | 1 | |
| | | | | 微生物の世界 | 2 | 1 | |
| | | | | Introduction to Biology | 2 | 1 | |
| | | | | 両生類から見た生命システム | 2 | 1 | |
| | | | | 脳と行動 | 2 | 1 | |
| | | | | 分子から生命へ | 2 | 1 | |
| | | | | フィールド科学入門 | 2 | 1 | |
| | | | | 食の安心・安全と健康科学 | 2 | 1 | |
| | | | | Food and Life Science | 2 | 1 | |
| | | | | SDGs に向けた生物生産学入門 | 2 | 1 | |
| | | | | Human and Ecological Systems in Transition | 2 | 1 | |
| | | | | 食文化論 | 2 | 1 | |
| | | | | 環境と開発 | 2 | 1 | |
| | | | | 環境と森林 | 2 | 1 | |
| | | | | 東広島キャンパスの自然環境管理 | 2 | 1 | |
| | | | | 自然科学研究の倫理と法令 | 2 | 1 | |
| | | | | 生活の中の遺伝と突然変異 | 2 | 1 | |
| | | | 健康科学・医学情報 | 脳のはたらき | 2 | 1 | |
| | | | | 全身の健康と口腔科学Ⅰ | 2 | 1 | |
| | | | | 全身の健康と口腔科学Ⅱ | 2 | 1 | |
| | | | | 人の健康と社会 | 2 | 1 | |
| | | | | ヒトと微生物の関わり | 2 | 1 | |
| | | | | サイエンス入門 | 2 | 1 | |
| | 外国語科目 | 英語 | コミュニケーション基礎 | コミュニケーション基礎Ⅰ | 1 | 1 | |
| | | | | コミュニケーション基礎Ⅱ | 1 | 1 | |
| | | | コミュニケーションⅠ | コミュニケーションⅠA | 3(1) | 1 | |
| | | | | コミュニケーションⅠB | 3(1) | 1 | |
| | | | コミュニケーションⅡ | コミュニケーションⅡA | 3(1) | 1 | |
| | | | | コミュニケーションⅡB | 3(1) | 1 | |
| | | | | 英語圏フィールドリサーチ | 4(1～4) | 1 | 令和５(2023)年度は開講しません。 |
| | | | | オンライン英語演習Ⅰ | 1 | 1 | |
| | | | | オンライン英語演習Ⅱ | 1 | 1 | |
| | | | | オンライン英語演習Ⅲ | 1 | 1 | |
| | | | | コミュニケーション演習Ⅰ | 1 | 1 | |
| | | | | コミュニケーション演習Ⅱ | 1 | 1 | |
| | | | | Advanced English for Communication | 2(1) | 1 | |
| | | 初修外国語 | ベーシック外国語 | ベーシック・ドイツ語Ⅰ | 1 | 1 | |
| | | | | ベーシック・ドイツ語Ⅱ | 1 | 1 | |
| | | | | ベーシック・ドイツ語Ⅲ | 1 | 1 | |
| | | | | ベーシック・ドイツ語Ⅳ | 1 | 1 | |
| | | | | ベーシック・フランス語Ⅰ | 1 | 1 | |
| | | | | ベーシック・フランス語Ⅱ | 1 | 1 | |
| | | | | ベーシック・フランス語Ⅲ | 1 | 1 | |
| | | | | ベーシック・フランス語Ⅳ | 1 | 1 | |
| | | | | ベーシック・スペイン語Ⅰ | 1 | 1 | |
| | | | | ベーシック・スペイン語Ⅱ | 1 | 1 | |
| | | | | ベーシック・スペイン語Ⅲ | 1 | 1 | |
| | | | | ベーシック・スペイン語Ⅳ | 1 | 1 | |
| | | | | ベーシック・ロシア語Ⅰ | 1 | 1 | |

（注１）開設単位数（修得可能な上限単位数）と開講単位数（1科目当たりの単位数）が異なる授業科目については，(　) で開講単位数を表示している。
（注２）各授業科目は，開設年次欄に記載する年次から履修することが可能である。なお，実際に開講する時期については，毎年度発行する教養教育科目授業時間割等に示す。

| 科目区分 | | | | 授業科目 | 開設単位数 | 開設年次 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 共通科目 | 外国語科目 | 初修外国語 | ベーシック外国語 | ベーシック・ロシア語Ⅱ | 1 | 1 | |
| | | | | ベーシック・ロシア語Ⅲ | 1 | 1 | |
| | | | | ベーシック・ロシア語Ⅳ | 1 | 1 | |
| | | | | ベーシック・アラビア語Ⅰ | 1 | 1 | |
| | | | | ベーシック・アラビア語Ⅱ | 1 | 1 | |
| | | | | ベーシック・アラビア語Ⅲ | 1 | 1 | |
| | | | | ベーシック・アラビア語Ⅳ | 1 | 1 | |
| | | | | ベーシック中国語Ⅰ | 1 | 1 | |
| | | | | ベーシック中国語Ⅱ | 1 | 1 | |
| | | | | ベーシック中国語Ⅲ | 1 | 1 | |
| | | | | ベーシック中国語Ⅳ | 1 | 1 | |
| | | | | ベーシック韓国語Ⅰ | 1 | 1 | |
| | | | | ベーシック韓国語Ⅱ | 1 | 1 | |
| | | | | ベーシック韓国語Ⅲ | 1 | 1 | |
| | | | | ベーシック韓国語Ⅳ | 1 | 1 | |
| | | | インテンシブ外国語 | インテンシブ・ドイツ語ⅠA | 1 | 1 | |
| | | | | インテンシブ・ドイツ語ⅠB | 1 | 1 | |
| | | | | インテンシブ・ドイツ語ⅡA | 1 | 1 | |
| | | | | インテンシブ・ドイツ語ⅡB | 1 | 1 | |
| | | | | インテンシブ・フランス語ⅠA | 1 | 1 | |
| | | | | インテンシブ・フランス語ⅠB | 1 | 1 | |
| | | | | インテンシブ・フランス語ⅡA | 1 | 1 | |
| | | | | インテンシブ・フランス語ⅡB | 1 | 1 | |
| | | | | インテンシブ・スペイン語ⅠA | 1 | 1 | |
| | | | | インテンシブ・スペイン語ⅠB | 1 | 1 | |
| | | | | インテンシブ・スペイン語ⅡA | 1 | 1 | |
| | | | | インテンシブ・スペイン語ⅡB | 1 | 1 | |
| | | | | インテンシブ中国語ⅠA | 1 | 1 | |
| | | | | インテンシブ中国語ⅠB | 1 | 1 | |
| | | | | インテンシブ中国語ⅡA | 1 | 1 | |
| | | | | インテンシブ中国語ⅡB | 1 | 1 | |
| | | | | インテンシブ韓国語ⅠA | 1 | 1 | |
| | | | | インテンシブ韓国語ⅠB | 1 | 1 | |
| | | | | インテンシブ韓国語ⅡA | 1 | 1 | |
| | | | | インテンシブ韓国語ⅡB | 1 | 1 | |
| | | | | 海外語学演習(ドイツ語) | 4(1~4) | 1 | |
| | | | | 海外語学演習(フランス語) | 4(1~4) | 1 | |
| | | | | 海外語学演習(スペイン語) | 4(1~4) | 1 | |
| | | | | 海外語学演習(ロシア語) | 4(1~4) | 1 | |
| | | | | 海外語学演習(中国語) | 4(1~4) | 1 | |
| | | | | 海外語学演習(韓国語) | 4(1~4) | 1 | |
| | | | 日本語 | ベーシック日本語Ⅰ | 3(1) | 1 | |
| | | | | ベーシック日本語Ⅱ | 3(1) | 1 | |
| | | | | ベーシック日本語Ⅲ | 3(1) | 1 | |
| | | | | ベーシック日本語Ⅳ | 3(1) | 1 | |
| | 情報・データサイエンス科目 | | | 情報・データ科学入門 | 2 | 1 | |
| | | | | 情報活用演習 | 2 | 1 | |
| | | | | データサイエンス基礎 | 2 | 1 | |
| | | | | ゼロからはじめるプログラミング | 2 | 1 | |
| | | | | 教育のためのデータサイエンス | 2 | 1 | |
| | | | | コンピュータ・プログラミング | 2 | 1 | |
| | | | | 知能とコンピュータ | 2 | 1 | |
| | 健康スポーツ科目 | | | 健康スポーツ科学 | 2 | 1 | |
| | | | | スポーツ実習A | (1) | 1 | |
| | | | | スポーツ実習B | (1) | 1 | |
| | | | | スポーツ演習 | (1) | 1 | 授業10時間と実習10時間の授業で1単位とする。 |
| | 社会連携科目 | | | 学生生活概論－生き方と暮らし方のヒント－ | 2 | 1 | |
| | | | | 障害学生支援ボランティア実習A | 1 | 1 | |
| | | | | 障害学生支援ボランティア実習B | 1 | 1 | |

（注１）開設単位数（修得可能な上限単位数）と開講単位数（1科目当たりの単位数）が異なる授業科目については，(　) で開講単位数を表示している。なお，展開ゼミ，スポーツ実習 A，スポーツ実習 B 及びスポーツ演習については，開講単位数のみ設定している（上限単位数の設定なし）。

（注２）各授業科目は，開設年次欄に記載する年次から履修することが可能である。なお，実際に開講する時期については，毎年度発行する教養教育科目授業時間割等に示す。

| 科目区分 | | 授業科目 | 開設単位数 | 開設年次 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 共通科目 | 社会連携科目 | INU 特別協力講義 | 2 | 1 | 令和５(2023)年度は開講しません。 |
| | | INU Special Intensive Course | 2 | 1 | |
| | | 国際交流スキルアップ演習 A | 2(1) | 1 | |
| | | 国際交流スキルアップ演習 B | 2(1) | 1 | |
| | | 国際交流スキルアップ演習 C | 2(1) | 1 | |
| | | ジェンダーと社会 | 2 | 1 | |
| | | ダイバーシティ概論 | 2 | 1 | |
| | | キャリアデザイン概論 | 2 | 1 | |
| | | 職業選択と自己実現－自分のキャリアをデザインしよう－ | 2 | 1 | |
| | | 実践フロントランナープログラム | 2(1) | 1 | |
| | | 地域社会探検プロジェクト－インターンシップ・ボランティアを体験してみよう－ | 2 | 1 | 講義20時間と実習30時間の授業で2単位とする。 |
| | | キャリアデザイン講座－先輩プロフェッショナルが「あなたの未来」のために語る－ | 2 | 1 | |
| | | ワークルールと年金・社会保険のしくみ | 2 | 1 | |
| | | コミュニケーション・デザイン | 1 | 1 | |
| | | 学術的文章作成の基礎 | 1 | 1 | |
| | | アカデミックライティング基礎 | 1 | 2 | |
| | | Academic Writing I | 2 | 1 | |
| | | Academic Writing II | 2 | 1 | |
| | | 英語によるレポート・論文の書き方 | 1 | 1 | |
| | | アントレプレナーシップ | 2 | 1 | |
| | | ビジネスクリエーション | 2 | 1 | |
| | | 地域おこし実習－田舎から始めるライフスタイルベンチャーの探求 | 2 | 1 | |
| | | テクノロジー・マーケティング | 2 | 1 | 令和５(2023)年度は開講しません。 |
| | | 東広島日本酒学 | 1 | 1 | |
| | | 海外フィールドスタディ | 4(2) | 1 | 講義20時間と演習44時間の授業で2単位とする。 |
| | | 海外フィールドスタディ・アドバンスト | 4(2) | 1 | 講義20時間と演習44時間の授業で2単位とする。 |
| | | 海外派遣・留学入門 | 1 | 1 | |
| | | オンライン国際協働演習(e-START)A | 8(1) | 1 | 講義10時間と演習10時間の授業で1単位とする。 |
| | | オンライン国際協働演習(e-START)B | 8(2) | 1 | 講義20時間と演習20時間の授業で2単位とする。 |
| | | 海外短期研修(START) A | 1 | 1 | 講義5時間と実習20時間の授業で1単位とする。 |
| | | 海外短期研修(START) B | 2 | 1 | 講義5～10時間と実習40～50時間の授業で2単位とする。 |
| | | 海外短期研修(START) C | 3 | 1 | 講義5～10時間と実習70～80時間の授業で3単位とする。 |
| | | カーボンニュートラルを推進するビジネス | 2 | 1 | |
| | | カーボンニュートラル推進科学 | 2 | 1 | |
| 基盤科目 | | ミクロ経済学入門 | 2 | 1 | |
| | | マクロ経済学入門 | 2 | 1 | |
| | | 医療従事者のための心理学 | 2 | 1 | |
| | | ヘルスサイエンスのための基盤数学 | 2 | 1 | |
| | | 基礎微分積分学 | 2 | 1 | |
| | | 基礎線形代数学 | 2 | 1 | |
| | | 微分積分通論 | 2 | 1 | |
| | | 微分積分学 I | 2 | 1 | |
| | | 微分積分学 II | 2 | 1 | |
| | | 数学演習 I | 1 | 1 | |
| | | 数学演習 II | 1 | 1 | |
| | | 線形代数学 I | 2 | 1 | |
| | | 線形代数学 II | 2 | 1 | |
| | | 線形代数学演習 I | 1 | 1 | |
| | | 線形代数学演習 II | 1 | 1 | |
| | | 統計学 | 2 | 1 | |

（注１）開設単位数（修得可能な上限単位数）と開講単位数（1科目当たりの単位数）が異なる授業科目については，(　)で開講単位数を表示している。
（注２）各授業科目は，開設年次欄に記載する年次から履修することが可能である。なお，実際に開講する時期については，毎年度発行する教養教育科目授業時間割等に示す。

| 科　目　区　分 | 授　業　科　目 | 開設単位数 | 開設年次 | 備　　考 |
|---|---|---|---|---|
| 基　盤　科　目 | 地学実験法・同実験Ⅰ | 1 | 1 | 講義8時間と実験24時間の授業で1単位とする。 |
| | 地学実験法・同実験Ⅱ | 1 | 1 | 講義8時間と実験24時間の授業で1単位とする。 |
| | 初修物理学 | 2 | 1 | |
| | 基礎物理学Ⅰ | 2 | 1 | |
| | 基礎物理学Ⅱ | 2 | 1 | |
| | 一般力学Ⅰ | 2 | 1 | |
| | 一般力学Ⅱ | 2 | 1 | |
| | 基礎電磁気学 | 2 | 1 | |
| | 物理学実験法・同実験Ⅰ | 1 | 1 | 講義8時間と実験24時間の授業で1単位とする。 |
| | 物理学実験法・同実験Ⅱ | 1 | 1 | 講義8時間と実験24時間の授業で1単位とする。 |
| | 新入生のための物理学入門 | 2 | 1 | |
| | 初修化学 | 2 | 1 | |
| | 一般化学 | 2 | 1 | |
| | 有機化学 | 2 | 1 | |
| | 基礎物理化学 | 2 | 1 | |
| | 化学実験法・同実験Ⅰ | 1 | 1 | 講義8時間と実験24時間の授業で1単位とする。 |
| | 化学実験法・同実験Ⅱ | 1 | 1 | 講義8時間と実験24時間の授業で1単位とする。 |
| | 化学実験ベーシック | 1 | 1 | 講義8時間と実験24時間の授業で1単位とする。 |
| | 初修生物学 | 2 | 1 | |
| | 細胞科学 | 2 | 1 | |
| | 生態学 | 2 | 1 | |
| | 種生物学 | 2 | 1 | |
| | 生物学実験法・同実験Ⅰ | 1 | 1 | 講義8時間と実験24時間の授業で1単位とする。 |
| | 生物学実験法・同実験Ⅱ | 1 | 1 | 講義8時間と実験24時間の授業で1単位とする。 |
| | 人間理解のための人体解剖学Ⅰ | 1 | 1 | |
| | 人間理解のための人体解剖学Ⅱ | 1 | 1 | |
| | Development of International Collaboration in Medical Science | 2 | 1 | |
| | Experimental Methods and Laboratory Work in Science A | 1 | 1 | 講義8時間と実験24時間の授業で1単位とする。 |
| | Experimental Methods and Laboratory Work in Science B | 1 | 1 | 講義8時間と実験24時間の授業で1単位とする。 |

（注１）各授業科目は，開設年次欄に記載する年次から履修することが可能である。なお，実際に開講する時期については，毎年度発行する教養教育科目授業時間割等に示す。

## 2．夜間授業時間帯に開設する授業科目

| 科目区分 | | | | 授業科目 | 開設単位数 | 開設年次 | 備　　考 | 昼間授業時間帯開設授業科目 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 平　和　科　目 | | | | 平和と人間Ｃ－広島で学ぶ（原爆とは何だったか）－ | 2 | 1 | 令和５(2023)年度は開講しません。 | 平和と人間Ｃ－広島で学ぶ（原爆とは何だったか）－ |
| | | | | 平和と人間Ｄ－広島から未来に向けて－ | 2 | 1 | | （対応科目なし） |
| | | | | ヒロシマ発平和学 | 2 | 1 | | ヒロシマ発平和学 |
| 大学教育基礎科目 | 大学教育入門 | | | 大学教育入門 | 2 | 1 | | 大学教育入門 |
| | 教養ゼミ | | | 教養ゼミ | 2 | 1 | | （対応科目なし） |
| | 展開ゼミ | | | 展開ゼミ | (1) | 1 | | 展開ゼミ |
| 共通科目 | 領域科目 | 人文社会科学系科目群 | 哲学・倫理学・宗教学・芸術学 | 哲学Ａ | 2 | 1 | 令和５(2023)年度は開講しません。 | 哲学Ａ |
| | | | | 倫理学 | 2 | 1 | | 倫理学 |
| | | | | キリスト教学Ａ | 2 | 1 | 令和５(2023)年度は開講しません。 | キリスト教学Ａ |
| | | | | キリスト教学Ｂ | 2 | 1 | | キリスト教学Ｂ |
| | | | 人類学・地理学・歴史学 | アジア史Ａ | 2 | 1 | 令和５(2023)年度は開講しません。 | アジア史Ａ |
| | | | | アジア史Ｂ | 2 | 1 | | アジア史Ｂ |
| | | | | ヨーロッパ史 | 2 | 1 | 令和５(2023)年度は開講しません。 | ヨーロッパ史 |
| | | | | アメリカ現代史 | 2 | 1 | | アメリカ現代史 |
| | | | | 科学技術史 | 2 | 1 | | （対応科目なし） |
| | | | | 地域地理学 | 2 | 1 | | 地域地理学 |
| | | | | 日本史Ａ | 2 | 1 | 令和５(2023)年度は開講しません。 | 日本史Ａ |
| | | | | 日本史Ｂ | 2 | 1 | | 日本史Ｂ |
| | | | | 文化人類学 | 2 | 1 | 令和５(2023)年度は開講しません。 | 文化人類学Ａ |
| | | | 文学・言語学 | 日本の文学（古典） | 2 | 1 | | 日本の文学（古典） |
| | | | | 日本の文学（近現代） | 2 | 1 | 令和５(2023)年度は開講しません。 | 日本の文学（近現代） |
| | | | | 世界の文学（西洋文学） | 2 | 1 | 令和５(2023)年度は開講しません。 | 西欧語圏の文学 |
| | | | | 世界の文学（東洋文学） | 2 | 1 | | 中国語圏の現代文化 |
| | | | 法学・政治学・社会学・経済学・教育学 | 社会学の視点 | 2 | 1 | 令和５(2023)年度は開講しません。 | 現代社会学Ａ |
| | | | | 政治の世界 | 2 | 1 | 令和５(2023)年度は開講しません。 | 政治の世界 |
| | | | | 日本国憲法 | 2 | 1 | | 日本国憲法 |
| | | | 心理学 | 心理学概論Ａ | 2 | 1 | | 心理学概論Ａ |
| | | | | 心理学概論Ｂ | 2 | 1 | 令和５(2023)年度は開講しません。 | 心理学概論Ｂ |
| | | 自然科学系科目群 | 数学・情報学 | 統計学への招待 | 2 | 1 | | （対応科目なし） |
| | | | 自然環境・社会基盤 | 地球とその環境 | 2 | 1 | | （対応科目なし） |
| | | | 物理・天文・応用物理 | 物理入門 | 2 | 1 | | 物理入門 |
| | | | 化学 | 化学と人間 | 2 | 1 | | （対応科目なし） |
| | | | 生物 | 食文化論 | 2 | 1 | | 食文化論 |
| | | | | 生物学 | 2 | 1 | 令和５(2023)年度は開講しません。 | （対応科目なし） |
| | 外国語科目 | 英語 | コミュニケーション基礎 | コミュニケーション基礎Ⅰ | 1 | 1 | 令和５(2023)年度は開講しません。 | コミュニケーション基礎Ⅰ |
| | | | | コミュニケーション基礎Ⅱ | 1 | 1 | 令和５(2023)年度は開講しません。 | コミュニケーション基礎Ⅱ |
| | | | コミュニケーションⅠ | コミュニケーションⅠＡ | 3(1) | 1 | | コミュニケーションⅠＡ |
| | | | | コミュニケーションⅠＢ | 3(1) | 1 | | コミュニケーションⅠＢ |
| | | | コミュニケーションⅡ | コミュニケーションⅡＡ | 3(1) | 1 | | コミュニケーションⅡＡ |
| | | | | コミュニケーションⅡＢ | 3(1) | 1 | | コミュニケーションⅡＢ |
| | | 初修外国語 | ベーシック外国語 | ベーシック・ドイツ語Ⅰ | 2(1) | 1 | | ベーシック・ドイツ語Ⅰ |
| | | | | ベーシック・ドイツ語Ⅱ | 2(1) | 1 | | ベーシック・ドイツ語Ⅱ |
| | | | | ベーシック・ドイツ語Ⅲ | 2(1) | 1 | | ベーシック・ドイツ語Ⅲ |
| | | | | ベーシック・ドイツ語Ⅳ | 2(1) | 1 | | ベーシック・ドイツ語Ⅳ |
| | | | | ベーシック・フランス語Ⅰ | 2(1) | 1 | | ベーシック・フランス語Ⅰ |
| | | | | ベーシック・フランス語Ⅱ | 2(1) | 1 | | ベーシック・フランス語Ⅱ |
| | | | | ベーシック・フランス語Ⅲ | 2(1) | 1 | | ベーシック・フランス語Ⅲ |
| | | | | ベーシック・フランス語Ⅳ | 2(1) | 1 | | ベーシック・フランス語Ⅳ |
| | | | | ベーシック中国語Ⅰ | 2(1) | 1 | | ベーシック中国語Ⅰ |
| | | | | ベーシック中国語Ⅱ | 2(1) | 1 | | ベーシック中国語Ⅱ |
| | | | | ベーシック中国語Ⅲ | 2(1) | 1 | | ベーシック中国語Ⅲ |
| | | | | ベーシック中国語Ⅳ | 2(1) | 1 | | ベーシック中国語Ⅳ |

| 科目区分 | | 授業科目 | 開設単位数 | 開設年次 | 備　　考 | 昼間授業時間帯開設授業科目 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 共通科目 | 情報・データサイエンス科目 | 情報活用概論 | 2 | 1 | | （対応科目なし） |
| | | データサイエンス基礎 | 2 | 1 | | データサイエンス基礎 |
| | | ゼロからはじめるプログラミング | 2 | 1 | | ゼロからはじめるプログラミング |
| | 健康スポーツ科目 | 健康スポーツ科学 | 2 | 1 | | 健康スポーツ科学 |
| | | スポーツ実習Ａ | (1) | 1 | | スポーツ実習Ａ |
| | | スポーツ演習 | (1) | 1 | 令和５(2023)年度は開講しません。 | スポーツ演習 |
| | 社会連携科目 | キャリアデザイン概論 | 2 | 1 | | キャリアデザイン概論 |
| | | 職業選択と自己実現－自分のキャリアをデザインしよう－ | 2 | 1 | | 職業選択と自己実現－自分のキャリアをデザインしよう－ |
| 基盤科目 | | 経済学入門 | 2 | 1 | | （対応科目なし） |
| | | 経営学入門 | 2 | 1 | | （対応科目なし） |
| | | 微分積分通論 | 2 | 1 | | 微分積分通論 |
| | | 基礎線形代数学 | 2 | 1 | | 基礎線形代数学 |

（注１）本表は令和５（2023）年度入学生が「令和５（2023）年度教養教育開設授業科目一覧」の「１．昼間授業時間帯に開設する授業科目」に記載されている授業科目を履修した場合の対応表を兼ねる。本表の「昼間授業時間帯開設授業科目」に記載されている授業科目を履修した場合は，左欄の授業科目を履修したものとみなされる。

（注２）開設単位数（修得可能な上限単位数）と開講単位数（１科目当たりの単位数）が異なる授業科目については，（　）で開講単位数を示している。なお，展開ゼミ，スポーツ実習Ａ及びスポーツ演習については，開講単位数のみ設定している（上限単位数の設定なし）。

（注３）各授業科目は，開設年次欄に記載する年次から履修することが可能である。なお，実際に開講する時期については，毎年度発行する教養教育科目授業時間割等に示す。

# Ⅶ. 教養教育関係規則等

## 1．広島大学教養教育科目履修規則

平成23年２月15日規則第３号

（趣旨）

第１条　この規則は，広島大学通則（平成16年４月１日規則第２号）第19条第３項の規定に基づき，広島大学における教養教育科目の履修等に関し必要な事項を定めるものとする。

（科目区分及び教育目標）

第２条　教養教育科目の科目区分及び教育目標は，次の表に掲げるとおりとする。

| 科目区分 | | 教育目標 |
|---|---|---|
| 平和科目 | | 戦争・紛争，核廃絶，貧困，飢餓，人口増加，環境，教育，文化等の様々な観点から平和について自ら考え，理解を深める。 |
| 大学教育基礎科目 | 大学教育入門 | 大学で学ぶことの意義と目標を理解し，大学で学ぶ上で基本となる技能や態度を身につける。 |
| | 教養ゼミ | 人類や社会が抱えてきた歴史的，現代的な課題に対して，証拠に基づき論理的に考え批判的に自身の思考を吟味する能力と，適切に自己表現を行う能力を身につける。 |
| | 展開ゼミ | 最先端のテーマについて学び討論したり，体験型の学習を行うことを通じて問題発見・解決能力を涵養するとともに，チャレンジ精神，プレゼンテーション力，リーダーシップ力などの向上を図る。 |
| 共通科目 | 領域科目 | 人間が蓄積してきた知識がどのようにして生まれ，育ってきたのか，その根本の考え方は何であるのかについて，文化的・社会的・自然科学的な視点を踏まえながら，専門分野の枠を超えて共通に求められる知的な技法を学ぶ。 |
| | 外国語科目 | グローバル化時代に対応するため，様々な外国語で情報を受信し，発信できるコミュニケーション能力を養成し，知識・技能を修得するとともに，異なる言語や文化に対する理解を深める。 |
| | 情報・データサイエンス科目 | 高度情報化社会の中でデータを活用していくのに必要となる基礎的な知識や技能を修得し，その有用性と問題点，情報倫理上の課題を理解し，活用する能力を身につける。さらに，将来，新しく現れる技術にも対応していく態度を育てる。 |
| | 健康スポーツ科目 | 体力・健康づくりのための科学的理論を修得するとともに，自己の特性やスポーツの技能水準に適合したスポーツの実践を通じて，生涯にわたってスポーツを楽しむ態度・マナーや協調性などの社会的技能を修得する。 |
| | 社会連携科目 | 社会における多様性を理解し，実践することを通して，社会で生き，活躍するために必要な力を高める。 |
| 基盤科目 | | 専門教育との有機的関連性を持つ前専門教育として，それぞれの専門分野を学ぶために必要な基礎的知識の学習により，基礎学問の論理的骨格や体系及び学問形成に必要な知識・技術を修得する。 |

（授業科目及び単位数等）

第３条　教養教育科目として開設する授業科目（以下「授業科目」という。），単位数等は，別表のとおりとする。

２　授業時間割は，学年の始めに発表する。

（履修方法）
第４条　教養教育科目の履修方法については，各学部細則の定めるところによる。
（単位数の計算の基準）
第５条　授業科目の単位数は，授業の方法に応じ，次の基準により計算するものとする。
(1) 講義は，15時間の授業をもって１単位とする。
(2) 演習及び実習は，30時間の授業をもって１単位とする。
(3) 実験は，45時間の授業をもって１単位とする。
２　一の授業科目について，二以上の方法の併用により授業を行う場合の単位数の計算は，１単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することとなるよう，前項の基準を考慮してそれらの方法ごとに時間を定めるものとする。
３　前２項の規定にかかわらず，次の各号に掲げるものについては，当該各号に定めるところによる。
(1) 教養ゼミ及び展開ゼミは，15時間の授業をもって１単位とする。
(2) 情報・データサイエンス科目の情報・データ科学入門及び情報活用演習は，15時間の授業をもって１単位とする。
（履修手続）
第６条　学生は，授業科目を履修しようとするときは，毎学期指定する期間中に所定の手続をしなければならない。ただし，受講者数の制限等を行う授業科目にあっては，所定の手続を経た場合であっても履修が認められない場合がある。
２　前項本文に規定する所定の手続をしなかった場合は，当該授業科目の履修を認めない。ただし，特別の事由がある場合に限り，当該授業科目担当教員の承認を経て，履修を認めることがある。
３　既に単位を修得した授業科目については，原則として履修することができない。
（試験）
第７条　試験は，原則としてターム末に行う。ただし，授業科目によりレポート又は平常の成績をもって試験の成績に代えることがある。
２　試験の方法及び期日は，あらかじめ発表する。
３　授業実施時数の３分の２以上の出席を満たさない場合は，受験を認めない。ただし，所定の手続を経て欠席した場合で，その欠席が病気その他のやむを得ない事由によると認められるときは，当該授業科目担当教員の判断によるものとする。
（追試験）
第８条　次の各号のいずれかの理由により試験を受けることができなかった者は，追試験を受けることができる。
(1) 配偶者（性の多様性に関する理念と対応ガイドライン－LGBT 等の学生と教職員を包摂するキャンパスを目指して－（令和４年12月27日役員会承認）に示すパートナーシップを証明する書類により証明されるパートナーを含む。）又は３親等内の親族の死亡による忌引
(2) 負傷又は疾病（入院又はこれに準ずる場合に限る。）
(3) 天災その他の非常災害
(4) 交通機関の突発事故
(5) その他やむを得ない事情

2　追試験を受けようとする者は，原則として当該授業科目の試験実施後１週間以内に所定の追試験受験願を所属学部長に願い出なければならない。
3　追試験受験を許可された者は，原則として当該授業科目担当教員の指定する日時に追試験を受験しなければならない。
4　追試験の実施期間は，当該授業科目の試験実施後３週間以内とする。
（雑則）
第９条　この規則に定めるもののほか，教養教育科目の履修等に関し必要な事項は，教育本部が定める。

（略）

附　則
1　この規則は，令和５年４月１日から施行する。
2　令和４年度以前に入学した学生の教養教育科目の授業科目については，この規則による改正後の広島大学教養教育科目履修規則（以下「新規則」という。）の規定にかかわらず，なお従前の例による。
3　前項の規定にかかわらず，教育上有益と認めるときは，教育本部の定めるところにより，新規則に規定する授業科目の履修を認める場合がある。

別表（略）
※別表の内容は，「令和5(2023)年度教養教育科目開設授業科目一覧」(p. 教養21～p. 教養29）に一部加筆修正の上，掲載しています

## ２．外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて

広島大学通則（以下「通則」という。）第30条第１項及び第31条第２項に規定する文部科学大臣が別に定める学修のうち，外国語の外部検定試験等による単位認定については，次のとおり取り扱うものとする。

**(1) 認定の対象となる外国語技能検定試験等，認定授業科目及び認定単位数（言語別）は，別表のとおりとする。**

**(2) 単位認定の申請方法及び範囲**

① 認定の対象となる級位又は得点は以下のとおりとする。
英語・・・・・入学後に取得したものに限る。
英語以外・・・申請日から遡って２年以内に取得したものに限る。

② 入学前に所定の級位又は得点を得た者で，通則第31条第２項の規定に基づき単位認定を受けようとするものは，広島大学既修得単位等の認定に関する細則に定める既修得単位等認定願に代えて，外国語技能検定試験等による単位認定申請書（別紙）に，原則として認定証又は得点証明書の原本を添えて，所属する学部に申請する。

③ 入学後に所定の級位又は得点を得た者で，通則第30条第１項の規定に基づき単位認定を受けようとするものは，各履修手続期間内に，外国語技能検定試験等による単位認定申請書（別紙）に，原則として認定証又は得点証明書の原本を添えて，所属する学部に申請する。

④ 申請時に単位を修得していない授業科目についてのみ，申請を認める。ただし，ベーシック日本語は除く。

⑤ 認定は単位のみとし，成績評価は付さない。

⑥ 各授業科目の認定単位数は，１単位を限度とする。ただし，ベーシック日本語においては，各授業科目の認定単位数は，３単位を限度とする。

⑦ 申請の際現に履修登録している授業科目の認定を希望する場合は，当該授業科目の登録内容の変更について，「単位不要」又は「履修取消」のいずれかから選択する。

附則

1 この取扱いは，令和５年４月１日から施行する。

2 外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて（平成29年６月23日教育本部全学教育統括部統括会議長決裁）は，廃止する。

3 令和４年度以前に入学した学生の英語に関する外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについては，この取扱いの規定にかかわらず，なお従前の例による。

## 別表

### ① 英語

<table>
<tr><th colspan="2">外国語技能検定試験等</th><th>級位・得点</th><th>認定授業科目</th><th>認定単位数</th></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">実用英語技能検定試験（英検）</td><td rowspan="2">準１級以上</td><td>コミュニケーション基礎Ⅰ<br>コミュニケーション基礎Ⅱ<br>コミュニケーション演習Ⅰ<br>コミュニケーション演習Ⅱ</td><td>２単位以内</td></tr>
<tr><td>コミュニケーションⅠＡ<br>コミュニケーションⅠＢ<br>コミュニケーションⅡＡ<br>コミュニケーションⅡＢ</td><td>４単位以内</td></tr>
<tr><td rowspan="4">・ＴＯＥＦＬ　ｉＢＴ（Ｒ）テスト※1<br>・広島大学が実施するTOEFL ITP（Ｒ）テスト※2</td><td rowspan="2">Paper-Based<br>※2</td><td rowspan="2">520点以上</td><td>コミュニケーション基礎Ⅰ<br>コミュニケーション基礎Ⅱ<br>コミュニケーション演習Ⅰ<br>コミュニケーション演習Ⅱ</td><td>２単位以内</td></tr>
<tr><td>コミュニケーションⅠＡ<br>コミュニケーションⅠＢ<br>コミュニケーションⅡＡ<br>コミュニケーションⅡＢ</td><td>４単位以内</td></tr>
<tr><td rowspan="2">Internet-Based</td><td rowspan="2">68点以上</td><td>コミュニケーション基礎Ⅰ<br>コミュニケーション基礎Ⅱ<br>コミュニケーション演習Ⅰ<br>コミュニケーション演習Ⅱ</td><td>２単位以内</td></tr>
<tr><td>コミュニケーションⅠＡ<br>コミュニケーションⅠＢ<br>コミュニケーションⅡＡ<br>コミュニケーションⅡＢ</td><td>４単位以内</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">・TOEIC（R）Listening & Reading Test 公開テスト<br>・広島大学外国語教育研究センターが認める TOEIC（R）Listening & Reading Test IP テスト</td><td rowspan="2">730点以上</td><td>コミュニケーション基礎Ⅰ<br>コミュニケーション基礎Ⅱ<br>コミュニケーション演習Ⅰ<br>コミュニケーション演習Ⅱ</td><td>２単位以内</td></tr>
<tr><td>コミュニケーションⅠＡ<br>コミュニケーションⅠＢ<br>コミュニケーションⅡＡ<br>コミュニケーションⅡＢ</td><td>４単位以内</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">・International English Language Testing System（IELTS）「アカデミック・モジュール」<br>・Computer-delivered IELTS Academic</td><td rowspan="2">5.5点以上</td><td>コミュニケーション基礎Ⅰ<br>コミュニケーション基礎Ⅱ<br>コミュニケーション演習Ⅰ<br>コミュニケーション演習Ⅱ</td><td>２単位以内</td></tr>
<tr><td>コミュニケーションⅠＡ<br>コミュニケーションⅠＢ<br>コミュニケーションⅡＡ<br>コミュニケーションⅡＢ</td><td>４単位以内</td></tr>
</table>

※1　Test Date スコアのみ対象。Best™ スコアは対象外。TOEFL iBT（R）テスト Home Edition 及び Special Home Edition は対象外。

※2　広島大学が実施するTOEFL ITP（R）テストの得点は，表中のPaper-Basedの得点に読み替えて認定する。

## ②　ドイツ語

| 外国語技能検定試験等 | 級位 | 認定授業科目 | 認定単位数 |
|---|---|---|---|
| ドイツ語技能検定<br>（独検） | ２級以上 | ベーシック・ドイツ語Ⅰ<br>ベーシック・ドイツ語Ⅱ<br>ベーシック・ドイツ語Ⅲ<br>ベーシック・ドイツ語Ⅳ<br>インテンシブ・ドイツ語Ⅰ A<br>インテンシブ・ドイツ語Ⅰ B<br>インテンシブ・ドイツ語Ⅱ A<br>インテンシブ・ドイツ語Ⅱ B | ８単位以内 |
| | ３級 | ベーシック・ドイツ語Ⅰ<br>ベーシック・ドイツ語Ⅱ<br>ベーシック・ドイツ語Ⅲ<br>ベーシック・ドイツ語Ⅳ | ４単位以内 |
| | ４級 | ベーシック・ドイツ語Ⅰ<br>ベーシック・ドイツ語Ⅱ<br>ベーシック・ドイツ語Ⅲ<br>ベーシック・ドイツ語Ⅳ | ２単位以内 |
| Österreichisches Sprachdiplom Deutsch<br>（ÖSD）※ | A2以上 | ベーシック・ドイツ語Ⅰ<br>ベーシック・ドイツ語Ⅱ<br>ベーシック・ドイツ語Ⅲ<br>ベーシック・ドイツ語Ⅳ<br>インテンシブ・ドイツ語Ⅰ A<br>インテンシブ・ドイツ語Ⅰ B<br>インテンシブ・ドイツ語Ⅱ A<br>インテンシブ・ドイツ語Ⅱ B | ８単位以内 |
| | A1 | ベーシック・ドイツ語Ⅰ<br>ベーシック・ドイツ語Ⅱ<br>ベーシック・ドイツ語Ⅲ<br>ベーシック・ドイツ語Ⅳ | ４単位以内 |
| Goethe-Zertifikat ※ | A2以上 | ベーシック・ドイツ語Ⅰ<br>ベーシック・ドイツ語Ⅱ<br>ベーシック・ドイツ語Ⅲ<br>ベーシック・ドイツ語Ⅳ<br>インテンシブ・ドイツ語Ⅰ A<br>インテンシブ・ドイツ語Ⅰ B<br>インテンシブ・ドイツ語Ⅱ A<br>インテンシブ・ドイツ語Ⅱ B | ８単位以内 |
| | A1 | ベーシック・ドイツ語Ⅰ<br>ベーシック・ドイツ語Ⅱ<br>ベーシック・ドイツ語Ⅲ<br>ベーシック・ドイツ語Ⅳ | ４単位以内 |

※　４技能（話す・聞く・読む・書く）すべてにおいて合格した場合にのみ申請可能。

### ③　フランス語

| 外国語技能検定試験等 | 級位・得点 | 認定授業科目 | 認定単位数 |
|---|---|---|---|
| フランス語技能検定<br>（仏検） | ３級以上 | ベーシック・フランス語Ⅰ<br>ベーシック・フランス語Ⅱ<br>ベーシック・フランス語Ⅲ<br>ベーシック・フランス語Ⅳ<br>インテンシブ・フランス語Ⅰ A<br>インテンシブ・フランス語Ⅰ B<br>インテンシブ・フランス語Ⅱ A<br>インテンシブ・フランス語Ⅱ B | ８単位以内 |
| | ４級 | ベーシック・フランス語Ⅰ<br>ベーシック・フランス語Ⅱ<br>ベーシック・フランス語Ⅲ<br>ベーシック・フランス語Ⅳ | ４単位以内 |
| | ５級 | ベーシック・フランス語Ⅰ<br>ベーシック・フランス語Ⅱ | ２単位以内 |
| DELE/DALF ※ | A1以上 | ベーシック・フランス語Ⅰ<br>ベーシック・フランス語Ⅱ<br>ベーシック・フランス語Ⅲ<br>ベーシック・フランス語Ⅳ<br>インテンシブ・フランス語Ⅰ A<br>インテンシブ・フランス語Ⅰ B<br>インテンシブ・フランス語Ⅱ A<br>インテンシブ・フランス語Ⅱ B | ８単位以内 |
| TCF フランス語能力テスト | 100以上 | ベーシック・フランス語Ⅰ<br>ベーシック・フランス語Ⅱ<br>ベーシック・フランス語Ⅲ<br>ベーシック・フランス語Ⅳ<br>インテンシブ・フランス語Ⅰ A<br>インテンシブ・フランス語Ⅰ B<br>インテンシブ・フランス語Ⅱ A<br>インテンシブ・フランス語Ⅱ B | ８単位以内 |
| TEF パリ商工会議所フランス語<br>能力認定試験 | 69以上 | ベーシック・フランス語Ⅰ<br>ベーシック・フランス語Ⅱ<br>ベーシック・フランス語Ⅲ<br>ベーシック・フランス語Ⅳ<br>インテンシブ・フランス語Ⅰ A<br>インテンシブ・フランス語Ⅰ B<br>インテンシブ・フランス語Ⅱ A<br>インテンシブ・フランス語Ⅱ B | ８単位以内 |

※　４技能（話す・聞く・読む・書く）すべてにおいて合格した場合にのみ申請可能。

### ④　中国語

| 外国語技能検定試験等 | 級位 | 認定授業科目 | 認定単位数 |
|---|---|---|---|
| 中国語検定試験<br>（中検） | ３級以上 | ベーシック中国語Ⅰ<br>ベーシック中国語Ⅱ<br>ベーシック中国語Ⅲ<br>ベーシック中国語Ⅳ<br>インテンシブ中国語Ⅰ A<br>インテンシブ中国語Ⅰ B<br>インテンシブ中国語Ⅱ A<br>インテンシブ中国語Ⅱ B | ８単位以内 |
| | ４級 | ベーシック中国語Ⅰ<br>ベーシック中国語Ⅱ<br>ベーシック中国語Ⅲ<br>ベーシック中国語Ⅳ | ４単位以内 |
| | 準４級 | ベーシック中国語Ⅰ<br>ベーシック中国語Ⅱ | ２単位以内 |
| HSK ※ | ４級以上 | ベーシック中国語Ⅰ<br>ベーシック中国語Ⅱ<br>ベーシック中国語Ⅲ<br>ベーシック中国語Ⅳ<br>インテンシブ中国語Ⅰ A<br>インテンシブ中国語Ⅰ B<br>インテンシブ中国語Ⅱ A<br>インテンシブ中国語Ⅱ B | ８単位以内 |
| | ３級 | ベーシック中国語Ⅰ<br>ベーシック中国語Ⅱ<br>ベーシック中国語Ⅲ<br>ベーシック中国語Ⅳ | ４単位以内 |
| | ２級 | ベーシック中国語Ⅰ<br>ベーシック中国語Ⅱ | ２単位以内 |

※　「筆記試験」に合格している場合，申請可能。「口頭試験」（初級・中級・高級）のみでの申請は認めない。

### ⑤　韓国語

| 外国語技能検定試験等 | 級位 | 認定授業科目 | 認定単位数 |
|---|---|---|---|
| 韓国語能力試験（TOPIK） | 5級以上 | ベーシック韓国語Ⅰ<br>ベーシック韓国語Ⅱ<br>ベーシック韓国語Ⅲ<br>ベーシック韓国語Ⅳ<br>インテンシブ韓国語Ⅰ A<br>インテンシブ韓国語Ⅰ B<br>インテンシブ韓国語Ⅱ A<br>インテンシブ韓国語Ⅱ B | 8単位以内 |
| | 4級 | ベーシック韓国語Ⅰ<br>ベーシック韓国語Ⅱ<br>ベーシック韓国語Ⅲ<br>ベーシック韓国語Ⅳ | 4単位以内 |
| | 3級 | ベーシック韓国語Ⅰ<br>ベーシック韓国語Ⅱ<br>ベーシック韓国語Ⅲ<br>ベーシック韓国語Ⅳ | 2単位以内 |

### ⑥　スペイン語

| 外国語技能検定試験等 | 級位 | 認定授業科目 | 認定単位数 |
|---|---|---|---|
| スペイン語技能検定<br>（西検） | 4級以上 | ベーシック・スペイン語Ⅰ<br>ベーシック・スペイン語Ⅱ<br>ベーシック・スペイン語Ⅲ<br>ベーシック・スペイン語Ⅳ<br>インテンシブ・スペイン語Ⅰ A<br>インテンシブ・スペイン語Ⅰ B<br>インテンシブ・スペイン語Ⅱ A<br>インテンシブ・スペイン語Ⅱ B | 8単位以内 |
| | 5級 | ベーシック・スペイン語Ⅰ<br>ベーシック・スペイン語Ⅱ<br>ベーシック・スペイン語Ⅲ<br>ベーシック・スペイン語Ⅳ | 4単位以内 |
| | 6級 | ベーシック・スペイン語Ⅰ<br>ベーシック・スペイン語Ⅱ | 2単位以内 |
| DELE ※ | A2以上 | ベーシック・スペイン語Ⅰ<br>ベーシック・スペイン語Ⅱ<br>ベーシック・スペイン語Ⅲ<br>ベーシック・スペイン語Ⅳ<br>インテンシブ・スペイン語Ⅰ A<br>インテンシブ・スペイン語Ⅰ B<br>インテンシブ・スペイン語Ⅱ A<br>インテンシブ・スペイン語Ⅱ B | 8単位以内 |
| | A1 | ベーシック・スペイン語Ⅰ<br>ベーシック・スペイン語Ⅱ<br>ベーシック・スペイン語Ⅲ<br>ベーシック・スペイン語Ⅳ | 4単位以内 |

※　4技能（話す・聞く・読む・書く）すべてにおいて合格した場合にのみ申請可能。

### ⑦　日本語

| 外国語技能検定試験等 | 級位・得点 | 認定授業科目 | 認定単位数 |
|---|---|---|---|
| 日本語能力試験（JLPT） | N1 | ベーシック日本語Ⅰ<br>ベーシック日本語Ⅱ<br>ベーシック日本語Ⅲ<br>ベーシック日本語Ⅳ | 8 単位以内 |
| | N2 | ベーシック日本語Ⅰ<br>ベーシック日本語Ⅱ<br>ベーシック日本語Ⅲ<br>ベーシック日本語Ⅳ | 4 単位以内 |

# Ⅷ. 配置図等

## 1．東広島キャンパス配置図

（2023年３月現在）

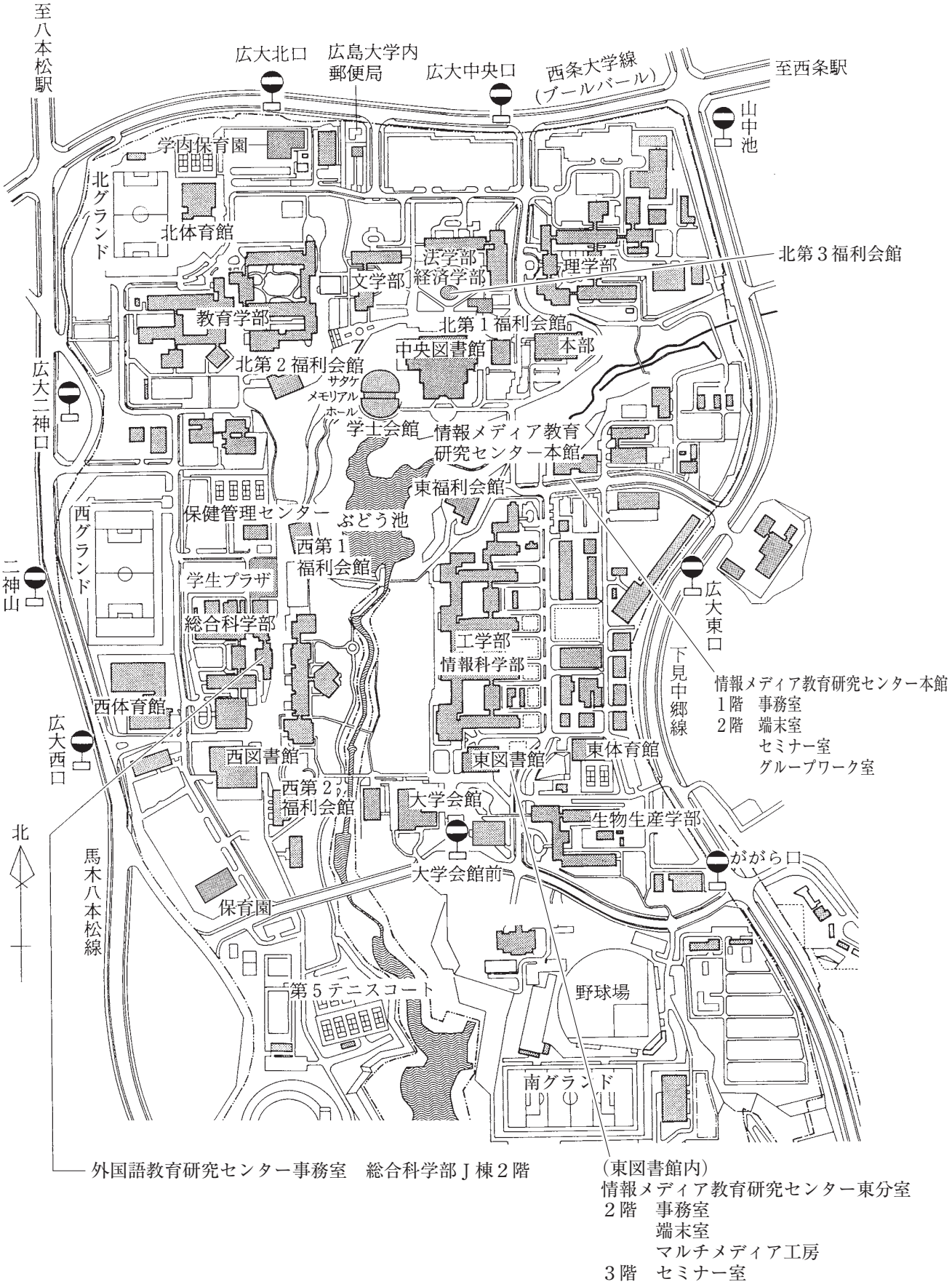

## 2．総合科学部付近配置図

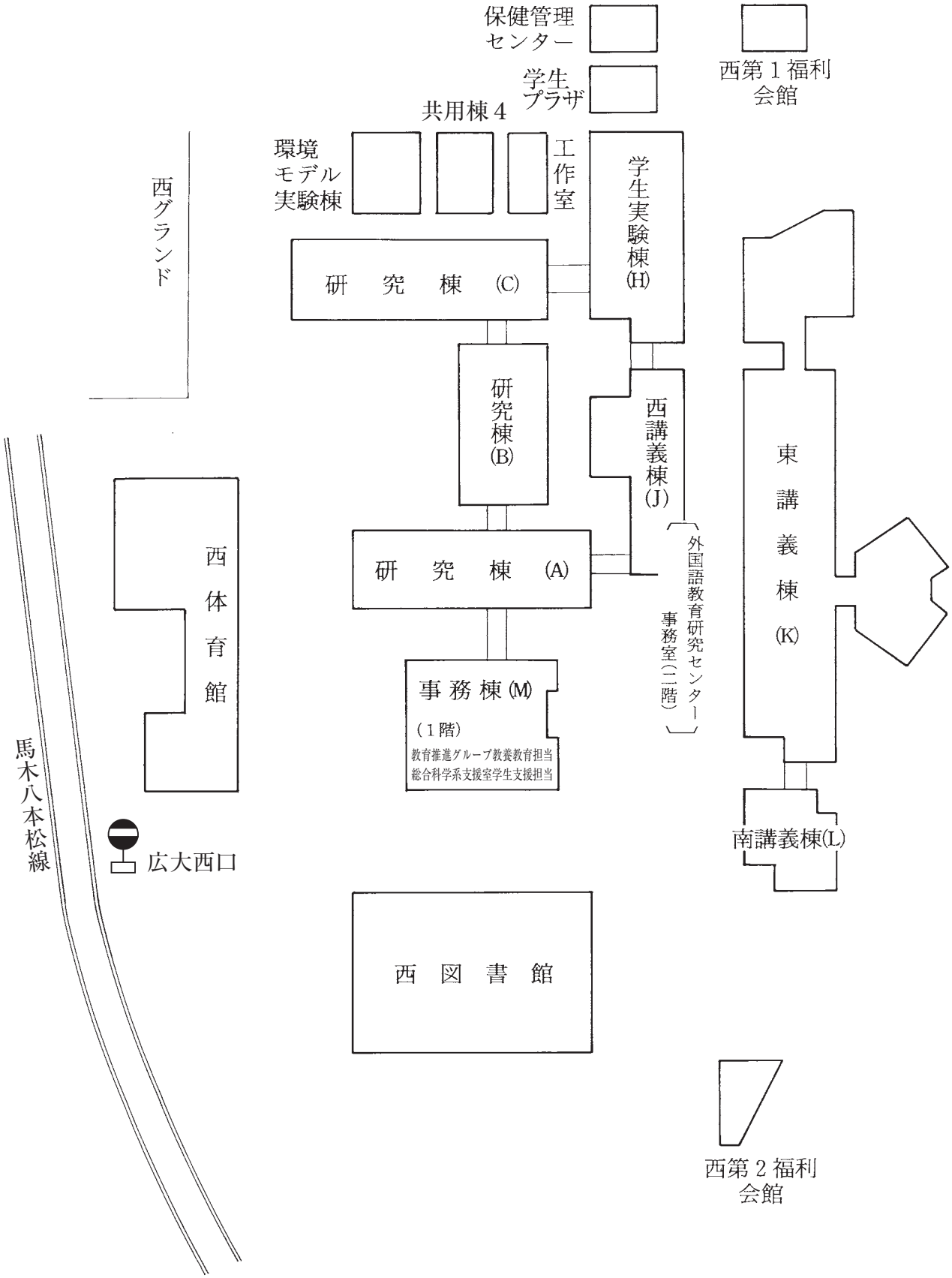

## 3．総合科学部講義室配置図

東講義棟（K）

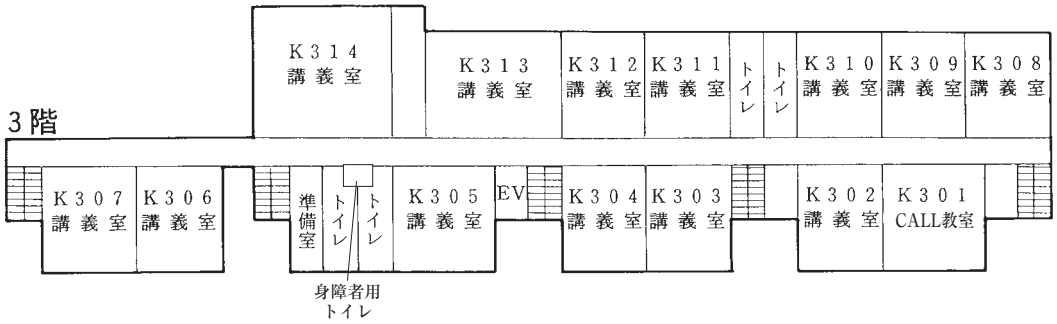


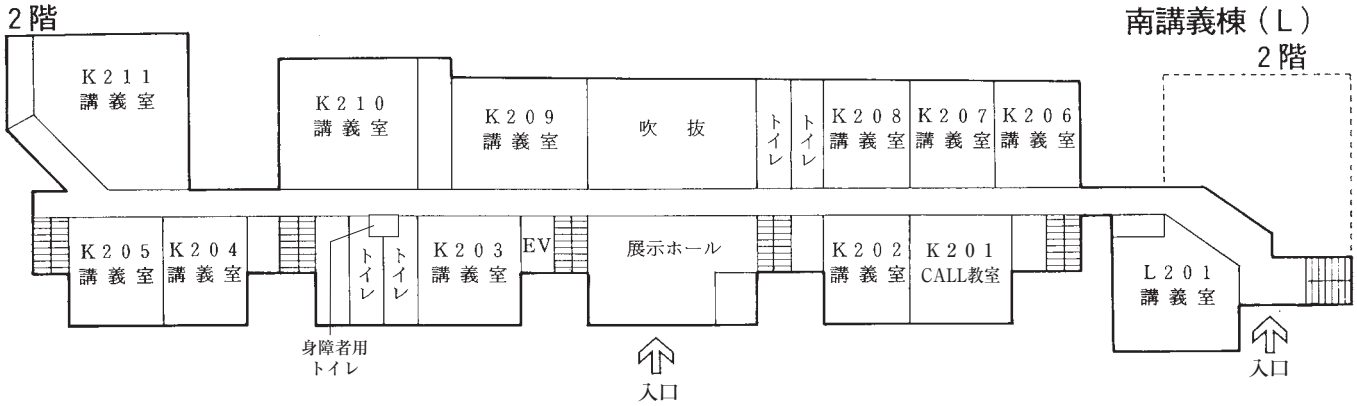


南講義棟（L）

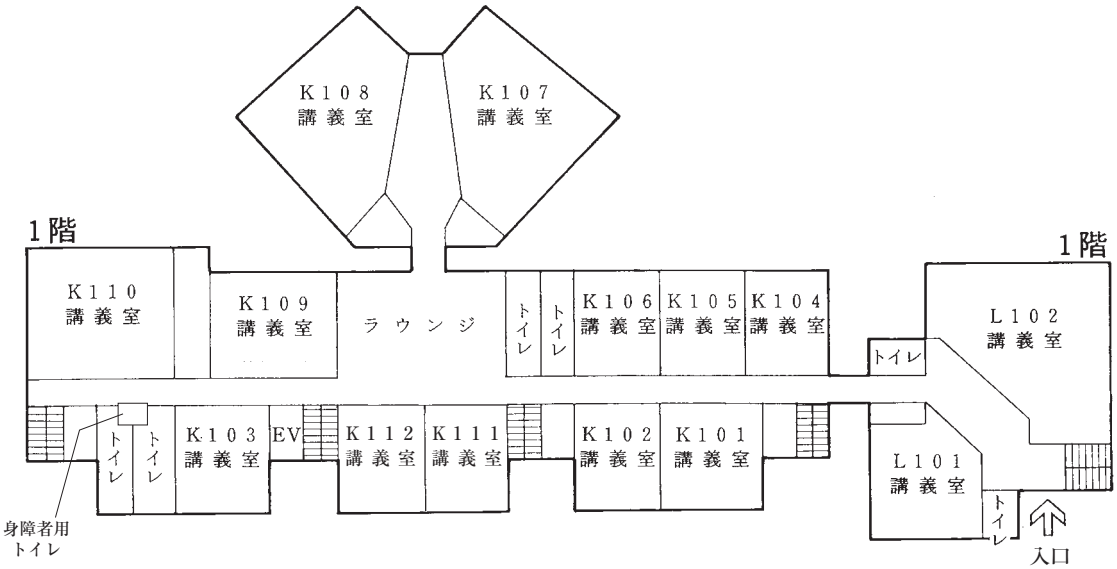


EV…エレベーター

## 西講義棟（J）

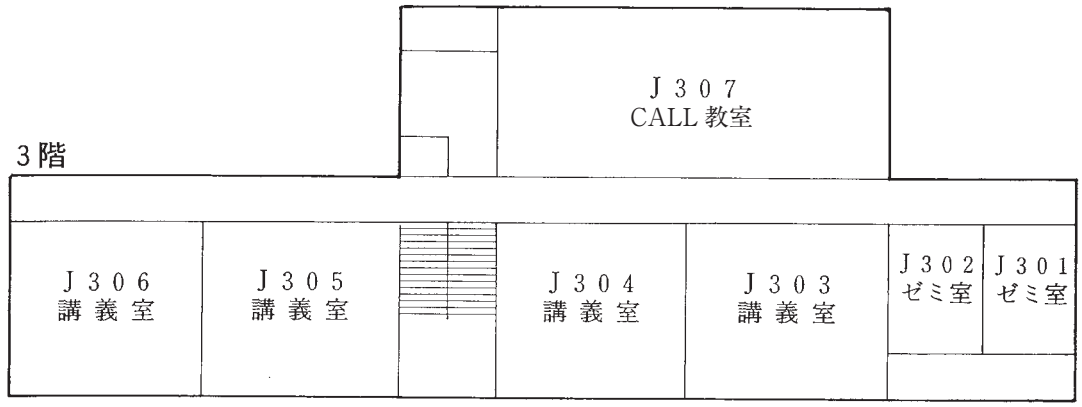
3階
J307
CALL教室
J306
講義室
J305
講義室
J304
講義室
J303
講義室
J302
ゼミ室
J301
ゼミ室

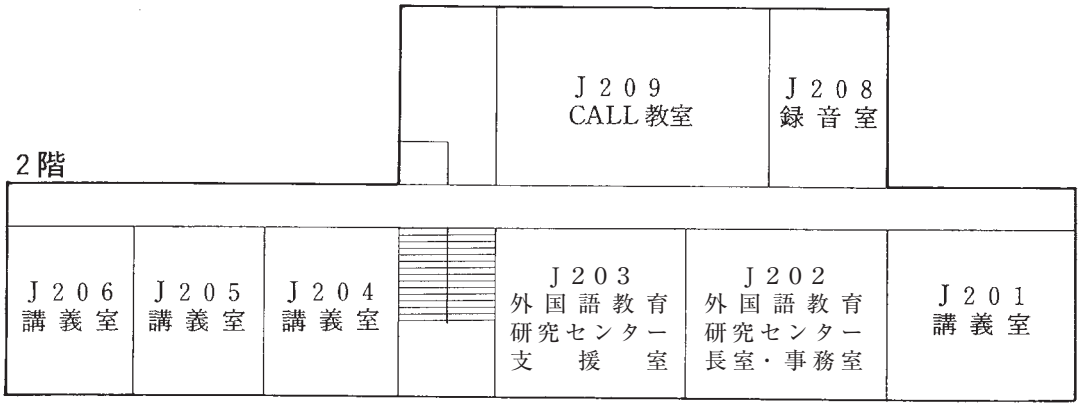
2階
J209
CALL教室
J208
録音室
J206
講義室
J205
講義室
J204
講義室
J203
外国語教育
研究センター
支援室
J202
外国語教育
研究センター
長室・事務室
J201
講義室

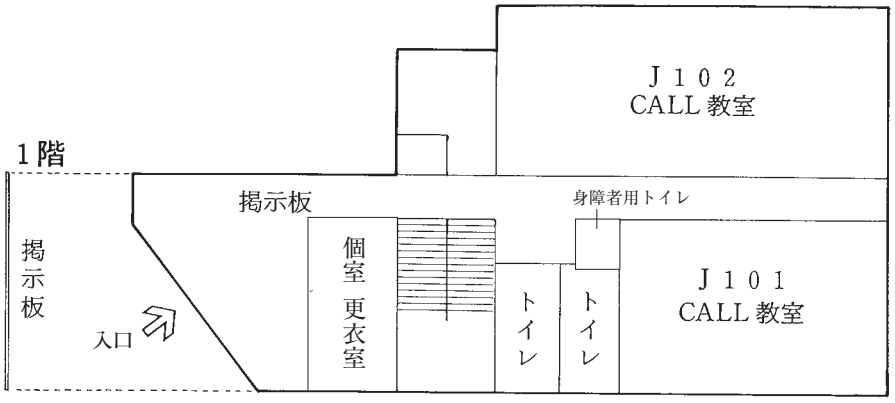
1階
J102
CALL教室
掲示板
身障者用トイレ
掲示板
入口
個室
更衣室
トイレ
トイレ
J101
CALL教室

# 学生実験棟（H）

## 3階

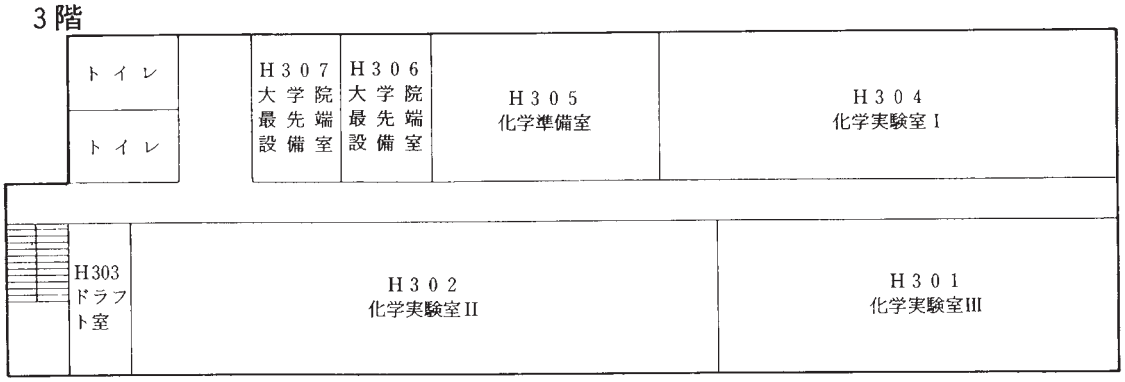


## 2階

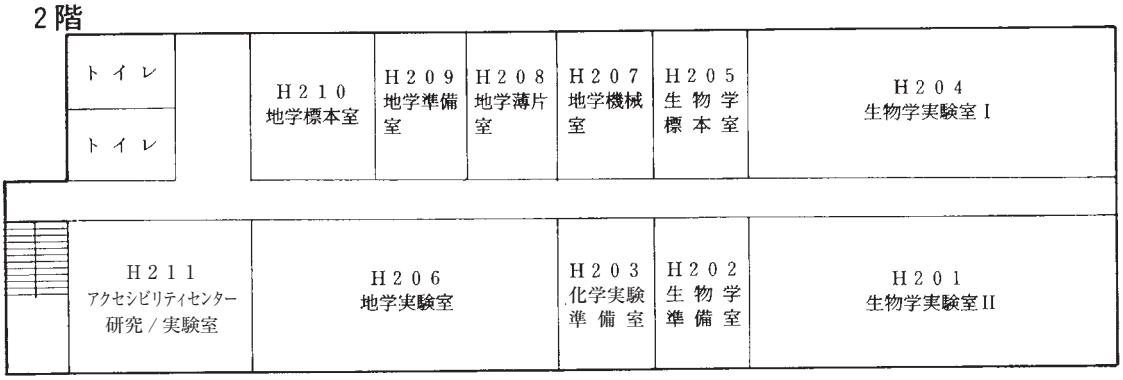


## 1階

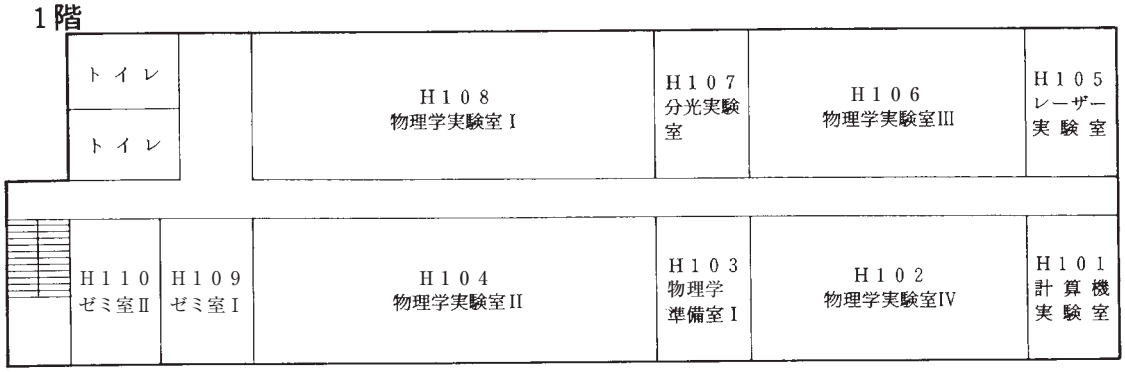


## 地階

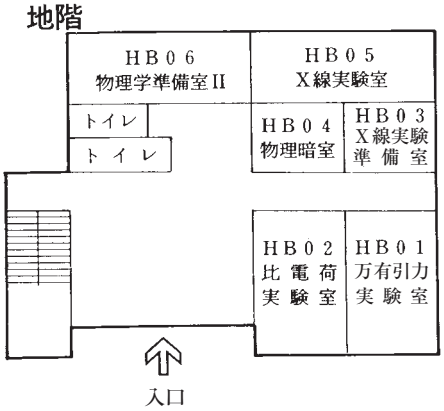

## 事務棟（M）

3 階

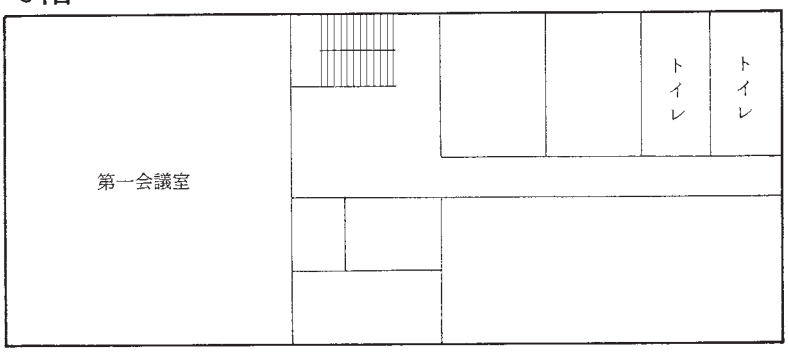
第一会議室
トイレ
トイレ

2 階

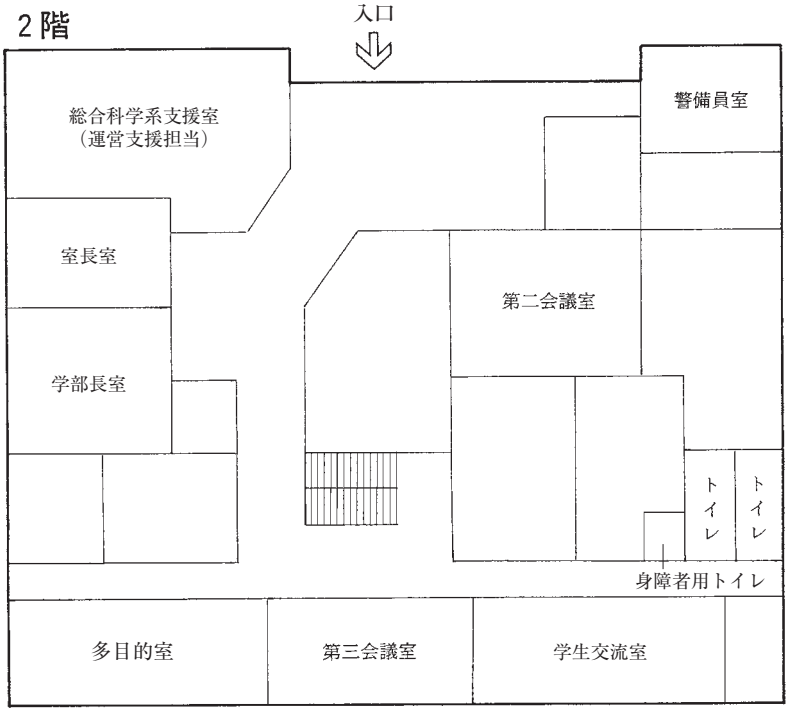
入口
総合科学系支援室
（運営支援担当）
警備員室
室長室
第二会議室
学部長室
トイレ
トイレ
身障者用トイレ
多目的室
第三会議室
学生交流室

1 階

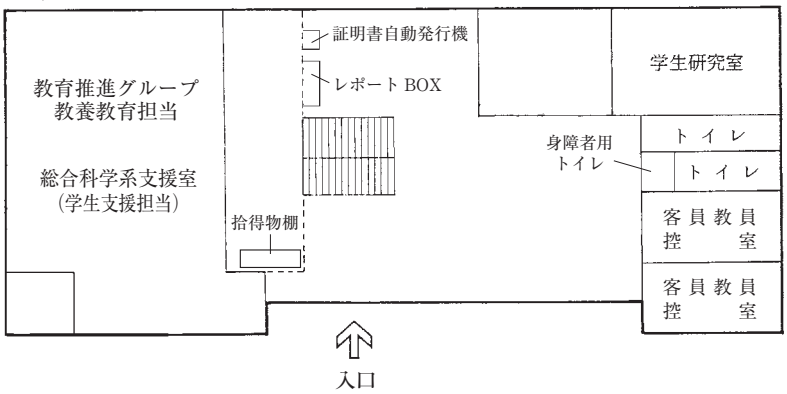
証明書自動発行機
レポート BOX
教育推進グループ
教養教育担当
総合科学系支援室
（学生支援担当）
学生研究室
身障者用
トイレ
トイレ
トイレ
拾得物棚
客員教員
控室
客員教員
控室
入口

## 4．教養教育に関する掲示板位置図（東広島キャンパス）

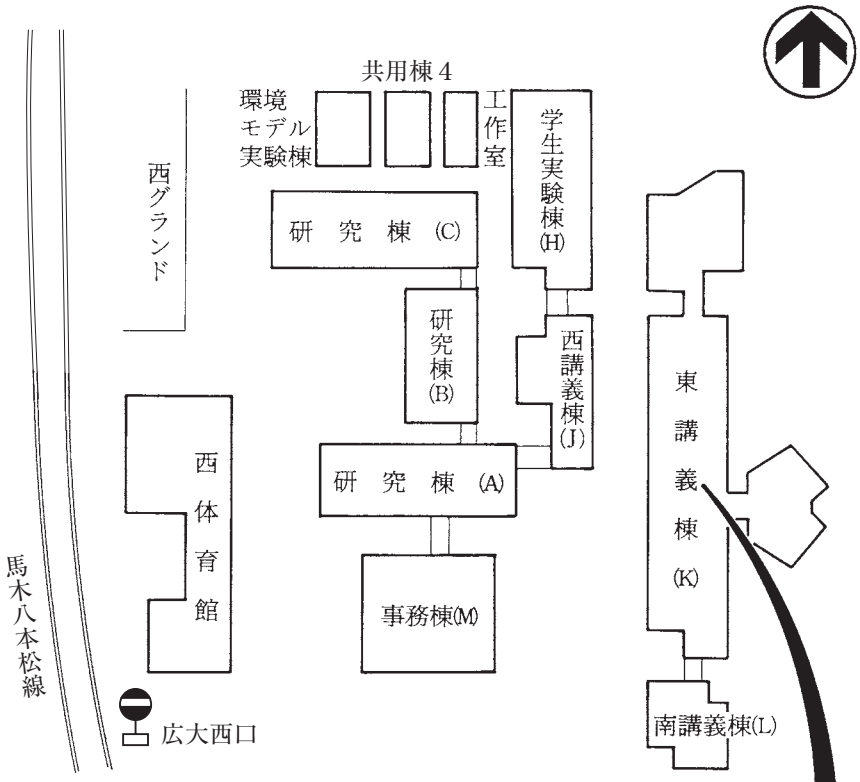


掲示板（東講義棟(K) ２階）拡大図

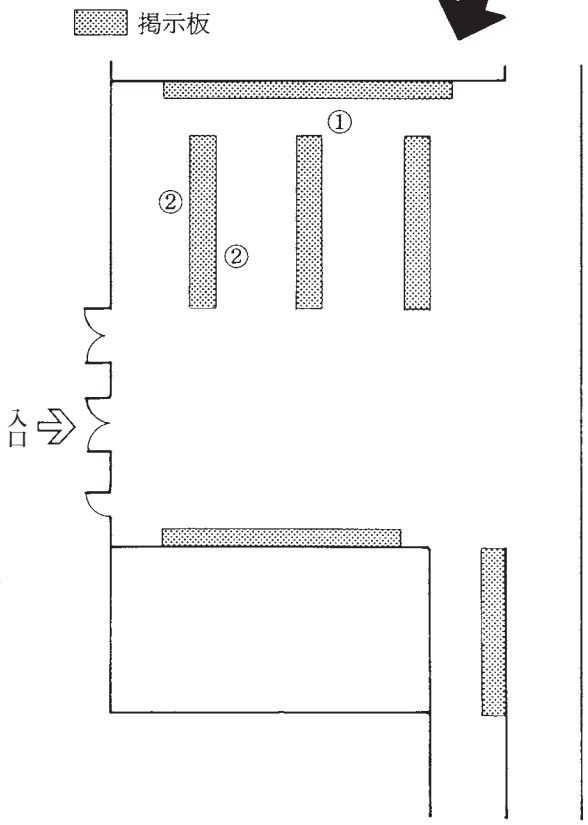


① 一般情報
② 講義情報

※なお，教養教育科目の休講・補講・期末試験日程等の講義情報は，掲示ではなく「My もみじ」で通知します。
詳しくは p. 教養17「学生情報の森 もみじについて」を見てください。

## 5．霞キャンパス配置図

## 凌 雲 棟

1F

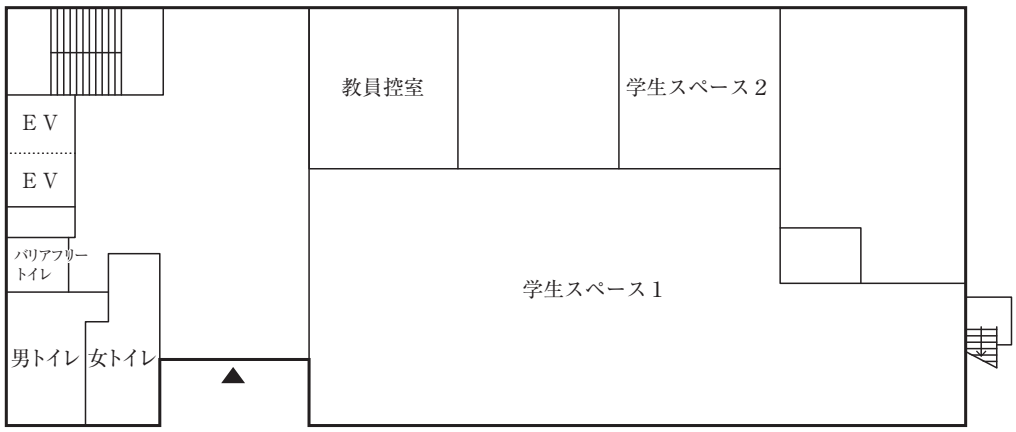

2F

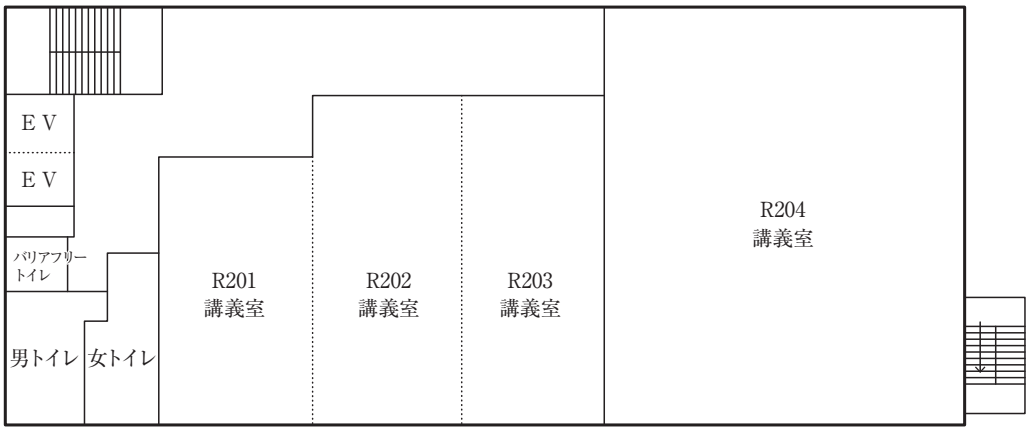
E V
E V
バリアフリー
トイレ
男トイレ
女トイレ
R201
講義室
R202
講義室
R203
講義室
R204
講義室

3F

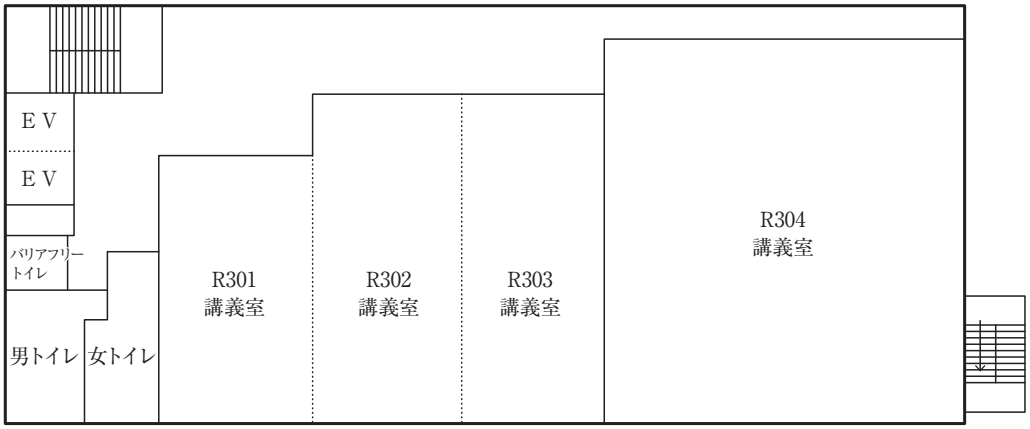
E V
E V
バリアフリー
トイレ
男トイレ
女トイレ
R301
講義室
R302
講義室
R303
講義室
R304
講義室

4F

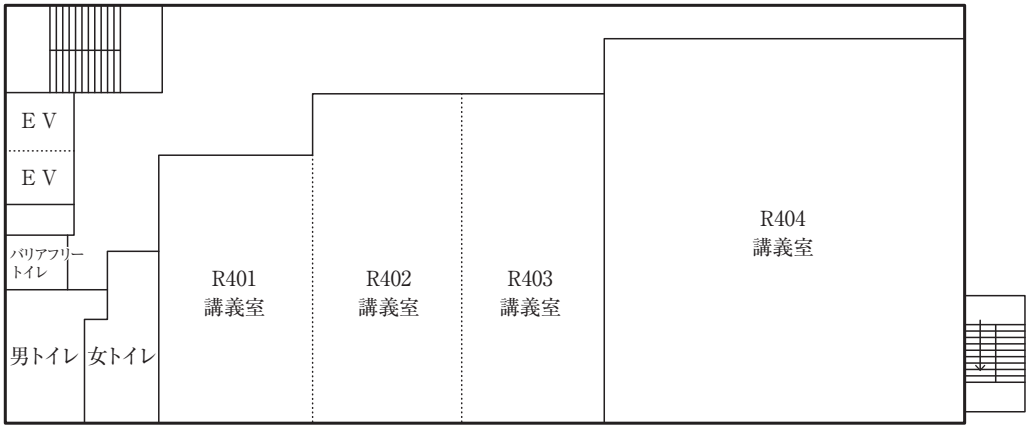
E V
E V
バリアフリー
トイレ
男トイレ
女トイレ
R401
講義室
R402
講義室
R403
講義室
R404
講義室

5F

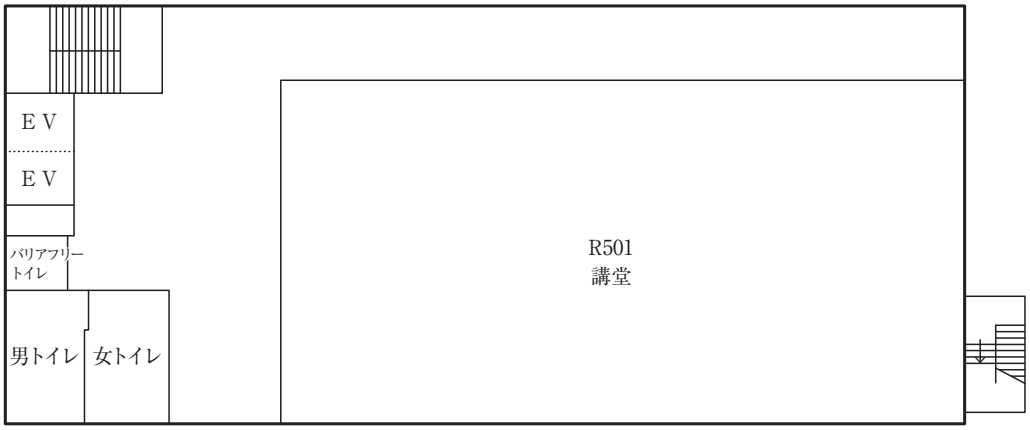
E V
E V
バリアフリー
トイレ
男トイレ
女トイレ
R501
講堂

# 6．東千田キャンパス配置図

東千田キャンパス配置図

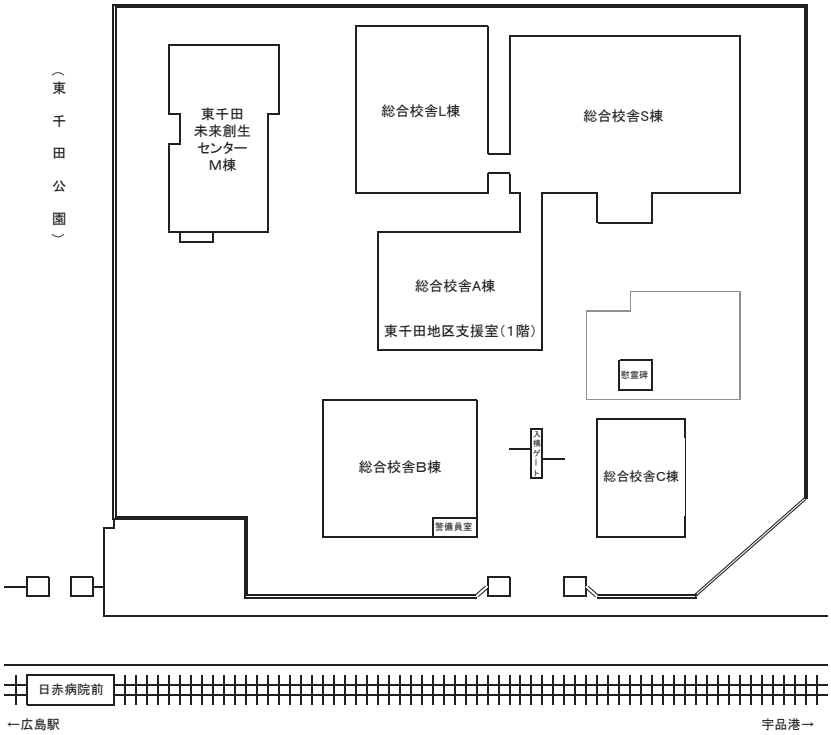


【総合校舎B棟】

1F

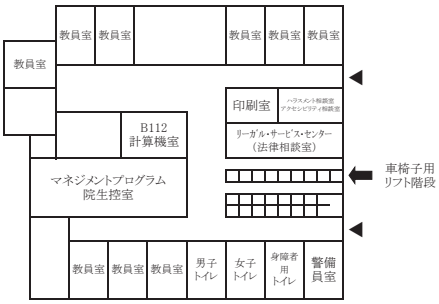


2F

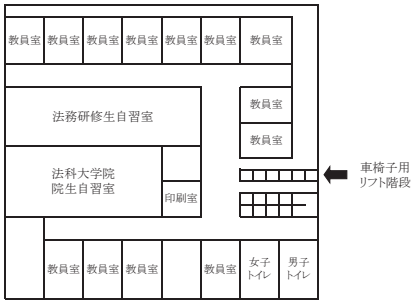


3F

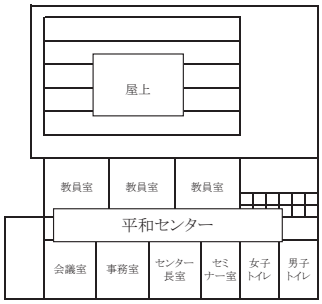


【総合校舎C棟】

1F

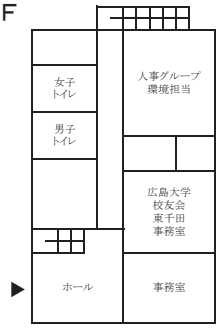


2F

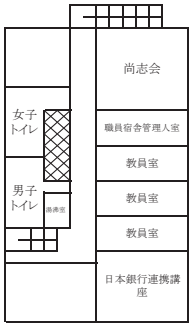


3F

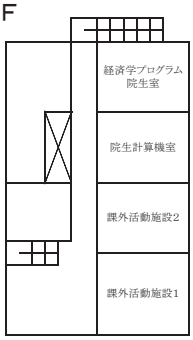

## 【総合校舎A棟・S棟】

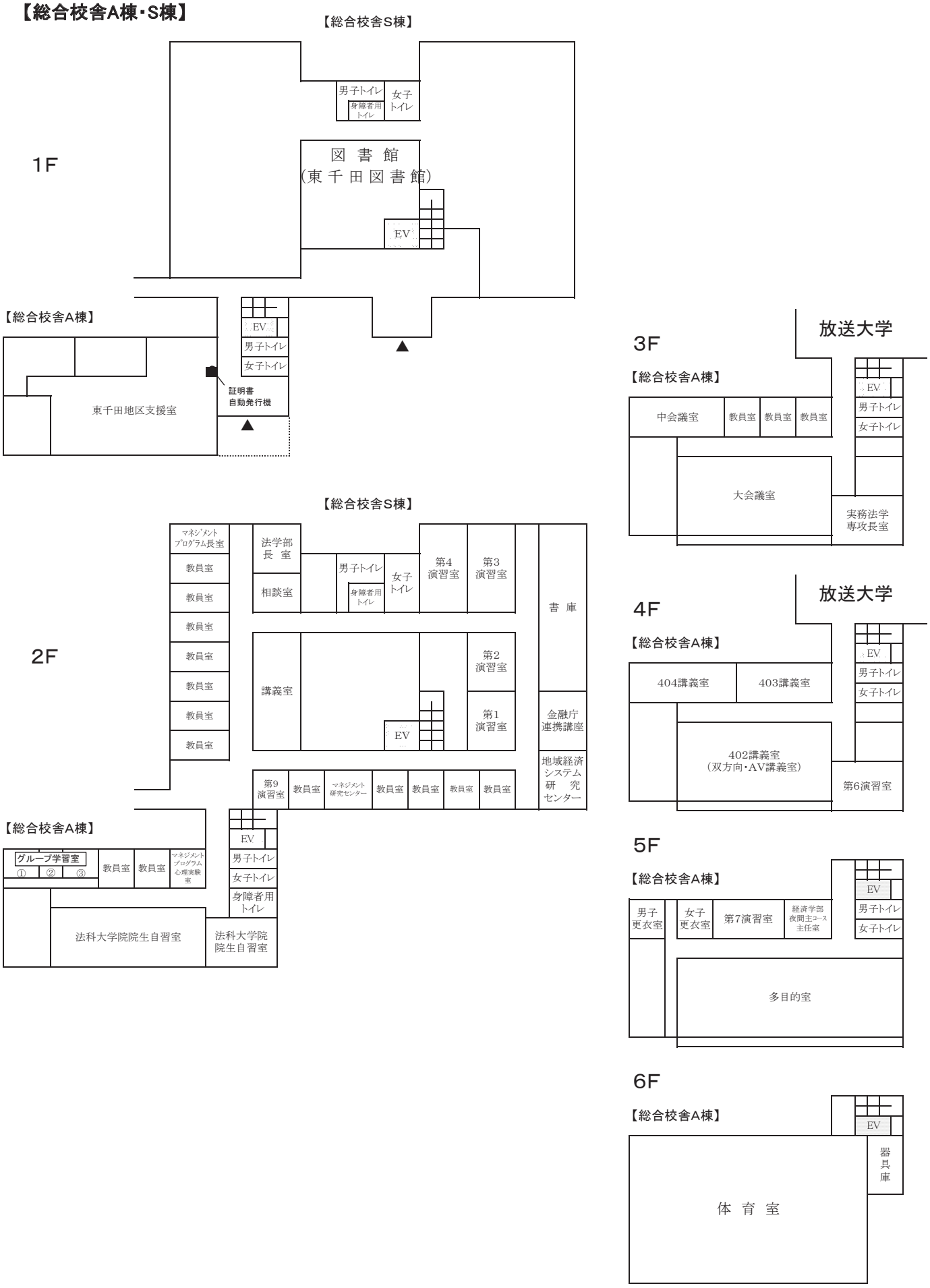
【総合校舎S棟】
1F
男子トイレ
身障者用トイレ
女子トイレ
図 書 館
(東 千 田 図 書 館)
EV
【総合校舎A棟】
EV
男子トイレ
女子トイレ
証明書
自動発行機
東千田地区支援室
【総合校舎S棟】
2F
マネジメントプログラム長室
教員室
教員室
教員室
教員室
教員室
教員室
教員室
教員室
法学部長室
相談室
男子トイレ
身障者用トイレ
女子トイレ
第4演習室
第3演習室
書 庫
講義室
第2演習室
第1演習室
EV
金融庁連携講座
地域経済システム研究センター
第9演習室
教員室
マネジメント研究センター
教員室
教員室
教員室
教員室
【総合校舎A棟】
グループ学習室
①
②
③
教員室
教員室
マネジメントプログラム心理実験室
EV
男子トイレ
女子トイレ
身障者用トイレ
法科大学院院生自習室
法科大学院院生自習室
3F
放送大学
【総合校舎A棟】
中会議室
教員室
教員室
教員室
EV
男子トイレ
女子トイレ
大会議室
実務法学専攻長室
4F
放送大学
【総合校舎A棟】
404講義室
403講義室
EV
男子トイレ
女子トイレ
402講義室
(双方向・AV講義室)
第6演習室
5F
【総合校舎A棟】
男子更衣室
女子更衣室
第7演習室
経済学部夜間主コース主任室
EV
男子トイレ
女子トイレ
多目的室
6F
【総合校舎A棟】
EV
器具庫
体 育 室

【総合校舎L棟】

1F

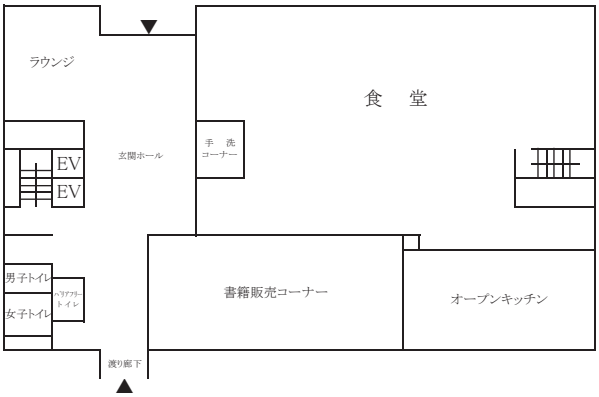


4F

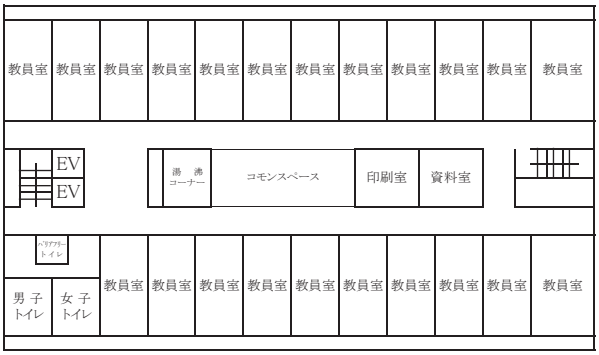


2F

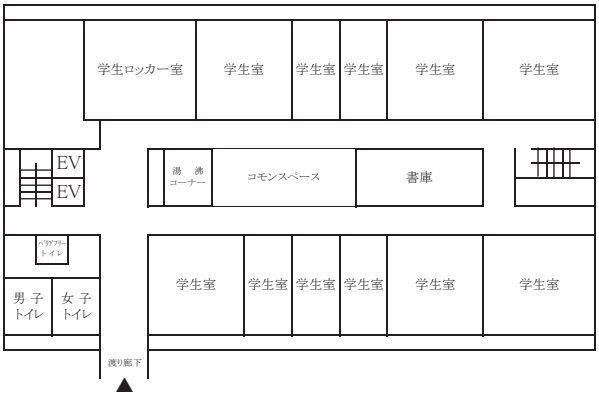


5F

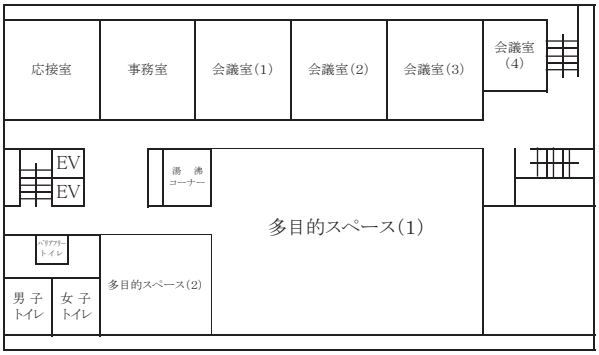


3F

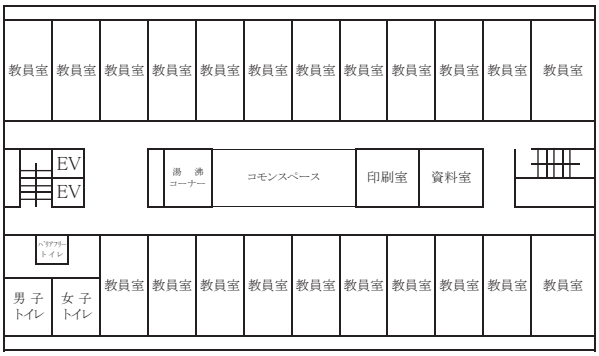


6F

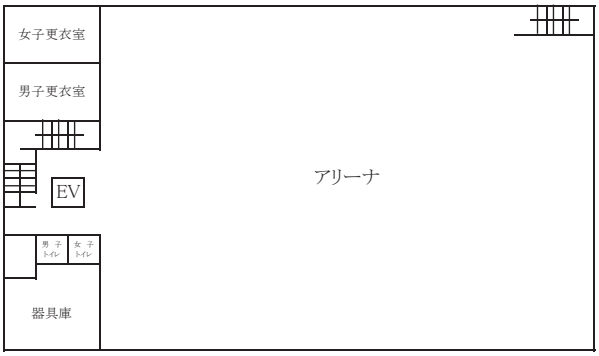

## 【東千田未来創生センターM棟】

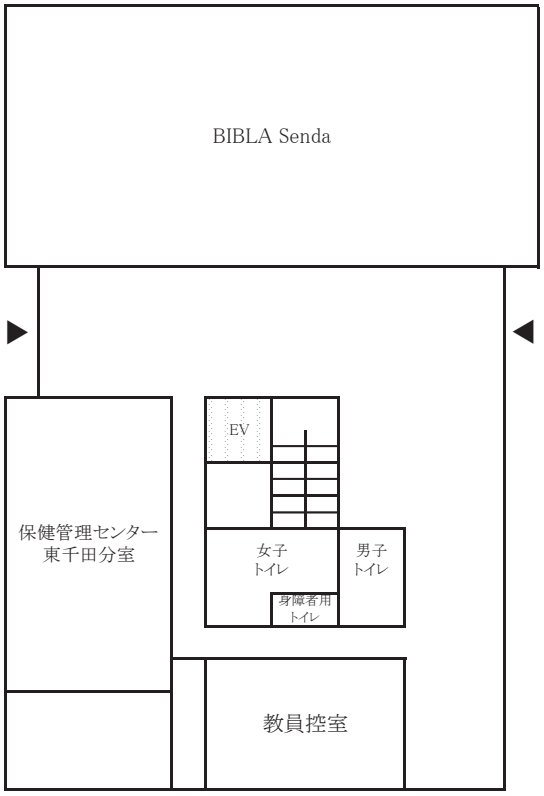


1F

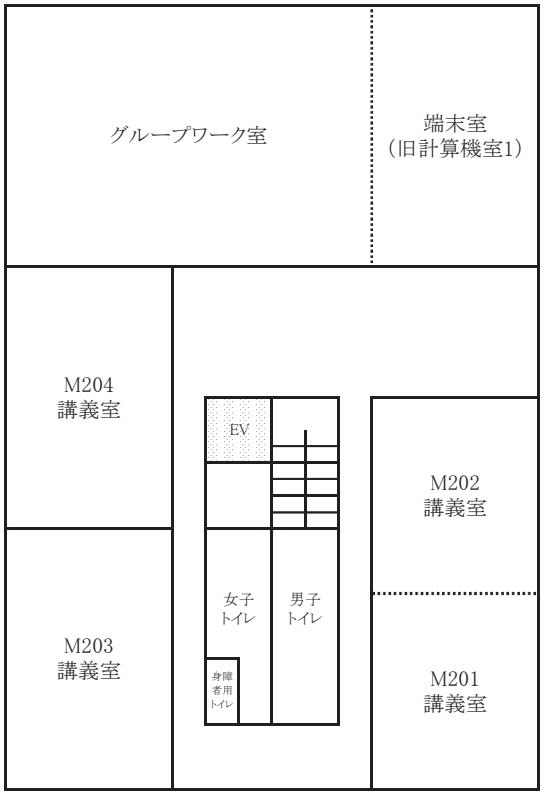


2F

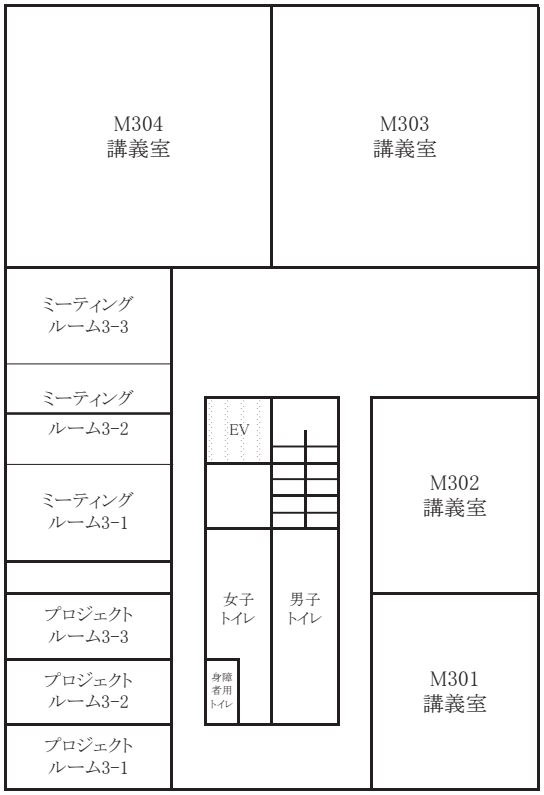


3F

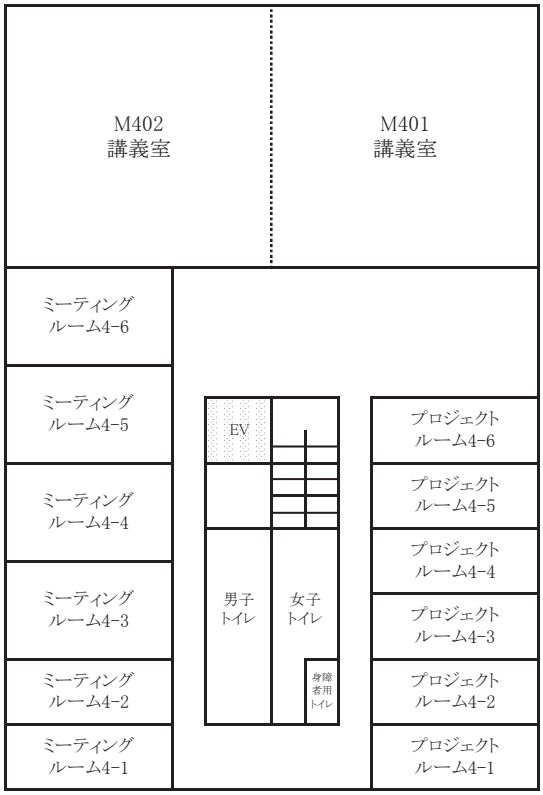


4F

## ７．教養教育担当及び各学部学生支援担当の連絡先

教養教育科目の履修に関する質問・相談は，教育推進グループ教養教育担当及び霞地区運営支援部学生支援グループ（学生生活・教養担当）で受け付けています。また，学部が定める履修基準などに関する質問・相談については，所属学部の学生支援担当に相談してください。

なお，E-mail を送るときには，必ず学生番号と名前を書いてください。

**東広島キャンパス（東広島市）**　　受付時間：（月～金）８時30分～17時15分

| 所属学部 | | 電話番号 | E-mail アドレス |
|---|---|---|---|
| 総合科学部 | 総合科学科 | 082-424-6315 | souka-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp |
| | 国際共創学科 | 082-424-7988 | |
| 文学部 | | 082-424-6613 | bun-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp |
| 教育学部 | | 082-424-6725 | kyoiku-gakusi@office.hiroshima-u.ac.jp |
| 経済学部<br>昼間コース | | 082-424-7217 | syakai-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp |
| 理学部 | | 082-424-7315 | ri-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp |
| 工学部 | | 082-424-7524 | kou-gaku-gakubu@office.hiroshima-u.ac.jp |
| 生物生産学部 | | 082-424-7915 | sei-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp |
| 情報科学部 | | 082-424-7611 | kou-gaku-gakubu@office.hiroshima-u.ac.jp |
| 教育推進グループ<br>教養教育担当 | | 082-424-4218 | gsyugaku-group@office.hiroshima-u.ac.jp |

※教育推進グループ教養教育担当は総合科学部事務棟１階（場所は p. 教養45参照）にあります。

**霞キャンパス（広島市）**　　受付時間：（月～金）８時30分～17時15分

| 所属学部 | 電話番号 | E-mail アドレス |
|---|---|---|
| 医学部 | 082-257-5049 | kasumi-gaku-m@office.hiroshima-u.ac.jp |
| 歯学部 | 082-257-5614 | kasumi-gaku-d@office.hiroshima-u.ac.jp |
| 薬学部 | 082-257-5777 | kasumi-gaku-p@office.hiroshima-u.ac.jp |

**東千田キャンパス（広島市）**　　受付時間：（月～金）８時30分～17時15分

| 所属学部 | 電話番号 | E-mail アドレス |
|---|---|---|
| 法学部<br>昼間コース | 082-542-7071 | senda-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp |

**東千田キャンパス（広島市）**　　受付時間：（月～金）12時30分～21時15分

| 所属学部 | 電話番号 | E-mail アドレス |
|---|---|---|
| 法学部<br>夜間主コース | 082-542-6998 | senda-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp |
| 経済学部<br>夜間主コース | 082-542-6961 | |

# Ⅱ　教務・学生生活関係


1　諸手続について……手続等１
　※事件・事故発生時の対応マニュアル……手続等３
2　「賞罰」及び「除籍」について……手続等５
3　学生生活注意事項について……手続等６
4　国家試験について……手続等８
5　保健管理センターについて……手続等９

# 1　諸手続について

## 1．各種手続について

以下の各項目については，事前の届出や所定の様式による手続等が必要ですので，注意してください。なお，不明な点は学生支援グループ（医学部担当）（082-257-5049，5050）に問い合わせてください。

### ①　履修登録等

授業を受けるためには，各学期始めに広島大学学生情報の森「もみじ」を利用して履修登録をしなければなりません。＜広島大学学生情報の森「もみじ」は，本学の学生向けの情報を集めたポータルサイトです。＞

履修に関する各種の相談及び質問等は，まずはご自身で本冊子の履修基準表を確認いただき，ご不明な点があれば学生支援グループ（医学部担当）にご相談ください。（教養教育科目については「3　教養教育について」を参照してください。）

### ②　休学願

疾病その他の事故等（やむを得ない事由）により休学する場合は，休学開始日の約１か月前までに「休学願」を提出して学部長の許可を得なければなりません。「休学願」を提出する際は，事前にチューターや学生支援グループ（医学部担当）に相談してください。（休学開始の時期や期間によって修業年限，授業料，奨学金等にも影響があります。）また，休学開始前にそれ以前の授業料を納入しておく必要があります。

なお，休学は真にやむを得ない事由による場合に認められるもので，安易な休学はできません。

### ③　復学願

休学期間中に，その事由が消滅し修学を再開する場合には，復学開始の１か月前までに「復学願」を提出して学部長の許可を受けなければなりません。

### ④　欠席届

病気その他の事由により，やむを得ず専門教育科目を欠席する場合は，事前に授業担当教員へ連絡の上，速やかに「欠席届」を学生支援グループに提出してください。試験当日に欠席する場合は，診断書等をあわせて提出する必要があります。（教養教育科目を欠席する場合については「3 教養教育について」を参照してください。）

なお，広島大学では「公欠」制度はありません。また，「欠席届」の提出をもって出席の扱いになるものでもありません。

### ⑤　退学願

退学を希望する場合は，退学日の約１か月前までに「退学願」を提出して学長の許可を受けなければなりません。この場合，納入すべき授業料等が完納されていない場合には退学は許可されず，また，納入しない場合は除籍となりますので注意してください。

### ⑥　留学願

外国の大学又は短期大学等で学修しようとするときは，所定の願書を提出して，学長の許可を受けなければなりません。

### ⑦　事件・事故報告書

学生生活において，何らかの事件や事故にまきこまれた場合は，必ず学生支援グループ（医学部担当）に届け出てください。（次々ページの「事件・事故発生時の対応マニュアル」参照）

### ⑧　その他

入学時に学生情報登録シートで届け出た内容に変更等（自宅住所や電話番号，メールアドレス，父母等の連絡先の変更や改姓，学資負担者の住所変更など）が生じた場合は，速やかに届け出をしなければなりません。

## ２. 医学部に在籍する学生の父母等が死亡した場合の連絡について

医学部に在籍する学生の父母，配偶者又は子が死亡した場合には，学生支援グループ（医学部担当）へ連絡してください。

連絡先：学生支援グループ（医学部担当）
電話 082-257-5049，5050

## ３. 各種証明書等について

① 各種証明書の取得方法について

卒業見込証明書，学業成績証明書，在学証明書，学割証及び健康診断書（健康診断の結果，異常のある者を除く）については，証明書自動発行機を利用して取得してください。

なお，その他の証明書を必要とする場合は，学生支援グループ（学生生活担当）窓口で手続きしてください。

② 学業成績について

各学期の学業成績は，その学期末にチューターとの面談後，各自「もみじ」で確認することができます。

学業成績の送付について

本学では，平成 16 年度入学生から学部学生の保護者等に対して，前年度までの単位修得状況及び当該年度前期に履修登録されている科目について入学翌年度から毎学年度の 5 月末を目途にお知らせすることとしています。

送付先については，「学生情報登録シート」により届けられた「父母等の連絡先」となっていますので，転居等により「父母等の連絡先」に変更があった場合は，速やかに届け出てください。

# 事件・事故発生時の対応マニュアル

◎事件・事故が起きたら

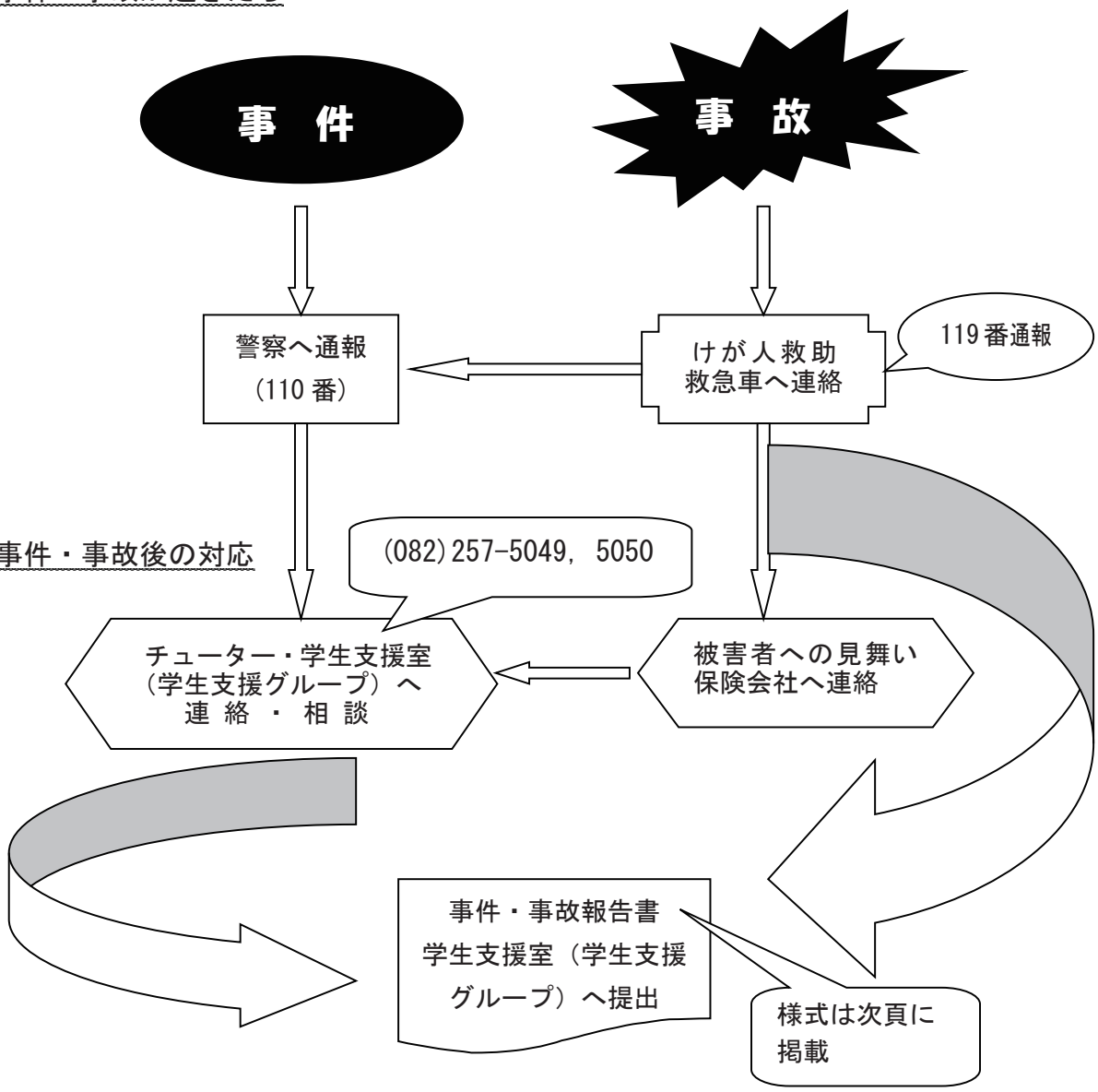


交通違反等を犯すと国家試験が受験できなくなることがあるので注意すること！

<覚書>

| チューター（指導教員）<br>氏　　名 | 連　　絡　　先 |
|---|---|
| | （TEL） |

# 事件・事故報告書

令和　　年　　月　　日届出

| | | | |
|---|---|---|---|
| ふりがな<br>氏　　名 | | 学部・学科等<br>（学生番号） | （　　） |
| 現　住　所 | | | 電話番号<br>携帯電話 |
| 帰　省　先 | | | 電話番号 |
| チューター氏名<br>（指導教員氏名） | | | |
| 発生日時 | 令和　　年　　月　　日（　　）午前・午後　　時　　分頃 | | |
| 発生場所 | | | |
| 相手氏名<br>（住所・電話等） | | | |

事件・事故の概要（ケガの程度・傷病名・病院名等を含め，簡潔に記入すること。）

発生原因（具体的に記入すること。例：アルバイトによる疲労から居眠り運転など）

その他（運転免許取得年月日等）

（注）ご記入いただいた情報は、本学学生が安全な学生生活を送るため，学生生活担当教職員が学生指導，注意喚起を行うために利用され、その他の目的には利用されません。

## ２「賞罰」及び「除籍」について

＜学長表彰＞

○　本学では，学生が表彰に値する行為があるときは，学部長の推薦をもとに学長が表彰をすることがあります。

○　表彰の対象は，次のとおりとなっています。

（1）学術研究活動において，特に顕著な業績を挙げたと認められる者

（2）課外活動において，特に優秀な成績をおさめ，課外活動の振興に功績があったと認められる者

（3）社会活動において，特に顕著な功績を残し，社会的に高い評価を受けたと認められる者

（4）その他前３号と同等以上の表彰に値する行為等があったと認められる者

＜懲戒について＞

○　学生が本学の諸規則に違反し，学内の秩序を乱し，その他学生の本分に反する行為をしたときは，懲戒処分となります。

○　懲戒の種類は，「訓告」，「停学」及び「退学」です。（ここでいう退学は，「自主退学」ではなく「強制退学」です。）

○　教養教育科目，専門教育科目の期末試験等において不正行為を行った者は，その期に履修している科目の全てを「不可」とするとともに，「広島大学学生懲戒指針」により懲戒処分を行います。

**＜除籍について＞**

○　除籍の対象となる事由は次のとおりです。

（1）入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者，半額免除若しくは徴収猶予を許可された者又はフェニックス奨学生に不採用となった者であって，納付すべき入学料を納付しない者

（2）所定の在学年限に達して，なお卒業の認定を得られない者

（3）授業料納付の義務を怠り督促を受けてもなお納付しない者

※上記（3）については，授業料を滞納し年度末までに納付が確認できない者は，3 月 31 日をもって除籍になります。定期的に学資負担者に確認するなど注意してください。また，学資負担者の住所変更等があれば，速やかに届け出てください。

## 3　学生生活注意事項について

＜諸書類の提出期限厳守について＞

在学中に学生として提出をしなければならない届出や願出等の書類は，相当多数にのぼります。これらは，その都度提出期限が指定されておりますので，期限を経過したものについては原則として受理されません。

もし，不注意により重要な書類の提出を怠ったり，提出期限を経過したりすれば，場合によっては卒業できなくなることもあり得ますので，提出期限は厳守してください。

＜奨学金＞

1．日本学生支援機構

日本学生支援機構は，優れた学生で経済的理由により修学に困難がある人に対し，学資の貸与を行うことにより，国家及び社会に有意な人材を育成するとともに，教育の機会均等を図ることを目的とする機関です。

貸与された奨学金は，卒業後返還することになりますが，返還金は後輩の奨学金として再び活用する仕組みになっています。

奨学金を希望する人は，自分の生活設計に基づき，奨学金の種類，申込条件，返還方法を十分考えて申し込んでください。

定期採用については，その都度「もみじ」の奨学金のホームページに掲示されます。

なお，家計急変，災害等で学資に困った時は，臨時に出願できる場合がありますので，学生支援グループ（学生生活・教養担当）窓口に問い合わせてください。

2．その他各種育英事業団体

各種育英事業団体は，全国に600団体以上ありますが，設立の趣旨並びに取扱要領（出願資格，手続，交付方法等）は，それぞれの団体によって異なっています。大学を通して募集するものは，多くが4月～6月の間ですので，常に「もみじ」の奨学金のホームページの掲示に注意し，手続を行ってください。

＜学割証について＞

学割証は，年間（4月～翌年3月）20枚を限度として使用でき，取得は証明書自動発行機を利用することになります。他人の名義を使用したり，身分，氏名を偽り又は有効期限を経過したものを使用したりすることはできません。

＜学生用ロッカールームについて＞

高学年には，授業中における着替えその他荷物などを保管できるよう，学生各人にロッカーを提供していますので，自主的に管理・使用してください。

ロッカーの使用にあたっては，特に火災予防，盗難予防を心がけてください。

# 4　国家試験について

## （１）　医師国家試験について

医師を志望する者は，医師国家試験に合格し，厚生労働大臣の免許を受けなければなりません。医師国家試験は，臨床上必要な医学及び公衆衛生学に関し，医師として有すべき知識及び技能について例年２月に実施されます。

受験資格は，学校教育法に基づく大学において医学の課程を卒業した者となっており，本学部医学科卒業予定者は，出願することができます。

試験については，７月の官報に公告され，出願手続等については，「もみじ」でお知らせします。

## （２）看護師国家試験について

看護師を志望する者は，看護師国家試験に合格し，厚生労働大臣の免許を受けなければなりません。看護師国家試験は，看護師として必要な知識，技能について例年２月に実施されます。

受験資格は，本学保健学科看護学専攻の卒業に必要な単位を取得すれば得ることができます。

試験については，例年８月の官報に公告され，出願手続等については，「もみじ」でお知らせします。

## （３）保健師国家試験及び受験資格について

保健師を志望する者は，保健師国家試験に合格し，厚生労働大臣の免許を受けなければなりません。保健師国家試験は，保健師として必要な知識，技能について例年２月に実施されます。

受験資格は，本学保健学科看護学専攻の卒業に必要な単位に加え，指定の保健師国家試験資格取得に必要な科目を修得することにより得ることができます。

試験については，例年８月の官報に公告され，出願手続等については，「もみじ」でお知らせします。

## （４）助産師国家試験及び受験資格について

助産師を志望する者は，助産師国家試験に合格し，厚生労働大臣の免許を受けなければなりません。助産師国家試験は，助産師として必要な知識，技能について例年２月に実施されます。

受験資格は，本学保健学科看護学専攻の卒業に必要な単位に加え，指定の助産師国家試験資格取得に必要な科目を修得することにより得ることができます。

試験については，例年８月の官報に公告され，出願手続等については，「もみじ」でお知らせします。

## （５）理学療法士国家試験について

理学療法士を志望する者は，理学療法士国家試験に合格し，厚生労働大臣の免許を受けなければなりません。理学療法士国家試験は，理学療法士として必要な知識，技能について例年 2 月に実施されます。

受験資格は，本学保健学科理学療法学専攻の卒業に必要な単位を取得すれば得ることができます。

試験については，例年９月の官報に公告され，出願手続等については，「もみじ」でお知らせします。

## （６）作業療法士国家試験について

作業療法士を志望する者は，作業療法士国家試験に合格し，厚生労働大臣の免許を受けなければなりません。作業療法士国家試験は，作業療法士として必要な知識，技能について例年 2 月に実施されます。

受験資格は，本学保健学科作業療法学専攻の卒業に必要な単位を取得すれば得ることができます。

試験については，例年９月の官報に公告され，出願手続等については，「もみじ」でお知らせします。

※　各国家試験において，罰金以上の刑に処せられたことがある者については，免許が与えられないことがあるので注意してください。

# 5 保健管理センターについて

保健管理センターは，本学の学生と教職員の体と心の健康をサポートし，疾病予防や健康増進を図ることを目的とした全学的施設であり，学生の諸々の悩みについての相談に応じています。
診療・相談時間等の詳細は，保健管理センターのホームページをご確認ください。

URL： https://health.hiroshima-u.ac.jp/

霞キャンパス： 保健管理センター霞分室　　082-257-5096

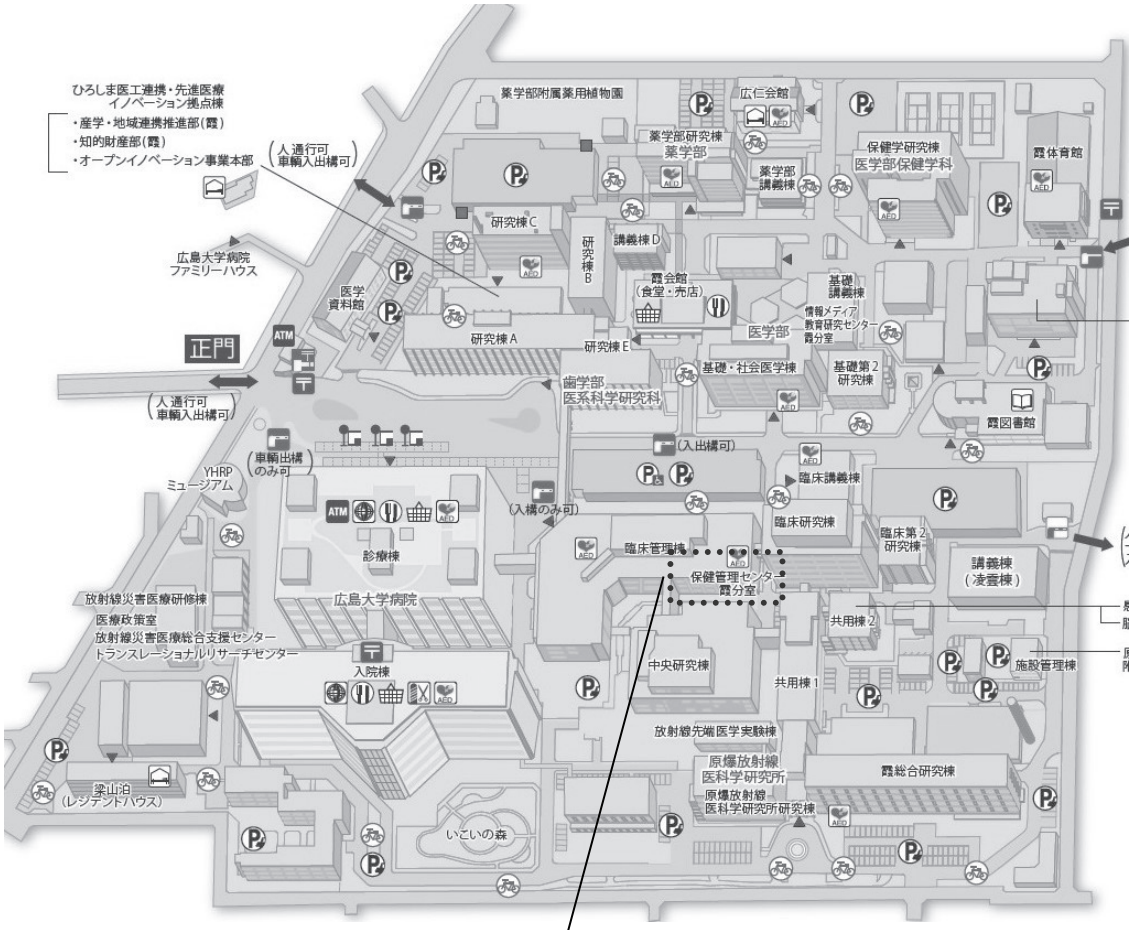


臨床管理棟１階
保健管理センター霞分室

# Ⅲ 諸 規 則

# 目　　次


1　広島大学通則……規則２
2　広島大学医学部細則……規則11
3　広島大学学生交流規則……規則14
4　広島大学学位規則……規則17
5　広島大学授業料等免除及び猶予規則……規則20
6　広島大学既修得単位等の認定に関する細則……規則23
7　広島大学転学部の取扱いに関する細則……規則24
8　広島大学科目等履修生規則……規則25
9　広島大学学生表彰規則……規則26
　※広島大学医学部学生表彰内規に関する申合せ……規則27
10　広島大学学生表彰基準……規則29
11　広島大学学生懲戒規則……規則30
12　広島大学学生生活に関する規則……規則33
13　広島大学学生証取扱細則……規則34
14　広島大学障害学生の修学等の支援に関する規則……規則36
15　身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置について（申合せ）……規則37
16　社会貢献活動に従事したことに関する証明書発行要項……規則38
17　課外活動を行ったことに関する証明書発行要項……規則39
18　期末試験等における不正行為の取扱いについて……規則40
19　広島大学研究生規則……規則40
　※広島大学研究生規則医学部取扱内規……規則42
20　広島大学外国人研究生規則……規則42
21　広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する細則……規則44
22　広島大学東千田キャンパスの構内交通に関する細則……規則48
23　広島大学におけるハラスメントの防止等に関する規則……規則52
24　広島大学学部生の大学院授業科目の履修に関する細則……規則53
25　学業に関する評価の取扱いについて……規則54
26　気象警報の発表，公共交通機関の運休又は事件・事故等の場合における
　授業等の取扱いについて……規則56
27　広島大学霞地区体育館使用細則……規則57
28　広島大学医学部自治会会則……規則58
　広島大学医学部自治会細則……規則60
　広島大学医学部自治会運動部および文化部細則……規則61

○広島大学通則

（平成16年4月1日規則第2号）

広島大学通則

目次

第1章　総則（第1条－第9条）
第2章　入学（第10条－第18条）
第3章　教育課程（第19条－第27条）
第4章　他の大学等における授業科目の履修（第28条－第31条）
第5章　休学及び退学（第32条－第35条）
第6章　転学部，転学科及び転学（第36条－第38条）
第7章　賞罰及び除籍（第39条－第43条）
第8章　卒業及び学位の授与（第44条－第46条）
第9章　授業料（第47条－第51条）
第10章　研究生，科目等履修生，短期国際交流学生及び外国人特別学生等（第52条－第54条）
第11章　厚生施設等（第55条・第56条）
附則

## 第1章　総則

（趣旨）

第1条　この通則は，広島大学学則（平成16年4月1日規則第1号）第18条の規定に基づき，広島大学（以下「本学」という。）の学部の学生の修学に関し必要な事項を定めるものとする。

（学科，類及びコース）

第2条　本学の学部に，次の学科又は類を置く。

| | |
|---|---|
| 総合科学部 | 総合科学科 |
| | 国際共創学科 |
| 文学部 | 人文学科 |
| 教育学部 | 第一類（学校教育系） |
| | 第二類（科学文化教育系） |
| | 第三類（言語文化教育系） |
| | 第四類（生涯活動教育系） |
| | 第五類（人間形成基礎系） |
| 法学部 | 法学科 |
| 経済学部 | 経済学科 |
| 理学部 | 数学科 |
| | 物理学科 |
| | 化学科 |
| | 生物科学科 |
| | 地球惑星システム学科 |
| 医学部 | 医学科 |
| | 保健学科 |
| 歯学部 | 歯学科 |
| | 口腔健康科学科 |
| 薬学部 | 薬学科 |
| | 薬科学科 |
| 工学部 | 第一類（機械・輸送・材料・エネルギー系） |
| | 第二類（電気電子・システム情報系） |
| | 第三類（応用化学・生物工学・化学工学系） |
| | 第四類（建設・環境系） |
| 生物生産学部 | 生物生産学科 |
| 情報科学部 | 情報科学科 |

2　法学部及び経済学部は昼夜開講制とし，昼間に授業を行うコース（以下「昼間コース」という。）及び主として夜間に授業を行うコース（以下「夜間主コース」という。）を置く。

（教育研究上の目的）

第2条の2　学部は，本学の理念に立脚し，それぞれ固有の教育目標を明確に掲げるとともに，その目標を達成するための教育研究を通じて，基礎力と応用力を兼ね備えた柔軟性に富む人材を育成することを目的とする。

2　学部，学科，類等ごとの教育研究上の目的については，各学部細則で定める。

（収容定員）

第3条　本学の収容定員は，別表のとおりとする。

（修業年限）

第4条　本学の修業年限は，4年とする。ただし，医学部医学科，歯学部歯学科及び薬学部薬学科にあっては，6年とする。

第5条　第52条の2に規定する本学の科目等履修生として，一定の単位を修得した者が本学に入学した場合において，当該単位の修得により当該学部の教育課程の一部を履修したと認められるときは，修得した単位数その他の事項を勘案して学部が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし，その期間は，当該学部の修業年限の2分の1を超えないものとする。

（在学年限）

第6条　本学の学部（医学部医学科，歯学部歯学科，薬学部薬学科及び工学部を除く。）の在学年限は，8年とする。

2　医学部医学科，歯学部歯学科及び薬学部薬学科の在学年限は，12年とする。

3　工学部の在学年限は，6年とする。

（学年）

第7条　学年は，4月1日に始まり，翌年3月31日に終わる。

（学期）

第8条　学年は，前期及び後期の2期に分け，前期を4月1日から9月30日まで，後期を10月1日から翌年3月31日までとする。

2　前項に定める各学期は，前半及び後半に分けることができる。

3　前期の前半を第1ターム，後半を第2ターム，後期の前半を第3ターム，後半を第4タームとする。

（休業日）

第9条　学年中の定期休業日は，次のとおりとする。

(1)　日曜日及び土曜日

(2)　国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3)　春季休業　4月1日から4月7日まで

(4)　夏季休業　8月11日から9月30日まで

(5)　冬季休業　12月26日から翌年1月5日まで

2　学長は，特別の事情があるときは，前項第3号から第5号までの休業日を変更することができる。

3　臨時の休業日は，その都度別に定める。

4　特別の事情があるときは，前3項に定める休業日に授業を実施することができる。

## 第2章　入学

（入学の時期）

第10条　入学の時期は，学年の始めとする。

2　前項の規定にかかわらず，学期の始めに入学させることができる。

（入学資格）

第11条　本学に入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2)　通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者

(3)　外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4)　専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(5)　文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(6)　文部科学大臣の指定した者

(7)　高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(8)　学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第2項の規定により大学に入学した者であって，本学において，大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(9)　本学において，個別の入学資格審査により，高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で，18歳に達したもの

（入学出願手続）

第12条　本学に入学を志願する者は，所定の期間内に，検定料17,000円（夜間主コースにあっては 10,000 円）を納付の上，別に定める書類（以下「出願書類」という。）を本学に提出しなければならない。

2　第13条に規定する入学試験において，出願書類等による選抜（以下「第1段階目の選抜」という。）を行い，その合格者に限り学力検査その他による選抜（以下「第2段階目の選抜」という。）を行う場合の検定料の額は，前項の規定にかかわらず，第1段階目の選抜に係る額は4,000円（夜間主コースにあっては2,200円）とし，第2段階目の選抜に係る額は13,000円（夜間主コースにあっては7,800円）とする。

3　第1項の規定は，第14条，第18条又は第38条の規定により入学を志願する場合について準用する。ただし，検定料の額は，30,000円（夜間主コースにあっては18,000円）とする。

（検定料の免除）

第12条の2　前条の規定にかかわらず，特別の事情がある者には，検定料を免除することができる。

2　検定料の免除に関し必要な事項は，別に定める。

（入学試験）

第13条　入学志願者に対しては，入学試験を行う。

2　前項の入学試験については，別に定める。

（学士入学及び再入学）

第14条　本学は，次の各号のいずれかに該当する者については，前条の規定にかかわらず，選考の上，学士入学として入学を許可することができる。

(1)　本学の一の学部を卒業して，更に同一学部の他の学科若しくは類又は他の学部に入学を願い出た者

(2)　他の大学の学部を卒業し本学に入学を願い出た者
(3)　学校教育法第104条第7項の規定により独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与され本学に入学を願い出た者
2　本学は，前条及び前項の規定にかかわらず，本学を退学し同一学部に入学を願い出た者については，選考の上，再入学として入学を許可することができる。
3　前2項による入学者の既修得単位，修業年限及び在学年限の認定は，当該学部の教授会の議を経て，学部長が行う。
(合格者の決定)
第15条　入学を許可すべき者は，各学部の教授会の議を経て，学長が決定する。
(入学手続)
第16条　入学の許可を受けようとする者は，指定の期日までに，別に定める書類(以下「入学手続書類」という。)を提出するとともに，入学料282,000円(夜間主コースにあっては141,000円)を納付しなければならない。
(入学料の免除及び徴収猶予)
第16条の2　前条の規定にかかわらず，特別の事情がある者には，入学料の全額又は半額を免除し，又はその徴収を猶予することができる。
2　前条の規定にかかわらず，別に定める広島大学フェニックス奨学制度による奨学生(以下「フェニックス奨学生」という。)には，入学料の全額を免除することができる。
3　前2項に定めるもののほか，入学料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は，別に定める。
(入学許可)
第16条の3　学長は，第16条の入学手続を完了した者(入学料の免除又は徴収猶予の許可申請中の者及びフェニックス奨学生申請中の者を含む。)に入学を許可する。
(検定料及び入学料の返還)
第17条　既納の検定料及び入学料は，返還しない。
2　前項の規定にかかわらず，次の各号のいずれかに該当するときは，納付した者の申出により，当該各号に規定する額を返還する。
(1)　第13条の入学試験において，第1段階目の選抜を行い，第2段階目の選抜を行う場合に，検定料を納付した者が第1段階目の選抜で不合格となったとき　13,000円(夜間主コースにあっては7,800円)
(2)　第12条第1項の規定による一般選抜の出願の受付後に，検定料を納付した者が大学入学共通テストの受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明したとき　13,000円(夜間主コースにあっては7,800円)
(3)　検定料を納付した者が出願書類を提出しなかったとき　その検定料相当額
(4)　入学料を納付した者が入学手続書類を提出しなかったとき　その入学料相当額
(編入学)
第18条　本学は，第11条及び第14条の規定にかかわらず，本学の第3年次又は第2年次に入学を志願する者については，試験の上，編入学を許可することができる。
2　編入学の取扱いに関し必要な事項は，別に定める。

## 第3章　教育課程

(教育課程の編成及び履修方法等)
第19条　本学の教育課程は，本学の理念に基づき，学部及び学科又は類等の特色を生かして，教育上の到達目標を達成するために必要な授業科目を開設し，教育プログラムとして，体系的に編成するものとする。
2　授業科目は，教養教育科目及び専門教育科目に区分する。
3　前項に規定する授業科目及びその履修方法は，教養教育に関する規則及び各学部細則で定める。
4　教育課程の履修上の区分として，細目の区分を設ける必要があるときは，教養教育に関する規則及び各学部細則の定めるところによる。
5　教育プログラムに関し必要な事項は，別に定める。
(授業の方法)
第19条の2　授業は，講義，演習，実験，実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
2　前項の授業は，文部科学大臣が別に定めるところにより，多様なメディアを高度に利用して，当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
3　第1項の授業は，外国において履修させることができる。前項の規定により，多様なメディアを高度に利用して，当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても，同様とする。
(単位数の計算の基準)
第19条の3　各授業科目の単位数を定めるに当たっては，1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし，授業の方法に応じ，当該授業による教育効果，授業時間外に必要な学修等を考慮して，次の基準により単位数を計算するものとする。
(1)　講義及び演習については，15時間から30時間までの範囲で規則等(教養教育科目にあっては教養教育に関する規則，専門教育科目にあっては各学部細則をいう。以下同じ。)で定める時間の授業をもって1単位とする。

(2)　実験，実習及び実技については，30 時間から 45 時間までの範囲で規則等で定める時間の授業をもって 1 単位とする。ただし，芸術等の分野における個人指導による実技の授業については，規則等で定める時間の授業をもって 1 単位とすることができる。

(3)　一の授業科目について，講義，演習，実験，実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については，その組み合わせに応じ，前 2 号に規定する基準を考慮して規則等で定める時間の授業をもって 1 単位とする。

2　前項の規定にかかわらず，卒業論文，卒業研究，卒業制作等の授業科目については，これらの学修の成果を評価して単位を与えることが適切と認められる場合には，これらに必要な学修等を考慮して，単位数を定めることができる。

(単位の授与)

第 19 条の 4　一の授業科目を履修した者に対しては，試験及び出席状況により所定の単位を与える。ただし，前条第 2 項の授業科目については，各学部の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(授業科目の成績評価)

第 19 条の 5　授業科目の成績の評価は，秀，優，良，可及び不可の 5 段階とし，秀，優，良及び可を合格，不可を不合格とする。

(履修科目の登録の上限)

第 20 条　学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため，卒業の要件として学生が修得すべき単位数について，学生が 1 年間又は 1 学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は，各学部細則の定めるところによる。

2　各学部細則の定めるところにより，所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については，次学期に単位数の上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(日本語科目及び日本事情に関する科目)

第 21 条　外国人留学生及び外国人留学生以外の学生で外国において相当の期間中等教育を受けたもののために，日本語科目及び日本事情に関する科目を置き，これらに関する授業科目を開設することができる。

2　前項の授業科目は，森戸国際高等教育学院において開設するものとする。

3　前項の規定により履修して単位を修得するときに，卒業の要件として修得すべき単位数のうち，当該授業科目の単位で代えることができる授業科目及び単位数等については，各学部細則の定めるところによる。

(長期にわたる教育課程の履修)

第 22 条　学生が，職業を有している等の事情により，修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは，当該学部において支障のない場合に限り，その計画的な履修(以下「長期履修」という。)を認めることができる。

2　長期履修の取扱いに関し必要な事項は，別に定める。

(教育課程の修了)

第 23 条　学生は，在学中所定の教育課程を修了しなければならない。

2　教育課程の修了は，所定の授業科目を履修の上，単位を修得することによる。

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第 24 条　教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は，教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)及び教育職員免許法施行規則(昭和 29 年文部省令第 26 号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

2　本学において当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類等については，各学部細則の定めるところによる。

(他学部等の授業科目の履修)

第 25 条　学生は，第 23 条第 2 項の所定の授業科目(学部の学生を対象とするものに限る。以下この条において同じ。)のほか，他の学部，研究科，研究科等連係課程実施基本組織，附置研究所，教育本部，全国共同利用施設及び学内共同教育研究施設（以下この条において「他学部等」という。）の授業科目(学部の学生を対象とするものに限る。以下この条において同じ。)を履修することができる。

2　学生が他学部等の授業科目を履修しようとするときは，所属学部及び当該他学部等の定めるところにより履修するものとする。

(大学院授業科目の履修)

第 26 条　学生が，本学大学院に進学を志望し，所属学部が教育上有益と認めるときは，学生が進学を志望する研究科又は研究科等連係課程実施基本組織の長の許可を得て，当該研究科又は研究科等連係課程実施基本組織の授業科目(大学院の学生を対象とするものに限る。以下この条において同じ。)を履修することができる。

2　学生が，本学大学院の授業科目を履修することに関し必要な事項は，別に定める。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第 27 条　本学は，授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

## 第 4 章　他の大学等における授業科目の履修

(学生交流)

第 28 条　学生は，学長の許可を得て他の大学又は短期大学の授業科目を履修することができる。
2　学部が教育上有益と認めるときは，学生が前項により修得した単位を，当該学部の教授会の議を経て，本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
3　前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は，次条第 3 項及び第 4 項，第 30 条第 1 項並びに第 31 条第 1 項及び第 2 項の規定により修得したものとみなし，又は与えることができる単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。
4　他の大学又は短期大学の学生は，学長の許可を得て本学の授業科目を履修することができる。
5　学生交流に関し必要な事項は，別に定める。
（留学等）
第 29 条　学生は，外国の大学又は短期大学で学修しようとするときは，学長の許可を得て留学することができる。
2　前項の留学の期間は，本学の在学期間に算入する。
3　学部が教育上有益と認めるときは，学生が第 1 項により修得した単位を，当該学部の教授会の議を経て，本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
4　前項の規定は，外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。
5　前 2 項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は，前条第 2 項，次条第 1 項並びに第 31 条第 1 項及び第 2 項の規定により修得したものとみなし，又は与えることができる単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。
6　外国の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの学生は，学長の許可を得て本学の授業科目を履修することができる。
7　留学等に関し必要な事項は，別に定める。
（大学以外の教育施設等における学修）
第 30 条　学部が教育上有益と認めるときは，学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を，当該学部の教授会の議を経て，本学における授業科目の履修とみなし，単位を与えることができる。
2　前項の規定により与えることができる単位数は，第 28 条第 2 項，前条第 3 項及び第 4 項並びに次条第 1 項及び第 2 項の規定により修得したものとみなし，又は与えることができる単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。
3　短期大学又は高等専門学校の専攻科等の学生は，学長の許可を得て本学の授業科目を履修することができる。
4　大学以外の教育施設等における学修に関し必要な事項は，別に定める。
（第 1 年次に入学した者の既修得単位等の認定）
第 31 条　学部が教育上有益と認めるときは，本学の第 1 年次に入学した者が入学前に大学又は短期大学（外国の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものを含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を，本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
2　学部が教育上有益と認めるときは，本学の第 1 年次に入学した者が入学前に行った前条第 1 項に規定する学修を，本学における授業科目の履修とみなし，単位を与えることができる。
3　前 2 項の規定により修得したものとみなし，又は与えることができる単位数は，本学において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を除き，第 28 条第 2 項，第 29 条第 3 項及び第 4 項並びに前条第 1 項の規定により修得したものとみなし，又は与えることができる単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。
4　前 3 項の規定による既修得単位等の認定に関し必要な事項は，別に定める。

## 第 5 章　休学及び退学

（休学）
第 32 条　学生が疾病その他やむを得ない事由により引き続き 3 月以上修学できないときは，当該学部長の許可を得て，休学することができる。
2　休学の期間は，引き続き 1 年を超えることができない。ただし，特別の事情があるときは，更に 1 年以内の休学を許可することがある。
3　前 2 項の規定にかかわらず，医学部医学科の学生であって，広島大学大学院規則（平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号）第 17 条第 10 号に該当する者が，大学院医系科学研究科医歯薬学専攻の博士課程に入学するときは，当該学部長の許可を得て，休学することができる。
4　前項の休学期間は，引き続き 4 年を超えることができない。ただし，特別の事情があるときは，更に 1 年以内の休学を許可することがある。

5　第1項及び第2項の規定にかかわらず，文部科学省が実施する日韓共同理工系学部留学生事業により受け入れた韓国人留学生が兵役に服するときは，当該学部長の許可を得て，休学することができる。
6　前項の休学期間は，兵役に服する期間とする。
7　休学期間内であっても，その事由が消滅したときは，当該学部長の許可を得て，復学することができる。
第33条　休学期間(前条第4項及び第6項に規定する休学期間を除く。)は，通算して所属学部の修業年限を超えることができない。
第34条　休学期間は，在学期間に算入しない。
(退学)
第35条　学生が退学しようとするときは，学長に願い出て許可を受けなければならない。

第6章　転学部，転学科及び転学

(転学部)
第36条　学生が他の学部に移ることを志望するときは，所属学部及び志望学部の教授会の議を経て，学長の許可を受けなければならない。
2　転学部の取扱いに関し必要な事項は，別に定める。
(転学科等)
第37条　学生が所属学部内の他の学科又は類に移ることを志望するときは，当該学部長の許可を受けなければならない。
2　法学部又は経済学部の学生が所属学部内の他のコースに移ることを志望するときは，当該学部長の許可を受けなければならない。
(転学)
第38条　他の大学から転学を志願する者については，当該学部の教授会の議を経て，学長が許可する。この場合，既修得単位，修業年限及び在学年限の認定は，当該学部の教授会の議を経て，学部長が行う。
2　学生が他の大学に転学しようとするときは，所属学部の教授会の議を経て，学長の許可を受けなければならない。

第7章　賞罰及び除籍

(表彰)
第39条　学生に表彰に値する行為があるときは，学長は，これを表彰することができる。
2　表彰に関し必要な事項は，別に定める。
(懲戒)
第40条　学生が本学の諸規則に違反し，学内の秩序を乱し，その他学生の本分に反する行為をしたときは，学長は，これを懲戒する。
2　懲戒の種類は，訓告，停学及び退学とする。
3　懲戒に関し必要な事項は，別に定める。
第41条　学生が次の各号のいずれかに該当するときは，懲戒により退学を命ずることができる。
(1)　性行不良で改善の見込みがないと認められる者
(2)　学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
(3)　正当の理由がなくて出席常でない者
(4)　学内の秩序を著しく乱した者
(5)　学生の本分に著しく反した者
第42条　停学が3月以上にわたるときは，その期間は，修業年限に算入しない。
(除籍)
第43条　学生が次の各号のいずれかに該当するときは，学長は，当該学部の教授会の議を経てこれを除籍することができる。
(1)　入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者，半額免除若しくは徴収猶予を許可された者又はフェニックス奨学生に不採用となった者であって，納付すべき入学料を納付しないもの
(2)　所定の在学年限に達して，なお卒業の認定を得られない者
(3)　授業料納付の義務を怠り督促を受けてもなお納付しない者

第8章　卒業及び学位の授与

(卒業の要件)
第44条　第4条に規定する修業年限以上在学し，かつ，所定の授業科目を履修し，各学部において定める卒業の要件として修得すべき単位数(124 単位以上。医学部医学科及び歯学部歯学科にあっては188単位以上，薬学部薬学科にあっては186単位以上(将来の薬剤師としての実務に必要な薬学に関する臨床に係る実践的な能力を培うことを目的として大学の附属病院その他の病院及び薬局で行う実習に係る20単位以上を含む。))を修得した者には，当該学部の教授会の議を経て，学長が卒業を認定する。
2　前項の規定による卒業の要件として修得すべき単位数のうち，第19条の2第2項の授業の方法により修得することができる単位数は次のとおりとする。
(1)　卒業の要件として修得すべき単位数が124単位(医学部医学科及び歯学部歯学科にあっては188単位，薬学部薬学科にあっては186単位。以下同じ。)の場合は，60単位を超えないものとする。
(2)　卒業の要件として修得すべき単位数が124単位を超える場合は，第19条の2第1項の授業の方法によって64単位(医学部医学科及び歯学部歯学科にあっては128単位，薬学部薬学科にあっては126単位)以上の修得がなされていれば，60単位を超えることができる。
(早期卒業)

第45条　本学の学生(医学部医学科，歯学部歯学科及び薬学部薬学科に在学する学生を除く。)で当該学部に3年以上在学したもの(これに準ずるものとして文部科学大臣の定めるものを含む。)が，卒業の要件として修得すべき単位を優秀な成績をもって修得したと認められ，かつ，当該学部において学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第147条に定める要件を満たしている場合には，第4条の規定にかかわらず当該学部の教授会の議を経て，学長が卒業を認定することができる。

(卒業証書及び学位の授与)

第46条　卒業の認定を受けた者には，学長が卒業証書及び学士の学位を授与する。

2　学士の学位の授与に関し必要な事項は，別に定める。

## 第9章　授業料

(授業料)

第47条　授業料の年額は，535,800円(夜間主コースにあっては267,900円)とする。ただし，第22条により長期履修を認められた者については，長期履修を認められた時点における残りの修業年限に相当する年数に授業料の年額を乗じて得た額を当該長期履修の期間の年数で除した額(その額に10円未満の端数があるときは，これを切り上げた額)とする。

2　前項に定める授業料は，前期及び後期に区分し，各期ごとに年額の2分の1に相当する額を納付するものとし，前期にあっては4月，後期にあっては10月に納付しなければならない。

3　前項の規定にかかわらず，前期に係る授業料を納付するときに，当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。

4　入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については，前2項の規定にかかわらず，入学を許可されるときに納付することができる。

5　第2項及び前項の規定にかかわらず，次の各号に掲げる者は，当該各号に掲げる日までに授業料を納付しなければならない。

(1)　特別の事情により期の中途において入学，復学，転学，編入学又は再入学した者　月割計算によるその期の額をそれぞれの許可日の属する月の末日

(2)　学年の中途で卒業する者　月割計算によるその期の額を，第2項に定める各期の納付期日

(3)　月割分納を許可された者　その月の末日。ただし，末日が休業期間中にある場合は，当該休業期間の開始する日の前日

(4)　免除，徴収猶予及び月割分納の許可を取り消され，又は猶予期間満了の者　許可の取消し，又は猶予期間満了の日の属する月の末日

6　前項各号に定める月割の計算による額は，第1項に定める授業料の年額の12分の1に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは，これを切り上げた額)とする。

7　既に長期履修を認められている者が長期履修の期間を短縮することを認められたときは，当該短縮後の期間に応じて第1項ただし書の規定により定められた授業料に当該者が在学した期間の年数(その期間に1年に満たない端数があるときは，これを切り上げた年数。以下同じ。)を乗じて得た額から当該者が在学した期間(学年の中途にあっては，当該学年の終了までの期間とする。以下同じ。)に納付すべき授業料の総額を控除した額を，長期履修の期間の短縮を認められた時に納付するものとする。ただし，当該短縮後の期間が修業年限に相当する期間のときは，第1項本文に定める授業料に当該者が在学した期間の年数を乗じて得た額から当該者が在学した期間に納付すべき授業料の総額を控除した額を納付するものとする。

8　所定の期日までに授業料を納付しないときは，掲示等により本人及び父母等に督促する。

(授業料の免除及び徴収猶予)

第48条　経済的理由により納付が困難であり，かつ，学業優秀と認められる学生又は特別の事情により授業料の納付が著しく困難であると認められる学生に対しては，授業料の全額若しくは半額を免除し，又はその徴収を猶予し，若しくは月割分納を許可することができる。

2　前項に定めるもののほか，フェニックス奨学生に対しては，授業料の全額を免除することができる。

3　前2項に定めるもののほか，別に定める広島大学光り輝く奨学制度による奨学生に対しては，授業料の全額を免除することができる。

4　前3項に定めるもののほか，授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は，別に定める。

(休学者の授業料)

第49条　休学中は，授業料を免除する。

(退学者等の授業料)

第50条　退学又は懲戒退学の者もその期の授業料は，納付しなければならない。

2　停学を命ぜられた者は，その期間中も授業料を納付しなければならない。

(授業料の返還)

第51条　既納の授業料は，返還しない。

2　前項の規定にかかわらず，授業料を納付した者が次の各号のいずれかに該当するときは，納付した者(第4号にあっては父母等)の申出により，当該各号に規定する授業料に相当する額を返還する。

(1)　入学の時期までに入学を辞退したとき　授業料の全額

(2)　休学を許可されたとき　その許可された期間の授業料に相当する額
(3)　9月30日以前に退学を許可されたとき　後期分の授業料に相当する額
(4)　死亡したとき　死亡した日の属する月の翌月以降の授業料に相当する額

第10章　研究生，科目等履修生，短期国際交流学生及び外国人特別学生等

(研究生)

第52条　本学の学生以外の者で，本学において特定の事項について研究することを志願するものがあるときは，教育研究に支障のない場合に限り，選考の上，研究生として入学を許可することができる。

2　研究生に関し必要な事項は，別に定める。

(科目等履修生)

第52条の2　本学の学生以外の者で，本学において一又は複数の授業科目を履修することを志願するものがあるときは，教育研究に支障のない場合に限り，選考の上，科目等履修生として入学を許可することができる。

2　科目等履修生に関し必要な事項は，別に定める。

(短期国際交流学生)

第52条の3　外国の大学等の学生で，外国の大学等の教育課程の一環として，本学が実施する研修を受けることを志願するものがあるときは，教育研究に支障のない場合に限り，選考の上，短期国際交流学生として入学を許可することができる。

2　外国の大学等とは，次の各号に掲げるものとする。
(1)　外国の大学又は短期大学(大学以外の高等教育機関を含む。)
(2)　外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するもの
(3)　国際連合大学(国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立されたものをいう。)

3　短期国際交流学生に関し必要な事項は，別に定める。

(外国人特別学生)

第53条　第13条，第14条及び第18条の規定によらないで入学を志願する外国人は，外国人特別学生として選考の上，入学を許可することができる。

(履修証明プログラム)

第53条の2　本学の教育研究上の資源を活かし，社会人等への学習の機会を積極的に提供するため，本学に学校教育法第105条に規定する特別の課程として履修証明プログラムを開設することができる。

2　履修証明プログラムに関し必要な事項は，別に定める。

(公開講座)

第54条　本学の教育研究を広く社会に開放し，地域住民への学習の機会を積極的に提供するため，本学に公開講座を開設することができる。

2　公開講座に関し必要な事項は，別に定める。

第11章　厚生施設等

(厚生施設)

第55条　本学に，学生宿舎その他の厚生施設を設ける。

2　前項の施設に関し必要な事項は，別に定める。

(雑則)

第56条　学部長は，学部細則を改正したときは，学長に報告するものとする。

2　この通則に定めるもののほか，学部の学生の修学に関し必要な事項は，別に定める。

附　則

1　この通則は，平成16年4月1日から施行する。

2　法学部夜間主コース及び学部の収容定員並びに全学部の収容定員は，別表の規定にかかわらず，平成16年度から平成18年度までにあっては，次の表のとおりとする。

| 学部名 | 学科等名 | 収容定員 | | |
|---|---|---|---|---|
| | | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 |
| 法学部 | 法学科夜間主コース | 270 | 240 | 210 |
| | 計 | 850 | 820 | 790 |
| 総　計 | | 9,840 | 9,790 | 9,760 |

3　経済学部夜間主コース及び学部の収容定員，生物生産学部の収容定員並びに全学部の収容定員は，別表の規定にかかわらず，平成16年度にあっては，次の表のとおりとする。

| 学部名 | 学科等名 | 収容定員 |
|---|---|---|
| 経済学部 | 経済学科夜間主コース | 270 |
| | 計 | 890 |
| 生物生産学部 | 生物生産学科 | 390 |
| | 計 | 390 |
| 総　計 | | 9,840 |

4　平成15年度以前に入学した学生の教育課程及び卒業要件等については，この通則の規定にかかわらず，なお従前の例による。

5　平成16年4月1日以降において在学者の属する年次に編入学，学士入学，転入学又は再入学する者の教育課程における旧広島大学通則(昭和26年10月1日制定。以下「旧規程」という。)については，この通則の施行後もなおその効力を有する。

6　この通則の施行の際旧規程附則により存続するものとされた学部，学科及び課程については，なお存続するものとする。

7　医学部の医学科及び学部並びに全学部の入学定員並びにその収容定員は，別表の規定にかかわらず，令和２年度から令和８年度までにあっては，次の表のとおりとする。

| 年度 | 入学定員 | | | 収容定員 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 医学科 | 医学部計 | 総計 | 医学科 | 医学部計 | 総計 |
| 令和２年度 | 118 | 238 | 2,336 | 718 | 1,198 | 9,922 |
| 令和３年度 | 118 | 238 | 2,336 | 716 | 1,196 | 9,930 |
| 令和４年度 | | | | 701 | 1,181 | 9,915 |
| 令和５年度 | | | | 686 | 1,166 | 9,900 |
| 令和６年度 | | | | 671 | 1,151 | 9,885 |
| 令和７年度 | | | | 656 | 1,136 | 9,870 |
| 令和８年度 | | | | 643 | 1,123 | 9,857 |

8　医学部の医学科及び学部並びに全学部の入学定員並びにその収容定員は，別表の規定にかかわらず，令和４年度から令和９年度までにあっては，次の表のとおりとする。

| 年度 | 入学定員 | | | 収容定員 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 医学科 | 医学部計 | 総計 | 医学科 | 医学部計 | 総計 |
| 令和４年度 | 118 | 238 | 2,336 | 714 | 1,194 | 9,928 |
| 令和５年度 | | | | 699 | 1,179 | 9,913 |
| 令和６年度 | | | | 684 | 1,164 | 9,898 |
| 令和７年度 | | | | 669 | 1,149 | 9,883 |
| 令和８年度 | | | | 656 | 1,136 | 9,870 |
| 令和９年度 | | | | 643 | 1,123 | 9,857 |

（略）

附　則

1　この規則は，令和５年４月１日から施行する。

2　医学部の医学科及び学部の入学定員並びに全学部の入学定員並びに教育学部の第一類（学校教育系）及び学部の収容定員，医学部の医学科及び学部の収容定員，情報科学部の情報科学科及び学部の収容定員並びに全学部の収容定員は，この規則による改正後の広島大学通則別表の規定にかかわらず，令和５年度から令和10年度までにあっては，次の表のとおりとする。

| 学部名 | 学科等名 | 入学定員 | 収容定員 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 令和５年度 | 令和５年度 | 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 | 令和９年度 | 令和10年度 |
| 教育学部 | 第一類（学校教育系） | | | 608 | 588 | 568 | | | |
| | 計 | | | 1,760 | 1,740 | 1,720 | | | |
| 医学部 | 医学科 | 118 | | 712 | 697 | 682 | 669 | 656 | 643 |
| | 計 | 238 | | 1,192 | 1,177 | 1,162 | 1,149 | 1,136 | 1,123 |
| 情報科学部 | 情報科学科 | | | 400 | 470 | 540 | | | |
| | 計 | | | 400 | 470 | 540 | | | |
| 総　計 | | 2,386 | | 9,976 | 10,011 | 10,046 | 10,083 | 10,070 | 10,057 |

別表（第３条関係）

収容定員

| 学部名 | 学科等名 | | 入学定員 | 編入学定員 | 収容定員 |
|---|---|---|---|---|---|
| 総合科学部 | 総合科学科 | | 120 | | 480 |
| | 国際共創学科 | | 40 | | 160 |
| | 計 | | 160 | | 640 |
| 文学部 | 人文学科 | | 130 | 10 | 540 |
| | 計 | | 130 | 10 | 540 |
| 教育学部 | 第一類（学校教育系） | | 137 | | 548 |
| | 第二類（科学文化教育系） | | 82 | | 328 |
| | 第三類（言語文化教育系） | | 73 | | 292 |
| | 第四類（生涯活動教育系） | | 81 | | 324 |
| | 第五類（人間形成基礎系） | | 52 | | 208 |
| | 計 | | 425 | | 1,700 |
| 法学部 | 法学科 | 昼間コース | 140 | 10 | 580 |
| | | 夜間主コース | 30 | 10 | 140 |
| | | 計 | 170 | 20 | 720 |
| 経済学部 | 経済学科 | 昼間コース | 150 | 5 | 610 |
| | | 夜間主コース | 45 | 5 | 190 |
| | | 計 | 195 | 10 | 800 |
| 理学部 | | | | | |
| | 数学科 | | 47 | 10 | 188 |
| | 物理学科 | | 66 | | 264 |
| | 化学科 | | 59 | | 236 |
| | 生物科学科 | | 34 | | 136 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 地球惑星システム学科 | 24 | | 96 |
| | 計 | 230 | 10 | 940 |
| 医学部 | 医学科 | 105 | | 630 |
| | 保健学科 | 120 | | 480 |
| | 計 | 225 | | 1,110 |
| 歯学部 | 歯学科 | 53 | | 318 |
| | 口腔健康科学科 | 40 | | 160 |
| | 計 | 93 | | 478 |
| 薬学部 | 薬学科 | 38 | | 228 |
| | 薬科学科 | 22 | | 88 |
| | 計 | 60 | | 316 |
| 工学部 | 第一類(機械・輸送・材料・エネルギー系) | 150 | 5 | 610 |
| | 第二類(電気電子・システム情報系) | 90 | 3 | 366 |
| | 第三類(応用化学・生物工学・化学工学系) | 115 | 4 | 468 |
| | 第四類(建設・環境系) | 90 | 3 | 366 |
| | 計 | 445 | 15 | 1,810 |
| 生物生産学部 | 生物生産学科 | 90 | 10 | 380 |
| | 計 | 90 | 10 | 380 |
| 情報科学部 | 情報科学科 | 150 | 5 | 610 |
| | 計 | 150 | 5 | 610 |
| 総　計 | | 2,373 | 80 | 10,044 |

○広島大学医学部細則

(平成 16 年 6 月 10 日学部長決裁)

改正　平成 17 年 1 月 13 日　一部改正　平成 18 年 3 月 31 日　一部改正
平成 18 年 12 月 7 日　一部改正　平成 19 年 12 月 6 日　一部改正
平成 20 年 3 月 5 日　一部改正　平成 20 年 12 月 4 日　一部改正
平成 21 年 8 月 26 日　一部改正　平成 21 年 12 月 3 日　一部改正
平成 22 年 3 月 19 日　一部改正　平成 23 年 2 月 3 日　一部改正
平成 24 年 3 月 19 日　一部改正　平成 25 年 3 月 19 日　一部改正
平成 26 年 3 月 27 日　一部改正　平成 27 年 3 月 19 日　一部改正
平成 28 年 3 月 17 日　一部改正　平成 28 年 10 月 13 日　一部改正
平成 29 年 3 月 17 日　一部改正　平成 30 年 3 月 19 日　一部改正
令和元年 6 月 20 日　一部改正　令和 2 年 3 月 5 日　一部改正
令和 3 年 2 月 9 日　一部改正　令和 3 年 5 月 13 日　一部改正

広島大学医学部細則

(趣旨)

第 1 条　広島大学医学部(以下「本学部」という。)の学生の修学については，広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)，広島大学教育プログラム規則(平成 18 年 2 月 14 日規則第 5 号)及び広島大学教養教育科目履修規則(平成 18 年 2 月 14 日規則第 6 号。以下「教養教育科目履修規則」という。)に定めるもののほか，この細則の定めるところによる。

(学科及び専攻)

第 2 条　本学部に，次の学科及び専攻を置く。

医学科

保健学科

看護学専攻

理学療法学専攻

作業療法学専攻

(教育研究上の目的)

第 3 条　本学部は，医学・医療、保健、福祉の実践者にふさわしい豊かな人間性と幅広い教養を身につけ，専門職となるための基礎的知識，技能，態度を習得し，さらには科学的思考力と創造性に富み，地域の医療にも関心が深く，かつ国際性豊かな人材を育成することを目的とする。

2　各学科の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は，次のとおりとする。

(1) 医学科は，医師及び医学研究者を育成し，社会に貢献することを目的とする。
(2) 保健学科は，看護師・保健師・助産師，理学療法士及び作業療法士領域の優れた人材を育成し，社会に貢献することを目的とする。

(保健学科の各専攻の入学定員)

第3条の2　保健学科の各専攻の入学定員は次のとおりとする。

(1)　看護学専攻　60人
(2)　理学療法学専攻 30人
(3)　作業療法学専攻　30人

(教育課程)

第4条　本学部の教育課程は，教育上の到達目標を達成するために必要な授業科目により，主専攻プログラムとして，体系的に編成する。

2　本学部が開設する主専攻プログラムは，次の表のとおりとする。

| 学科名 | 専攻名 | 主専攻プログラム名 |
|---|---|---|
| 医学科 | — | 医学プログラム |
| 保健学科 | 看護学専攻 | 看護学プログラム |
| | 理学療法学専攻 | 理学療法学プログラム |
| | 作業療法学専攻 | 作業療法学プログラム |

3　医学科に広島大学医学部医学科・大学院医系科学研究科連携MD-PhDコース（以下MD-PhDコースという。）を置く。

4　MD-PhDコースに関し必要な事項は，別に定める。

(授業科目及び履修方法)

第5条　授業科目は，教養教育科目及び専門教育科目に区分する。

2　教養教育科目の授業科目及び履修方法は，教養教育科目履修規則及び別表第1のとおりとする。

3　専門教育科目の授業科目及び履修方法は，別表第2のとおりとする。

(履修手続)

第6条　各学期に開講する授業科目及び担当教員名等は，その学期の始めに公示する。

第7条　学生は，履修しようとする授業科目について，各学期の指定する期間に所定の手続を行わなければならない。

2　学生は，他の学部の授業科目を履修しようとするときは，当該学部の定めるところにより履修するものとする。

第8条　他学部の学生は，本学部の授業科目を履修しようとするときは，前条第1項の手続を行わなければならない。

(修得単位数の少ない学生の履修指導)

第9条　指導教員は，修得単位数の少ない学生に対し，履修促進のための適切な指導を行うものとする。

(履修科目の登録の上限)

第9条の2　1年次に卒業要件単位として登録することができる教養教育科目の単位数は，46単位を上限とする。ただし，集中講義の授業科目の単位を除く。

2　前項の規定にかかわらず，1年次前期において20単位以上履修し，GPAが75以上の学生については前項に定める単位数の上限を超えて登録を認めるものとする。

(第1年次に入学した者の既修得単位等の認定)

第10条　広島大学既修得単位等の認定に関する細則(平成16年4月1日副学長(教育・学生担当)決裁)第2条第1項の規定に基づき定める第1年次に入学した者の既修得単位等の認定単位数は，別に定める。

2　前項の規定にかかわらず，広島大学での既修得単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)の認定については，広島大学医学部教授会(以下「教授会」という。)の議を経て学部長が行う。

3　既修得単位等の認定を受けようとする者は，入学した年度の6月30日までに学部長に申請しなければならない。

(日本語科目及び日本事情に関する科目)

第11条　外国人留学生及び外国人留学生以外の学生で，外国において相当の期間中等教育を受けたものが，日本語科目及び日本事情に関する科目に関する授業科目を履修して単位を修得した場合は，当該授業科目の単位を卒業の要件として修得すべき教養教育科目の単位に代えることができる。

2　前項の授業科目及び単位数については，別に定める。

(教育課程の修了)

第12条　教育課程の修了は，所定の試験に合格し，別表第1及び別表第2に規定する単位を修得することによる。

(単位数の計算の基準)

第13条　各授業科目の単位数は，授業の方法に応じ，次の基準により計算するものとする。

(1)　講義は，15時間の授業をもって1単位とする。
(2)　演習は，15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。
(3)　実験及び実習は，30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。

(試験)

第14条　試験は，科目試験及び論文試験とする。

2　試験は，原則として当該授業科目の授業の終了した学期末に行う。ただし，授業科目によりレポート又は平常の成績をもって試験の成績に代えることがある。

3　試験の方法及び期日は，あらかじめ発表する。
4　授業実施時数の 3 分の 2 以上の出席を満たさない場合は，受験を認めない。ただし，所定の手続を経て欠席した場合で，その欠席が病気その他のやむを得ない事由によると認められるときは，当該授業科目担当教員の判断によるものとする。

（到達度の評価）

第 15 条　通則第 19 条の 5 に規定する成績評価のほか，教育プログラムの到達目標への到達度の評価を行う。
2　前項の到達度の評価は，別に定める教育プログラムの学習の成果の評価項目と評価基準に基づき，「極めて優秀」，「優秀」及び「良好」の 3 段階で行う。

（教員免許）

第 16 条　保健学科看護学専攻の学生は，所定の授業科目を履修し，教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）及び教育職員免許法施行規則（昭和 29 年文部省令第 26 号）に定める所要の単位を修得したときは，次に掲げる教育職員の普通免許状授与の所要資格を得ることができる。

免許状の種類　養護教諭一種免許状

2　前項に定める授業科目及びその履修方法については，別に定める。

（休学）

第 17 条　学生は，休学しようとするときは，所定の書類を学部長に提出し，その許可を得なければならない。
2　学生は，休学期間を短縮しようとするときは，所定の書類を学部長に提出し，その許可を得なければならない。

（退学）

第 18 条　学生は，退学しようとするときは，所定の書類を学部長に提出し，学長の許可を得なければならない。

（転学）

第 19 条　学生は，他の大学に転学しようとするときは，所定の書類を学部長に提出し，学長の許可を得なければならない。
2　他の大学から本学部に転学を志望する者は，所定の書類を学部長に提出し，教授会の議を経て，学長の許可を得なければならない。

（登録プログラムの変更）

第 20 条　学生は，本学部の他の主専攻プログラムに登録の変更をしようとするときは，転学科又は転専攻の許可を得なければならない。
2　転学科又は転専攻について必要な事項は，別に定める。
3　学生は，他の学部の主専攻プログラムに登録の変更をしようとするときは，広島大学転学部の取扱いに関する細則（平成 16 年 4 月 1 日副学長（教育・学生担当）決裁）の規定に基づき，事前に転学部の許可を得なければならない。

（卒業の要件）

第 21 条　本学部の卒業の要件は，本学部に通則第 4 条に規定する修業年限以上在学し，かつ，別表第 1 及び別表第 2 に定める教育課程における所定の単位を修得することとする。

第 22 条　削除

（雑則）

第 23 条　この細則に定めるもののほか，本学部の学生の修学に関し必要な事項は，別に定める。

附　則

1　この細則は，平成 16 年 6 月 10 日から施行し，平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

（略）

附　則（令和 3 年 5 月 13 日　一部改正）

1　この細則は，平成 3 年 5 月 13 日から施行する。
2　令和 3 年度以前に入学した学生の教育課程等は，この細則による改正後の広島大学医学部細則の規定にかかわらず，なお従前の例による。

別表第 1（第 5 条第 2 項及び第 12 条関係）

教養教育科目履修基準表

医学科

［別紙参照］

保健学科看護学専攻

［別紙参照］

保健学科理学療法学専攻

［別紙参照］

保健学科作業療法学専攻

［別紙参照］

別表第 2（第 5 条第 3 項及び第 12 条関係）

専門教育科目履修基準表
　医学科
［別紙参照］
　保健学科看護学専攻
［別紙参照］
　保健学科理学療法学専攻
［別紙参照］
　保健学科作業療法学専攻
［別紙参照］



## ○広島大学学生交流規則

（平成 16 年 4 月 1 日規則第 7 号）

広島大学学生交流規則

目次

第 1 章　総則（第 1 条・第 2 条）
第 2 章　派遣学生（第 3 条－第 10 条）
第 3 章　特別聴講学生（第 11 条－第 18 条）
第 4 章　雑則（第 19 条）
附則

### 第 1 章　総則

（趣旨）

第 1 条　この規則は，広島大学通則（平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号）第 28 条第 5 項，第 29 条第 7 項，第 30 条第 4 項及び広島大学大学院規則（平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号）第 35 条第 4 項の規定に基づき，広島大学（以下「本学」という。）における派遣学生及び特別聴講学生の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条　この規則において「派遣学生」とは，本学に在学中の学生で，本学の教育課程の一環として他の大学等の授業科目を履修するもの（外国の大学又は短期大学（大学以外の高等教育機関を含む。以下「外国の大学等」という。）へ留学するもの，外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修するもの及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和 51 年法律第 72 号）第 1 条第 2 項に規定する 1972 年 12 月 11 日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の教育課程における授業科目を履修するものを含む。）をいう。

2　この規則において「特別聴講学生」とは，他の大学等に在学中の学生で，その大学等の教育課程の一環として本学の授業科目を履修するものをいう。

3　この規則において「他の大学等」とは，次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1)　本学と学生の交流を行う大学，短期大学（専攻科を含む。以下同じ。）又は高等専門学校（専攻科を含む。以下同じ。）

(2)　外国の大学等又は外国の大学若しくは短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するもの

(3)　国際連合大学

4　この規則において「大学間協議」とは，学生を交流するに当たって，あらかじめ本学と他の大学等との間で，履修できる授業科目の範囲，対象となる学生数，単位の認定方法，授業料等の費用の取扱い方法，その他必要とされる具体的な措置に関して行う協議をいう。

5　この規則において「部局間協議」とは，学生を交流するに当たって，あらかじめ本学の学部又は研究科(以下「学部等」という。)と他の大学等との間で，履修できる授業科目の範囲，対象となる学生数，単位の認定方法，授業料等の費用の取扱い方法，その他必要とされる具体的な措置に関して行う協議をいう。

## 第2章　派遣学生

(取扱いの要件)

第3条　派遣学生の取扱いは，原則として大学間協議又は部局間協議が成立したものについて行う。

2　前項の大学間協議は，学部にあっては学部の教授会，研究科にあっては研究科の教授会(以下「当該教授会」という。)の議を経て，学長が行う。

3　第1項の部局間協議は，当該教授会の議を経て，当該学部等の長が行う。

(出願手続)

第4条　派遣学生を志願する者は，所定の願書に大学間協議又は部局間協議により決定した事項を記載した書類を添えて，学長に願い出なければならない。

2　出願の時期は，大学間協議又は部局間協議の定めるところによる。

(派遣の許可)

第5条　派遣学生の願い出があったときは，当該教授会の議を経て，学長が派遣を許可する。

2　学長は，他の大学等の授業科目を履修することを認めたときは，当該他の大学等の長に必要書類を添えて学生の受入れを依頼するものとする。ただし，部局間協議によるものについては，当該学部等の長が当該他の大学等の長に依頼するものとする。

(履修期間)

第6条　派遣学生の履修期間は，1学期又は1学年間とする。

2　前項の規定にかかわらず，学長が事情やむを得ないと認めたときは，当該他の大学等の長と協議の上(部局間協議によるものについては，当該学部等の長が当該他の大学等の長と協議の上)，履修期間を変更することができる。ただし，履修期間は，通算して2年を超えることができない。

(在学期間への算入)

第7条　前条に規定する履修期間は，本学の在学期間に算入する。

(履修報告書の提出)

第8条　派遣学生は，履修期間が終了したときは，直ちに(外国の大学等へ留学する学生については，帰国の日から1月以内に)所属の学部等の長を経て，学長に履修報告書を提出しなければならない。

(授業料等)

第9条　派遣学生は，本学に正規の授業料を納付するものとする。

2　派遣学生の受入大学等における授業料等の費用の取扱いは，大学間協議又は部局間協議により定めるものとする。

3　前項の規定により，派遣学生が受入大学等における授業料等の費用を負担する場合は，第1項の規定にかかわらず，当該大学間協議又は部局間協議ごとに理事(グローバル化担当)が定める期間，本学の授業料を徴収しないことができる。

(派遣の許可の取消し)

第10条　学長は，派遣学生がその履修の実が上がらないと認められるとき，その本分に反する行為があると認められるとき，又は授業料等の納付の義務を怠ったときは，当該他の大学等の長と協議の上(部局間協議によるものについては，当該学部等の長が当該他の大学等の長と協議の上)，派遣の許可を取り消すことがある。

## 第3章　特別聴講学生

(取扱いの要件等の準用)

第11条　第3条，第5条第1項，第6条及び第10条の規定は，特別聴講学生に準用する。この場合において，第3条，第5条第1項，第6条及び第10条中「派遣学生」とあるのは「特別聴講学生」と，第5条中「派遣」とあるのは「受入れ」と，第10条中「派遣の許可」とあるのは「受入れの許可」と読み替えるものとする。

2　前項の場合において，特別聴講学生が歯学部と外国の大学との間で成立した部局間協議に基づき受入れる学生であるときは，第6条第1項中「1学期又は1学年間」とあるのは「4学年間」と，同条第2項ただし書中「2年」とあるのは「5年」と読み替えるものとする。

3　第1項の場合において，本学とアリゾナ州立大学との間で成立した大学間協議に基づきアリゾナ州立大学サンダーバードグローバル経営学部広島大学グローバル校に入学する学生を特別聴講学生として受け入れるときは，第6条第1項中「1学期又は1学年間」とあるのは「2学年間」と読み替えるものとする。

(出願手続)

第12条　特別聴講学生を志願する者(広島大学森戸国際高等教育学院3＋1プログラム若しくは広島大学森戸国際高等教育学院日本語・日本文化オンラインプログラムに志願する者又はアリゾナ州立大学サンダーバードグローバル経営学部広島大学グローバル校に入学する者を除く。)は，次の各号(第4号にあっては，外国籍を有する者に限る。)に掲げる書類を，履修を希望する学期の始まる2月前(外国の大学等の学生の場合は，原則として6月前。ただし，外国の大学等との大学間協議又は部局間協議において定めのある場合は，その期日)までに，所属大学等の長を通じて学長に提出しなければならない。

(1)　本学所定の特別聴講学生願

(2)　在学証明書及び成績証明書

(3)　所属大学等の長の推薦書

(4)　旅券の写し(旅券を有しない場合は，外国籍であることを証明する公的書類)

(受入れの通知)

第13条　学長は，特別聴講学生の受入れを許可したときは，その所属大学等の長を経て本人にその旨を通知するものとする。

第14条　削除

(学業成績証明書の交付)

第15条　学部等の長は，特別聴講学生の学業成績証明書を交付するものとする。

(学生証)

第16条　特別聴講学生は，所定の学生証の交付を受け，常に携帯しなければならない。

(検定料，入学料及び授業料)

第17条　特別聴講学生に係る検定料及び入学料は，徴収しない。

2　特別聴講学生が国立の大学，短期大学又は高等専門学校の学生であるときは，本学での授業料は，徴収しない。

3　特別聴講学生が公立若しくは私立の大学，短期大学若しくは高等専門学校，外国の大学等又は国際連合大学の学生であるときは，履修するそれぞれの学期(前期又は後期)ごとに1単位に相当する授業について14,800円の授業料を所定の期日までに納付しなければならない。ただし，次の各号のいずれかに該当するときは，授業料の納付を要しない。

(1)　公立又は私立の大学，短期大学又は高等専門学校との間で締結した大学間相互単位互換協定において，当該学生の授業料が相互に不徴収とされているとき。

(2)　外国の大学等又は国際連合大学との間で締結した大学間交流協定，部局間交流協定又はこれらに準ずるものにおいて，当該学生の授業料が相互に不徴収とされているとき。

4　前項の規定にかかわらず，特別聴講学生が広島大学森戸国際高等教育学院3＋1プログラムの大学間交流協定に基づき受入れる学生であるときは，履修する期間に応じ次の各号に掲げる授業料を所定の期日までに納付しなければならない。

(1)　3ターム　399,600円

(2)　4ターム　532,800円

5　第3項の規定にかかわらず，特別聴講学生が広島大学森戸国際高等教育学院日本語・日本文化オンラインプログラムの学生であるときは，207,200円の授業料を所定の期日までに納付しなければならない。

6　第3項の規定にかかわらず，特別聴講学生がアリゾナ州立大学サンダーバードグローバル経営学部広島大学グローバル校の学生であるときは，授業料は徴収しない。

7　既納の授業料は，返還しない。

(費用の負担)

第18条　実験，実習に要する費用は，必要に応じ特別聴講学生の負担とする。

## 第4章　雑則

(雑則)

第19条　この規則に定めるもののほか，この規則の実施に関し必要な事項は，学部等が定める。

2　この規則に定めるもののほか，広島大学森戸国際高等教育学院3＋1プログラムの特別聴講学生の取扱いに関し必要な事項は，別に定める。

3　この規則に定めるもののほか，広島大学森戸国際高等教育学院日本語・日本文化オンラインプログラムの特別聴講学生の取扱いに関し必要な事項は，別に定める。

4　この規則に定めるもののほか，アリゾナ州立大学サンダーバードグローバル経営学部広島大学グローバル校に入学する学生を特別聴講学生として受け入れる際の取扱いに関し必要な事項は，別に定める。

附　則

1　この規則は，平成16年4月1日から施行する。

2　この規則の施行の際現に旧広島大学学生交流規程(昭和47年広島大学規程第32号)に基づき許可されている派遣学生及び特別聴講学生については，この規則により許可された派遣学生及び特別聴講学生とみなす。

(略)

附　則(令和5年1月20日規則第6号)

この規則は，令和5年1月20日から施行する。

○広島大学学位規則

（平成16年4月1日規則第8号）

広島大学学位規則

目次

第1章　総則（第1条）
第2章　学位授与の要件及び専攻分野（第2条・第3条）
第3章　博士の学位授与の申請及び学位論文の審査方法等（第4条－第10条）
第4章　博士の学位授与等（第11条－第14条）
第5章　雑則（第15条－第17条）
附則

第1章　総則

（趣旨）

第1条　この規則は，学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条第1項，広島大学通則（平成16年4月1日規則第2号）第46条第2項及び広島大学大学院規則（平成20年1月15日規則第2号）第46条第3項の規定に基づき，広島大学（以下「本学」という。）が行う学位の授与に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章　学位授与の要件及び専攻分野

（学位授与の要件）

第2条　本学を卒業した者には，学士の学位を授与する。

2　本学大学院の課程を修了した者には，修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

3　前2項に定めるもののほか，博士の学位は，本学大学院の博士課程を経ない者であっても学位論文を提出してその審査に合格し，かつ，試問に合格したときにも授与する。

（専攻分野の名称）

第3条　学士の学位を授与するに当たっては，別表第1に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

2　修士及び博士の学位を授与するに当たっては，別表第2に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

3　専門職学位を授与するに当たっては，別表第3に掲げる学位の名称を付記するものとする。

第3章　博士の学位授与の申請及び学位論文の審査方法等

（博士の学位授与の申請及び受理）

第4条　博士の学位の授与の申請に要する学位論文は1編とし，2通を提出するものとする。ただし，別に参考論文を添付することができる。

2　前項の学位論文の審査のため必要があるときは，論文の訳文，模型及び標本等を提出させることができる。

3　第2条第3項に該当する者が，博士の学位の授与を申請する場合は，学位申請書に学位論文，論文目録，論文の要旨，履歴書及び審査手数料57,000円を添え，学位に付記する専攻分野の名称を指定し，研究科又は研究科等連係課程実施基本組織（以下「研究科等」という。）の長を経て学長に提出するものとする。ただし，本学大学院の博士課程に所定の修業年限以上在学し，所定の単位を修得し（博士課程の後期の課程に単位の修得の定めがない場合は，単位の修得を要しない。），かつ，学位論文の作成等に対する指導を受けた後退学した者（以下「本学大学院博士課程の教育課程を終えて退学した者」という。）が，再入学しないで，退学したときから1年以内に博士の学位の授与を申請するときは，審査手数料を免除することができる。

4　前項により学位論文の提出があったときは，学長は，学位に付記する専攻分野の名称により，適当と認める研究科等の教授会（以下「教授会」という。）に審査を付託する。

5　受理した学位論文及び審査手数料は，いかなる理由があってもこれを返還しない。

（審査委員会・試問委員会）

第5条　教授会は，博士の学位論文の審査及び試験を行うため，審査委員3人以上からなる審査委員会を設ける。

2　教授会は，第2条第3項に定める試問を行うため，試問委員3人以上からなる試問委員会を設ける。

3　教授会において必要と認めたときは，当該研究科等若しくは他の研究科等の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員又は試問委員に加えることができる。

（試験及び試問の方法）

第6条　試験は，博士の学位論文を中心として，これに関連ある科目について行うものとする。

2　試問は，筆答試問及び口頭試問により，専攻分野に関し本学大学院において博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認するために行う。

3　前項の試問については，外国語は2種類を課することを原則とする。ただし，教授会が特別な事由があると認めたときは，1種類のみとすることができる。

4　本学大学院博士課程の教育課程を終えて退学した者から研究科等が定める年限内に学位論文を受理したときは，第2条第3項の規定にかかわらず，試問に代えて試験とする。

（審査期間）

第7条　博士の学位論文の審査及び試験又は試問は，学位論文を受理したときか

ら1年以内に終了するものとする。ただし，特別の事由があるときは，教授会の議を経て，その期間を1年以内に限り延長することができる。

（審査委員会・試問委員会の報告）

第8条　審査委員会は，学位論文の審査及び試験を終了したときは，直ちに論文の内容の要旨，論文審査の要旨及び試験の結果の要旨を，文書をもって教授会に報告しなければならない。

2　試問委員会は，試問を終了したときは，直ちにその結果の要旨を，文書をもって教授会に報告しなければならない。

（教授会の審議決定）

第9条　教授会は，前条の報告に基づいて審議の上，博士の学位を授与すべきかどうかを議決する。

2　前項の議決をするには，教授会の構成員（海外出張中及び長期療養中の者を除く。）の3分の2以上の出席を必要とし，かつ，出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

3　教授会において必要と認めたときは，当該研究科等若しくは他の研究科等の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を，この審議に出席させることができる。ただし，その出席者は，議決に加わることはできない。

（教授会の報告）

第10条　教授会が博士の学位を授与できるものとしたときは，研究科等の長は，学位論文とともに論文の内容の要旨，論文審査の結果の要旨及び試験又は試問の結果の要旨を，文書をもって学長に報告しなければならない。

2　教授会が博士の学位を授与できないものとしたときは，研究科等の長は，その旨を文書をもって学長に報告しなければならない。

## 第4章　博士の学位授与等

（博士の学位授与）

第11条　学長は，前条の報告を踏まえ，博士の学位を授与すべき者には，学位記を授与し，博士の学位を授与できない者には，その旨を通知する。

（博士の学位登録）

第12条　本学が博士の学位を授与したときは，学長は，学位簿に登録し，文部科学大臣に報告するものとする。

（学位論文要旨の公表）

第13条　本学が博士の学位を授与したときは，当該博士の学位を授与した日から3月以内に，当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

（学位論文の公表）

第14条　本学において博士の学位を授与された者は，当該博士の学位を授与された日から1年以内に，当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし，当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは，この限りでない。

2　前項の規定にかかわらず，博士の学位を授与された者は，やむを得ない事由がある場合には，学長の承認を受けて，当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において，学長は，その学位論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3　博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は，本学の協力を得て，インターネットの利用により行うものとする。

4　前3項の規定により当該博士の学位の授与に係る論文を公表するときは，「広島大学審査学位論文」と明記しなければならない。

## 第5章　雑則

（修士若しくは博士の学位又は専門職学位の授与の取消し）

第15条　本学において修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者が，次の各号のいずれかに該当するときは，学長は，教育研究評議会（以下「評議会」という。）の議を経て，修士若しくは博士の学位又は専門職学位の授与を取り消し，学位記を返還させるものとする。

(1)　不正の方法により修士若しくは博士の学位又は専門職学位を受けたことが判明したとき。

(2)　その名誉を汚辱する行為があったとき。

2　評議会において，前項の議決を行う場合は，評議員（海外出張中及び長期療養中の者を除く。）の3分の2以上の出席を必要とし，かつ，出席者の4分の3以上の賛成がなければならない。

3　学位の授与を取り消したときは，その旨の理由を付して公表するものとする。

（学位記及び申請書等の様式）

第16条　学位記及び第4条第3項の申請書等の様式は，別記様式第1号から別記様式第10号までのとおりとする。

（その他）

第17条　この規則に定めるもののほか，学位の授与に関し必要な事項は，各学部又は研究科等が定める。

## 附　則

1　この規則は，平成16年4月1日から施行する。

2　平成15年度以前に入学した学生の学士の学位に付記する専攻分野の名称については，別表第1の規定にかかわらず，なお従前の例による。

3　平成15年度以前に入学した学生の修士又は博士の学位に付記する専攻分野の名称については，別表第2の規定にかかわらず，なお従前の例による。

4　第2条第3項の規定による博士の学位の授与は，本学大学院の博士課程を経

た者に同種類の学位を授与した後において取扱うものとする。

（略）

附　則

この規則は，令和５年４月１日から施行する。

別表第１(第３条第１項関係)

学士の学位に付記する専攻分野の名称

| 学部名 | 専攻分野の名称 | 備考 |
|---|---|---|
| 総合科学部 | 総合科学 | |
| 文学部 | 文学 | |
| 教育学部 | 教育学 | 第五類(心理学系コース)を除く |
| | 心理学 | 第五類(心理学系コース) |
| 法学部 | 法学 | |
| 経済学部 | 経済学 | |
| 理学部 | 理学 | |
| 医学部 | 医学 | 医学科 |
| | 看護学 | 保健学科(看護学専攻) |
| | 保健学 | 保健学科(理学療法学専攻及び作業療法学専攻) |
| 歯学部 | 歯学 | 歯学科 |
| | 口腔健康科学 | 口腔健康科学科 |
| 薬学部 | 薬学 | 薬学科 |
| | 薬科学 | 薬科学科 |
| 工学部 | 工学 | |
| 生物生産学部 | 農学 | |
| 情報科学部 | 情報科学 | |

別表第２(第３条第２項関係)

修士及び博士の学位に付記する専攻分野の名称

| 研究科等名 | 専攻分野の名称 | |
|---|---|---|
| | 修士 | 博士 |
| 人間社会科学研究科 | 文学 | 文学 |
| | 心理学 | 心理学 |
| | 法学 | 法学 |
| | 経済学 | 経済学 |
| | マネジメント | マネジメント |
| | 経営学 | 経営学 |
| | 国際協力学 | 国際協力学 |
| | 学術 | 学術 |
| | 教育学 | 教育学 |
| | 教育心理学 | 教育心理学 |
| 先進理工系科学研究科 | 理学 | 理学 |
| | 工学 | 工学 |
| | 情報科学 | 情報科学 |
| | 国際協力学 | 国際協力学 |
| | 学術 | 学術 |
| 統合生命科学研究科 | 理学 | 理学 |
| | 工学 | 工学 |
| | 農学 | 農学 |
| | 学術 | 学術 |
| 医系科学研究科 | 医科学 | 医学 |
| | 歯科学 | 歯学 |
| | 公衆衛生学 | 薬学 |
| | 薬科学 | 学術 |
| | 看護学 | 医科学 |
| | 保健学 | 歯科学 |
| | 口腔健康科学 | 薬科学 |
| | 学術 | 看護学 |
| | | 保健学 |
| | | 口腔健康科学 |
| スマートソサイエティ実践科学研究院 | 学術 | 学術 |
| | | 工学 |
| | | 情報科学 |
| | | 農学 |
| | | 保健学 |
| | | 医科学 |
| | | 経済学 |

別表第３(第３条第３項関係)

専門職学位に付記する学位の名称

| 研究科名 | 学位の名称 |
|---|---|
| 人間社会科学研究科 | 教職修士(専門職) |
| | 法務博士(専門職) |

○広島大学授業料等免除及び猶予規則

（平成16年4月1日規則第9号）

広島大学授業料等免除及び猶予規則

（趣旨）

第1条　この規則は，広島大学通則（平成16年4月1日規則第2号）第16条の2第3項及び第48条第4項（広島大学大学院規則（平成20年1月15日規則第2号）第49条第6項及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則（平成19年3月20日規則第44号）第21条第1項において準用する場合を含む。）並びに広島大学大学院規則第22条第5項の規定に基づき，広島大学（以下「本学」という。）の学部，研究科，研究科等連係課程実施基本組織及び専攻科の学生の入学料及び授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項を定めるものとする。

（高等教育の修学支援新制度による授業料の免除等）

第1条の2　本学の学部に学生として入学する者に対する入学料の免除及び学部の学生に対する授業料の免除は，大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）その他関係法令の定めるところによる。

第1条の3　本学の学部に学生として入学する者及び学部の学生には，第2条から第9条まで（第3条の2，第5条の3及び第5条の5を除く。）の規定は，適用しない。ただし，大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第6号）第9条第3項の規定により本学が授業料等減免対象者としての認定を行うことができない者については，この限りでない。

（経済的理由等に基づく入学料の免除，徴収猶予等）

第2条　次の各号のいずれかに該当する者には，入学料の全額又は半額を免除することができる。

(1)　本学の研究科，研究科等連係課程実施基本組織又は専攻科の学生として入学する者であって経済的理由によって納付が困難であり，かつ，学業が優秀と認められるもの

(2)　本学の学部，研究科，研究科等連係課程実施基本組織又は専攻科（以下「学部等」という。）に学生として入学する者であって，入学前1年以内において学生の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡した場合，本人若しくは学資負担者が災害を受けた場合又はこれらに準ずる場合であって学長が相当と認める事由がある場合で納付が著しく困難であると認められる者

(3)　学部等に学生として入学する者であって，入学前において本人又は学資負担者が災害を受け（前号に該当する場合を除く。），当該災害により居住する地域が災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受け，かつ，本人又は学資負担者が引き続き当該地域に居住している場合（当該地域が災害救助法の適用日から5年を経過する日までの期間にある場合に限る。）で納付が著しく困難であると認められる者

2　前項の免除を受けようとする者は，入学手続終了の日までに所定の書類を学長に提出し，その許可を受けなければならない。

第3条　本学の学部等に学生として入学する者であって，次の各号のいずれかに該当するものには，入学料の徴収を猶予することができる。

(1)　経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり，かつ，学業が優秀と認められる者

(2)　入学前1年以内において，学資負担者が死亡した場合，本人若しくは学資負担者が災害を受けた場合又はこれらに準ずる場合であって学長が相当と認める事由がある場合で納付期限までに納付が困難であると認める者

(3)　入学前において本人又は学資負担者が災害を受け（前号に該当する場合を除く。），当該災害により居住する地域が災害救助法の適用を受け，かつ，本人又は学資負担者が引き続き当該地域に居住している場合（当該地域が災害救助法の適用日から5年を経過する日までの期間にある場合に限る。）で納付期限までに納付が困難であると認められる者

2　前項による徴収猶予を受けようとする者は，入学手続終了の日までに所定の書類を学長に提出し，その許可を受けなければならない。ただし，入学料免除を申請し，免除を不許可とされた者及び半額免除を許可された者が徴収猶予を受けようとする場合は，免除の不許可及び半額免除の許可を告知された日から起算して14日以内に提出しなければならない。

3　第1項により徴収を猶予する期間は次のとおりとし，当該期間内に納付すべき入学料を納付しなければならない。

(1)　4月入学者　当該年度の8月末日

(2)　10月入学者　当該年度の2月末日

4　免除又は徴収猶予を許可又は不許可とするまでの間は，免除又は徴収猶予を申請した者に係る入学料の徴収を猶予する。

5　免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者（第2項ただし書により徴収猶予の申請をした者を除く。）は，免除若しくは徴収猶予の不許可又は半額免除の許可を告知された日から起算して14日以内に，納付すべき入学料を納付しなければならない。

（フェニックス奨学生に係る入学料の免除及び徴収猶予並びに光り輝く奨学生に係る入学料の免除）

第3条の2　広島大学フェニックス奨学制度による奨学生（以下「フェニックス奨学生」という。）に係る入学料の免除及び徴収猶予並びに広島大学光り輝く奨学制度による奨学生（以下「光り輝く奨学生」という。）に係る入学料の免除

については，広島大学奨学制度に関する規則(平成20年1月15日規則第6号)の定めるところによる。

(死亡等による入学料の免除)

第4条　入学料の徴収猶予を申請した者について，第3条第3項に規定する期間内において死亡した場合は，未納の入学料の全額を免除する。

2　入学料の免除又は徴収猶予を申請した者について，第3条第4項の規定により徴収を猶予している期間内において死亡した場合は，未納の入学料の全額を免除する。

3　免除又は徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者について，第3条第5項に規定する期間内において死亡した場合は，未納の入学料の全額を免除する。

4　免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者であって，納付すべき入学料を納付しないことにより学籍を有しないこととなる場合は，その者に係る未納の入学料の全額を免除する。

(経済的理由に基づく授業料免除)

第5条　学資の支弁が困難であり，かつ，学業優秀と認められる場合は，各期ごとの授業料について全額又は半額を免除することができる。

2　前項の免除を受けようとする者は，納付期限までに所定の書類を学長に提出し，その許可を受けなければならない。

(成績優秀学生に対する授業料免除)

第5条の2　成績優秀学生の授業料免除については，広島大学エクセレントスチューデントスカラシップ規則(平成18年4月18日規則第91号)の定めるところによる。

(フェニックス奨学生及び光り輝く奨学生に対する授業料免除)

第5条の3　フェニックス奨学生及び光り輝く奨学生の授業料免除については，広島大学奨学制度に関する規則の定めるところによる。

(入学前奨学制度による奨学生に対する授業料免除)

第5条の4　広島大学入学前奨学制度による奨学生の授業料免除については，広島大学入学前奨学制度規則(平成29年2月21日規則第6号)の定めるところによる。

(給付奨学金制度による給付奨学生に対する授業料免除)

第5条の5　独立行政法人日本学生支援機構の給付奨学金制度による給付奨学生の授業料については，全額免除とする。

(卓越大学院プログラム履修生に対する授業料免除)

第5条の6　卓越大学院プログラム履修生の授業料免除については，広島大学卓越大学院プログラム規則(平成31年3月29日規則第30号)の定めるところによる。

(博士課程リーダー育成プログラム履修生に対する授業料免除)

第5条の7　博士課程リーダー育成プログラム履修生の授業料免除については，広島大学大学院博士課程リーダー育成プログラム規則(平成24年9月18日規則第122号)の定めるところによる。

(リサーチフェロー等に対する授業料免除)

第5条の8　広島大学大学院リサーチフェローシップ制度のリサーチフェロー及び広島大学大学院リサーチフェローシップ規則(令和3年6月9日規則第35号)第4条の表に掲げるリサーチフェローシップの分野の学生で，同表に掲げる専攻の博士課程前期の学生のうち成績優秀なものの授業料免除については，広島大学リサーチフェロー等に対する授業料の免除に関する要項(令和4年6月21日学長決裁)の定めるところによる。

(やむを得ない事情があると認められる場合の授業料免除)

第6条　死亡，行方不明等やむを得ない事情があると認められる場合は，次のとおり授業料を免除することができる。

(1)　死亡，行方不明のため学籍を除いた場合は，未納の授業料の全額

(2)　授業料の各期ごとの納付月前6月以内(入学した日の属する期分の免除に係る場合は，入学前1年以内)において，学資負担者が死亡した場合，学生若しくは学資負担者が災害を受けた場合又はこれらに準ずる場合であって学長が相当と認める事由がある場合で納付が著しく困難であると認められる場合は，当該事由の発生した日の属する期の翌期に納付すべき授業料の全額又は半額。ただし，当該事由発生の時期が当該期の授業料の納付期限以前であり，かつ，当該学生が当該期分の授業料を納付していない場合においては，翌期に納付すべき授業料に代えて当該期分の授業料の全額又は半額を免除することができる。

(3)　学生又は学資負担者が災害を受け(前号に該当する場合を除く。)，当該災害により居住する地域が災害救助法の適用を受け，かつ，学生又は学資負担者が引き続き当該地域に居住している場合(当該地域が災害救助法の適用日から5年を経過する日までの期間にある場合に限る。)で納付が著しく困難であると認められる場合は，各期ごとの授業料の全額又は半額

(4)　授業料又は入学料未納のため除籍した場合は，未納の授業料の全額

(5)　授業料の徴収猶予(月割分納による徴収猶予を含む。)を許可している者に対し，その願出により退学を許可した場合は，月割計算による退学の翌月以降に納付すべき授業料の全額

2　休学を許可した場合は，休学当月の翌月(休学開始日が月の初日の場合は休学当月)から復学当月の前月までの月数に授業料年額の12分の1に相当する額を乗じて得た額の全額を免除する。

3　第1項第2号及び第3号の取扱手続については，第5条第2項の規定を準用する。

（経済的理由等に基づく授業料の徴収猶予）

第7条　学生が次の各号のいずれかに該当する場合は，各期ごとの授業料の全部又は一部を徴収猶予することができる。

(1)　経済的理由によって納付期限までに授業料の納付が困難であり，かつ，学業優秀と認められる場合

(2)　行方不明の場合

(3)　授業料の各期ごとの納付月前6月以内（入学した月の属する期分は入学前1年以内）において，学生又は学資負担者が災害を受け，納付が困難であると認められる場合

(4)　学生又は学資負担者が災害を受け（前号に該当する場合を除く。），当該災害により居住する地域が災害救助法の適用を受け，かつ，学生又は学資負担者が引き続き当該地域に居住している場合（当該地域が災害救助法の適用日から5年を経過する日までの期間にある場合に限る。）で納付が困難であると認められる場合

(5)　その他やむを得ない事情があると認められる場合

2　前項の取扱手続については，第5条第2項の規定を準用する。

3　第1項により徴収を猶予する期間は次のとおりとし，当該期間内に納付すべき授業料を納付しなければならない。

(1)　前期分　当該年度の8月末日

(2)　後期分　当該年度の2月末日

（授業料の月割分納）

第8条　第7条第1項第3号から第5号までのいずれかに該当する特別の事情があると認められる場合は，授業料の月割分納を許可することができる。この場合の月割分納額は，年額の12分の1に相当する額とする。

2　前項の月割分納の許可を受けようとする者は，納付期限までに所定の書類を学長に提出し，その許可を受けなければならない。

（許可された者の義務等）

第9条　免除，徴収猶予及び月割分納を許可された者は，当該期間の中途においてその事由が消滅したときは，直ちにその旨を学長に届け出なければならない。

2　前項の者に対する許可は，届出の日からその効力を失う。

3　許可された事由について虚偽の事実が判明したときは，その許可を取り消す。

（雑則）

第10条　この規則に定めるもののほか，学生の入学料及び授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は，別に定める。

附　則

この規則は，平成16年4月1日から施行する。

（略）

附　則

この規則は，令和5年4月1日から施行する。

○広島大学既修得単位等の認定に関する細則

（平成16年4月1日副学長（教育・学生担当）決裁）

広島大学既修得単位等の認定に関する細則

（趣旨）

第1条　この細則は，広島大学通則（平成16年4月1日規則第2号。以下「通則」という。）第31条第4項及び広島大学大学院規則（平成20年1月15日規則第2号。以下「大学院規則」という。）第36条第4項の規定に基づき，新たに広島大学（以下「本学」という。）の学部の第1年次に入学した者又は大学院に入学した者の既修得単位等の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

（認定単位数等）

第2条　通則第31条第1項及び第2項の規定による既修得単位等の認定単位数等については，通則第31条第3項又は大学院規則第36条第2項に規定する範囲内で，学部又は研究科がそれぞれ定める。

2　本学における既修得単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）の認定単位数等については，学部又は研究科がそれぞれ定める。

3　副専攻プログラム又は特定プログラムに係る既修得単位等の認定単位数等については，広島大学副専攻プログラム履修細則（平成18年3月14日副学長（教育・研究担当）決裁）又は広島大学特定プログラム履修細則（平成18年3月14日副学長（教育・研究担当）決裁）の定めるところによる。

（手続）

第3条　既修得単位等の認定を受けようとする者は，4月入学者にあっては入学した年度の6月30日までに，10月入学者にあっては入学した年度の12月28日までに，副専攻プログラム又は特定プログラムを登録した者にあっては登録した年度の6月30日までに，別記様式第1号の既修得単位等認定願に成績証明書その他必要な書類を添えて，所属する学部又は研究科（以下「所属学部等」という。）の長に申請しなければならない。

第4条　所属学部等の長は，前条の規定による申請があったときは，所属学部等の教授会の審査を経て，第2条第1項及び第2項の規定に基づき定めた単位数等を超えないよう既修得単位等の認定を行うものとする。

2　前項の場合において，認定を希望する本学の授業科目（教養教育科目を除く。）のうち，所属学部等以外が開設するものについては，原則として関係する学部又は研究科等（研究科，附置研究所，全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設をいう。以下同じ。）と事前に協議するものとする。

第5条　所属学部等の長は，前条第1項の審査の結果について，既修得単位等の認定を行ったときは別記様式第2号又は別記様式第3号の既修得単位等認定通知書により，認定を行わなかったときは適宜な方法により，速やかに申請した者に通知するものとする。

2　所属学部等の長は，所属学部等以外が開設する授業科目（教養教育科目を除く。）の既修得単位等の認定を行ったときは，その旨を関係する学部又は研究科等の長に通知するものとする。

（履修の指導）

第6条　既修得単位等の認定を行ったときは，認定した単位に代えて他の選択科目等の履修を行わせるなど，所属学部等において適切な指導を行うものとする。

（外国語技能検定試験等に係る認定の手続）

第7条　外国語技能検定試験等に係る既修得単位の認定を受けようとする者の申請に係る書類及び認定の審査の結果に係る通知については，第3条及び第5条第1項の規定にかかわらず，外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて（令和5年2月7日教育本部全学教育統括部統括会議長決裁）の定めるところによる。

附　則

この細則は，平成16年4月1日から施行する。

（略）

附　則（令和5年2月7日　一部改正）

この細則は，令和5年4月1日から施行する。

○広島大学転学部の取扱いに関する細則

（平成16年4月1日副学長（教育・学生担当）決裁）

広島大学転学部の取扱いに関する細則

（趣旨）

第1条　この細則は，広島大学通則（平成16年4月1日規則第2号）第36条第2項の規定に基づき，広島大学（以下「本学」という。）における転学部の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（資格）

第2条　転学部は，本学に在学する学生で，所属学部及び志望学部の教授会が学生の適性上転学部させることによりその能力を伸長させることになると認められるときに，許可することがある。

（公示）

第3条　各学部長は，転学部を志望する者に対する当該年度の選考方法その他必要な事項を決定し，12月15日までに学長へ届け出るものとする。

2　学長は，1月10日までに各学部の選考方法等を公示するものとする。

（手続）

第4条　転学部を志望する者は，転学部願（別記様式第1号）を2月1日から2月10日までに所属学部のチューターを経て所属学部の長に提出しなければならない。

2　前項により出願できる学部は，一の学部に限るものとする。

3　所属学部のチューターは，転学部を志望する者から志望理由を聴取の上，調査書（別記様式第2号）を作成するものとする。

4　転学部の志望を認めた所属学部の長は，2月末日までに志望学部の長に転学部願及び調査書を送付するものとする。

（選考方法）

第5条　転学部願を受理した志望学部は，志望の動機，入学試験の成績，学業成績，面接，小論文，筆記試験，実技検査等を組み合わせて総合的に判定し，受入れの可否を決定するものとする。

2　志望学部の長は，学長へ転学部許可の申請を3月31日までに終えるものとする。

（許可の時期）

第6条　転学部の許可の時期は，4月1日とする。

（配属年次）

第7条　転学部を許可された者のカリキュラム上の配属年次は，原則として2年次とする。

（在学年限）

第8条　転学部を許可された者の残りの在学年限は，転学部先の学部における所定の在学年限から当該者が既に在学した期間を差し引いた期間とする。

（転学部の制限）

第9条　転学部を許可された者は，原則として再び転学部を願い出ることはできない。

附　則

この細則は，平成16年4月1日から施行する。

（略）

附　則（令和3年1月29日　一部改正）

この細則は，令和3年1月29日から施行する。

○広島大学科目等履修生規則

（平成16年4月1日規則第12号）

広島大学科目等履修生規則

（趣旨）

第1条　この規則は，広島大学通則（平成16年4月1日規則第2号。以下「通則」という。）第52条の2第2項及び広島大学大学院規則（平成20年1月15日規則第2号。以下「大学院規則」という。）第54条第2項の規定に基づき，広島大学（以下「本学」という。）の科目等履修生に関し必要な事項を定めるものとする。

（履修期間）

第2条　科目等履修生の履修の期間は，1学年又は1学期（前期又は後期）とする。

（入学資格）

第3条　科目等履修生として入学することができる者は，学部にあっては通則第11条各号に規定する者，大学院にあっては大学院規則第15条各号に規定する者で，本学において科目等履修生として適当と認めたものとする。

2　前項の規定にかかわらず，本学の科目等履修生になることによって在留資格を得ようとする者は入学を認めない。

第3条の2　前条に定める者のほか，学部生を対象に開設する授業科目の履修を希望する高等学校又は中等教育学校後期課程（以下「高等学校等」という。）の生徒で，本学が適当と認めたものは，科目等履修生として学部に入学することができる。

2　高等学校等の生徒の履修に関し必要な事項は，別に定める。

（出願手続）

第4条　科目等履修生として入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は，学年又は学期の始めの1月前までに次に掲げる書類に検定料9,800円を添え，履修を希望する学部又は研究科を経て，学長に願い出なければならない。

(1)　科目等履修生許可願（別記様式）

(2)　履歴書

(3)　最終学校の卒業証明書

(4)　官公署又は会社等に在職している者は，その所属長の承諾書

(5)　外国人で，既に日本に在住している者（永住者及び特別永住者は除く。）は，在留カードの写し

2　前項の規定にかかわらず，入学志願者が現職教育職員で所轄庁の推薦派遣による者（以下「現職教育職員」という。）であるときは，前項第1号及び第2号の書類に当該所轄庁の推薦派遣委託書を添付するものとする。

（入学志願者の選考及び入学の許可）

第5条　前条の入学志願者に対しては，当該学部又は当該研究科の教授会がその定める方法により，選考を行う。

2　前項の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は，指定の期日までに誓約書を提出するとともに，入学料28,200円を納付しなければならない。

3　学長は，前項の手続を完了した者に入学を許可する。

（履修期間の更新）

第6条　前期の履修期間で入学を許可された科目等履修生が引き続き後期において履修することを志願するときは，第2条の規定にかかわらず，その期間を更新することができる。

2　前項の更新手続は，前2条の規定を準用する。この場合において，入学料は，納付を要しない。

（授業料）

第7条　科目等履修生は，履修するそれぞれの学期（前期又は後期）ごとに，指定の期日までに1単位に相当する授業について14,800円の授業料を納付しなければならない。

2　指定の期日までに授業料を納付しないときは，掲示等により本人及び父母等に督促する。

3　第1項の規定にかかわらず，科目等履修生が，広島大学履修証明プログラム規則（平成20年12月16日規則第172号）に定める履修証明プログラム履修生であり，当該履修証明プログラムに登録されている授業科目の単位を修得する場合は，当該授業科目に係る授業料は納付を要しない。

（現職教育職員の検定料等）

第8条　現職教育職員については，第4条第1項及び第5条第2項の規定にかかわらず，検定料及び入学料は，納付を要しない。

2　現職教育職員で履修した授業科目について単位の認定を受けないものについては，前項に定めるもののほか，前条の規定にかかわらず，授業料は，納付を要しない。

（既納の検定料，入学料及び授業料の返還）

第9条　既納の検定料，入学料及び授業料は，返還しない。

（実験，実習等の費用）

第10条　実験，実習等に要する費用は，必要に応じ科目等履修生の負担とする。

（単位の授与）

第11条　履修した授業科目について単位の認定を受けようとする者は，当該授業科目の試験を受けなければならない。

2　前項の試験及び出席状況により，所定の単位を与える。

（証明書の交付）

第12条　前条により授与された単位については，本人の請求により，単位を修得した旨の証明書を交付する。

（大学の命ずる退学）

第13条　学長は，科目等履修生がその本分に反する行為があると認めたときは，退学を命ずることができる。

（履修許可の取消し）

第14条　学長は，科目等履修生が履修の実が上がらないと認めたとき，又は授業料納付の義務を怠り督促を受けてもなお納付しないときは，当該授業科目の履修の許可を取り消すことができる。

（雑則）
第15条　この規則に定めるもののほか，科目等履修生に関し必要な事項は，通則又は大学院規則の規定を準用する。

附　則
この規則は，平成16年4月1日から施行する。

（略）

附　則（令和5年1月10日規則第2号）
この規則は，令和5年1月10日から施行する。

○広島大学学生表彰規則

（平成16年4月1日規則第14号）

広島大学学生表彰規則

（趣旨）
第1条　この規則は，広島大学通則（平成16年4月1日規則第2号）第39条第2項（広島大学大学院規則（平成20年1月15日規則第2号）第40条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則（平成19年3月20日規則第44号）第16条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき，広島大学（以下「本学」という。）の学生の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

（表彰の基準）
第2条　表彰は，次の各号のいずれかに該当する本学の学生又は学生を構成員とする団体について行う。
(1)　学術研究活動において，特に顕著な業績を挙げたと認められる者
(2)　課外活動において，特に優秀な成績をおさめ，課外活動の振興に功績があったと認められる者
(3)　社会活動において，特に顕著な功績を残し，社会的に高い評価を受けたと認められる者
(4)　その他前3号と同等以上の表彰に値する行為等があったと認められる者

（表彰対象者の推薦）
第3条　理事（教育担当），副学長（学生支援担当），学部長及び研究科長は，前条各号のいずれかに該当すると認めるものがあるときは，学長に推薦することができる。

（表彰の審議）
第4条　学長は，前条の推薦があったときは，審査会を設置する。
2　審査会の構成員は，別に定める。
3　表彰は，審査会の意見を聴き，教育研究評議会の議を経て行う。

（表彰の方法）
第5条　表彰は，学長が表彰状を授与することにより行う。

（表彰の時期）
第6条　表彰は，原則として次の日に行う。
入学式の日
学位記授与式の日
2　前項の規定にかかわらず，表彰する必要があると判断されるときは，その都度行う。

（公表）
第7条　被表彰者は，学内外に公表する。

（事務）
第８条　学生の表彰に関する事務は，学生総合支援センターにおいて処理する。
（雑則）
第９条　この規則に定めるもののほか，学生の表彰に関し必要な事項は，別に定める。

附　則
この規則は，平成 16 年４月１日から施行する。

（略）

附　則（令和２年４月１日規則第 97 号）
この規則は，令和２年４月１日から施行する。

○広島大学医学部学生表彰内規に関する申合せ

平成 17 年２月 10 日
学部長決裁

改正　平成 21.3.19　令和 2.3.5

広島大学医学部学生表彰内規に関する申合せ

(趣旨)
第１　この申合せは，広島大学医学部学生表彰内規(平成 17 年２月 10 日学部長決裁。以下「内規」という。)第９条の規定に基づき，広島大学医学部学生の表彰の基準等に関し必要な事項を定めるものとする。
(表彰の対象者)
第２　表彰の時点において，死亡又は卒業等により学籍を離れている者についても，その者の在学中に行った行為が死亡又は卒業等の後に高く評価されたときは，内規第１条及び第２条の規定にかかわらず，表彰の対象として考慮するものとする。
(表彰候補者の推薦方法)
第３　内規第３条に定める表彰候補者の推薦は，別記様式により行うものとし，当該学生の行為が表彰に値することを確認できる資料を添付するものとする。
(重複表彰)
第４　重複表彰の制限はしないものとし，一度表彰された者に再度表彰に値する行為等があった場合には，再度の表彰を行うことができるものとする。
(表彰の方法)
第５　表彰は，次の方法により行う。
(1)　内規第５条により授与される表彰状の様式は，別に定める。
(2)　サークル等の学生団体の活動が表彰に値するものであった場合には，その団体を表彰するものとするが，表彰状は，その活動に従事した構成員個々に授与することができるものとする(例えば，団体競技で優秀な成績を収めたことを理由に表彰する場合は，その競技会について出場選手登録がなされていた学生個々に表彰状を授与する。)。
(公表)
第６　内規第７条による表彰を受けた者の公表は，医学部ホームページ及び医学部内掲示板等への掲示等の方法により行うものとする。
(表彰の基準)
第７　表彰の基準は，次のとおりとする。
(1)　学術研究活動に関する表彰について
ア　学部生
学部生については，成績優秀者を表彰の対象とするものとし，選定する方法は，各学科に委ねるものとする。
イ　大学院生
大学院生については，研究論文，研究業績等が国内外の学界において特に高い評価を受けた者がいる場合に，表彰の対象として考慮するものとする。

(2)　課外活動に関する表彰について

ア　体育系

体育系の課外活動における成績としては，次の各レベルを想定することができるが，一応の目安として「全国規模の競技会での入賞及びそれに準じる成績」以上の成績を収めた者を表彰候補者として考慮するものとする。

○体育活動でオリンピック，世界選手権，アジア大会，国民体育大会及び日本選手権等の権威ある競技会に出場した者

○体育活動で全国規模の競技会での入賞者及びそれに準じる者

○体育活動でブロック規模(西日本大会，中国・四国地区大会，中国地区大会)の競技会での優勝者及びそれに準じる者

○医学系など限られた学生のみが参加できる体育系競技会では，全国大会あるいは西日本大会での優勝者

イ　文化系

文化系の課外活動における成績としては，次の各レベルを想定することができるが，一応の目安として「全国規模のコンクール等での高い評価及びそれに準じる評価」以上の評価を得た者を表彰候補者として考慮するものとする。

○芸術・文化活動で権威ある国際レベル又は国内最高レベルのコンクール等に出場した者

○芸術・文化活動で全国規模のコンクール等での高い評価を得た者及びそれに準じる者

○芸術・文化活動でブロック規模(西日本大会，中国・四国地区大会，中国地区大会)のコンクール等での最も高い評価を得た者及びそれに準じる者

(3)　社会活動に関する表彰について

ボランティア活動，人命救助，犯罪防止，災害防止，献血等の社会活動で特に顕著な功績があった者を表彰候補者として考慮するものとする。

なお，国内外の公的機関等による表彰の有無，新聞等による報道の有無は，あくまでも参考にとどめ，表彰の絶対的基準とはしないものとする。

献血については，下記のとおりとする。

ア　医学部を当該年度卒業予定で，医学部在学中に医学科では 12 回以上，保健学科では 8 回以上献血した学生の中から各学科で最も献血回数が多い者を表彰する。

イ　献血回数が医学科 30 回以上，保健学科 20 回以上の者については，必ずしも上位 1 名に限らず表彰の対象とする。

ウ　医学部と日本赤十字社広島県赤十字血液センター，中四国ブロック血液センターの合同での表彰とする。

(4)　その他の活動による表彰について

その行為が社会的に高く評価され，医学部学生の模範となりうる者を表彰候補者として考慮するものとする。

附　則

この申合せは，平成 17 年 2 月 10 日から施行する。

附　則(平成 21 年 3 月 19 日　一部改正)

この申合せは，平成 21 年 3 月 19 日から施行する。

附　則(令和 2 年 3 月 5 日　一部改正)

この申合せは，令和 2 年 3 月 5 日から施行し，平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

○広島大学学生表彰基準

（平成16年4月1日副学長（教育・学生担当）決裁）

広島大学学生表彰基準

1　表彰の対象者について

表彰の時点において，死亡，卒業等により学籍を離れている者についても，その者の在学中に行った行為が死亡，卒業等の後に高く評価されたときは，広島大学学生表彰規則（平成16年4月1日規則第14号。以下「規則」という。）第1条及び第2条の規定にかかわらず，表彰の対象として考慮するものとする。

2　表彰候補者の推薦方法について

規則第3条に規定する表彰候補者の推薦は，所定の書面により行うものとし，当該学生の行為が表彰に値することを確認できる資料を添付するものとする。

3　審査会について

規則第4条に規定する審査会は，教育研究評議会の構成員を中心に，学長が指名する者若干人をもって組織するものとする。

4　重複表彰について

重複表彰の制限はしないものとし，一度表彰された学生に再度表彰に値する行為等があった場合には，再度の表彰を行うことができるものとする。

5　表彰の方法について

(1)　規則第5条の規定により授与される表彰状の様式は，別に定める。

(2)　サークル等の学生団体の活動が表彰に値するものであった場合には，その団体を表彰するものとするが，表彰状は，その活動に従事した構成員個々に授与できるものとする（例えば，団体競技で優秀な成績を収めたことを理由に表彰する場合は，その競技会について出場選手登録がなされていた学生個々に表彰状を授与する。）。

6　表彰の公表について

規則第7条の規定により表彰を受けた者の公表は，広島大学（以下「本学」という。）のホームページに掲載することにより行うものとする。

7　表彰の基準について

(1)　学術研究活動に関する表彰について

ア　学部生

①　「成績優秀者」

各学部は，各年度において卒業する学生の中から，原則として学生100人を目安に1人の「成績優秀者」を選定し，推薦することができる。

②　その他

上記の「成績優秀者」とはならなかったが，所属学部の専門領域において国内外の学界で高く評価される研究実績をあげた者については，別途表彰の対象者として推薦することを妨げないものとする。

イ　大学院生等

各研究科は，研究論文，研究業績等が国内外の学界において特に高い評価（学会賞の受賞又は評価の高い学術誌への発表等）を受け，本学の名誉を高めた者がいる場合に表彰の対象として考慮するものとし，原則として学生300人を目安に1人を選定し，推薦することができる。

(2)　課外活動に関する表彰について

ア　体育系

体育系の課外活動における成績としては，「全国規模の競技会での入賞及びそれに準じる成績」以上の成績を収めた者を表彰候補者として考慮するものとする。

イ　文化系

文化系の課外活動における成績としては，「全国規模のコンクール等での高い評価及びそれに準じる評価」以上の評価を得た者を表彰候補者として考慮するものとする。

(3)　社会活動に関する表彰について

ボランティア活動，人命救助，犯罪防止，災害防止等の社会活動で特に顕著な功績があった者を表彰候補者として考慮するものとする。

なお，国内外の公的機関等による表彰の有無，新聞等による報道の有無は，あくまでも参考にとどめ，表彰の絶対的基準とはしないものとする。

(4)　その他の活動による表彰について

その行為が社会的に高く評価され，本学学生の模範となりうる者を表彰候補者として考慮するものとする。

附　則

この基準は，平成16年4月1日から施行する。

（略）

附　則（令和2年12月4日　一部改正）

この基準は，令和2年12月4日から施行する。

○広島大学学生懲戒規則

（平成28年3月7日規則第20号）

広島大学学生懲戒規則

（趣旨）

第1条　この規則は，広島大学通則（平成16年4月1日規則第2号）第40条第3項（広島大学大学院規則（平成20年1月15日規則第2号）第41条において準用する場合を含む。）の規定に基づき，学生の懲戒に関し必要な事項を定めるものとする。

（懲戒の種類）

第2条　懲戒の内容は，次の各号に掲げる懲戒の種類に応じ，当該各号に定めるとおりとする。

(1)　訓告　文書により注意を与え，将来を戒めること。

(2)　停学　一定の期間又は期間を定めずに登校を停止させること。

イ　有期の停学　3月未満の停学で，確定期限を付すもの

ロ　無期の停学　3月以上の停学で，確定期限を付さず，指導による効果等の状況を勘案しながらその解除の時期を決定するもの

(3)　退学　学生としての身分を失わせること。

（懲戒の要否等の決定）

第3条　懲戒に相当する行為の存否及び懲戒の処分量定は，学生による事件事故に係る原因行為の悪質性，結果の重大性等を踏まえて，総合的に勘案して決定するものとする。

2　原因行為の悪質性の認否に当たっては，学生の主観的態様，行為の性質，当該行為に至る動機及び事後の対応等を勘案して判断するものとする。この場合において，過去に懲戒を受けた者又は次条に規定する学部等の長の指導を受けた者による事件事故である場合は，より悪質性が高いものとみなす。

3　結果の重大性の認否に当たっては，精神的損害を含めた人身損害の有無及びその程度，物的損害の有無及びその程度，当該行為が社会に与えた影響等を勘案して判断するものとする。

（学部等の長の指導）

第4条　学生による事件事故が懲戒に至らない程度のものである場合は，学部又は研究科（以下「学部等」という。）の長は，学生に対し，厳重注意その他の指導（以下「学部等の長の指導」という。）を行うことができる。

（懲戒の処分量定の標準例）

第5条　懲戒の処分量定の標準例は，別表のとおりとする。

（事件事故の報告）

第6条　学生による事件事故（ハラスメント及び不正受験を除く。）が発生した場合は，当該学生が所属する学部等の長は，速やかに学長に通報するとともに，事実関係の調査を行い，その調査の結果を学長に報告するものとする。

（事実関係の調査）

第7条　学部等の長は，事実関係の調査並びに事件事故に係る事実の存否及び周辺事情の認定に当たっては，原則として，学生から事情聴取を行わなければならない。

2　学生が刑事法上の身柄拘束等をされていることにより，事情聴取を行うことができない場合で，かつ，学部等の長が事情聴取の必要性を認めるときは，事情聴取が可能となるまでの間，前条の調査結果の報告を留保することができるものとする。

3　事実を認定するための証拠が伝聞であり，かつ，学生が異議を述べている場合は，当該学生の供述よりも信用するに足るべき他者の供述が得られた場合など，特別な情況があるときに限り，当該事実があったと認定できるものとする。

（審査会）

第8条　学長は，第6条の規定により報告があった事件事故について，懲戒を検討する必要があると認めるとき（ハラスメントにあっては，広島大学ハラスメントの防止等に関する規則（平成16年4月1日規則第111号）第6条第2項の規定に基づき教育研究評議会（以下「評議会」という。）に付議した事案において，評議会が学生の懲戒が相当と判断したとき）は，学生懲戒審査会（以下「審査会」という。）を設置するものとする。

2　審査会は，副学長（学生支援担当），当該学生が所属する学部等の長及び他の学部等の長若干人で組織するものとし，事件事故の内容に応じて学長が必要と認める者を加えることができる。

3　審査会は，第6条の報告（次項の規定により追加の調査を行った場合は，当該調査の結果の報告を含む。）に基づき，学生への懲戒の要否，懲戒の種類及び懲戒の内容について審査する。この場合において，審査会は，当該学生に対して，口頭又は文書による意見陳述の機会を与えるものとする。

4　審査会は，必要に応じて，学部等の長に対して，当該学部等が行った事実関係の調査及び調査の結果について説明を求め，又は追加の調査を求めることができる。

5　審査会は，審査の結果を文書で学長に報告するものとする。

（審査の結果の通知）

第9条　学長は，前条第5項の報告を受けたときは，審査会の審査の結果を当該学生が所属する学部等の長に通知する。

（学部等における審議）

第 10 条　学部等の長は，前条の通知があったときは，学生の懲戒について教授会の審議に付すものとする。この場合において，教授会は，当該学生の懲戒について学長に意見を述べるものとする。

（評議会への諮問）

第 11 条　学長は，審査会の審査の結果及び学部等の教授会の意見の双方又はいずれか一方が学生の懲戒を提案するものであるときは，学生の懲戒について評議会に諮問する。この場合において，評議会は，当該学生に対して，口頭又は文書による意見陳述の機会を与えるものとする。

（懲戒の決定）

第 12 条　学長は，評議会の審議を踏まえ，学生の懲戒について決定する。

（不正受験の取扱い）

第 13 条　学部等の長は，学生による不正受験が発覚した場合は，学長に通報するとともに，当該学生の懲戒について教授会の審議に付すものとする。この場合において，教授会は，当該学生の懲戒について学長に意見を述べるものとする。

2　学長は，前項の教授会の意見が学生の懲戒を提案するものであるときは，学生の懲戒について評議会に諮問する。この場合において，評議会は，当該学生に対して，口頭又は文書による意見陳述の機会を与えるものとする。

3　学長は，評議会の審議を踏まえ，学生の懲戒について決定する。

（懲戒の手続）

第 14 条　懲戒処分は，学生に処分通知書（別記様式第 1 号）を交付し，又は口頭により通知して行わなければならない。

2　処分通知書の交付を行う際に，これを受けるべき学生の所在を知ることができない場合は，当該学生の最後の住所地を管轄する簡易裁判所に対し民法（明治 29 年法律第 89 号）に定める公示の手続を行い，公示された日から 2 週間を経過したときに処分通知書の交付があったものとみなす。

（懲戒処分の効力）

第 15 条　懲戒処分の効力は，処分通知書を学生に交付したとき，又は口頭により通知した時点で発生するものとする。

（停学期間）

第 16 条　停学の期間の計算は，暦に従って計算するものとし，懲戒処分の効力発生日の翌日から起算する。

（無期の停学の解除）

第 17 条　無期の停学の解除は，学生が所属する学部等の長からの申出により，学長が評議会に諮問して行う。

（停学中の学生指導）

第 18 条　停学中の学生に対する指導は，学生が所属する学部等が行うものとする。

（停学中の期末試験及び履修登録）

第 19 条　停学の期間中における期末試験の受験及び履修手続の取扱いについては，次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　停学を開始したターム又は学期の期末試験の受験を認める。ただし，受験資格を満たしていないときは，この限りでない。

(2)　停学の期間中の全ての履修登録を認める。

（告示）

第 20 条　学長は，学生の懲戒を行ったときは，当該学生及び被害者が特定されるおそれのある内容を除き，原則として，事案の概要，懲戒の種類，処分年月日を懲戒告示（別記様式第 2 号）により学内に告示するものとする。

（証明書類等への記載の禁止）

第 21 条　本学が作成する成績証明書その他の証明書類に，懲戒の有無及び学部等の長の指導の有無並びにその内容等を記載してはならない。

2　学生の就職又は進学に際して指導教員その他本学関係者が作成する推薦書類その他の書類に，懲戒の有無及び学部等の長の指導の有無並びにその内容等を記載してはならない。

（守秘義務）

第 22 条　学生の懲戒に関する事項に関わった職員は，学生の懲戒に関して知り得た情報を正当な理由なく他に漏らしてはならない。

（雑則）

第 23 条　この規則に定めるもののほか，この規則の実施に関し必要な事項は，別に定める。

附　則

1　この規則は，平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2　広島大学学生懲戒指針（平成 16 年 4 月 1 日学長決裁）及び広島大学学生懲戒指針の運用について（申合せ）（平成 22 年 9 月 21 日学長決裁）は，廃止する。

3　この規則の施行前に発生した学生による事件事故に対する懲戒の適用については，なお従前の例による。

（略）

附　則（令和 4 年 4 月 1 日規則第 18 号）

この規則は，令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第5条関係)

懲戒の処分量定の標準例

| 種類 | 事件事故 | 処分量定 |
|---|---|---|
| 犯罪行為等 | 殺人，強盗，強制性交等，誘拐，放火等の凶悪な犯罪行為 | 退学 |
| | 暴行，傷害，万引きその他の窃盗，横領，恐喝又は詐欺行為 | 退学，停学又は訓告 |
| | 麻薬，覚せい剤等の薬物犯罪行為(栽培，売買，不正所持又は使用) | 退学又は停学(無期) |
| | 賭博行為 | 停学又は訓告 |
| | 性的な迷惑行為(痴漢行為，のぞき見，盗撮行為等)，わいせつ行為(公然わいせつ，わいせつ物頒布等)，性暴力行為(強制わいせつ等)又はストーカー行為 | 退学，停学又は訓告。学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園，小学校，中学校，義務教育学校，高等学校，中等教育学校及び特別支援学校並びに就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。)に在籍する幼児，児童若しくは生徒又は18歳未満の者に対して行った場合は，退学又は停学 |
| | コンピュータ又はネットワークの不正利用による犯罪行為 | 退学又は停学 |
| 交通事故等 | 飲酒運転若しくは暴走運転により相手を死亡させ，又は高度後遺障害等を負わせる人身事故を起こした場合 | 退学 |
| | 飲酒運転又は暴走運転により人身事故(高度後遺障害等を負わせる人身事故を除く。)を起こした場合 | 退学又は停学(無期) |
| | 無免許運転等悪質な交通法規違反により相手を死亡させ，又は人身事故を起こした場合 | 退学又は停学(無期) |
| | 飲酒運転，暴走運転又は無免許運転 | 停学 |
| 不正受験 | 替え玉受験等の悪質な不正行為 | 退学又は停学 |
| | カンニング等の不正行為 | 停学又は訓告 |
| | 監督者の注意又は指示に従わなかった場合 | 訓告 |
| 研究活動上の不正行為 | 研究活動におけるねつ造，改ざん又は盗用 | 退学又は停学 |
| | 研究費等の不正使用 | 停学又は訓告 |
| ハラスメント | セクシュアル・ハラスメント行為，アカデミック・ハラスメント行為，パワー・ハラスメント行為又はモラル・ハラスメント行為 | 退学，停学又は訓告 |
| 非違行為等 | 本学の知的財産を故意に喪失させる行為 | 退学又は停学 |
| | 本学が管理する建造物への不法侵入又はその不正使用若しくは占拠若しくは損壊若しくは失火(結果が重大なものに限る。) | 退学，停学又は訓告 |
| | 本学の構成員に対する暴力行為，威嚇，拘禁又は拘束 | 退学，停学又は訓告 |
| | 本学の教育研究又は管理運営を著しく妨げる暴力的行為 | 退学，停学又は訓告 |
| | 本学が管理する器物の損壊，汚損又は失火(結果が重大なものに限る。) | 停学又は訓告 |
| | 飲酒を強要し，死に至らしめる等重大な事態を生じさせた場合 | 退学又は停学 |
| | 飲酒を強要し，急性アルコール中毒等の被害を生じさせた場合 | 停学又は訓告 |
| | 未成年者に対する飲酒若しくは喫煙を強要又は助長する行為 | 停学又は訓告 |
| | 授業，実習，研修等で知り得た個人情報の漏えい，紛失等の不適切な取扱い | 停学又は訓告 |
| | 人を教唆して事件事故を実行させた場合又は人の事件事故を幇助した場合 | 退学，停学又は訓告 |
| | その他，本学の信用を著しく失墜させる行為 | 退学，停学又は訓告 |

○広島大学学生生活に関する規則

（平成16年4月1日規則第15号）

広島大学学生生活に関する規則

（趣旨）

第1条　この規則は，広島大学通則（平成16年4月1日規則2号）第56条第2項の規定に基づき，広島大学（以下「本学」という。）の学生（以下「学生」という。）が学生生活上守るべき必要な事項について定めるものとする。

（学生証）

第2条　学生は，学生証の交付を受け，常に携帯するものとする。

2　学生証の取扱いに関し必要な事項は，別に定める。

（住所届）

第3条　学生は，入学後速やかに，本人の住所並びに帰省先住所及び連絡先（以下「住所等」という。）を所定の様式で所属学部の長に届け出るものとする。住所等に変更があったときには，速やかにその旨を届け出るものとする。

（健康診断）

第4条　学生は，本学が行う健康診断を受けるものとする。ただし，やむを得ない理由のため受診することができないときは，所属学部の長に届け出てその指示を受けるものとする。

（学生団体の届出）

第5条　学生が，単一の学部の学生をもって団体を結成するときは，代表責任者は，その所属学部の長に所定の学生団体結成届を提出するものとする。

2　団体の構成員が2学部以上にわたる団体であるときは，代表責任者は，学長に所定の学生団体結成届を提出するものとする。

3　結成された団体の活動が継続する場合は，毎年5月末日までに，第1項に基づく学生団体の代表責任者にあってはその所属学部の長に，前項に基づく学生団体の代表責任者にあっては学長に，所定の更新届を提出するものとする。

4　前3項に規定する届には，次に掲げる事項を記載するものとする。

(1)　団体の名称

(2)　団体の目的

(3)　連絡先

(4)　代表責任者の氏名

(5)　所属学部別の構成員数

(6)　団体の構成員の氏名及び連絡先

（学生又は学生団体の施設使用）

第6条　学生又は学生団体が学内施設（運動場及び道路等を含む。）を使用するとき（ちらし・ビラ等の文書を配付する場合を含む。）は，責任者は，原則として3日前までに，学部の施設の場合にあっては当該学部の長に，その他の施設の場合にあっては学長に，所定の施設使用願を提出し，その承認を受けるものとする。

2　前項に規定する施設使用願には，次に掲げる事項を記載するものとする。

(1)　使用目的

(2)　日時及び場所

(3)　責任者の氏名

(4)　参加人員（学外者の人員を含む。）

（掲示及び立看板）

第7条　前条の規定にかかわらず，学生又は学生団体による学内での掲示物の掲示又は立看板の掲出については，次に定めるところにより行うものとする。

(1)　掲示物は，所定の学生用掲示板に掲示すること。

(2)　立看板は，所定の学生用掲示場に掲出すること。

(3)　掲示板の掲示物の大きさは1平方メートル以内，立看板の大きさは2平方メートル以内とすること。

(4)　掲示及び掲出の期間は3週間以内とし，この期間を経過した掲示物及び立看板は，撤去すること。

（行事及び集会）

第8条　学生又は学生団体は，学内において行事又は集会を行う場合は，授業，研究，診療，試験実施等に支障を来すことがないよう十分配慮しなければならない。

（遵守事項）

第9条　学生又は学生団体は，法令及び本学の諸規則を遵守するものとし，本学の秩序又は風紀を乱すことがあってはならない。

（準用）

第10条　この規則の規定は，大学院及び専攻科の学生について準用する。

2　第2条の規定は，研究生（外国人研究生を含む。以下同じ。），科目等履修生，短期国際交流学生，特別研究学生，特別聴講学生及び日本語等予備教育生について準用し，第3条及び第4条の規定は，研究生及び科目等履修生について準用する。

（雑則）

第11条　この規則に定めるもののほか，この規則の実施に関し必要な事項は，別に定める。

附　則

1　この規則は，平成16年4月1日から施行する。

2　この規則の施行の際現に旧広島大学学生生活に関する規程(平成7年広島大学規程第4号。以下「旧規程」という。)により交付されている学生証は，この規則により交付された学生証とみなす。
3　この規則の施行の際現に旧規程により届け出されている住所届及び学生団体は，この規則により届け出された住所届及び学生団体とみなす。
4　この規則の施行の際現に旧規程により使用の承認を受けている学生又は学生団体は，この規則により使用の承認を受けた学生又は学生団体とみなす。

(略)

附　則(令和2年7月21日規則第189号)

この規則は，令和2年7月21日から施行する。

○広島大学学生証取扱細則

(平成16年4月1日副学長(教育・学生担当)決裁)

広島大学学生証取扱細則

(趣旨)

第1条　この細則は，広島大学学生生活に関する規則(平成16年4月1日規則第15号)第2条第2項の規定に基づき，学生証の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付)

第2条　学生は，入学，転学部若しくは転学科をしたとき，又はその有効期間が経過したときには，所属の学部又は研究科で，所定の学生証(別記様式)の交付を受け，常にこれを携帯しなければならない。

第3条　学生証には，本学指定の形式による本人の写真を掲載しなければ有効と認めない。

(有効期間)

第4条　学生証の有効期間は，発行の日から学部にあっては広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号。以下「通則」という。)第4条に定められた修業年限，研究科にあっては広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号。以下「大学院規則」という。)第6条から第9条までに定められた標準修業年限の末日までとする。

2　修業年限又は標準修業年限を超えて在学し，前項に規定する有効期間が経過した後に交付する学生証の有効期間は，次のとおりとする。

(1)　通則第22条第1項又は大学院規則第32条第1項の規定に基づき長期にわたる教育課程の履修を認められている者は，発行の日から当該履修を認められた期間の末日までとする。

(2)　前号以外の者は，発行の日から1年間とする。ただし，発行時において休学を許可されている者にあっては，発行の日から当該許可された休学期間の終了後1年を経過する日までとする。

(提示)

第5条　学生証は，本学職員の要求があれば，いつでもこれを提示しなければならない。

(取扱い)

第6条　学生証は，他人に貸与してはならない。

第7条　学生証は，学生が学籍を離れたとき，又は有効期間を経過したとき，速やかに発行者に返さなければならない。

(再交付)

第８条　学生は，学生証を紛失したとき，若しくは著しく損傷したとき，若しくは記載事項に変更があったとき又は学生証の有効期間を超えて在学しようとするときは，速やかに再交付を願い出なければならない。

（準用）

第９条　この細則（第４条第２項を除く。）の規定は，研究生（外国人研究生を含む。以下同じ。），科目等履修生，短期国際交流学生，特別研究学生，特別聴講学生及び日本語等予備教育生に準用する。この場合において，第２条中「入学，転学部若しくは転学科をしたとき」とあるのは特別研究学生にあっては「受入れを認められたとき」と，特別聴講学生及び日本語等予備教育生にあっては「受入れを許可されたとき」と，「所属の学部又は研究科」とあるのは研究生にあっては「所属の学部，研究科，原爆放射線医科学研究所，全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設」と，短期国際交流学生にあっては「所属の学部，研究科，原爆放射線医科学研究所，病院，全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設」と，日本語等予備教育生にあっては「森戸国際高等教育学院」と，第４条第１項中「学部にあっては広島大学通則（平成16年４月１日規則第２号。以下「通則」という。）第４条に定められた修業年限，研究科にあっては広島大学大学院規則（平成20年１月15日規則第２号。以下「大学院規則」という。）第６条から第９条までに定められた標準修業年限」とあるのは研究生にあっては「許可された研究期間」と，科目等履修生及び特別聴講学生にあっては「許可された履修期間」と，短期国際交流学生及び特別研究学生にあっては「受入れ期間」と，日本語等予備教育生にあっては「許可された研修期間」と読み替えるものとする。

２　前項の規定により，研究生，科目等履修生，短期国際交流学生，特別研究学生，特別聴講学生及び日本語等予備教育生に対して学生証を交付するときは，それぞれ研究生，科目等履修生，短期国際交流学生，特別研究学生，特別聴講学生又は日本語等予備教育生の表示をするものとする。

（雑則）

第10条　この細則に定めるもののほか，この細則の実施に関し必要な事項は，別に定める。

附　則

１　この細則は，平成16年４月１日から施行する。

２　この細則の施行の際現に旧広島大学学生証取扱細則（昭和31年９月14日制定）に基づき交付されている学生証の取扱いについては，第４条の規定にかかわらず，なお従前の例による。

（略）

附　則（令和２年７月21日　一部改正）

この細則は，令和２年７月21日から施行する。

○広島大学障害学生の修学等の支援に関する規則

（平成16年4月1日規則第129号）

広島大学障害学生の修学等の支援に関する規則

（趣旨）

第1条　この規則は，広島大学通則（平成16年4月1日規則第2号）第56条（広島大学大学院規則（平成20年1月15日規則第2号）第56条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則（平成19年3月20日規則第44号）第24条において準用する場合を含む。）の規定及び広島大学（以下「本学」という。）が身体等に障害のある者を受け入れ，修学等の支援（以下「支援」という。）を積極的に行うという理念に基づき，本学において身体等に障害のある学生を入学前から卒業に至るまで支援する体制を整備し，その支援を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条　この規則において「障害学生」とは，身体障害，知的障害，精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）があり，障害者手帳を有する者又はそれに準ずる障害があることを示す診断書を有する者で，本人が修学上の支援を受けることを希望し，かつ，その必要性が認められたものをいう。

（支援の申出）

第3条　支援は，入学前，入学後のいずれの時期においても，障害学生本人から申し出ることができる。

2　支援の必要性の有無及び支援の範囲については，その都度協議するものとする。

（支援体制）

第4条　支援は，障害学生が志望又は所属する学部，研究科又は専攻科（以下「所属学部等」という。）が主たる責任を持つものとする。

2　所属学部等は，教養教育に関しては教育本部と緊密な協力関係を持つなど，相互に積極的に連携及び協力するものとする。

3　前2項の支援を円滑かつ適切に行うため，教育室アクセシビリティセンター会議は，関係部局間の調整を行うものとする。

（入学試験等に関する相談体制）

第5条　学長は，本学の入学試験の受験を希望する身体等に障害のある者に対し，入学試験の特別措置等の相談及び入学後の修学等に関する相談に応じるための指針を設ける。

2　前項の指針は，別に定める。

（試験等に関する特別措置）

第6条　学長は，障害学生に対し，試験等において他の学生と同じ基準で評価を受けることを保証するため，試験等に関して特別措置を講ずる。

2　前項の特別措置に関し必要な事項は，別に定める。

（事務）

第7条　支援に関する事務は，学生総合支援センター並びに所属学部等を支援する東広島地区運営支援部の支援室及び霞地区運営支援部学生支援グループにおいて処理する。

（雑則）

第8条　この規則に定めるもののほか，この規則の実施に関し必要な事項は，別に定める。

附　則

この規則は，平成16年4月1日から施行する。

（略）

附　則（令和2年4月1日規則第99号）

この規則は，令和2年4月1日から施行する。

○身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置について(申合せ)

(平成16年4月1日学長決裁)

A　理念

この特別措置は，広島大学障害学生の修学等の支援に関する規則（平成16年4月1日規則第129号）第6条第2項の規定に基づき，障害のある学生に対して，試験等の評価基準は変更しないが，その伝達方法及び回答方法等について，当該学生の障害に応じて変更を加え，その学生の不利益にならないようにするために定める。

B　特別措置の対象者

広島大学障害学生の修学等の支援に関する規則（平成16年4月1日規則第129号）第3条に定める支援の申し出を行い，当該学生が志望する，若しくは所属する学部，研究科又は専攻科が試験等における特別措置の必要性を認めた者

C　特別措置の内容・方法等

1　教育室アクセシビリティセンター会議は，障害の有無に関係なく公平な評価を可能とするために大学入学共通テストにおける特別措置等を基準として，試験の特別措置の内容・方法についてガイドラインを定め学生及び教職員に公開する。

2　入学試験における特別措置の内容・方法については，前項に定めるガイドラインを基準として，当該学生と志望学部，研究科又は専攻科（以下「志望学部等」という．）が協議して決める。

3　授業の成績・評価に関わる試験における特別措置の内容・方法については，第1項に定めるガイドラインを基準として，当該学生及びチューター（指導教員）又はアクセシビリティセンター会議委員と授業担当教員が協議して決める。

D　特別措置の申請

1　入学試験における特別措置を希望する者は，原則として，出願受付開始日の1週間前までに，点字受験等，準備に時間を要する特別措置を希望する者は，出願受付開始日の4週間前までに，志望学部等に対して特別措置を申請することとする。

2　授業の成績・評価に関わる試験における特別措置を希望する者は，特別措置を受けようとする試験科目の開設学部，研究科又は専攻科（以下，「開設学部等」という．）に，原則として履修登録確定後から2週間以内に特別措置を申請することとする。

なお，不測の事態により特別措置の必要が生じた場合には，上述の期間にかかわらず速やかに申請する．

3　入学試験における特別措置の申請を受けた志望学部等は，速やかに当該入試担当者に連絡する。

4　授業の成績・評価に関わる試験における特別措置の申請を受けた開設学部等は，速やかに当該授業の担当教員に連絡する。

5　特別措置の申請を受けた志望学部等又は開設学部等は，必要に応じて，特別措置の内容・方法について教育室アクセシビリティセンター会議に助言を求めることとする．

E　特別措置の措置状況報告

特別措置の申請があった授業科目を開設する学部等の長は，特別措置の意義・内容の周知徹底を図るため，各学期ごとに特別措置の措置状況をとりまとめ，アクセシビリティセンター長に文書で報告する。

附　則(平成17年11月1日　一部改正)

この申合せは，平成17年11月1日から施行し，この申合せによる改正後の身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置について(申合せ)は，平成17年7月15日から適用する。

(略)

附　則(令和2年4月1日　一部改正)

この申合せは，令和2年4月1日から施行する。

○社会貢献活動に従事したことに関する証明書発行要項

（平成16年4月1日学長決裁）

社会貢献活動に従事したことに関する証明書発行要項

（趣旨）

第1　この要項は，広島大学通則（平成16年4月1日規則第2号）第56条（広島大学大学院規則（平成20年1月15日規則第2号）第56条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則（平成19年3月20日規則第44号）第24条において準用する場合を含む。）の規定に基づき，社会貢献活動を行った広島大学の学生（以下「学生」という。）に対する証明書発行に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2　この要項は，ボランティア活動，人命救助，犯罪防止，災害防止等の社会貢献活動を行った者に対して，証明書を発行することにより，学生が行う自由な社会貢献活動を支援することを目的とする。

（証明できる活動）

第3　本学の学部，大学院又は専攻科（以下「学部等」という。）に在籍する学生が，次の各号のいずれかに規定する活動を行った場合は，所属する学部等の長（以下「所属長」という。）に別記様式第1号により証明書の発行を願い出ることができるものとする。

(1)　身体に障害のある学生への勉学等支援活動

(2)　ピアサポーターによる学生相談支援活動

(3)　学生個人又は学生を構成員とする団体が行う特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）別表に掲げる活動

(4)　その他前3号に掲げる活動に準ずる活動

（所属長の推薦）

第4　所属長は，第3により証明書の発行の願い出があった場合は，その内容を検討の上，別記様式第1号により，学長に推薦するものとする。

（証明書の発行）

第5　学長は，所属長の推薦により，別記様式第2号により証明書を発行するものとする。

（取消し）

第6　学生が虚偽の記載を行った場合又は虚偽の記載が明らかな場合は，学長は，発行時にさかのぼって証明を取り消すものとする。

（事務）

第7　証明書の発行に関する事務は，学生総合支援センターにおいて処理する。

（準用）

第8　この要項の規定は，研究生（外国人研究生を含む。）及び科目等履修生に準用する。

附　則

この要項は，平成16年4月1日から施行する。

（略）

附　則（令和4年2月16日　一部改正）

この要項は，令和4年4月1日から施行する。

○課外活動を行ったことに関する証明書発行要項

（平成28年3月2日学長決裁）

課外活動を行ったことに関する証明書発行要項

（趣旨）

第1　この要項は，広島大学通則（平成16年4月1日規則第2号）第56条第2項（広島大学大学院規則（平成20年1月15日規則第2号）第56条第2項及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則（平成19年3月20日規則第44号）第24条において準用する場合を含む。）の規定に基づき，課外活動を行った広島大学（以下「本学」という。）の学生に対する証明書発行に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2　この要項は，体育活動，芸術・文化活動，ボランティア活動等の課外活動を行った者に対して，証明書を発行することにより，学生が行う課外活動を支援することを目的とする。

（証明書の発行の願い出）

第3　本学の学部，大学院又は専攻科に在籍する学生であって，本学の学生団体に所属し，課外活動を行ったものは，証明書発行願（課外活動）（別記様式第1号。以下「発行願」という。）により学長に証明書の発行を願い出ることができる。

2　前項に規定する学生団体は，広島大学学生生活に関する規則（平成16年4月1日規則第15号。以下「規則」という。）第5条の規定に基づく学生団体の届出がなされ，かつ，証明書の発行を願い出た学生が課外活動を行った時期又は証明書の発行を願い出た日において，本学の職員が部長又は顧問である学生団体でなければならない。

（証明書の発行）

第4　学長は，第3第1項の願い出があった場合は，その内容を検討の上，規則第5条第1項から第3項までに規定する学生団体結成届若しくは更新届又は他の書類等により当該学生が学生団体に所属していた事実を確認できる場合は，証明書（別記様式第2号）を発行するものとする。

（取消し）

第5　学生が発行願に虚偽の記載を行った場合又は虚偽の記載を行ったことが明らかな場合は，学長は，発行時にさかのぼって証明を取り消すものとする。

（事務）

第6　証明書の発行に関する事務は，学生総合支援センターにおいて処理する。

（準用）

第7　この要項の規定は，研究生（外国人研究生を含む。）及び科目等履修生に準用する。

附　則

この要項は，平成28年4月1日から施行する。

附　則（令和元年5月1日　一部改正）

この要項は，令和元年5月1日から施行する。

○期末試験等における不正行為の取扱いについて

（平成16年4月1日学長決裁）

1　期末試験等において不正行為を行った者の当該期の履修科目の取扱いについては，次のとおりとする。

(1)　教養教育科目の試験において不正行為を行った者は，すべての教養教育科目の評価を「不可」とする。ただし，教養ゼミを除く。

(2)　専門教育科目の試験において不正行為を行った者は，すべての専門教育科目の評価を「不可」とする。

2　期末試験等において不正行為を行った者は，広島大学学生懲戒規則（平成28年3月7日規則第20号）により懲戒処分を行う。

3　大学院及び専攻科の期末試験等については，1及び2に準じて取り扱う。

（略）

附　則（平成30年3月9日　一部改正）

この改正は，平成30年4月1日から適用する。

○広島大学研究生規則

（平成16年4月1日規則第10号）

広島大学研究生規則

（趣旨）

第1条　この規則は，広島大学通則（平成16年4月1日規則第2号。以下「通則」という。）第52条第2項及び広島大学大学院規則（平成20年1月15日規則第2号。以下「大学院規則」という。）第53条第2項の規定に基づき，広島大学（以下「本学」という。）の学部，大学院，附置研究所，全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設（以下「学部等」という。）において1学期又は1学年間特定の事項を研究する研究生に関し必要な事項を定めるものとする。

（研究の願い出及び検定料）

第2条　研究生として学部，附置研究所，全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設に入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　大学を卒業した者

(2)　短期大学又は高等専門学校を卒業した者

(3)　本学において，相当の学力を有し研究生として適当と認めた者

2　研究生として大学院に入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　大学を卒業した者

(2)　本学大学院において，相当の学力を有し研究生として適当と認めた者

第3条　研究生を志願する者は，学期始めの1月前までに次に掲げる書類に検定料9,800円を添え，研究を希望する学部等を経て，学長に願い出なければならない。

(1)　研究生許可願（別記様式）

(2)　履歴書

(3)　最終学校の卒業証明書

(4)　官公署又は会社等に在職している者は，その所属長の承認書

2　現職教育職員で所轄庁の推薦派遣による者は，前項第1号及び第2号の書類に当該所轄庁の推薦派遣委託書を添付するものとする。ただし，検定料は，徴収しない。

（受入れの許可）

第4条　研究生の受入れは，当該学部等の教授会（全国共同利用施設及び学内共同教育研究施設にあっては運営委員会。以下同じ。）の議を経て，学長が許可する。

（研究期間及び願い出期限の特例）

第5条　学長は，特別な事情があると認める場合は，第1条及び第3条第1項の規定にかかわらず，研究期間及び願い出期限の特例を，当該学部等の教授会の議を経て認めることができる。

（研究継続）

第6条　研究生が研究期間終了後なお引き続き研究を希望するときは，研究終了日の15日前までに次に掲げる書類により当該学部等を経て，学長に願い出てその許可を受けなければならない。この場合において，研究期間については，第1条の規定を準用する。

(1)　研究生研究継続許可願

(2)　官公署又は会社等に在職している者は，その所属長の承認書

2　前項の規定による研究継続をする者の検定料及び入学料は，徴収しない。

（入学料）

第7条　入学の許可を受けようとする者は，指定の期日までに入学料84,600円を納付しなければならない。ただし，第3条第2項の規定による者については，徴収しない。

（研究料）

第8条　研究生は，1月につき29,700円の研究料を，研究期間に応じ6月分ずつ(研究期間が6月未満のときはその期間分)指定の期日までに納付しなければならない。ただし，第3条第2項の規定による者については，徴収しない。

2　指定の期日までに研究料を納付しないときは，掲示等により本人及び父母等に督促する。

（指導教員）

第9条　当該学部等の長は，研究生に対する指導教員を定めなければならない。

（費用の負担）

第10条　研究に要する費用は，必要に応じ研究生の負担とする。

（研究許可の取消し）

第11条　学長は，研究生が次の各号のいずれかに該当するときは，研究の許可を取り消すことがある。

(1)　研究の実があがらないと認められるとき。

(2)　その本分に反する行為があると認められるとき。

(3)　研究料の納付の義務を怠ったとき。

（既納の検定料，入学料及び研究料の返還）

第12条　既納の検定料，入学料及び研究料は，返還しない。

（雑則）

第13条　この規則に定めるもののほか，研究生に関し必要な事項は，通則又は大学院規則の規定を準用する。

附　則

1　この規則は，平成16年4月1日から施行する。

2　この規則の施行の際現に旧広島大学研究生規程(昭和51年広島大学規程第1号)により引き続き研究生として研究を許可されている者は，この規則により引き続き研究生として研究を許可された者とみなす。

3　本学大学院博士課程リーダー育成プログラムの履修を認められた者が，履修を開始するまでの間研究生として学部等に入学を希望し，当該者の受入れを許可する場合は，第3条第1項，第7条及び第8条第1項の規定にかかわらず，検定料，入学料及び研究料は，徴収しないものとする。

（略）

附　則(令和5年1月10日規則第4号)

この規則は，令和5年1月10日から施行する。

○広島大学研究生規則医学部取扱内規

平成18年3月6日
学部長決裁

広島大学研究生規則医学部取扱内規

（趣旨）

第1条　この内規は，広島大学研究生規則(平成16年4月1日規則第10号)第5条の規定に基づき，広島大学医学部における研究生の研究期間及び願い出期限の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

（研究期間の特例）

第2条　研究開始日は随時とし，研究終了日は研究開始日の属する学期又は学年の末日を原則とする。

（願い出期限の特例）

第3条　願い出期限は，研究を開始しようとする日の3日前までとする。

附　則

この内規は，平成18年4月1日から施行し，同日以降に入学する者から適用する。

○広島大学外国人研究生規則

（平成16年4月1日規則第11号）

広島大学外国人研究生規則

（趣旨）

第1条　この規則は，広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号。以下「通則」という。)第52条第2項及び広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号。以下「大学院規則」という。)第53条第2項の規定に基づき，広島大学(以下「本学」という。)の学部，大学院，附置研究所，全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設(以下「学部等」という。)において特定の事項を研究する外国人の研究生(国費外国人留学生制度実施要項(昭和29年3月31日文部大臣裁定)に基づく研究留学生(以下「研究留学生」という。)を含む。以下「外国人研究生」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

（研究の願い出及び検定料）

第2条　外国人研究生として学部，附置研究所，全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設に入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　外国において，学校教育における14年の課程を修了した者

(2)　外国において，学校教育における12年の課程を修了し，日本の大学又は短期大学を卒業した者

(3)　本学において，相当の学力を有し外国人研究生として適当と認めた者

2　外国人研究生として大学院に入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　外国において，学校教育における16年の課程を修了した者

(2)　本学大学院において，相当の学力を有し外国人研究生として適当と認めた者

第3条　外国人研究生を志願する者で，日本に居住する者については研究開始日の30日前までに，外国に居住する者については研究開始日の原則として4月前までに，次に掲げる書類に検定料9,800円を添えて，研究を希望する学部等を経て学長に願い出なければならない。

(1)　外国人研究生許可願

(2)　履歴書

(3)　最終学校の卒業証明書及び成績証明書

(4)　出身学校の所属学科長以上の長又は指導教員の発行する推薦書

(5)　住民票の写し，在留資格を記載した住民票記載事項証明書又は在留カードの写し(日本に居住する者の場合に限る。)

(6)　旅券の写し(旅券を有しない場合は，外国籍であることを証明する公的書類。外国に居住する者の場合に限る。)

2　外国人研究生として志願する者が，志願する学部若しくは研究科に特別聴講学生として在学中の場合又は広島大学森戸国際高等教育学院3＋1プログラムの特別聴講学生として在学中の場合は，前項の規定にかかわらず，次に掲げる書類により願い出ることができる。

(1)　外国人研究生許可願

(2)　履歴書

(3)　在留カードの写し

(受入れの許可)

第4条　外国人研究生の受入れは，当該学部等の教授会(全国共同利用施設及び学内共同教育研究施設にあっては運営委員会)の議を経て，学長が許可する。

2　学長は，前項の規定により許可する者のうち外国に居住する者には，あらかじめ承諾書を交付するものとする。

(研究期間)

第5条　外国人研究生の研究期間は，原則として1学期又は1学年間とする。ただし，学長が特別の事情があると認めた場合は，この限りでない。

(研究継続)

第6条　外国人研究生が研究期間終了後なお引き続き研究を希望するときは，研究終了日の30日前までに外国人研究生研究継続許可願により当該学部等を経て，学長に願い出てその許可を受けなければならない。この場合において，研究期間については，前条の規定を準用する。

2　前項の規定による研究継続をする者の検定料及び入学料は，徴収しない。

(入学料)

第7条　入学の許可を受けようとする者は，指定の期日までに入学料84,600円を納付しなければならない。

(研究料)

第8条　外国人研究生は，1月につき29,700円の研究料を研究期間に応じ6月分ずつ(研究期間が6月未満のときはその期間分)指定の期日までに納付しなければならない。

2　指定の期日までに納付しないときは，掲示等により本人及び父母等に督促する。

(指導教員)

第9条　当該学部等の長は，外国人研究生に対する指導教員を定めなければならない。

(費用の負担)

第10条　研究，実験及び実習に要する費用は，必要に応じ外国人研究生の負担とする。

(研究許可の取消し)

第11条　学長は，外国人研究生が次の各号のいずれかに該当するときは，研究の許可を取り消すことがある。

(1)　研究の実があがらないと認められるとき。

(2)　その本分に反する行為があると認められるとき。

2　学長は，研究料納付の義務を怠り督促を受けてもなお納付しない外国人研究生について，本学が当該外国人研究生に対し研究料の請求を行った日(郵送で請求を行った場合は請求書が到達した日)から起算して3月以内に納付しないときは，研究の許可を取り消す。

第12条　削除

(既納の検定料，入学料及び研究料の返還)

第13条　既納の検定料，入学料及び研究料は，返還しない。

(研究留学生等に対する特例)

第14条　研究留学生については，第3条の規定にかかわらず，検定料の納付並びに第3条第3号及び第5号に掲げる書類の提出を要しない。

2　本学と外国の大学又は短期大学(大学以外の高等教育機関を含む。)との間で締結した大学間交流協定，部局間交流協定又はこれらに準ずるもので検定料，入学料及び研究料を不徴収とする外国人研究生(以下「協定に基づき授業料等が不徴収となる外国人研究生」という。)については，第3条の規定にかかわらず，検定料の納付を要しない。

3　研究留学生及び協定に基づき授業料等が不徴収となる外国人研究生については，第7条及び第8条の規定を適用しない。

第14条の2　次の各号のいずれかに該当する特別聴講学生(広島大学学生交流規則(平成16年4月1日規則第7号)第2条第2項に規定する特別聴講学生をいう。)が，履修期間終了後から当該学期末まで，外国人の研究生として学部，附置研究所，全国共同利用施設又は学内共同利用施設に入学を希望し，受入れを許可された場合は，当該者に係る検定料，入学料及び研究料は，第3条，第7条及び第8条第1項の規定にかかわらず，徴収しない。

(1)　履修期間が終了するまでに本学大学院に入学するために入学試験を受験し，学生として本学大学院に入学が認められた者又は試験の結果が出ていない者

(2)　履修期間終了後から当該学期末までに学生として本学大学院に入学するために入学試験を受験する者

(3)　履修期間を終了した次学期から外国人の研究生として本学大学院に入学する者(研究期間終了後，本学大学院に学生として入学を希望する者に限る。)

2　前項の外国人の研究生が次のいずれかに該当するに至ったときは，研究の許可を取り消す。

(1)　本学大学院の入学出願手続又は研究の願い出を期日までに行わなかったとき。

(2)　本学大学院の入学試験を受験しなかったとき。

(3)　本学大学院の入学試験の結果が不合格となったとき。

(4)　本学大学院への入学手続を期日までに行わなかったとき。

3　前項の規定にかかわらず，同項第3号に該当するに至った者が次学期から外国人の研究生として大学院に入学を希望するときは，研究許可の取消しは行わない。

(雑則)

第15条　この規則に定めるもののほか，外国人研究生に関し必要な事項は，通則又は大学院規則の規定を準用する。

附　則

1　この規則は，平成16年4月1日から施行する。

2　この規則の施行の際現に旧広島大学外国人研究生規程(昭和47年広島大学規程第5号)により外国人研究生として受入れを許可されている者は，この規則により外国人研究生として受入れを許可された者とみなす。

3　本学大学院博士課程リーダー育成プログラムの履修を認められた者が，履修を開始するまでの間外国人研究生として学部等に入学を希望し，当該者の受入れを許可する場合は，第3条，第7条及び第8条第1項の規定にかかわらず，検定料，入学料及び研究料は，徴収しないものとする。

(略)

附　則(令和3年3月26日規則第21号)

この規則は，令和3年4月1日から施行する。

○広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する細則

(平成16年4月1日副学長(財務担当)決裁)

広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する細則

(趣旨)

第1条　この細則は，広島大学構内駐車場利用規則(平成16年4月1日規則第115号)第9条の規定に基づき，広島大学東広島キャンパス構内(以下「構内」という。)における自動車及び二輪車(以下「車両」という。)の交通規制に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条　この細則において「自動車」とは，道路交通法(昭和35年法律第105号)に規定する自動車(自動二輪車を除く。)をいい，「二輪車」とは，同法に規定する自動二輪車及び原動機付自転車をいう。

(入構制限)

第3条　構内に自動車により入構しようとする者は，理事(財務・総務担当)(以下「理事」という。)の許可を受けなければならない。

2　入構の許可を受けた者は，広島大学(以下「本学」という。)が発行する職員証，学生証，利用登録証又は構内駐車証(以下「構内駐車証等」という。)を所持していなければならない。

(構内駐車証等の交付申請資格)

第4条　前条第2項に定める構内駐車証等の交付申請資格者は，次に掲げる者とする。

(1)　東広島キャンパスに通勤する職員(障害者手帳の交付を受けている者を除く。)で自動車による通勤届出があり，かつ，自動車任意保険のうち「対人賠償保険」(以下「任意保険」という。)の契約を締結をしている者又はその保険の被保険者となっている者。ただし，次に該当する者は除く。

イ　下見職員宿舎又はががら職員宿舎に居住している者

ロ　県道馬木八本松線，県道吉川西条線，市道下見御薗宇線及び構内境界線に囲まれた地域に居住している者

(2)　東広島キャンパスに通学する学生(研究生等を含む。以下同じ。ただし，この号において，障害者手帳の交付を受けている者を除く。)で任意保険の契約を締結している者又はその保険の被保険者となっている者で，副学長(学生支援担当)が定める安全教育(以下「安全教育」という。)を受講しているもの(構内駐車証等の交付までに受講する者を含む。)。ただし，次に該当する者は除く。

イ　学部学生の1年次生及び2年次生

ロ　池の上学生宿舎又は国際交流会館に居住している者

ハ　県道馬木八本松線，県道吉川西条線，市道下見御薗宇線及び構内境界線に囲まれた地域に居住している者

(3)　商用等のため構内を訪れる業者

(4)　東広島キャンパスに通勤する職員又は通学する学生のうち障害者手帳の交付を受けている者で，次に該当するもの。

イ　職員にあっては，任意保険の契約を締結している者又はその保険の被保険者となっている者

ロ　学生にあっては，任意保険の契約を締結している者又はその保険の被保険者となっている者で，安全教育を受講しているもの

(5)　本学における教育，研究又は診療等のため学外から構内を訪れる者

(6)　その他教育研究の遂行のため特に必要があると理事が認めた者

(構内駐車証等の申請が可能な期間等)

第5条　次の各号に掲げる者が構内駐車証等の交付を申請できる期間は，当該各号に掲げる期間とする。

(1)　前条第1号から第3号までに該当する者　理事が定める期間

(2)　前条第4号から第6号までに該当する者　随時

2　構内駐車証等の種類及び交付申請手続の方法等は，別紙第 1 のとおりとする。

3　前条の規定にかかわらず，次の各号のいずれかに該当する者から自動車による構内への入構の申し出があった場合は，理事は，当該各号に規定する期間を限度として，当該申し出た者に構内駐車証等を貸し出すことができる。

(1)　業務上自動車を使用する必要があると認められる者　1週間

(2)　本学構内での営繕工事等により自動車による入構が必要な者　1月

(3)　疾病等により自動車を使用する必要があると認められる者　3月

4　前条の規定にかかわらず，次の各号に掲げる者が自動車により臨時に入構する必要がある場合は，当該各号に定めるところにより入構させることができる。

(1)　本学の職員又は学生　職員証又は学生証を提示の上，臨時構内駐車証を交付する。

(2)　外来者　用務先を申し出の上，臨時構内駐車証を交付する。

(経費等)

第6条　自動車による入構及び駐車整理業務に要する経費については，自動車による入構の許可を受けた者(以下「利用者」という。)の負担とし，その負担金(以下「利用者負担金」という。)は，自動車による入構及び駐車整理業務に要する最低限度の費用相当額とする。

2　前項の規定にかかわらず，本学は，午後9時から翌日午前6時までの入構及び駐車整理業務等に要する経費及び構内の安全管理に必要な経費を負担する。

3　第1項に規定する利用者負担金の額は次の表のとおりとし，日割り計算は行わないものとする。

| 区分 | 金額 |
|---|---|
| 1　第4条第1号から第3号までのいずれか又は第6号に該当する者 | |
| (1)　駐車場を利用する期間1年 | 6，000円 |
| (2)　駐車場を利用する期間半年 | 3，000円 |
| 2　第4条第4号又は第5号に該当する者 | 無料 |

4　特別の事情により前項の表第1項第1号及び第2号に規定する期間の構内駐車証等を申請できない者であって，理事が認めたものは，駐車場を利用する期間に応じた構内駐車証等を申請することができるものとする。この場合における利用者負担金の額は，駐車場を利用する月数に500円を乗じた額とする。

5　利用者負担金は，本学が指定する金融機関の口座への振込，給与からの控除又は現金による納付のいずれかの方法により納付するものとする。

6　次の各号のいずれかに該当する場合で，利用者から所定の様式により，納付した利用者負担金の返還の請求があったときは，当該各号に規定する額を当該利用者に返還するものとする。

(1)　構内駐車証等の交付までに，申請者が当該申請を取下げた場合　納付した額

(2)　第4条及び第5条第1項第1号に規定する構内駐車証等の交付に係る要件を満たしていないことにより不交付となった場合　納付した額

(3)　構内駐車証等の交付後に構内に自動車により入構する必要がなくなったため，利用者が，当該構内駐車証等をその有効期限内において未使用のまま本学に返却した場合　納付した額

(4)　錯誤による納付があった場合　第3項に規定する利用者負担金の額を超えて納付した額

(5)　職員が東広島キャンパスから本学の他の地区等に異動又は他の機関に転出した場合　入構を中止する日が属する月の翌月から構内駐車証等の有効期限の末日が属する月までの月数に500円を乗じた額

(6)　学生が休学又は卒業した場合　入構を中止する日が属する月の翌月から構内駐車証等の有効期限の末日が属する月までの月数に500円を乗じた額

(7)　その他理事が認めた場合　納付した額又は入構を中止する日が属する月の翌月から構内駐車証等の有効期限の末日が属する月までの月数に500円を乗じた額

(構内駐車証等の貸与等の禁止)

第7条　構内駐車証等の交付又は貸与を受けた者は，構内駐車証等を他人に貸与し，若しくは譲渡し，又は構内駐車証等の記載事項を変更してはならない。

（構内駐車証等の有効期限等）

第8条　構内駐車証等の有効期間は，4月1日から翌年3月31日までの間を限度とする。ただし，臨時構内駐車証にあっては当日限りとする。

（ゲートの運用）

第9条　自動車により入出構できるゲート及び時間等については，別紙第2のとおりとする。

（遵守事項）

第10条　構内において車両を運転する者は，次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)　歩行者の安全を第一とし，構内に設置した道路標識及び道路標示に従って運転すること。

(2)　構内駐車証の交付を受けている場合は，運転席前面に置くこと。

(3)　構内では，時速20キロメートル以内を厳守し，騒音には特に注意すること。

(4)　駐車場又は駐輪場以外の場所に駐車又は駐輪しないこと。

(5)　外来者用駐車場には，外来者以外駐車しないこと。

(6)　身障者用駐車場には，身障者以外駐車しないこと。

（指導及び取締り）

第11条　構内の車両の交通指導及び取締りは，理事が指定する者（以下「交通指導員」という。）が行うものとする。

（違反者に対する措置）

第12条　車両を運転して入構した者が，この規定に違反した場合は，次に掲げる措置を採ることができる。

(1)　違反車両については，告知書を当該車両に掲示した上，車両番号を記録する。

(2)　違反回数が3回以上の者については，以後車両による入構を禁止する。ただし，構内駐車証等を偽造させる等悪質な者については，直ちに車両による入構を禁止する。

（放置車両に対する措置）

第13条　長期間にわたり構内に放置された車両については，1月間警告措置を採った上，撤去するものとする。ただし，撤去に要した費用は，当該放置車両所有者の負担とする。

（事故処理等）

第14条　この細則に定めるもののほか，構内における車両の通行方法及び事故処理等については，関係法令の定めるところによる。

2　駐車場その他構内における車両の盗難等の事故については，本学は一切責任を負わない。

（臨時の規制）

第15条　緊急事態が発生した場合又は本学の行事等を行う場合は，この細則にかかわらず，臨時の構内交通規制等を行うことができる。

（雑則）

第16条　この細則に定めるもののほか，東広島キャンパスの構内交通に関し必要な事項は，理事が定める。

附　則

1　この細則は，平成16年4月1日から施行する。

2　この細則の施行の際現に旧広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する要項（平成11年3月9日全部改正）に基づいて許可されている者は，この細則に基づき許可された者とみなす。

（略）

附　則（令和4年8月19日　一部改正）

この細則は，令和4年8月19日から施行し，この細則による改正後の広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する細則の規定は，令和4年4月1日から適用する。

別紙第1(第5条第2項関係)

| 区分 | 申請者 | 構内駐車証等の種類 | 申請の受付期間 | 申請書の受付及び交付担当(以下「受付担当」という。) | 交付申請書等 |
|---|---|---|---|---|---|
| 自動車 | 職員<br>(第4条第1号に該当する者) | 職員証又は学生証 | 理事が定める期間 | 財務・総務室 財務部会計グ ループ | 理事が定める様式 |
| | 学生<br>(第4条第2号に該当する者) | | | | |
| | 商用等のため構内を訪れる業者(第4条第3号に該当する者) | 利用登録証 | | | 構内駐車証等交付申請書(別記様式第1号) |
| | 職員<br>学生<br>(第4条第4号に該当する者) | 職員証又は学生証 | 随時 | | 理事が定める様式 |
| | 教育，研究又は診療等のため学外から構内を訪れる者<br>(第４条第５号に該当する者) | 構内駐車証(別記様式第２号) | | | |
| | 職員<br>学生<br>(第4条第6号に該当する者) | 職員証又は学生証 | | | |
| | 職員<br>学生<br>外来者 | 臨時構内駐車証(別記様式第３号) | | 第1ゲート及び第3ゲート | |
| | 構内駐車証等の交付又は貸与を受けた者 | | 構内駐車証等を紛失した時 | 当初交付又は貸与を受けた際の受付担当 | 紛失届(別記様式第4号) |

別紙第2　ゲートの運用等(第9条関係)

1　ゲートの配置

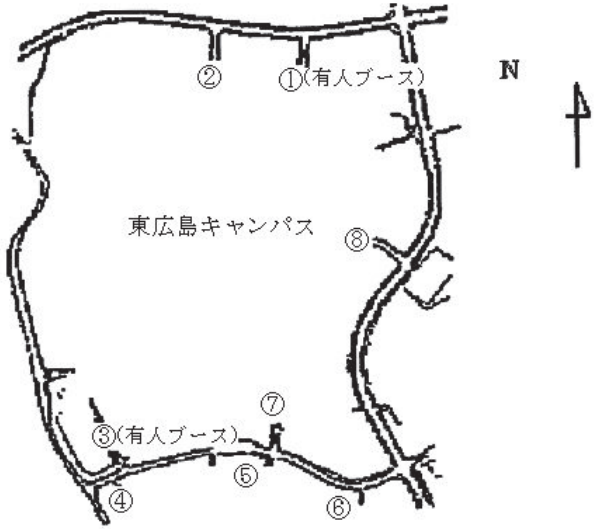


2　ゲートの運用

(1)　平日

・　終日規制を行う。

ただし，許可を受けていない職員，学生で特別な事情により自動車で入構する必要がある場合は，身分証明書等を提示のうえ，18：00以降ゲート①(18：00～6：00)を利用することができる。また、16:30以降ゲート④(16:30～21:00) を開放する。

(2)　土・日・祝日(年末・年始含む)及び休業期間

・　昼間(6：00～21：00)の規制は行わない。

○広島大学東千田キャンパスの構内交通に関する細則

（平成16年4月1日副学長（財務担当）決裁）

広島大学東千田キャンパスの構内交通に関する細則

（趣旨）

第1条　この細則は，広島大学構内駐車場利用規則（平成16年4月1日規則第115号）第9条の規定に基づき，広島大学東千田キャンパス構内（以下「構内」という。）における自動車及び二輪車（以下「車両」という。）の交通規制に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条　この細則において「自動車」とは，道路交通法（昭和35年法律第105号）に規定する自動車（自動二輪車を除く。）をいい，「二輪車」とは，同法に規定する自動二輪車及び原動機付自転車をいう。

2　この細則において「部局等」とは，構内に所在する学部，研究科，図書館，学内共同教育研究施設及び東広島地区運営支援部東千田地区支援室（以下「支援室」という。）をいう。

（入構制限）

第3条　構内に自動車により入構しようとする者は，入構の許可を受け，広島大学（以下「本学」という。）が発行する職員証，学生証又はパスカードのいずれか及び構内駐車証（以下「構内駐車証等」という。）を所持していなければならない。

2　前項に定める入構の許可は，部局等に配属又は所属する者にあっては当該部局等の長，その他の者にあっては関係の部局等の長が行う。

3　前項の許可を受けた者以外で，自動車により入構しようとするときは，臨時入構許可申請書・証明書に必要事項を記入の上，業務先の確認印及び駐車券とともに支援室へ提示し，関係の部局等の長の許可を得なければならない。

4　支援室は，前項の許可を受けた者に対して，駐車券の無料認証を行うこととする。

（構内駐車証等の交付申請資格等）

第4条　前条第1項に定める構内駐車証等交付申請資格者は，次に掲げる者とする。

(1)　部局等に配属又は所属する職員（第7号イに該当する者を除く。）で自動車による通勤届出があり，かつ，自動車任意保険のうち「対人賠償保険」（以下「任意保険」という。）の契約を締結している者又はその保険の被保険者となっている者

(2)　本学の学生（研究生等を含む。以下同じ。ただし，この号において第7号ロに該当する者を除く。）で，特別な事情により自動車を利用しなければ構内への通学が困難であり，任意保険の契約を締結している者又はその保険の被保険者となっている者で，副学長（学生支援担当）が定める安全教育を受講している者。ただし，次に該当する者を除く。

イ　学部学生の1年次生

ロ　広島市内（中区，南区，西区及び東区に限る。）在住者。ただし，勤務先が遠隔地である者又は公共の交通機関が極端に少ない地域に居住している者と認められるときは，この限りでない。

(3)　放送大学広島学習センターの職員（第8号に該当する者を除く。）

(4)　放送大学広島学習センターの学生（第8号に該当する者を除く。）で，特別な事情により自動車を利用しなければ通学が困難で，任意保険の契約を締結している者又はその保険の被保険者となっている者

(5)　構内において食堂及び売店等の事業を行うことが認められている事業所の職員

(6)　商用等のため構内を訪れる業者

(7)　部局等に配属又は所属する職員及び本学の学生のうち障害者手帳の交付を受けている者で，次に該当するもの

イ　職員にあっては，任意保険の契約を締結している者又はその保険の被保険者となっている者

ロ　本学の学生にあっては，任意保険の契約を締結している者又はその保険の被保険者となっている者で，安全教育を受講しているもの

(8)　放送大学広島学習センターの職員及び学生のうち障害者手帳の交付を受けている者

(9)　本学における教育，研究又は診療等のため学外から構内を訪れる者

(10)　その他教育研究の遂行のため特に必要があると理事（財務・総務担当）（以下「理事」という。）が認めた者

（構内駐車証等の申請期間等）

第5条　構内駐車証等交付申請期間は，次に掲げるとおりとする。

(1)　前条第1号から第6号までに該当する者にあっては，毎年4月1日から4月15日まで，又は10月1日から10月15日までとし，それ以外の期間は，駐車場に余裕がある場合のみ申請できるものとする。

(2)　前条第7号から第10号までに該当する者にあっては，随時申請できるものとする。

2　構内駐車証等の様式及び交付申請手続の方法等は，別紙第1のとおりとする。

（整理業務等）

第6条　車両による入構及び駐車整理の業務に要する経費については，本学が管理の必要から支弁するもののほか，車両による入構及び駐車の許可を受けた者（以下「利用者」という。）の負担とする。

2　本学が支弁する経費及び利用者の負担金については，次に掲げるとおりとする。

(1)　本学が支弁する経費は，利用者が負担する平日の午前7時から午後11時までの入構及び駐車整理の業務等に要する経費以外のもので，本学が管理の必要から支弁する経費とする。

(2)　利用者の負担金の額は，車両による入構及び駐車整理の業務に要する最低限度の費用相当額とする。

(3)　前号に規定する利用者(第4条第1号から第6号までのいずれか又は第10号に該当する者に限る。)の負担金の額は次の表のとおりとし，日割り計算は行わないものとする。

| 区分 | 金額 |
|---|---|
| イ　駐車場を利用する期間1年 | 10,000円 |
| ロ　駐車場を利用する期間半年 | 5,000円 |
| ハ　駐車場を利用する期間1月 | 1,000円 |

3　利用者の負担金については，次に掲げる者にあっては，これを免除することができる。

(1)　第4条第7号，第8号又は第9号に該当する者

(2)　二輪車により入構する者

4　第3条第3項の許可を受けずに入構した者(以下この項において「一般外来者」という。)が負担する経費に関し必要な事項は，理事が定める。。

5　特別の事情により第2項第3号の表に規定する期間の構内駐車証等を申請できない者であって，部局等の長が認めたものは，駐車場を利用する期間に応じた構内駐車証等を申請することができるものとする。

6　利用者の負担金は，現金により納付するものとする。

7　次の各号のいずれかに該当する場合で，利用者から所定の様式により，納付した利用者の負担金の返還の請求があったときは，当該各号に規定する額を当該利用者に返還するものとする。ただし，当該返還の請求の対象となる事実が発生した日の属する年度の3月末日までに，当該返還の請求が受理されなかった場合は，この限りでない。

(1)　構内駐車証等の交付までに，申請者が当該申請を取下げた場合　納付した額

(2)　第4条及び第5条第1項第1号に規定する構内駐車証等の交付に係る要件を満たしていないことにより不交付となった場合　納付した額

(3)　構内駐車証等の交付後に構内に自動車により入構する必要がなくなったため，利用者が，当該構内駐車証等をその有効期限内において未使用のまま本学に返却した場合　納付した額

(4)　錯誤による納付があった場合　第2項第3号の表に規定する利用者の負担金の額を超えて納付した額

(5)　職員が部局等から本学の他の地区等に異動又は他の機関に転出した場合　第2項第3号の表イに規定する金額を納付した者のうち駐車場を利用する有効期間が半年以上ある者については，期間半年の額

(6)　本学の学生が休学又は卒業した場合　第2項第3号の表イに規定する金額を納付した者のうち駐車場を利用する有効期間が半年以上ある者については，期間半年の額

(7)　放送大学広島学習センターの職員及び学生並びに構内において食堂，売店等の事業を行うことが認められている事業所の職員が構内への入構を要しなくなった場合　第2項第3号の表イに規定する金額を納付した者のうち駐車場を利用する有効期間が半年以上ある者については，期間半年の額

(8)　その他理事が認めた場合　第2項第3号の表イに規定する金額を納付した者のうち駐車場を利用する有効期間が半年以上ある者については，期間半年の額

(構内駐車証等の貸与等の禁止)

第7条　構内駐車証等の交付又は貸与を受けた者は，構内駐車証等を他人に貸与し，若しくは譲渡し，又は構内駐車証等の記載事項を変更してはならない。

(構内駐車証等の有効期間)

第8条　構内駐車証等の有効期間は，5月1日から翌年の4月30日までの間とする。

(ゲートの運用)

第9条　車両により入出構できる時間等については，原則として午前7時から午後11時までとする。ただし，特別の理由がある場合は，理事が指定する者(以下「警備員」という。)に申し出て入出構することができるものとする。

(遵守事項)

第10条　構内において車両を運転する者は，次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)　歩行者の安全を第一とし，構内に設置した道路標識及び道路標示に従って運転すること。

(2)　構内駐車証は，運転席前面に置くこと。

(3)　構内では，時速20キロメートル以内を厳守し，騒音には特に注意すること。

(4)　駐車場又は駐輪場以外の場所に駐車又は駐輪しないこと。

(5)　身障者用駐車場には，身障者以外駐車しないこと。

(指導及び取締り)

第11条　構内の車両の交通指導及び取締りは，警備員が行うものとする。

(違反者に対する措置)

第12条　車両を運転して入構した者が，第10条の規定に違反した場合は，次に掲げる措置を採ることができる。

(1)　違反車両については，別紙第2の告知書をのり付けした上，当該車両を固定する。
(2)　違反回数が3回以上の者については，以後車両による入構を禁止する。ただし，構内駐車証等を偽造させる等悪質な者については，直ちに車両による入構を禁止する。

2　前項第1号の規定により車両を固定された者は，本学の学生にあっては指導教員又はチューター，職員にあっては部局等の長，学外者にあっては用務先の部局等の長の固定解除承諾書を警備員に提示の上，固定解除を受けるものとする。

(放置車両に対する措置)

第13条　長期間にわたり構内に放置された車両については，1月間警告措置を採った上，撤去するものとする。ただし，撤去に要した費用は，当該放置車両所有者の負担とする。

(適用除外)

第14条　次の各号のいずれかに該当する車両で，一時的に入構し駐車しようとする者については，第3条第1項の規定は，適用しないものとする。
(1)　清掃車
(2)　消防車等の緊急自動車
(3)　郵便物，電報及び新聞等の配達車両
(4)　その他学長が特別に認めた車両

(事故処理等)

第15条　この細則に定めるもののほか，構内における車両の事故処理等については，関係法令の定めるところによる。

2　駐車場その他構内における車両の盗難等の事故については，本学は一切責任を負わない。

(臨時の規制)

第16条　緊急事態が発生した場合又は本学の行事等を行う場合は，この細則の規定にかかわらず，臨時の構内交通規制等を行うことができる。

(雑則)

第17条　この細則に定めるもののほか，東千田キャンパスの構内交通に関し必要な事項は，理事が定める。

附　則

1　この細則は，平成16年4月1日から施行する。

2　この細則の施行の際現に旧広島大学東千田キャンパスの構内交通に関する要項(平成13年11月13日制定)に基づいて許可されている者は，この細則に基づき許可された者とみなす。

(略)

附　則(令和2年8月31日　一部改正)

この細則は，令和2年8月31日から施行する。

別紙第1(第5条第2項関係)

(常時又は一定の期間入構する者)

| 区分 | 構内駐車証等の種類 | 申請の受付期間 | 申請者 | 担当係 | 申請書の種類 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 自動車 | 構内駐車証(別記様式第3号)<br>パスカード(別記様式第5号)<br>・常時又は一定の期間入構する者 | 4月1日～4月15日 | 職員<br>(第4条第1号又は第7号イに該当する者) | 東千田地区支援室 | 構内駐車証等交付申請書(別記様式第1号) | |
| | | | 学生<br>(第4条第2号又は第7号ロに該当する者) | | | |
| | | | 放送大学等の職員・学生<br>事業所の職員・業者<br>(第4条第3号，第4号，第5号，第6号又は第8号に該当する者) | | | |
| | | ・上記以外の期間は駐車場に余裕がある場合のみ受付 | 同上 | 同上 | 同上 | ・受付する場合は，東千田地区支援室から各部局等へ連絡する。 |
| | | 随時 | 職員<br>学生<br>(第4条第9号又は第10号に該当する者) | 東千田地区支援室 | 構内駐車証等貸与申請書(別記様式第2号) | |

(臨時に入構する者)

| 区分 | 構内駐車証等の種類 | 受付期間 | 申請者 | 受付場所 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 自動車 | 臨時入構許可申請書・証明書(別記様式第4号)<br>・臨時に入構する者 | 随時 | 職員<br>外来者 | 東千田地区支援室 | 東千田キャンパスへ業務により入構する場合は，臨時入構許可申請書・証明書に必要事項を記入の上，駐車券とともに支援室へ提示することとし，支援室において入構許可を受けたものと確認できる場合は，駐車券の認証を行うこととする。 |

別紙第2　指導及び取締り等(第12条関係)

告　知　書

この車両は，広島大学東千田キャンパスの構内交通に関する細則に下記のとおり違反していますので，同細則第12条の規定により下記のとおり措置します。

年　　月　　日　時間　　：

広　島　大　学

記

違反事項(○印が違反事項)

1. 構内通行証がありません。
2. 構内通行証の有効期限が切れています。
3. この場所は，駐車禁止です。
4. この場所は，身障者用の駐車場です。
5. この車両は，長期間放置された車両です。

措置

- 車両を動かせないように固定しております。
- 固定解除を受けようとする者は，下記固定解除承諾願に記入の上，固定解除承諾書に，学生にあっては指導教員又はチューター，職員にあっては部局等の長，学外者にあっては用務先の部局等の長の署名，押印を受けて，日曜日及び休日を除き，午前9時から午後5時までに警備員室へ出頭してください。
- 出頭しないで車両を動かしたために生じた移送費，保管費，損害については，広島大学は一切責任を負いません。

---

固定解除承諾願

年　　月　　日

運転者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住所・連絡先＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

車両番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

以後，「広島大学東千田キャンパスの構内交通に関する細則」を遵守いたしますので，固定解除の承諾をしてくださるようお願いします。

---

固定解除承諾書

上記運転者の車両の固定解除を承諾する。

年　　月　　日

署名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

○広島大学におけるハラスメントの防止等に関する規則

（平成16年4月1日規則第111号）

広島大学におけるハラスメントの防止等に関する規則

（趣旨）

第1条　この規則は，広島大学学則（平成16年4月1日規則第1号）第28条の規定に基づき，広島大学（以下「大学」という。）におけるハラスメントが職員，学生，生徒，児童及び園児並びにその関係者（以下「構成員」という。）の人権を侵害し，又は就学，就労，教育若しくは研究（以下「就学・就労」という。）の権利等を侵害するものであるという認識にたち，大学においてその発生を防止するとともに，事後，適切に対応するため，ハラスメントの防止に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義等）

第2条　この規則において「ハラスメント」とは，セクシュアル・ハラスメント，パワーハラスメント，妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント及びそのほかのハラスメントをいう。

2　この規則において「セクシュアル・ハラスメント」とは，一定の就学・就労上の関係にある大学の構成員が，相手の意に反する性的な性質の不適切な言動を行い，これによって相手が，精神的な面を含めて，学業や職務遂行に関連して一定の不利益・損害を被るか，若しくは学業や職務に関連して一定の支障が生じること，又は就学・就労のための環境を悪化させることをいう。

3　この規則において「パワーハラスメント」とは，一定の就学・就労上の関係にある大学の構成員が，優越的な関係を背景とした業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動を行い，これによって相手が，精神的な面を含めて，学業や職務遂行に関連して一定の不利益・損害を被るか，若しくは学業や職務に関連して一定の支障が生じること，又はそのようなおそれがあることをいう。

4　この規則において「妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント」とは，一定の就学・就労上の関係にある大学の構成員が，妊娠・出産に関する言動又は妊娠・出産，育児・介護に関する制度若しくは措置の利用に関する言動を行い，これによって相手が，精神的な面を含めて，学業や職務遂行に関連して一定の不利益・損害を被るか，若しくは学業や職務に関連して一定の支障が生じること，又はそのようなおそれがあることをいう。

5　この規則において「そのほかのハラスメント」とは，セクシュアル・ハラスメント，パワーハラスメント及び妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントにはあたらないが，一定の就学・就労上の関係にある大学の構成員が，相手の意に反する不適切な言動を行い，これによって相手が，精神的な面を含めて，学業や職務遂行に関連して一定の不利益・損害を被るか，若しくは学業や職務に関連して一定の支障が生じること，又はそのようなおそれがあることをいう。

6　ハラスメントの行為者とされた者（以下「行為者とされた者」という。）の言動が次の各号のいずれかに該当する場合は，ハラスメントがあると認めるものとする。

(1)　行為者とされた者が第2項から前項までの行為を行うとの意図を有していたと認められるとき。

(2)　当該言動が明らかに社会的相当性を欠くと認められるとき。

（防止及び啓発）

第3条　大学は，職員及び学生等に対し，ハラスメントの発生を防止するための啓発に努める。

（相談体制）

第4条　大学におけるハラスメントに関する相談への対応は，広島大学ハラスメント相談室（以下「相談室」という。）が行う。

2　相談室は，前項の相談に際し，ハラスメントの被害を受けたとする者（以下「被害を受けたとする者」という。）のプライバシーを保護し，人権を侵害しないよう十分に配慮するものとする。

（調査体制）

第5条　学長は，ハラスメントの事実関係を調査するため，及び必要な措置を講じるため，当該の事案ごとに広島大学ハラスメント調査会（以下「調査会」という。）を設置する。

2　前項の調査会に関し必要な事項は，別に定める。

3　調査会は，被害を受けたとする者，行為者とされた者及びそのほかの関係者から公正な事情聴取を行い，調査結果を速やかに学長に報告する。

4　前項の事情聴取においては，事情聴取対象者の人権やプライバシーの保護には十分に配慮するものとする。

5　調査会は，調査の過程で，被害を受けたとする者の緊急避難措置，被害を受けたとする者と行為者とされた者との間の調整又は被害を受けたとする者若しくは行為者とされた者の配属又は所属する部局等での調査や調整等の勧告等の必要を認めたときは，これを行う。

6　前項の勧告に基づき，部局等に調査会を置くことができる。

（調査結果の告知及び不服申立て）

第6条　学長は，調査会からの調査結果の報告を受け，被害を受けたとする者及び行為者とされた者に対して，速やかに書面により調査結果を告知するものとする。

2　前項の告知を受けた者は，当該告知内容について不服がある場合は，告知を受けた日の翌日から2週間以内に，書面により学長に不服を申し立てること

ができるものとする。ただし，当該事案に関して，広島大学職員懲戒規則(平成16年4月1日規則第97号)に基づく懲戒に係る審査を受ける者は，不服を申し立てることはできない。

3　学長は，前項本文の不服申立てがあった場合は，不服を申し立てた者に対して，申立て内容の検討結果について書面により通知するものとする。

4　前項の通知内容に対する不服申立ては，認めない。

(措置の決定及び実施)

第7条　学長は，調査会からの調査結果の報告を受け，被害を受けたとする者の不利益の回復，環境の改善及び行為者とされた者に対する指導等の必要な措置を決定し，実施する。

2　学長は，前項の決定に当たり，さらに審議が必要と認められる事項については，教育研究評議会に付議する。

(雑則)

第8条　この規則に定めるもののほか，ハラスメントの防止及び事後の対応に関し必要な事項は，別に定める。

附　則

1　この規則は，平成16年4月1日から施行する。

2　旧広島大学ハラスメントの防止等に関する規程(平成11年広島大学規程第12号。以下「旧規程」という。)により置かれたハラスメント相談員及び同専門相談員が行ったハラスメントに関する相談業務等の行為は，この規則により置かれたハラスメント相談員及び同専門相談員が行ったものとみなす。

3　旧規程により設置されたハラスメント調査会については，この規則に基づき設置されたものとみなす。

(略)

附　則(令和3年3月22日規則第57号)

この規則は，令和3年4月1日から施行する。



## ○広島大学学部生の大学院授業科目の履修に関する細則

(平成21年3月31日理事(教育担当)決裁)

広島大学学部生の大学院授業科目の履修に関する細則

(趣旨)

第1条　この細則は，広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号)第26条第2項の規定に基づき，広島大学(以下「本学」という。)の学部生が本学大学院の授業科目を履修すること(以下「早期履修」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条　早期履修は，本学大学院に進学を志望する学業優秀な学部生に対して本学大学院教育課程の授業科目を履修する機会を提供するとともに，大学院教育との連携を図ることを目的とする。

(実施研究科及び授業科目等)

第3条　早期履修を実施する研究科，授業科目等は，別表のとおりとする。

(履修資格)

第4条　早期履修ができる者は，次に該当する者とする。

(1)　履修時に本学の学部の卒業予定年次に在籍する者

(2)　本学大学院に進学を志望する者

(3)　進学を志望する研究科が定めるGPAの値を上回る者

(申請手続)

第5条　早期履修を希望する者は，履修しようとする年度の始めの1月前までに大学院授業科目早期履修申請書(別記様式第1号)により，研究科が指定する授業科目を記載の上，所属学部の長に申請するものとする。

2　前項により申請できる研究科は，一の研究科に限るものとする。

(学部長の推薦)

第6条　所属学部の長は，本学大学院の授業科目を履修することが教育上有益と認めるときは，大学院授業科目早期履修申請書に履修しようとする年度の前年度までの成績を記載した書類を添えて，当該授業科目を開設する研究科の長に推薦するものとする。

(履修の許可)

第7条　研究科の長は，前条の推薦に基づき審査の上，当該研究科の授業科目の履修を許可するものとし，大学院授業科目早期履修通知書(別記様式第2号)により，所属学部の長を通じて本人に通知するものとする。

(履修科目の上限)

第8条　履修科目として申請することができる単位数は，10単位の範囲内で各研究科が定める。

(履修科目の取消し・変更)

第9条　早期履修を許可された授業科目の取消し又は変更をしようとする者は，履修手続期間内に，大学院授業科目早期履修取消・変更届(別記様式第3号)により，当該授業科目を開設する研究科の長に届け出るものとする。

2　前項に規定する授業科目の取消しは，早期履修を許可された授業科目と学部の授業科目の曜日・時限が重複する等，特別の事情がある場合に限り，認めることができるものとする。
3　第1項に規定する授業科目の変更は，前項の規定による授業科目の取消しを行う場合に限り，その取消しを行う単位数の範囲内において，認めることができるものとする。
（授業科目の成績評価及び単位の授与）
第10条　授業科目の成績評価及び単位の授与については，広島大学大学院規則（平成20年1月15日規則第2号）第29条及び第30条の規定を適用する。
（修得した単位の取扱い）
第11条　第6条の規定により履修を許可された者（以下「早期履修者」という。）が修得した単位については，早期履修者が卒業後当該研究科に入学した場合に限り，10単位の範囲内で当該研究科が定める単位数を限度として当該研究科の修了要件単位に含めることができる。
2　前項に規定する研究科が定める単位数を，広島大学既修得単位等の認定に関する細則（平成16年4月1日副学長（教育・学生担当）決裁）第2条第2項に規定する認定単位数等に含めるかどうかは，各研究科が定める。
3　早期履修者が修得した単位は，所属学部の卒業要件単位に含めることはできない。
（授業料）
第12条　早期履修者が履修する本学大学院の授業科目に係る授業料は，徴収しないものとする。

附　則

この細則は，平成21年4月1日から施行する。

（略）

附　則（令和4年2月4日　一部改正）
1　この細則は，令和4年4月1日から施行する。
2　この細則による改正後の広島大学学部生の大学院授業科目の履修に関する細則の規定は，平成31年度入学生から適用する。

別表（第3条関係）
（略）



○学業に関する評価の取扱いについて

平成18年4月1日
副学長(教育・研究担当)決裁

Ⅰ　学部学生の学業に関する評価について

1. 授業科目の成績評価及び到達度の評価について

(1)　授業科目の成績評価

次のいずれか又は併用によるものとする。

①　秀，優，良，可及び不可の5段階評価とする。なお，不可については，その評価が出席回数不足，期末試験未受験等の理由による場合，学生に対して欠席と通知することができる。

5段階評価の基準は，100点満点で採点した場合に，90点以上を秀，80～89点を優，70～79点を良，60～69点を可とし，60点未満は不可（不合格）とする。

②　0～100点の点数評価とする。

60点未満は不合格とする。

③ただし，特別な理由により，5段階評価により難い場合のみ合格又は不合格の合否評価とする。

④③の特別な理由については，プログラム担当教員会等で判断する。

(2)　到達度の評価

教育プログラムが詳述書で定めた学習の成果の評価項目と評価基準に基づき，到達度の評価は，「極めて優秀」，「優秀」及び「良好」の3段階評価とする。

2. 平均評価点(GPA：Grade Point Average)について

本学共通の平均評価点(GPA：Grade Point Average)の算出方法等については，以下の方法によるものとする。

[計算式]

$$\text{平均評価点} = \frac{\text{秀の単位数} \times 4 + \text{優の単位数} \times 3 + \text{良の単位数} \times 2 + \text{可の単位数} \times 1}{\text{総登録単位数} \times 4} \times 100$$

(1)　平均評価点は，小数点第3位以下を切り捨てるものとする。

(2)　各学期（直前の期）及び通年（入学後から直前の期）で計算するものとする。

(3)　5段階評価が付されている授業科目を計算の対象とする。

Ⅱ 大学院学生及び専攻科学生の学業に関する評価について

授業科目の成績評価を行い，その評価は，次のいずれかによるものとする。

1. 秀，優，良，可及び不可の 5 段階評価とする。なお，不可については，その評価が出席回数不足，期末試験未受験等の理由による場合，学生に対して欠席と通知することができる。

5 段階評価の基準は，100 点満点で採点した場合に，90 点以上を秀，80～89 点を優，70～79 点を良，60～69 点を可とし，60 点未満は不可（不合格）とする。

2. ただし，特別な理由により，5 段階評価により難い場合のみ合格又は不合格の合否評価とする。

3.2. の特別な理由については，プログラム担当教員会等で判断する。

Ⅲ 認定科目について

1. 入学前に他大学等で行った学修又は修得した単位（外国語検定試験等及び編入学した場合を含む。）を本学における授業科目の履修とみなし，単位認定する場合，成績評価は付さない。
2. 入学後に他大学等で行った学修又は修得した単位（外国語検定試験等を含む。）を本学における授業科目の履修とみなし，単位認定する場合，原則として成績評価は付さない。ただし，協定等により成績評価を付す相応の根拠がある場合に限り，学部等の判断により成績評価を付すことができる。
3. 入学前に本学で修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を単位認定する場合は，学部等の判断により成績評価を付すことができる。
4. 成績評価を付さない授業科目の評価欄は，認定と表示する。

Ⅳ 適用について

1. この取扱いは，令和 2 度から適用する。
2. 令和元年 10 月 1 日以前に入学した学生の学業に関する評価の取扱いについては，Ⅰ1.(1)の③，④及びⅡの 3. の取扱いを除き，なお従前の例による。

（注）（平成 22 年 3 月 16 日 一部改正）

この改正は，平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

（注）（平成 23 年 3 月 10 日 一部改正）

この改正は，平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

（注）（平成 27 年 1 月 7 日 一部改正）

この改正は，平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

（注）（令和 2 年 5 月 26 日 一部改正）

この改正は，令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

○気象警報の発表，公共交通機関の運休又は事件・事故等の場合における授業等の取扱いについて

平成24年2月13日
理事(教育担当)決裁

気象警報の発表，公共交通機関の運休又は事件・事故等の場合における授業(期末試験等を含む。)の取扱いについては，次のとおりとする。

第1　授業を一斉休講(授業日における授業(土曜日開講のものを除く。)の休講をいう。)とする際の取扱い

1　理事(教育担当)(以下「理事」という。)の判断を必要としない一斉休講

広島地方気象台から，特別警報が広島市中区，広島市南区又は東広島市のいずれかに対して発表された場合は，その市に所在するキャンパスのすべての授業を一斉休講とする。

ただし，東広島市に対して波浪又は高潮の特別警報のみが発表された場合は，一斉休講は行わない。

2　理事の判断を必要とする一斉休講

次の場合で，各キャンパスにおける授業を実施することが困難であると理事が判断したときは，当該キャンパスの当日の授業を一斉休講とする。なお，霞キャンパス(東千田キャンパス)において(1)から(3)までの場合により一斉休講とするときは，東千田キャンパス(霞キャンパス)においても同様に一斉休講とする。

一斉休講とする授業時限の範囲とその判断時刻の目安は3.のとおりとする。

(1)　広島地方気象台から，大雨，洪水，大雪，暴風又は暴風雪のいずれかの警報が，広島市中区，広島市南区又は東広島市のいずれかに対して発表された場合

(2)　台風の接近等により，あらかじめ広島市中区，広島市南区又は東広島市のいずれかに対して，大雨，洪水，大雪，暴風又は暴風雪のいずれかの警報の発表が予想される場合

(3)　JR山陽本線等の公共交通機関が，事故，大雨等の災害又はストライキ等で運休する場合

(4)　学生・職員が大学へ通学・通勤することが困難な状況が発生した場合

(5)　その他，事件・事故等が発生し，構内への立ち入りが規制された場合

3　一斉休講する授業時限の範囲と判断時刻の目安

| 一斉休講とする授業時限の範囲 | 判断時刻 |
|---|---|
| 8:45から12:10までに開始される授業 | 06:45 頃まで |
| 12:50から17:05までに開始される授業 | 10:50 頃まで |
| 17:30から19:40までに開始される授業 | 16:00 頃まで |

4　一斉休講時における授業実施の特例

一斉休講時において授業を実施できる特例は，次のとおりとする。

(1)　インターンシップや野外実習，ボランティア活動等一斉休講措置としたキャンパス内で開講されない授業で，受講生の安全が確実に確保されていると開設部局の長等が判断した場合は，当該授業を実施できる。

(2)　双方向システムによる授業で，配信先のキャンパスのみが一斉休講である場合は，配信先キャンパスでの受講生に対して当日配付資料の配付，レポート提出等により当日の授業を補完し，受講者間で教育内容に差が生じないと開設部局の長等が判断した場合に，配信元の授業を実施できる。

(3)　オンラインによる授業で，以下のいずれかに該当する場合は，開設部局の長等の判断により当該授業を実施できる。なお，授業担当教員は，受講者の不利益とならないよう，授業実施について必要な連絡を行うものとする。

・同時双方向型の授業で，受講者全員が自宅等で受講可能なことが予め確認できる場合

・オンデマンド型の授業の場合

第2　第1以外の取扱い

第1の取扱いに基づき，開設部局等の長は授業を休講とするかどうか判断することとし，決定した措置等については，速やかに理事へ報告するものとする。

第3　その他

第2にかかわらず，理事が授業を実施することが困難であると判断した場合は，休講措置を講じることができるものとする。

第4　適用

この取扱いは，令和4年5月24日から適用する。

○広島大学霞地区体育館使用細則

(趣旨)

第1条　この細則は，広島大学霞地区体育館及び広島大学霞地区課外活動等共用施設内規第6条の規定に基づき，広島大学霞地区体育館（以下「体育館」という。）の使用について必要な事項を定めるものとする。

(用途)

第２条　体育館は，次の用途に使用するものとする。

(1)　霞地区に所在する部局が承認する体育系学生団体が行う課外体育活動

(2)　霞地区に所在する部局の学生及び職員のスポーツ活動

(3)　医学部長が適当と認めた行事等

(使用日時)

第3条　体育館を使用できる日及び時間は，次のとおりとする。

(1)　使用できる日は，日曜日，国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月28日から翌年1月4日までの期間以外の日とする。

(2)　使用できる時間は，午前9時から午後9時までとする。ただし，月曜日から金曜日の午後5時以降及び土曜日の午後3時以降は，体育活動以外には使用できないものとする。

2　前項の規定にかかわらず，医学部長が特に必要と認めた場合は，この限りではない。

(使用手続)

第4条　体育館を使用しようとするときは，別紙様式により使用しようとする3日前までに所属部局の事務部を経て医学部長に願い出て，その許可を受けなければならない。

(使用の中止)

第5条　使用責任者は，使用を中止しようとするときは，直ちに医学部長に届け出るものとする。

(遵守事項)

第6条　体育館を使用する者は，次の事項を遵守しなければならない。

(1)　許可を受けた目的以外の用途に使用しないこと。

(2)　他の者に，その全部又は一部を転貸しないこと。

(3)　使用時間を遵守し，土足での出入りはしないこと。

(4)　火気は使用しないこと。

(5)　指定の場所以外では喫煙をしないこと。

(6)　飲食物の持込はしないこと。

(7)　指定の場所以外に掲示や貼り紙をしないこと。

(8)　使用許可を受けた場所，備品又は用具以外のものを無断で使用しないこと。

(9)　施設，設備又は備品を滅失，き損又は汚損した場合は，速やかに係員に連絡し，その指示に従うこと。

(10) 使用後は，清掃をするとともに，使用物品を整理整頓し，消灯及び戸締りを行うこと。

(11) 係員の指示事項を遵守すること。

(使用許可の取消し)

第７条　医学部長は，使用者が第６条の規定に違反したときは，使用の許可を取り消すことがある。

2　医学部長は，前項に規定する場合のほか，公務上必要があると認めた場合は，使用条件を変更し，又は体育館の全部若しくは一部の使用を取り消すことができる。

(損害賠償)

第8条　使用者が，故意又は過失により施設，設備又は備品を滅失，き損又は汚損した場合は，その損害を賠償しなければならない。

(事務)

第9条　体育館に関する事務は，学生支援室において処理する。

(その他)

第10条　この細則に定めるもののほか，体育館の使用に関し必要な事項は，医学部長が定める。

附　則

この細則は，昭和58年４月１日から施行する。

（霞体育館平面図）　　鉄筋コンクリート造，Ⅰ部４階建
昭和58年５月７日開館

1階

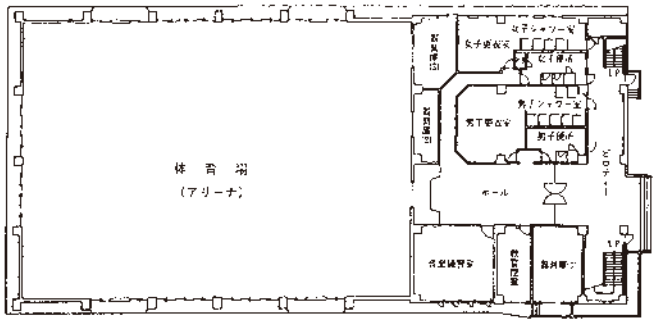


4階

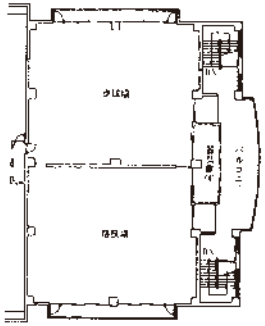

3階

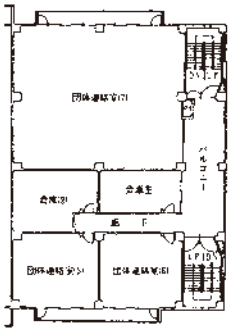

2階

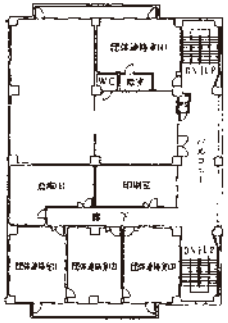

（面　　積）

（単位　m²）

| 区　　分 | 1　階 | 2　階 | 3　階 | 4　階 | 合　計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 体育場 | 814 | | | | 814 |
| 音楽練習室 | 49 | | | | 49 |
| 格技室 | | | | 179 | 179 |
| 卓球場 | | | | 186 | 186 |
| 団体連絡室（7室） | | 138 | 284 | | 422 |
| 器具庫・倉庫（6室） | 92 | 34 | 34 | 16 | 176 |
| 会議室 | | | 27 | | 27 |
| 印刷室 | | 27 | | | 27 |
| その他 | 250.23 | 208.11 | 62.11 | 41.10 | 561.55 |
| 計 | 1,205.23 | 407.11 | 407.11 | 422.10 | 2,441.55 |

○広島大学医学医学部自治会会則

第１章　総　　則

第１条　本会は，広島大学医学部自治会と称する。

第２条　本会の事務局は広島大学医学部内におく。

第３条　本会は，会員の自治精神の昂揚並びに，会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第４条　本会は本学部の学生を正会員とし，別に卒業生を会友とする。

第５条　本会は，医学部長を名誉顧問とし，顧問には本学部教職員の中より，本会役員が委託する。

第６条　本会はその目的達成のために次の機関をおく。

(1)　広島大学医学部自治総会

(2)　広島大学医学部自治会代議員会

(3)　広島大学医学部自治会役員会

第２章　自治会総会

第７条　自治会総会は最高の権限を有する議決機関である。

第８条　自治会総会は正会員によって構成される。

第９条　自治会総会は，正会員の３分の１以上の要請がある場合召集される。

第10条　自治会総会は，正会員の３分の１以上の出席によってのみ成立し，出席人数が正会員の３分の１を下回った時点で流会とする。また，その議決は出席者の過半数をもって議決される。

第11条　総会に際しては次の議員団３名を選出する。

(1)　議　長　　１名

(2)　副議長　　１名

(3)　書　記　　１名

第12条　自治会総会議長は議会の運営を総括し，副議長は議長を補佐するとともに，議長に事故ある時は，その任務を代行する。ただし議長は議決権を持たず，議決が２分した場合は議長に一任される。

第３章　代議員会

第13条　代議員会は自治会総会に次ぐ議決機関であって，代議員会の任務は次の通りである。

(1)　役員会又は代議員から選出された事項の議決を行う。

(2)　自治会の予算案並びに決算の承認，会計監査を行う。

(3)　自治会細則を定める。

(3)　自治会総会，代議員会での議事内容を広報する。必要な場合にはクラス討論を行う。

第14条　代議員会は，各学年の代表者および各学科の代表者によって構成される。また欠員が生じた場合にはただちに補充される。その選出に関しては細則を別に定める。

第15条　代議員会は次の場合に議長より召集される。

(1)　定例代議員総会(年１回)

(2)　役員会からの要請がある場合

第 16 条　代議員会の決議は，出席者の過半数をもって議決される。ただし，代議員の 2 分の 1 以上の出席を要する。

第 17 条　代議員会の議長は自治会長が，副議長は自治副会長がその職務を兼任する。

第 18 条　代議員会議長は議会の運営を総括し，副議長は議長を補佐すると共に，議長に事故ある時はその任務を代行する。ただし議長ならびに副議長は議決権を持たず，議決が 2 分した場合は，議長に一任される。

第 19 条　代議員の辞任においては，その選出母体の過半数の承認を得なければならない。

第 20 条　各代議員は，代議員議長に対してその選出母体の過半数の署名による罷免要求が提出された場合に罷免される。

第 4 章　　役　員　会

第 21 条　役員会は，自治会総会および代議員会の決定に従い，本会の活動を統轄し，執行する。

第 22 条　役員会は，定例代議員会に活動方針，予算案ならびに決算報告をしなければならない。

第 23 条　役員会は次の役員で構成される。

| | | |
|---|---|---|
| (1) | 自治会長 | 1 名 |
| (2) | 自治副会長 | 1 名 |
| (3) | 会計局長 | 1 名 |
| (4) | 広報局長 | 1 名 |
| (5) | クラブ運営局長名 | 1 名 |
| (6) | 庶務局長 | 1 名 |
| (7) | 第２５条に定める専門局の局長 | 1 名 |

第 24 条　自治会長は，本会の代用者にして運営全般を総括する。その選出に関しては細則を別に定める。

第 25 条　各役員は自治会長の任目によって決定される。この時，役員は代議員と兼任できない

第 26 条　自治副会長は自治会長を補佐し，自治会長に事故ある時は，これを代行する。

第 27 条　各局長は，必要に応じて局員を任命することができる。

第 28 条　自治会長が必要と認めた場合，新たな専門局を設置できる。

第 29 条　役員の任期は 5 月 1 日から翌年の 4 月 30 日までの 1 年とし，年度途中に選出された役員はその人気は次年度の 4 月 30 日までとする。但し，年度途中に役員会の解散が可決された場合は第 30 条に従う。

第 30 条　次の場合役員会は解散し，新たに自治会長を選出し役員会を構成しなければならない。

(1)　役員会不信任案が代議員会で可決されたとき

(2)　正会員の 2 分の 1 以上の署名による役員会リコール要求が自治総会もしくは代議員会に提出されたとき。

第 31 条　役員会の総辞職は，代議員会の承認を得なければならない。

第 5 章　　運動部・文化部

第 32 条　本会は第 3 条の目的達成のため，運動部および文化部を設け運営する。これに関する細則は別に定める。

第 6 章　　会　　計

第 33 条　本会の経費は，入会金，会費，寄付金，その他をもってこれに充てる。

第 34 条　会員は入会金を納付しなければならない。これに関する細則は別に定める。

第 35 条　臨時会費徴収のある場合は，第 16 条により徴収し得る。

第 36 条　本会の会計年度は 5 月 1 日に始まり翌年 4 月 30 日に終わる。

第 37 条　経費の保管および支出は会計局が掌り，自治会長がその責を負う。

第 38 条　会計報告は年 1 回会員に対して行われる。

第 7 章　　会則の改正

第 39 条　会則の改正は自治会総会の議決による。

○広島大学医学部自治会細則

第1章　自治会長選出

第1条　代議員会は自治会長の選出を管理する。

第2条　代議員会は4月15日までに自治会長選挙の公示をしなければならない。但し，役員会が総辞職又はリコールにより解散した場合は，その解散が決定した日から3日以内に自治会選挙の公示をしなければならない。

第3条　自治会長立候補者は医学部4年の正会員でなければならない。また，立候補者は公治から3日以内に代議員会に届け出なければならない。

第4条　公示から選挙までの期間を選挙運動期間とする。代議員会は，選挙運動期間中に立候補者の演説会を開くことができる。

第5条　自治会長選挙は公示から10日以内に行うものとする。自治会長選出は，代議員による無記名投票を行い，立候補者中の最高得票者を当選とする。尚，有効得票数が代議員数の過半数に達しない場合は，その投票は無効となり，新たに投票を行う。

第6条　自治会長立候補者が1名の場合は，代議員による信任投票を行い，有効投票数の過半数をもって新任する。尚，有効得票数が代議員数の過半数に達しない場合は，その投票は無効となり，新たに投票を行う。

第7条　自治会長立候補者のいない場合は再度公布する。

第8条　選挙運動に不正行為があるとみなされた立候補者は，その資格を失う。尚，その決定は代議員会が行う。

第2章　代議員選出

第9条　代議員の選出においては，その選出母体の過半数の承認を得なければならない。

第10条　代議員は会則第14条に基づき，次のものが選出される。

(1)　医学科，総合薬学科，保健学科の各学年から選出された学年代表者(各1名)

(2)　医学科，総合薬学科，保健学科の各学科から選出された学科代表者(各1名)

第11条　各学科代表者は，医学科4年，総合薬学科3年，保健学科3年の正会員でなければならない。その選出に関しては，上記の各学年がその選出母体であるとし，該当者がいない場合は，上記学年の代表者がそれぞれの学科代表者を兼任する。

第12条　会則19条，20条により新たに代議員の選出の必要があるときは，それが決定した日から3日以内に代議員の選出を行うものとする。

第3章　代議員会運営

第13条　代議員会会議案は，役員会あるいは1名以上の代議員によって，原則として次回代議員会の1週間前までに代議員会議長に提出されなければならない。

第14条　代議員議案は，代議員会に先立ち，提出理由を含めた議案説明会にかけることができる。

第15条　前条における議案説明会の運営は，代議員会議長が担当する。

第16条　代議員会議長が必要と認めた場合は，当日の議案提出も認める。

第17条　議案審議は，議案説明，意見，賛成・反対討論，議決の順に行われる。

第18条　修正動議は，2名以上の代議員がその旨を意思表示すれば，議案として検討の対象とする。

第19条　賛成・反対が過半数を超えない保留多数の場合は審議継続とする。

第4章　入　会　金

第20条　会則第34条により，医学科の会員については10,000円を，総合薬学科及び保健学科の会員については6,000円を，入会金として納付しなければならない。

○広島大学医学部自治会運動部および文化部細則

第１条　本細則は，広島大学医学部自治会会則第 32 条の規定に基づき，これを定める。

第２条　クラブ運営局は，局長ならびに局長から任命された局員により構成され，運動部・文化部の円滑な運営を図る。

第３条　クラブ運営局要は，必要に応じて，部の代表者を招集できる。

2.会議を，クラブ代表者会議とする。

3.クラブ代表者会議の議決には，部の代表者の過半数を必要とする。

4.部の代表者３名の署名があれば，クラブ代表者会議を招集することができる。

5.動向お買いの代表者は，クラブ代表会議に出席して意見を述べることはできるが，議決権を有しない。

第４条　部は原則として，次の条件を満たすものとする。

(1)　部員は，医学部の学年中２学年以上にわたり構成されていること。

(2)　部員数は，10 名以上であること。

(3)　本学部教職員の中より顧問を委託していること。

以上の要件を満たさない部は，各年度の初めに，クラブ運営局によって審査される。

第５条　部の新設は，同好会からの昇格によるものとする。

第６条　各部の支部新設・廃止・解散は，クラブ運営局に届け出て，承認を得なければならない。

第７条　運動部・文化部以外に同好会をおく。ただし，同好会は予算請求をすることができない。

第８条　同好会を新設するときは，所定の様式に次のものを添えて，クラブ運営局に届け出て，承認を得なければならない。

(1)　会員名簿

(2)　活動の目的

(3)　その他，同好会の活動内容を明らかにする諸資料

第９条　同好会が部に昇格を希望するときは，原則として次の条件を満たしたうえで，クラブ運営局の承認を経て，クラブ代表者会議で議決されるものとする。

(1)　１年以上活動を続けていること。

(2)　第４条における部としての条件を満たしていること。

第 10 条　各部・同好会は，代表者をおく。

第 11 条　各部・同好会は，自治会会則，本細則に矛盾しない範囲において，独自の規則を定めることができる。

第 12 条　各部・同好会は任意に部員(会員)を募集し，部費(会費)を徴収し得る。

第 13 条　各部・同好会は各年度初めに，クラブ運営局に次のものを提出しなければならない。

(1)　部員名簿(会員名簿)

(2)　活動実績報告書

(3)　決算書

(4)　年間の活動計画および予算案

第 14 条　前条の義務を怠った部は，当該年度の予算請求をすることができない。

第 15 条　西日本医科大学生体育連盟の評議員は，本自治会の正会員の中より，クラブ運営局が委託する。

第 16 条　本細則の改正はクラブ代表者会議の議決を必要とする。

# Ⅳ 職員・配置図

1　組織及び職員…… その他１
2　霞地区建物配置図…… その他４

# 1　組織及び職員

## 医学科

（2023.4.1現在）

| 研究室名 | 教　　授 | 准 教 授 | 講　　師 |
|---|---|---|---|
| 解剖学及び発生生物学 | 池上　浩司 | | |
| 神経生物学 | 相澤　秀紀 | | |
| 心臓血管生理医学 | | 石田　万里 | |
| 神経生理学 | 橋本　浩一 | 吉田　隆行 | |
| 分子細胞情報学 | 今泉　和則 | 齋藤 敦 | |
| | | 金本　聡自 | |
| 医化学 | 浅野　知一郎 | 中津　祐介 | |
| 神経薬理学 | 酒井　規雄 | 田中　茂 | |
| | | | 秀　和泉 |
| 分子病理学 | | | 仙谷　和弘 |
| 病理学 | 武島　幸男 | | AMATYA VISHWA JEET |
| ウイルス学 | 坂口　剛正 | 入江　　崇 | |
| 疫学・疾病制御学 | | | 秋田　智之 |
| | | | 杉山　文 |
| 公衆衛生学 | 久保　達彦 | ODGEREL Chimed-Ochir | |
| | | 田原　優 | |
| 法医学 | 長尾　正崇 | | |
| | 奈女良　昭 | | |
| 免疫学 | 保田　朋波流 | 河野　洋平 | |
| 消化器内科学 | 岡　志郎 | HAYES CLAIR NELSON | 三木　大樹 |
| | | 柘植　雅貴 | |
| 分子内科学 | 服部　登 | 岩本　博志 | 藤高　一慶 |
| | | | |
| 脳神経内科学 | 丸山　博文 | | 山崎　雄 |
| 精神神経医科学 | 岡本　泰昌 | 岡田　剛 | 淵上　学 |
| 小児科学 | 岡田　賢 | 川口　浩史 | |
| 外科学 | 高橋　信也 | 上村　健一郎 | |
| 消化器・移植外科学 | 大段　秀樹 | 田中　友加 | |
| | | 小林　剛 | |
| 脳神経外科学 | 堀江　信貴 | 山崎　文之 | |
| 整形外科学 | 安達　伸生 | 亀井　直輔 | |
| 皮膚科学 | 田中　暁生 | 髙萩　俊輔 | |
| 腎泌尿器科学 | 日向　信之 | | 林　哲太郎 |
| 視覚病態学 | 木内　良明 | 近間　泰一郎 | |
| | | 高　知愛 | |
| 耳鼻咽喉科学・頭頸部外科学 | 竹野　幸夫 | 上田　勉 | |
| 放射線診断学 | 粟井　和夫 | 中村　優子 | |
| 放射線腫瘍学 | | 村上　祐司 | |
| 産科婦人科学 | 工藤　美樹 | | 古宇　家正 |
| 麻酔蘇生科学 | 堤　保夫 | 佐伯　昇 | |
| 循環器内科学 | 中野　由紀子 | | 北川　知郎 |
| 救急集中治療医学 | 志馬　伸朗 | 大下　慎一郎 | |
| 医学教育学（医学教育センター） | 蓮沼　直子 | | |
| | | 茶山　弘美 | KIRK PAUL THOMSEN |

## 病院

（2023.4.1現在）

| 分野名 | 診療科名 | 教授 | 准教授 | 講師 |
|---|---|---|---|---|
| 医系総合診療科 | 総合内科・総合診療科 | 伊藤　公則 | 菅野　啓司 | 大谷　裕一郎 |
| | 感染症科 | 大毛　宏喜 | | |
| 脳・神経・精神診療科 | 脳神経内科 | | | 青木　志郎 |
| | | | | 祢津　智久 |
| | 脳神経外科 | | | 武田　正明 |
| | | | | 木下　康之 |
| | 精神科 | | | 倉田　明子 |
| | 脊椎・脊髄外科 | | | |
| 感覚器・頭頸部診療科 | 眼科 | | 廣岡　一行 | 原田　陽介 |
| | | | | |
| | 耳鼻咽喉科・頭頸部外科 | | | 濱本　隆夫 |
| | | | | 石野　岳志 |
| 呼吸器診療科 | 呼吸器内科 | | | |
| | 呼吸器外科 | | | |
| 循環器診療科 | 循環器内科 | | | |
| | 心臓血管外科 | | | 高崎　泰一 |
| 消化器診療科 | 消化器内科 | | | 芹川　正浩 |
| | | | | 中原　隆志 |
| | | | | 弓削　亮 |
| | | | | 河岡 友和 |
| | 消化器外科 | | | 浜井　洋一 |
| | 移植外科 | | | 井手　健太郎 |
| 内分泌代謝診療科 | 内分泌・糖尿病内科 | | | 大野　晴也 |
| | 乳腺外科 | | | |
| 造血器診療科 | 小児血液腫瘍科 | | | |
| | 血液内科 | | | |
| 皮膚・運動器診療科 | 皮膚科 | | | |
| | 整形外科 | | 中前　敦雄 | 中島　祐子 |
| | 形成外科 | | | |
| | 麻酔科 | | | 中村　隆治 |
| | | | | 近藤　隆志 |
| | リウマチ・膠原病科 | 平田　信太郎 | | |
| | リハビリテーション科 | 三上　幸夫 | | |
| 泌尿・生殖器診療科 | 腎臓内科 | 正木　崇生 | | |
| | 泌尿器科 | | | 稗田　圭介 |
| | 産科婦人科 | | | |
| 放射線診療科 | 放射線診断科 | | | 立神　史稔 |
| | 放射線治療科 | | | 西淵　いくの |
| 成育診療科 | 小児科 | | | |
| | 小児外科 | | | |
| 救急診療科 | 救急集中治療科 | | | |
| 化学療法診療科 | がん化学療法科 | | | 山内　理海 |
| 遺伝子診療科 | 遺伝子診療科 | 檜井　孝夫 | | |
| 中央診療施設 | 検査部 | | 茂久田　翔 | |
| | 手術部 | | 仁井内　浩 | 三好　寛二 |
| | 放射線部 | | | 谷　千尋 |
| | 輸血部 | | 藤井　輝久 | |
| | 高度救命救急センター | | | 太田　浩平 |
| | 病理診断科 | 有廣　光司 | | |
| | 集中治療部 | | | 東　真弓 |
| | 周産母子センター | | | 佐伯　勇 |
| | | | | |
| | 内視鏡診療科 | | | |
| | 透析内科 | | | |
| | 化学療法室 | | | |
| | がん治療センター | | 岡本　渉 | |
| | 心不全センター | | | |
| | スポーツ医科学センター | | | |
| | 未来医療センター | 吉村　健一 | | 亀井　豪器 |
| | | | | 味八木　茂 |
| | てんかんセンター | 飯田　幸治 | | |
| | 聴覚・人工聴覚機器センター | | | |
| | IBDセンター（炎症性腸疾患センター） | | | |
| | 漢方診療センター | 小川　恵子 | | |
| | 国際リンパ浮腫治療センター | | 吉田　周平 | |
| | 血液病診療センター | | | |
| | アレルギーセンター | | | |
| | 医療情報部 | 三原　直樹 | | |
| | 医療安全管理部 | 伊藤　英樹 | | |
| | | | | 渡谷　祐介 |
| | 広島臨床研究開発支援センター | 平田　泰三 | | |
| | 薬剤部 | 松尾　裕彰 | | |

## 保健学科

（2023.4.1現在）

| | 研究室名 | 教　　授 | 准 教 授 | 講　　師 | 助　　教 |
|---|---|---|---|---|---|
| 看護学 | 国際保健看護学 | 新福　洋子 | | | 陳　三妹 |
| | 健康情報学 | | | 恒松　美輪子 | |
| | 基礎看護開発学 | 折山　早苗 | 小澤　未緒 | | 新宮　美穂 |
| | 助産・母性看護開発学 | | | 藤本　紗央里 | |
| | 成人看護開発学 | 森山　美知子 | | | |
| | 小児看護開発学 | 祖父江　育子 | | | |
| | 精神保健看護開発学 | | | | 村上　真理 |
| | 周手術期・クリティカルケア開発学 | 田邊　和照 | | 寺本　千恵 | 澤渡　浩之 |
| | 地域保健看護開発学 | 中谷　久恵 | 菅井　敏行 | | |
| | 地域・学校看護開発学 | 川崎　裕美 | | | 山崎　智子 |
| | 老年・がん看護開発学 | | | | 藤田　麻理子 |
| 理学療法学 | スポーツリハビリテーション学 | 浦邉　幸夫 | 前田　慶明 | | 小宮　諒 |
| | | | | | 田城　翼 |
| | 生体構造学 | | | | 黒瀬　智之 |
| | 生体運動・動作解析学 | 高橋　真 | | | |
| | | | | | 石井　陽介 |
| | 生体機能解析制御科学 | 濱田　泰伸 | 関川　清一 | | |
| | 生態環境適応科学 | | | | 中川　慧 |
| | 運動器機能医科学 | 浦川　将 | 藤田　直人 | | |
| 作業療法学 | 生理機能情報科学 | | 宮崎　充功 | | 遠藤　加菜 |
| | 作業行動探索科学 | 宮口　英樹 | | 石附　智奈美 | |
| | 感覚運動神経科学 | 桐本　光 | | | |
| | 精神機能制御科学 | 岡村　仁 | | 金子　史子 | 齊田　和哉 |
| | 上肢機能解析制御科学 | 砂川　融 | | 車谷　洋 | 伊達　翔太 |
| | 老年・地域作業機能制御科学 | 花岡　秀明 | | | 和田　峰子 |
| 医系科学研究科(保) | 国際保健医療担当 | | RAHMAN MD MOSHIUR | | |
| | 国際災害看護担当 | | 加古　まゆみ | | |

## 2 霞地区建物配置図　住所　734-8553　広島市南区霞一丁目２-３　TEL（082）257- 5555

※講義室配置図は，その他 5～その他 12 ページを参照

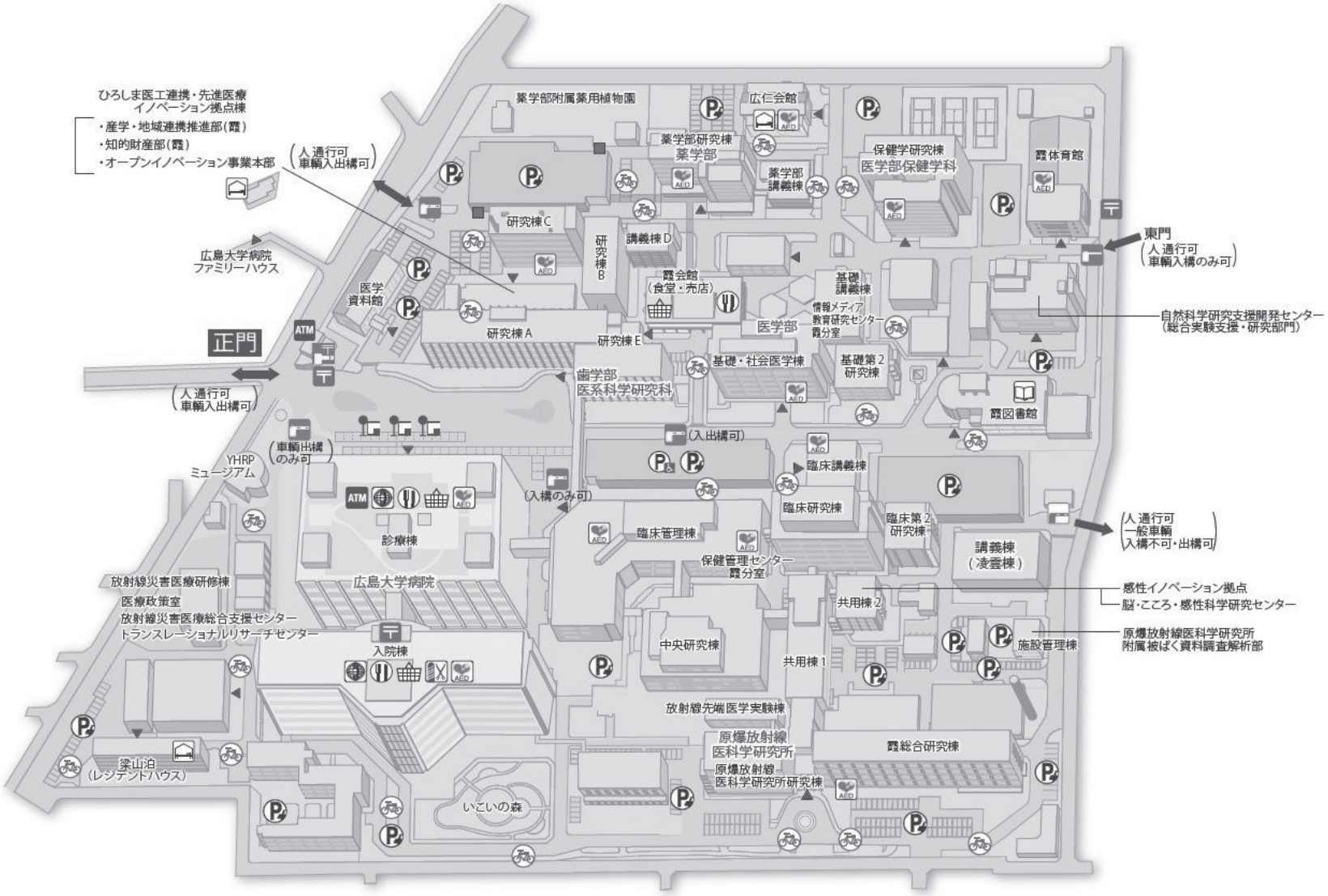

## 基礎講義棟　各階案内図

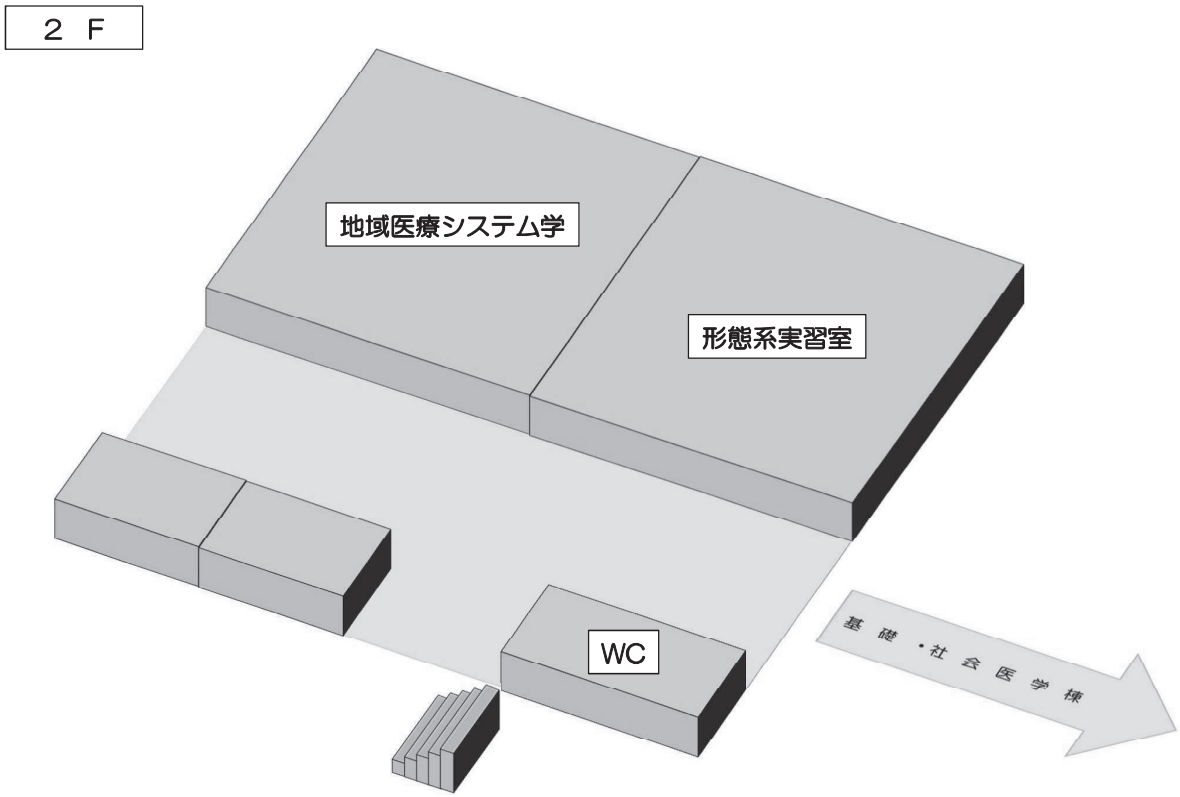
２　F
地域医療システム学
形態系実習室
WC
基 礎 ・社 会 医 学 棟

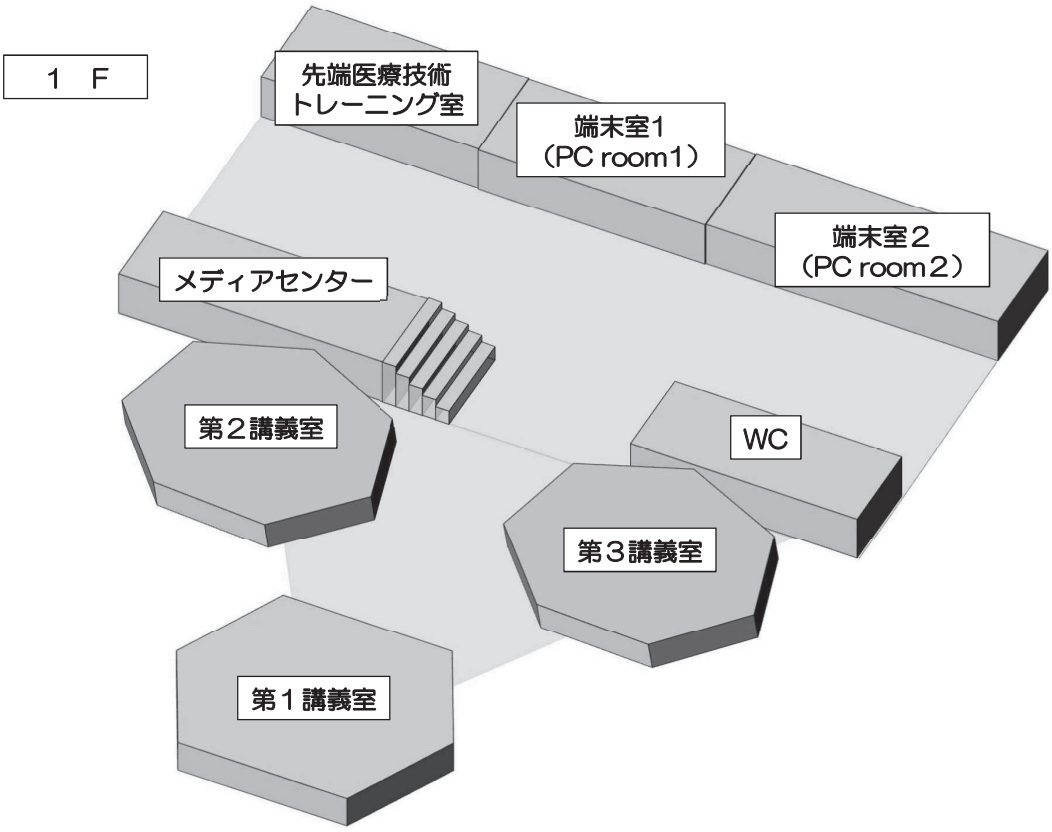
１　F
先端医療技術
トレーニング室
端末室1
（PC room1）
端末室２
（PC room２）
メディアセンター
第２講義室
WC
第３講義室
第１講義室

## 臨床講義棟　案内図

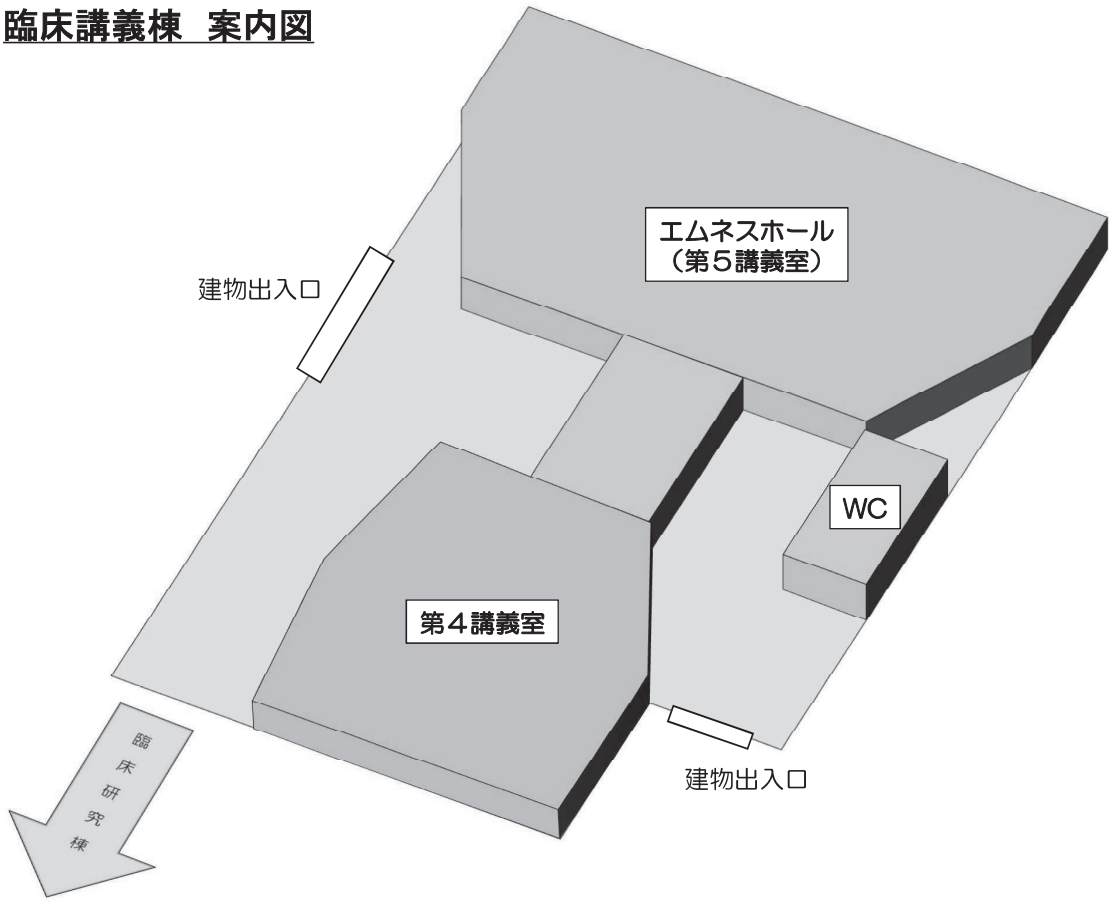


## 基礎・社会医学棟，基礎第２研究棟　研究室等配置図

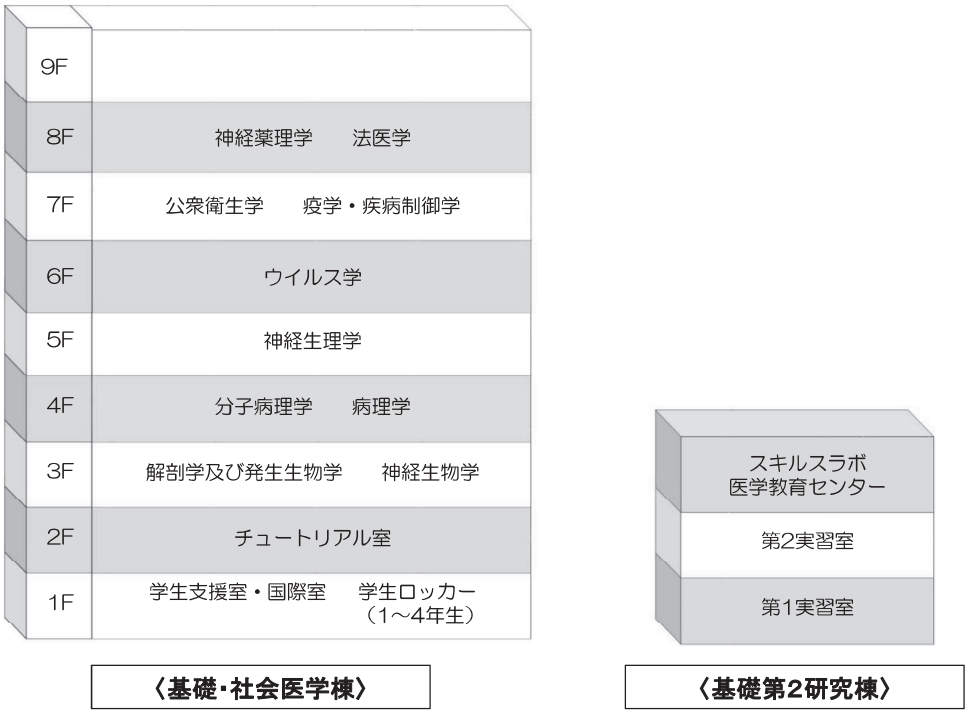

## 総合研究棟　研究室等配置図

## 中央研究棟　研究室等配置図

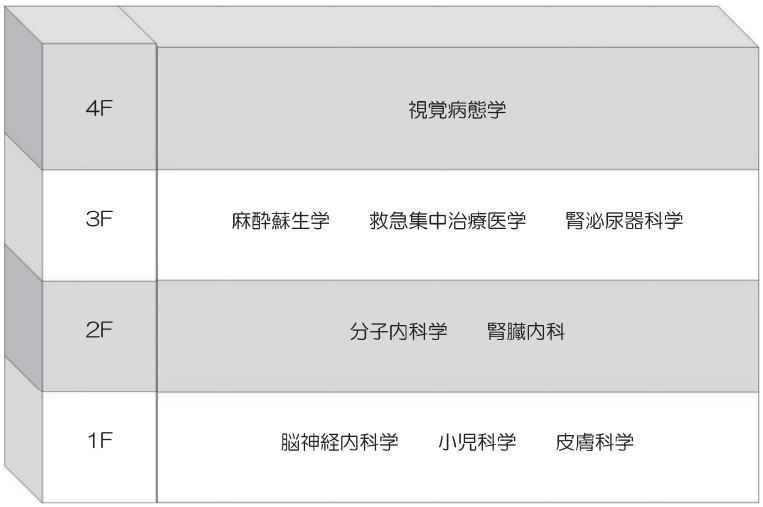

## 臨床研究棟　研究室等配置図

## 歯学部研究棟A　研究室等配置図

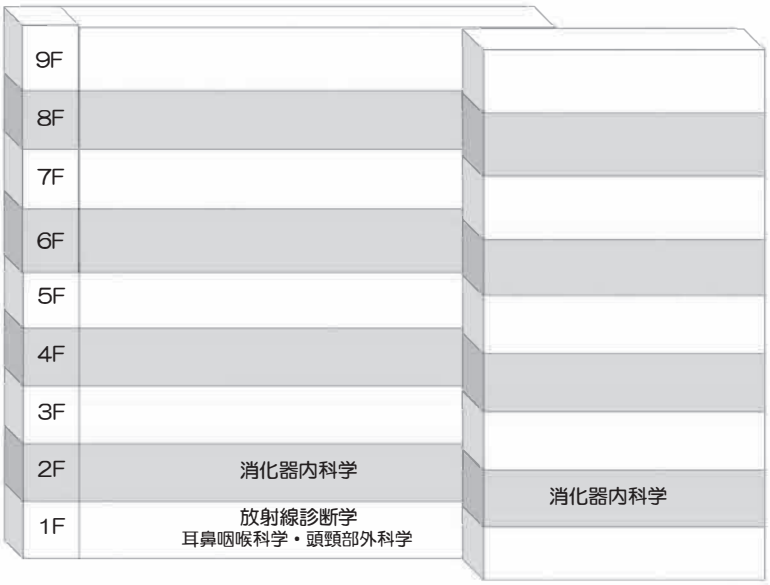

## 臨床管理棟　研究室等配置図

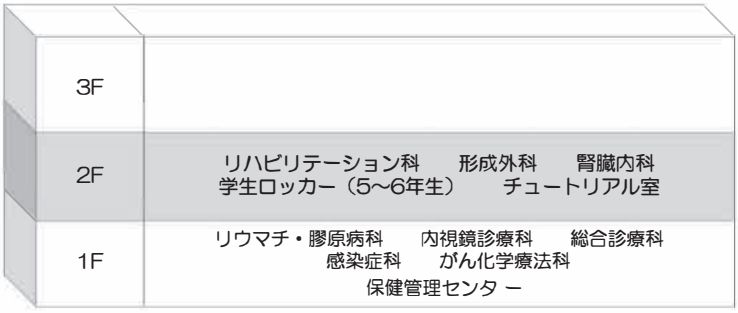

# 保健学科棟

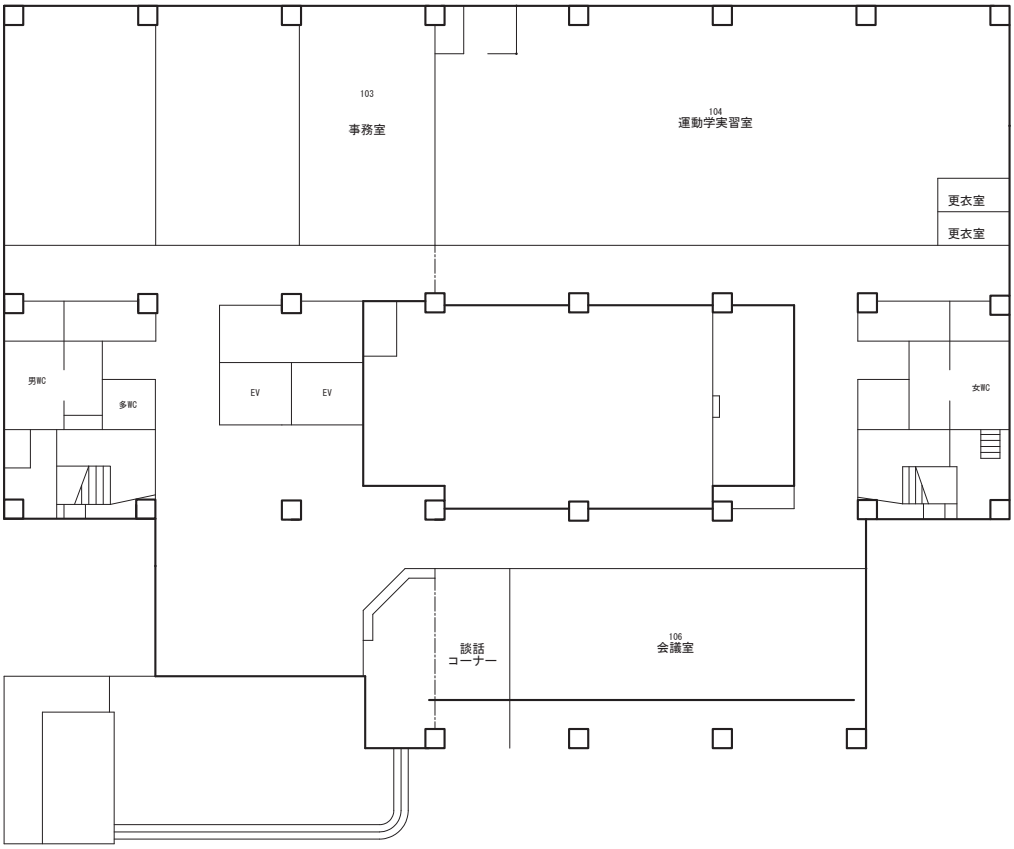
103
事務室
104
運動学実習室
更衣室
更衣室
男WC
多WC
EV
EV
女WC
談話
コーナー
106
会議室

1　階

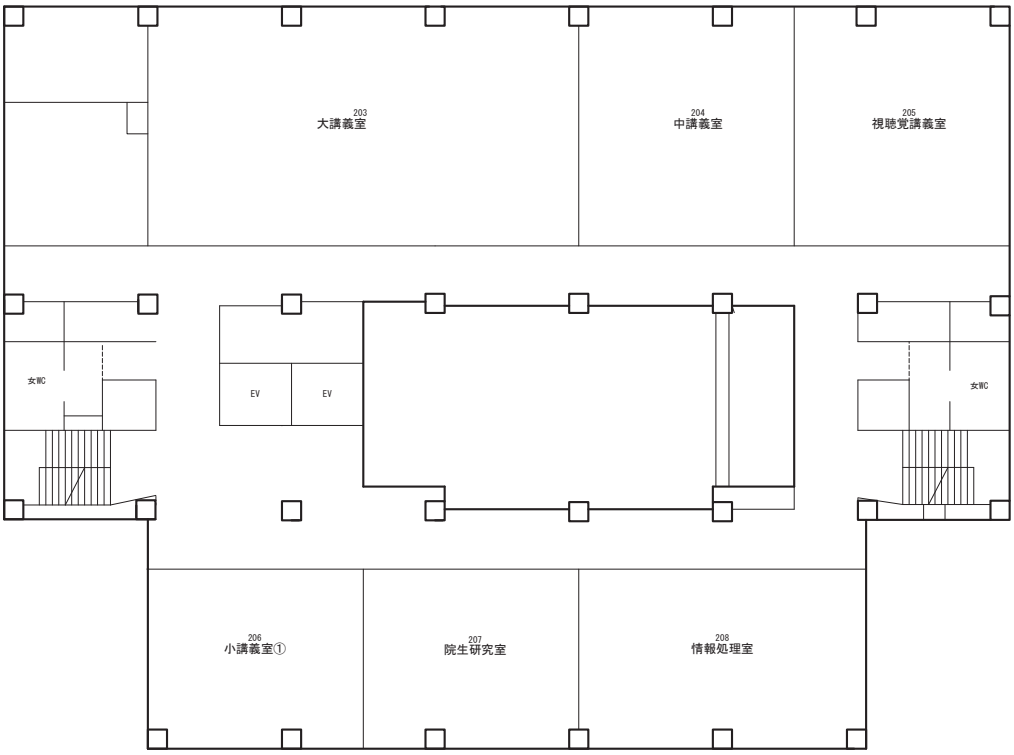
203
大講義室
204
中講義室
205
視聴覚講義室
女WC
EV
EV
女WC
206
小講義室①
207
院生研究室
208
情報処理室

2　階

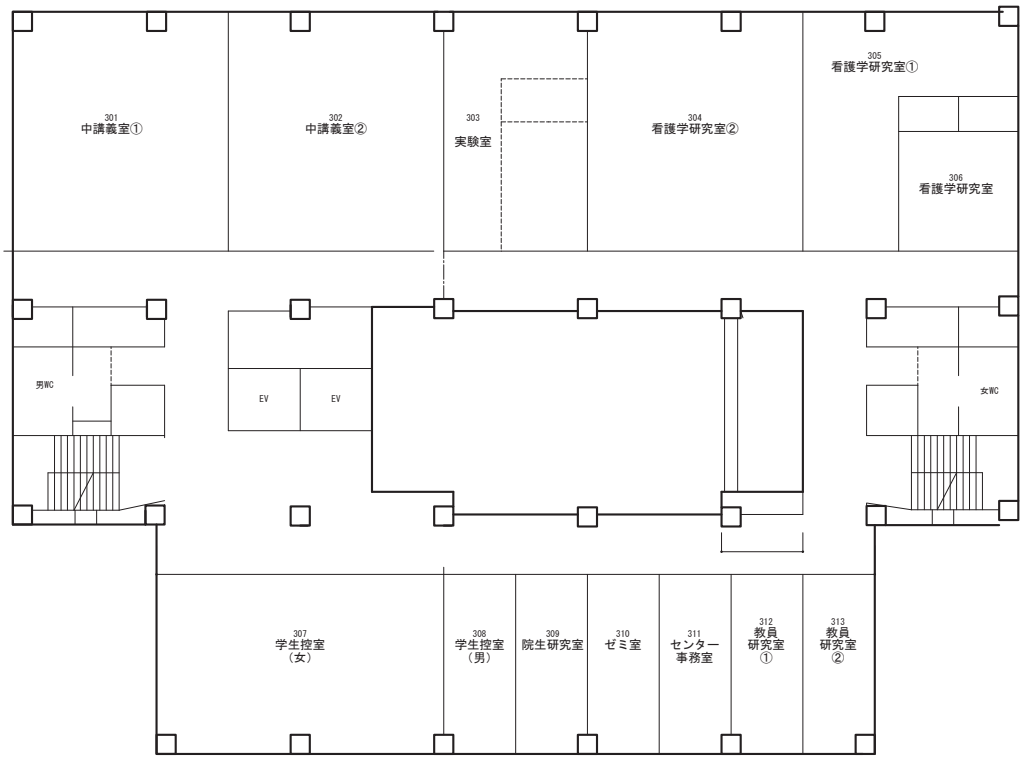
301
中講義室①
302
中講義室②
303
実験室
304
看護学研究室②
305
看護学研究室①
306
看護学研究室
男WC
EV
EV
女WC
307
学生控室
（女）
308
学生控室
（男）
309
院生研究室
310
ゼミ室
311
センター
事務室
312
教員
研究室
①
313
教員
研究室
②

3　階

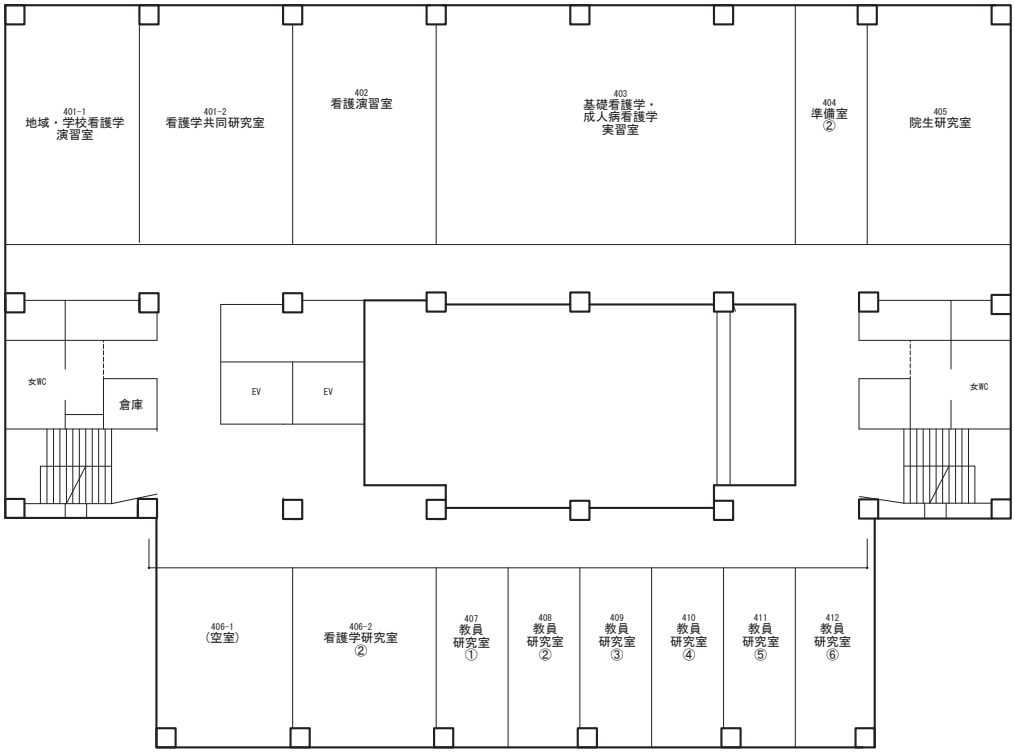
401-1
地域・学校看護学
演習室
401-2
看護学共同研究室
402
看護演習室
403
基礎看護学・
成人病看護学
実習室
404
準備室
②
405
院生研究室
女WC
倉庫
EV
EV
女WC
406-1
（空室）
406-2
看護学研究室
②
407
教員
研究室
①
408
教員
研究室
②
409
教員
研究室
③
410
教員
研究室
④
411
教員
研究室
⑤
412
教員
研究室
⑥

4　階

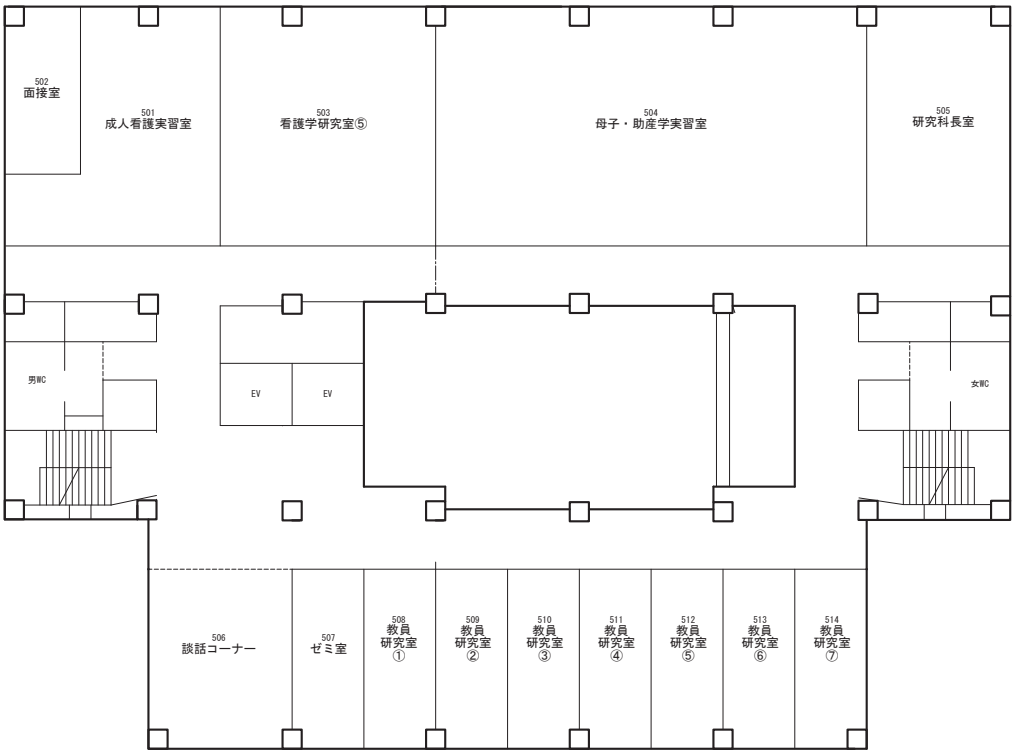
502
面接室
501
成人看護実習室
503
看護学研究室⑤
504
母子・助産学実習室
505
研究科長室
男WC
EV
EV
女WC
506
談話コーナー
507
ゼミ室
508
教員
研究室
①
509
教員
研究室
②
510
教員
研究室
③
511
教員
研究室
④
512
教員
研究室
⑤
513
教員
研究室
⑥
514
教員
研究室
⑦

5　階

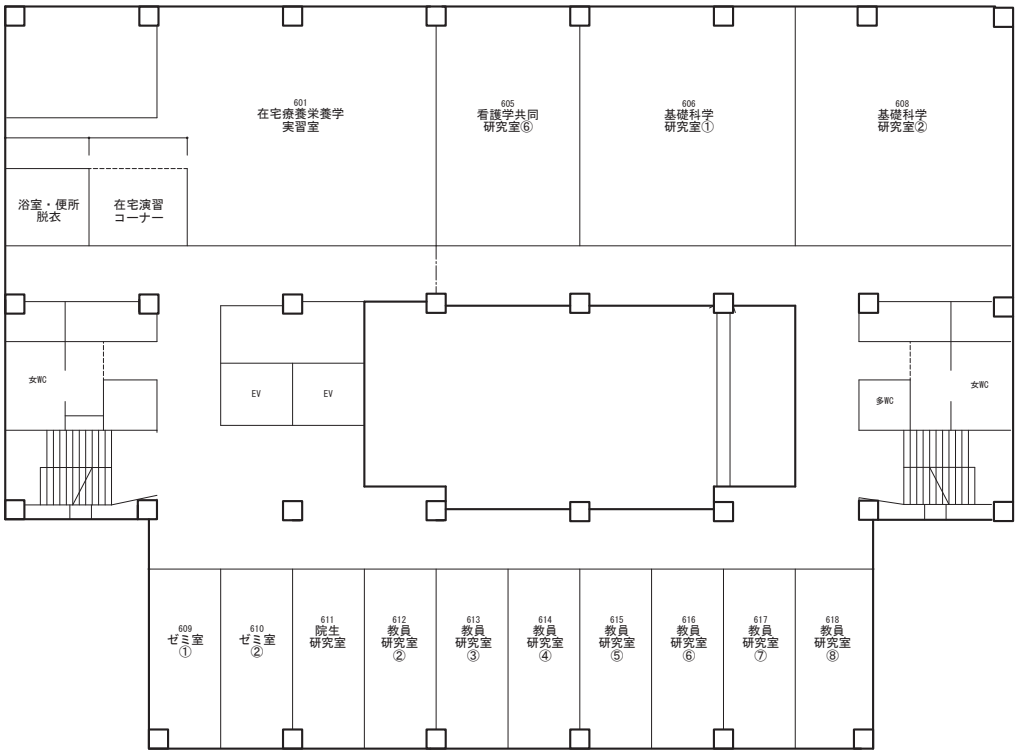
601
在宅療養栄養学
実習室
605
看護学共同
研究室⑥
606
基礎科学
研究室①
608
基礎科学
研究室②
浴室・便所
脱衣
在宅演習
コーナー
女WC
EV
EV
多WC
女WC
609
ゼミ室
①
610
ゼミ室
②
611
院生
研究室
612
教員
研究室
②
613
教員
研究室
③
614
教員
研究室
④
615
教員
研究室
⑤
616
教員
研究室
⑥
617
教員
研究室
⑦
618
教員
研究室
⑧

6　階

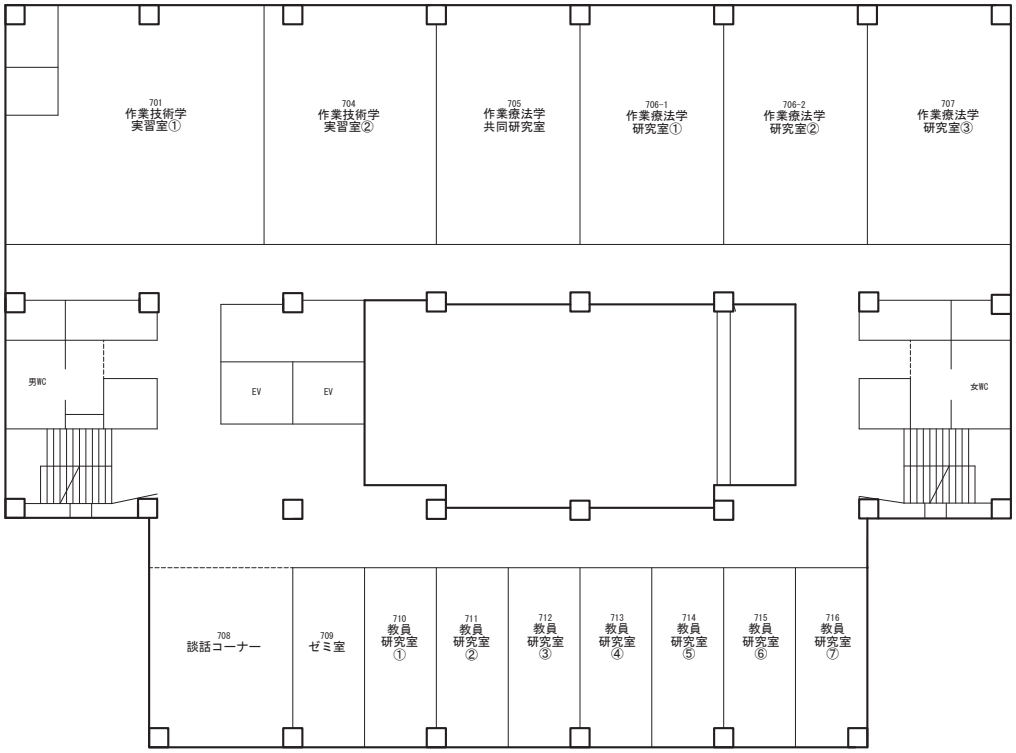
701
作業技術学
実習室①
704
作業技術学
実習室②
705
作業療法学
共同研究室
706-1
作業療法学
研究室①
706-2
作業療法学
研究室②
707
作業療法学
研究室③
男WC
EV
EV
女WC
708
談話コーナー
709
ゼミ室
710
教員
研究室
①
711
教員
研究室
②
712
教員
研究室
③
713
教員
研究室
④
714
教員
研究室
⑤
715
教員
研究室
⑥
716
教員
研究室
⑦

# 7　階

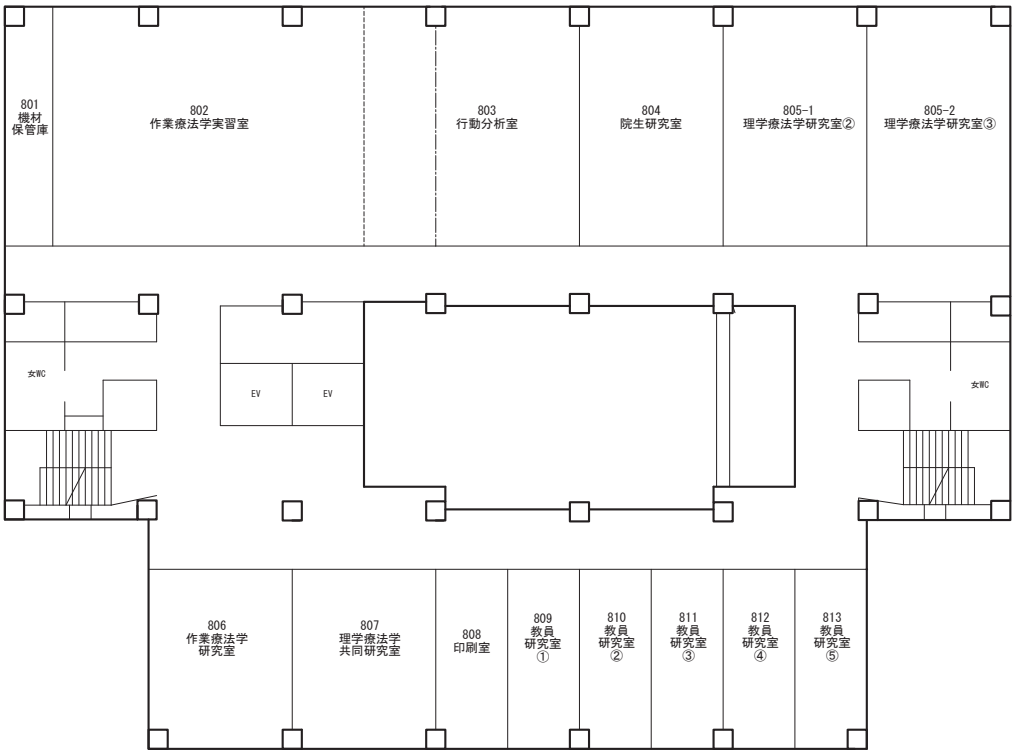
801
機材
保管庫
802
作業療法学実習室
803
行動分析室
804
院生研究室
805-1
理学療法学研究室②
805-2
理学療法学研究室③
女WC
EV
EV
女WC
806
作業療法学
研究室
807
理学療法学
共同研究室
808
印刷室
809
教員
研究室
①
810
教員
研究室
②
811
教員
研究室
③
812
教員
研究室
④
813
教員
研究室
⑤

# 8　階

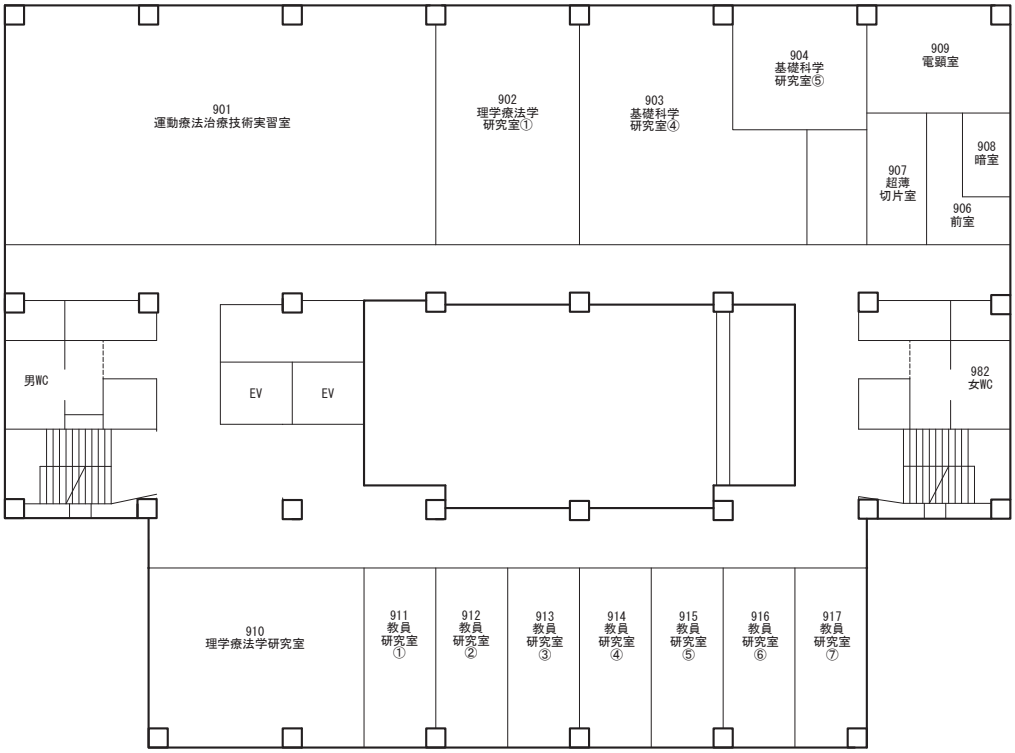
901
運動療法治療技術実習室
902
理学療法学
研究室①
903
基礎科学
研究室④
904
基礎科学
研究室⑤
909
電顕室
907
超薄
切片室
908
暗室
906
前室
男WC
EV
EV
982
女WC
910
理学療法学研究室
911
教員
研究室
①
912
教員
研究室
②
913
教員
研究室
③
914
教員
研究室
④
915
教員
研究室
⑤
916
教員
研究室
⑥
917
教員
研究室
⑦

# 9　階

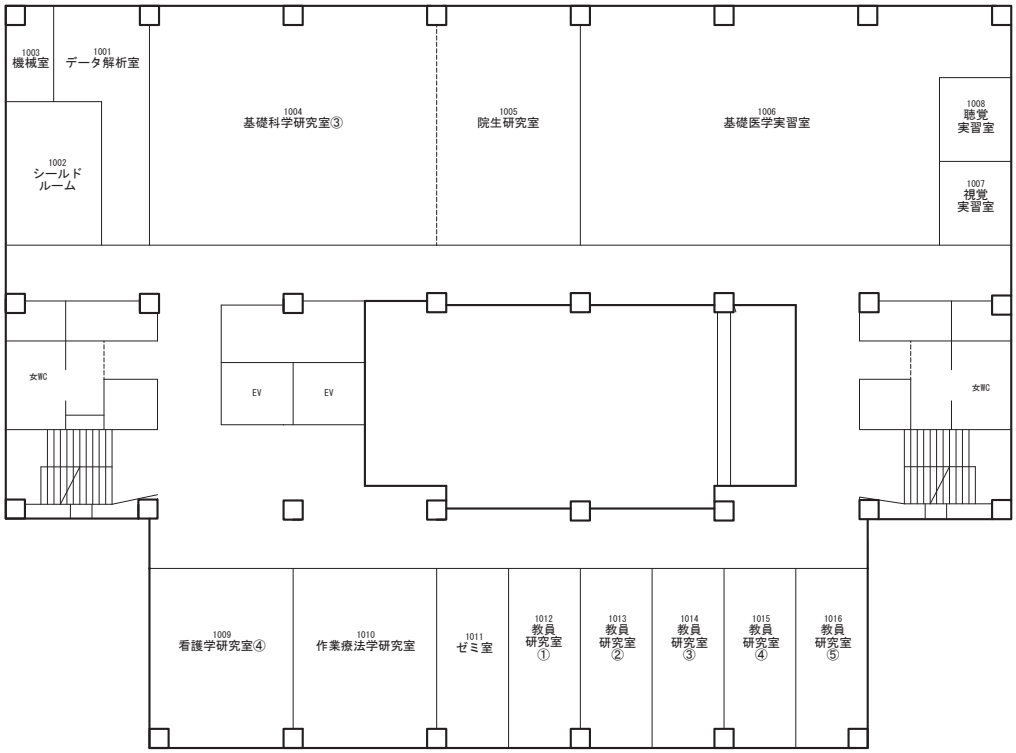
1003
機械室
1001
データ解析室
1002
シールド
ルーム
1004
基礎科学研究室③
1005
院生研究室
1006
基礎医学実習室
1008
聴覚
実習室
1007
視覚
実習室
女WC
EV
EV
女WC
1009
看護学研究室④
1010
作業療法学研究室
1011
ゼミ室
1012
教員
研究室
①
1013
教員
研究室
②
1014
教員
研究室
③
1015
教員
研究室
④
1016
教員
研究室
⑤

# 10　階